



COLORS  
FUTURE!  
ACTIONS  
KAWASAKI 100th

令和 6（2024）年度  
大気・水環境対策の取組  
（令和 5（2023）年度の実績）

令和 7（2025）年 3 月発行

川 崎 市

# 目 次

1	川崎市大気・水環境計画	1
(1)	計画の位置づけ及び対象	1
(2)	計画期間	1
(3)	目標	1
(4)	施策の構成と体系	4
(5)	取組推進イメージ	7
(6)	基本施策と目標・指標の関係	8
2	令和5(2023)年度の実績	9
(1)	目標の達成状況	9
(2)	リーディングプロジェクト	18
(3)	基本施策ごとの取組状況	27
	基本施策I-1 大気や水などの環境保全	27
	①大気環境に係る事業所等の監視・指導	27
	②水環境に係る事業所等の監視・指導	40
	③大気環境に係るモニタリングの実施	50
	④水環境に係るモニタリングの実施	77
	⑤苦情相談及び緊急時等への対応	111
	⑥大気や水などの生活環境保全に係る取組の実施	115
	基本施策II-1 環境配慮意識の向上	117
	①大気や水辺に親しむ取組の推進	117
	②環境教育・環境学習の推進	118
	③効果的な情報発信の推進	119
	基本施策II-2 多様な主体との協働・連携	125
	①市民協働・連携の取組	125
	②広域連携等の推進	126
	③優れた環境技術の活用による国際貢献に向けた連携の推進	129
	基本施策II-3 事業者の自主的な取組の促進	134
	①交通環境配慮行動の促進	134
	②事業者の自主的な取組の支援	136
	③事業者との情報共有の促進	137
	基本施策II-4 環境影響の未然防止	138
	①化学物質の適正管理と理解の促進	138
	②環境影響の低減に向けた取組	147
	③環境影響の低減に向けた調査研究	153
(4)	地域の特性を踏まえた取組	160

## 参考資料

I 事業執行関係資料	164
II 統計資料等	166
1 大気汚染関係資料	166
2 水質汚濁関係資料	172
3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出状況	177
4 騒音規制法関係資料	178
5 振動規制法関係資料	179
6 騒音振動関係環境基準等	180
7 土壌汚染関係資料	183
8 公害防止管理者等選任届出状況	201
9 環境行動事業所一覧	202
10 公害苦情関係資料	203
11 法令等に基づく改善指導の状況	208
12 法令等に基づく改善命令、停止命令等	208
13 水質事故関係資料	209
14 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の運用実績	210
III 環境用語解説（50音順）	217

### 「川崎市の大気・水環境」の発行について

川崎市の公害の現状と対策については、昭和43(1968)年から「川崎市の公害」として刊行してきましたが、昭和59(1984)年度には内容を充実し、名称を「川崎市公害白書」としてきました。さらに、平成9(1997)年度の機構改革により環境局となったことを期に、「環境局事業概要（公害編）」として発行しており、川崎市の公害対策分野における年次報告としての側面も担ってきました。

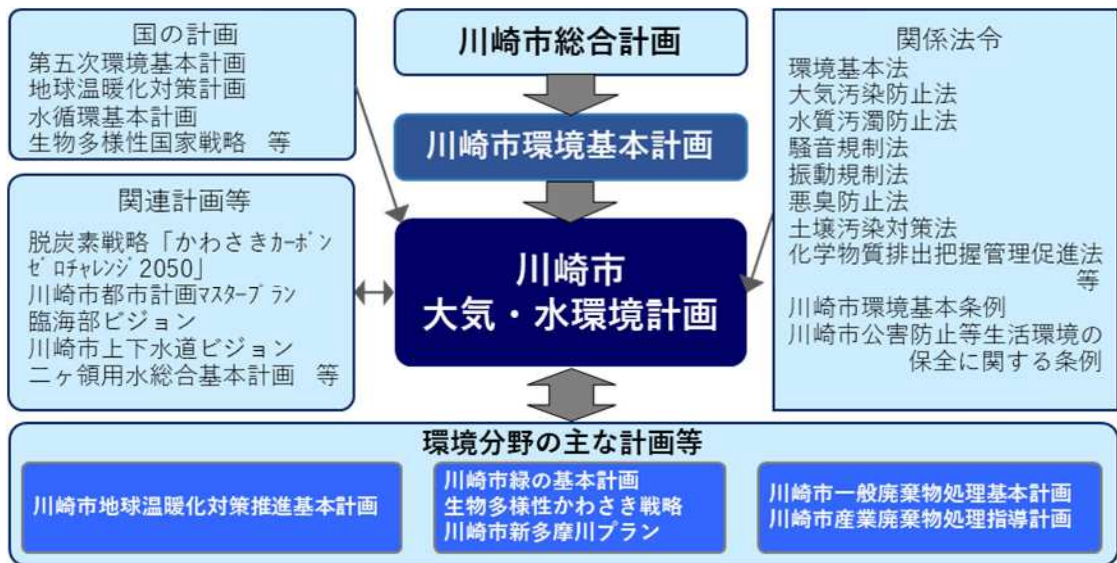
令和3（2021）年2月の川崎市環境基本計画の改定及び令和4（2022）年3月の川崎市大気・水環境計画の策定を機に、大気や水などの施策の取組状況は、大気・水環境計画年次報告書としてとりまとめた上で、かわさき環境白書（環境基本計画年次報告書）に掲載しています。環境局事業概要（公害編）についても、今後の在り方を検討し、大気・水環境計画年次報告書に掲載される各種環境データや施策の取組実績の詳細を補完する役割を担うものとして、令和4（2022）年度から一部、内容の整理・見直しを行い、令和5（2023）年度からは、これまでの大気や水環境対策等の取組や歴史をまとめた「かわさきの大気・水環境のあゆみ」と大気や水環境等の年度ごとの取組や環境データをまとめた「大気・水環境対策の取組」から構成する、Web版冊子「川崎市の大気・水環境」へと再編しました。

## 1 川崎市大気・水環境計画

### (1) 計画の位置づけ及び対象

#### ア 位置づけ

川崎市総合計画で定めるめざす都市像「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまちかわさき」を環境面から実現していく役割を担い、環境行政を総合的かつ計画的に推進するための基本指針である環境基本計画が掲げる環境要素のうち、本計画では大気や水などの環境保全分野の考え方や目標、施策体系、具体的な取組を示し、施策の推進を図るとともに、環境基本計画が取組を推進する分野のうち、大気や水などの環境保全分野を担う「個別計画」として位置づけています。



#### 位置づけ

### (2) 計画期間

令和4（2022）年度から令和12（2030）年度まで

### (3) 目標

#### ア 本計画が目指すもの

本計画では、環境基本計画における「大気や水などの環境保全」の目標「大気や水などのきれいさや安全性を守るとともに、化学物質による環境リスクを低減させるなど、更なる地域環境の改善をめざす」の実現に向け、市民や事業者の連携・協力・参加を促進することで、より良い環境づくりを共に進めていく必要があります。そのため、大気や水などの環境保全分野における考え方や目標、具体的な施策等を体系的に分かりやすくとりまとめ、**だれもが、健全で良好な大気や水などの環境を育み、将来にわたり安心して快適に暮らせるまちの実現**をめざしています。

イ 目標

(ア) 大気環境のめざす状況

大気環境は、これまでの法律や条例に基づく取組などにより大幅に改善しているものの、二酸化窒素は対策目標値（環境基準）の下限値の達成までには至っておらず、微小粒子状物質（PM2.5）は環境基準に近い濃度で推移しており、光化学スモッグ注意報は毎年発令されている状況にあるため、「二酸化窒素濃度の更なる低減」、「PM2.5濃度の更なる低減」、**光化学スモッグ注意報発令0日に向けて「光化学オキシダント高濃度の低減」**を主なものとして、各種取組を推進することで**大気環境全体の負荷の低減**をめざします。

大気環境のめざす状況

目標	成果指標	策定時の値 [R2年度]	目標 [R12年度]
●二酸化窒素の対策目標値（環境基準）下限値（0.04ppm）の達成	二酸化窒素の対策目標値（環境基準）下限値（0.04ppm）以下を達成した測定局の割合	58.8%	77.8%
●PM2.5の環境基準の達成維持	PM2.5の環境基準を達成した測定局の割合	100%	100%
●光化学スモッグ注意報発令0日	光化学スモッグ注意報の発令日数	2日	0日
●光化学オキシダント高濃度の低減	光化学オキシダント環境改善評価指標値	0.0106 ppm	0.0103 ppm

(イ) 水気環境のめざす状況

水環境は、これまでの法律や条例に基づく監視・指導により大幅に改善し、河川の生物化学的酸素要求量（BOD）は全地点で環境基準値に適合し、海域の化学的酸素要求量（COD）は運河部で環境基準値に適合しています。しかし、近年、海域のCODは上昇傾向が見られるため、引き続き**環境基準値の適合**をめざすとともに、河川水質の更なる改善に向けた生活排水対策等の推進や、海域の水質改善に向けた汚濁原因の調査研究及び広域連携の取組を推進します。また、**水質と生息する水生生物の関係を利用して、「きれいな水」の指標**となる魚類の生息地点数から水質改善の程度を市民に知ってもらうことなど、水環境の構成要素である**水量、水質、水生生物、水辺地**を総合的に捉えた**施策を関係機関と連携して推進**し、より良い水環境をめざします。

水環境のめざす状況

目標	成果指標	策定時の値 [R2年度]	目標 [R12年度]
●河川のBOD及び運河部のCODの環境基準値適合	河川のBOD及び運河部のCODの環境基準値の適合地点の割合	100%	100%
●「きれいな水」の指標魚種の生息地点の増加	「きれいな水」の指標魚種の生息地点の割合	75%	100%

(ウ) 化学物質対策のめざす状況

市内における化学物質の環境への排出量は、事業者の努力などにより大幅に削減されていますが、近年、削減が鈍化傾向であり、また、取り扱っている化学物質の種類及び量が多いことから、今後も、**第一種指定化学物質の総排出量を増加させない**よう、排出量抑制に向けた取組の促進を図ります。また、化学物質による環境リスクの低減に向けて、**事業者による自主的な取組を促進し、個々の化学物質の環境リスクを考慮した適正管理に係る施策を推進**します。さらに、化学物質による環境リスクに関する情報共有等に向けた環境・リスクコミュニケーションに係る施策を推進するなど、市民や事業者等の理解を促進します。

**化学物質対策のめざす状況**

目標	成果指標	策定時の値 [R元年度] ※	目標 [R11年度]
●市内のPRTR対象事業所から排出される化学物質の総排出量の維持又は低減	PRTR対象事業所から排出される第一種指定化学物質の総排出	965 t	965 t 以下

※令和元年度の排出量は、令和2年に事業者から届出されたものを、国が集計し令和3年に公表

(エ) 市民実感のめざす状況

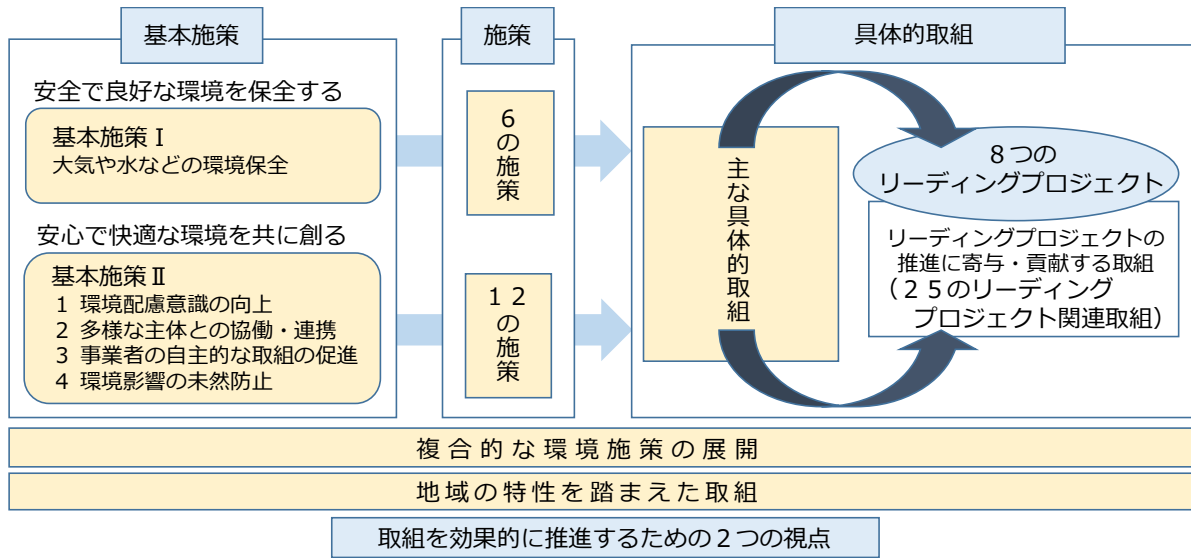
大気や水などの環境は大きく改善した一方で、市民の満足度は必ずしも高くなく、大気や水などの環境については特段の関心も示していないことから、更なる環境負荷の低減を図るとともに、世代ごとに合わせた分かりやすい情報発信や、身近な環境に親しむ取組などを通じて関心を高め、市民参加を促し、環境配慮意識や環境が良好であるという実感の向上を図ります。

**市民実感のめざす状況**

目標	成果指標	策定時の値 [R2年度]	目標 [R12年度]
●大気や水などの環境が良好であるという市民実感の向上	市内の空気や川、海のきれいさの満足度（かわさき市民アンケート「生活環境の満足度」）	52.9%※	55.0%

※「満足している」「まあ満足している」の合計の過去5年間の平均値

(4) 施策の構成と体系  
ア 基本施策の構成



施策の構成図





















































イ 施策体系

**目 標**

- 二酸化窒素の対策目標値（環境基準）下限値（0.04ppm）の達成
- PM2.5の環境基準の達成維持
- 光化学スモッグ注意報0日
- 光化学オキシダント高濃度の低減

本計画がめざすもの

だれもが、健全で良好な大気や水などの環境を育み、将来にわたり安心して快適に暮らせるまちの実現

	基本施策	施策	
基本施策の方向性Ⅰ 安全で良好な環境を保全する	<p><b>基本施策Ⅰ-1 大気や水などの環境保全</b></p> <p><b>【環境保全の基盤となる取組】</b></p> <p>環境基準の達成・維持などのため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、土壌汚染対策法などの法律や市条例に基づく事業所等の監視・指導や環境モニタリング、苦情相談への対応等に引き続き取り組むとともに、緊急時に適切な対応を行う。</p> 	<p>① 大気環境に係る事業所等の監視・指導 </p> <p>② 水環境に係る事業所等の監視・指導 </p> <p>③ 大気環境に係るモニタリングの実施 </p> <p>④ 水環境に係るモニタリングの実施 </p> <p>⑤ 苦情相談及び緊急時等への対応    </p> <p>⑥ 大気や水などの生活環境保全に係る取組の実施  </p>	
	基本施策の方向性Ⅱ 安全で快適な環境を共に創る	<p><b>基本施策Ⅱ-1 環境配慮意識の向上</b></p> <p>市民の環境配慮意識の向上を図り、環境配慮行動の促進により更なる環境負荷の低減をめざす。また、情報発信の手法や内容を広報の対象となる世代ごとに分かりやすく整理し、効果的な情報発信や環境教育を推進するなど情報を適切に伝えることで実感の向上を図る。</p> 	<p>① 大気や水辺に親しむ取組の推進   </p> <p>② 環境教育・環境学習の推進    </p> <p>③ 効果的な情報発信の推進    </p>
		<p><b>基本施策Ⅱ-2 多様な主体との協働・連携</b></p> <p>市民が大気や水などの環境について関心を持てるよう、市民や市民団体と協働・連携する取組を推進する。また、光化学オキシダント、PM2.5等の大気汚染や海域の水質などの広域的な課題を解決するため、近隣自治体との広域連携や、事業者・学術機関との連携を強化する。</p> 	<p>① 市民協働・連携の取組    </p> <p>② 広域連携等の推進    </p> <p>③ 優れた環境技術の活用による国際貢献に向けた連携の推進   </p>
		<p><b>基本施策Ⅱ-3 事業者の自主的な取組の促進</b></p> <p>環境負荷の更なる低減を図るため、事業者の自主的な取組を促進する。また、率先して環境配慮に取り組む事業者を支援する。</p> 	<p>① 交通環境配慮行動の促進 </p> <p>② 事業者の自主的な取組の支援   </p> <p>③ 事業者との情報共有の促進   </p>
	<p><b>基本施策Ⅱ-4 環境影響の未然防止</b></p> <p>人の健康や環境への悪影響を未然に防ぐことをめざすため、環境影響を低減する取組を推進する。また、市民・事業者がお互い環境に対する正しい認識を持つよう情報共有を図る。</p> <div style="text-align: center;">  <p>リスク = 有害性 × 脆弱性</p> </div>	<p>① 化学物質の適正管理と理解の促進  </p> <p>② 環境影響の低減に向けた取組    </p> <p>③ 環境影響の低減に向けた調査研究   </p>	

<p><b>水</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●河川のBOD及び連河部のCODの環境基準適合</li> <li>●「きれいな水」の指標魚種の生息地点の増加</li> </ul>	<p><b>化学物質</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市内のPRTR対象事業所から排出される化学物質の総排出量の維持又は低減</li> </ul>	<p><b>市民実感</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大気や水などの環境が良好であるという市民実感の向上</li> </ul>
<p>主な具体的取組</p>		<p>取組を効果的に推進するための2つの視点</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気環境に係る法律や市条例等に基づく立入調査</li> <li>・大気環境に係る法律や市条例等に基づく届出等の審査・指導</li> <li>・石綿（アスベスト）飛散防止対策に係る届出等の審査・指導</li> <li>・水環境に係る法律や市条例等に基づく立入調査</li> <li>・水環境に係る法律や市条例等に基づく届出等の審査・指導</li> <li>・土壤汚染に係る届出等の審査・指導</li> <li>・大気環境の監視</li> <li>・光化学オキシダントに係る監視</li> <li>・河川、海域の水質調査</li> <li>・地下水質の監視</li> <li>・精密水準測量による地盤沈下量の監視</li> <li>・騒音、振動に係る苦情相談対応</li> <li>・悪臭、ばい煙、粉じん等に係る苦情相談対応</li> <li>・事故時の対応</li> <li>・災害時の対応</li> <li>・水処理センターの高度処理化の推進</li> <li>・合流式下水道の改善の推進</li> <li>・下水道利用の促進</li> <li>・河川改修事業の推進</li> </ul>		<p>複合的な環境施策の展開</p> <p>地域の特性を踏まえた取組</p>
<p>●水辺の親しみやすさ調査を活用した環境配慮意識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水辺に親しめる河川環境整備の推進</li> <li>・水環境に係る調査及び普及啓発（河川の生物調査など）</li> <li>・大気を身近に感じる環境調査等の取組の推進</li> </ul>		<p>主要な環境分野</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○脱炭素化</li> <li>○自然共生</li> <li>○資源循環</li> </ul>
<p>●環境シビックプライドの醸成による環境配慮行動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水辺に親しむイベント等の実施</li> <li>・地域環境リーダーの育成</li> <li>・「エコシティたかつ」推進事業の取組</li> <li>・多様な世代に合わせた情報発信</li> <li>・地域ごとの取組や環境データの情報発信</li> <li>・情報発信等による次世代自動車の普及促進</li> <li>・自転車の活用に向けた取組の推進</li> </ul>		<p>地域区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○南部</li> <li>○中部</li> <li>○北部</li> </ul>
<p>●市民創発型の地域環境改善に向けた「自分ごと化」の推進</p> <p>●市民参加型の大気を身近に感じる機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑のボランティアなどの活動支援</li> <li>・ごみの減量化・資源化の推進に向けた取組</li> <li>・他自治体連携による取組</li> <li>・国、自治体等が連携した東京湾の環境調査</li> <li>・新多摩川プランにおける市民や流域自治体との協働・連携</li> <li>・国際的な環境保全活動への支援・連携</li> <li>・環境関連ビジネスの創出及び海外展開の支援</li> </ul>		<p>大気や水などの環境に影響する施策との連携</p>
<p>●次世代自動車のインフラ環境整備に向けた事業者連携による取組</p> <p>●EVカーシェアリングを活用した交通行動変容に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市バス車両の脱炭素に向けた取組の推進</li> <li>・エコ運搬制度の運用</li> <li>・工場・事業場の自主的取組を促す取組の推進（環境行動事業所制度の運用）</li> <li>・VOC等排出削減に向けた取組の推進（事業者等の排出状況の把握及び自主的削減取組の支援）</li> <li>・中小企業への円滑な資金供給等の推進</li> <li>・脱炭素化に向けたエコ化支援の推進</li> <li>・事業者交流の取組（事業者との連絡会など）</li> <li>・事業者等のネットワークの機能強化に向けた取組の実施</li> </ul>		<p>複合的な取組につなげる</p> <p>市民実感の向上につなげる</p>
<p>●環境リスク評価を活用した化学物質管理の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境・リスクコミュニケーションの促進</li> </ul>		
<p>●新たな知見による光化学スモッグ発生抑制に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響評価の推進</li> <li>・交差点などにおける渋滞緩和対策の推進</li> <li>・街路樹の適正な維持管理の推進</li> <li>・大気環境に係る調査研究（光化学オキシダントやPM2.5等に係る調査研究など）</li> <li>・水環境に係る調査研究（公共用水域における水質改善に係る調査研究など）</li> <li>・化学物質に係る調査研究（環境リスク評価に係る調査研究など）</li> </ul>		

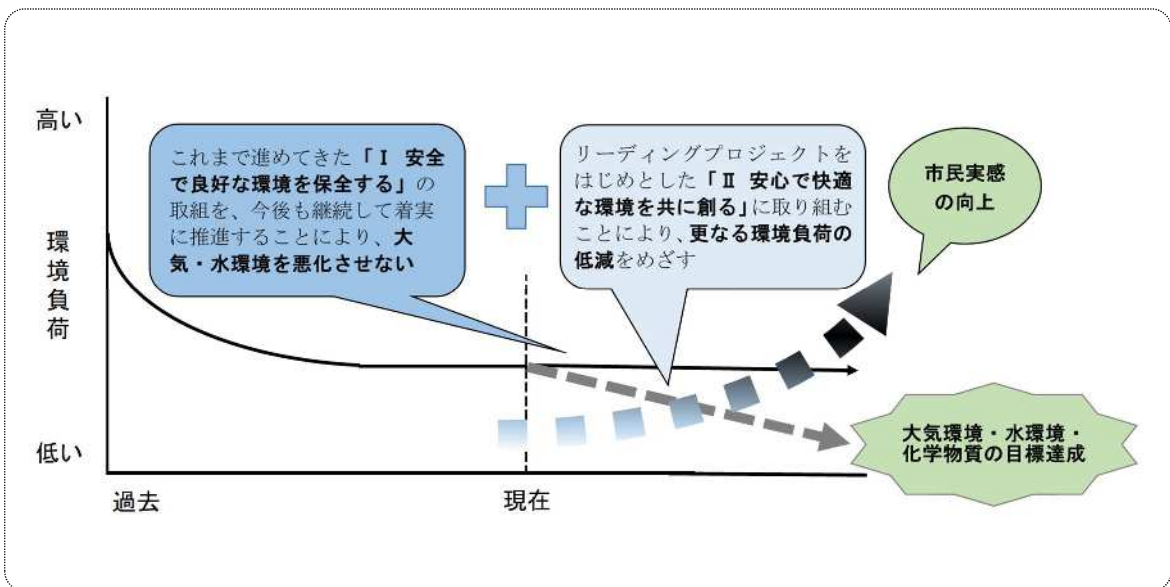
※主な具体的取組の太字はリーディングプロジェクトを表しています。

(5) 取組推進イメージ

大気や水などの環境分野には、大気、水、騒音、振動、土壌など様々な要素があり、従来から環境関連法や川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（以下「市条例」といいます。）に基づく取組が進められてきました。これらの主に規制を中心とした取組は、環境を保全するための基盤となる取組であり、今後も着実に推進すべき重要な取組として、「Ⅰ 安全で良好な環境を保全する」に位置づけています。

また、更なる環境負荷の低減を図るとともに、市民実感の向上をめざすためには、効果的な情報発信や環境教育を推進することで環境配慮意識の向上を図り、市民や事業者の連携・協力・参加を促進する必要があります。このため、こうした視点を加えた取組として、「Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る」に位置づけています。

本計画では、「Ⅰ 安全で良好な環境を保全する」及び「Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る」に位置づけられている取組を効果的に推進することで、大気環境・水環境・化学物質・市民実感の項目ごとに設定した目標の達成をめざしています。

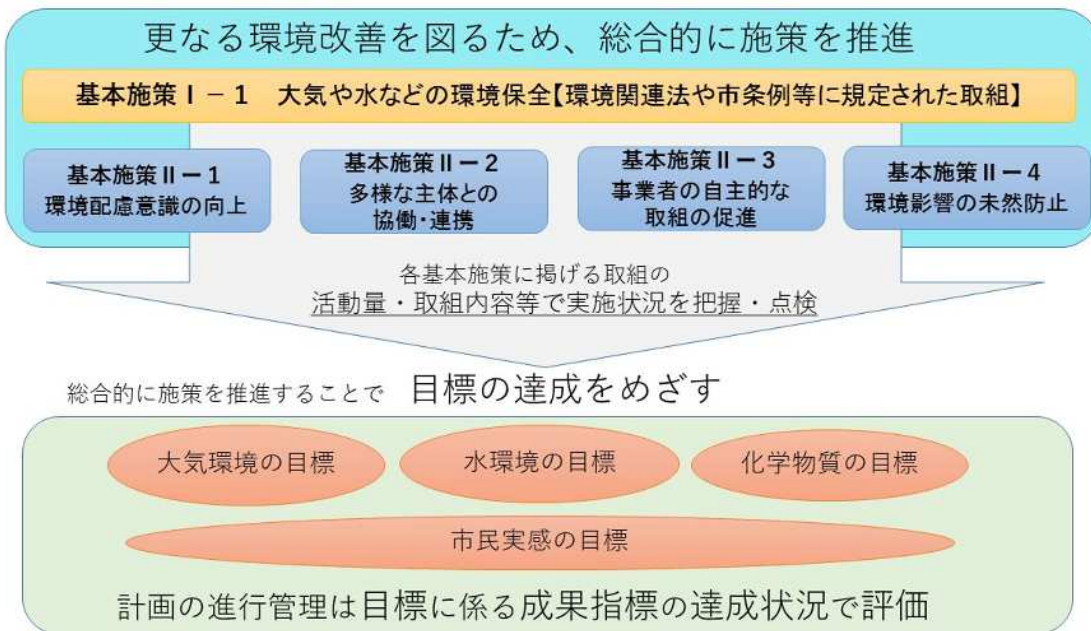


本計画による取組推進のイメージ

(6) 基本施策と目標・指標の関係

本計画の目標は、大気環境・水環境・化学物質・市民実感の項目ごとに設定していますが、これらの目標を達成するためには、基本施策Ⅰに位置づけられている従来からの環境関連法や市条例等に基づく取組だけでなく、基本施策Ⅱに位置づけられている環境配慮意識の向上を図るための取組である、効果的な情報発信や環境教育等の推進に加えて、市民や事業者の連携・協力・参加の促進を図るといった取組も含めて、総合的に実施する必要があります。こうした本計画の基本施策と大気環境・水環境・化学物質・市民実感の各目標との関係を図示すると下図のようになります。

本計画の進行管理は、大気環境・水環境・化学物質・市民実感の各目標に係る成果指標で評価し、リーディングプロジェクトを含めた具体的取組については、毎年度、各取組の活動量や取組内容等の実施状況を把握し点検することにより、効果的に取組を推進しています。



基本施策と目標・指標の関係図

## 2 令和5(2023)年度の実績

### (1) 目標の達成状況

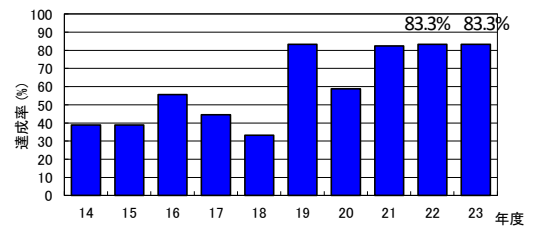
#### ア 大気環境の目標

- 二酸化窒素の対策目標値（環境基準）下限値（0.04 ppm）の達成

#### 大気環境の目標（二酸化窒素）

成果指標	策定時の値 〔R2年度〕	2022年度 (R4)実績	2023年度 (R5)実績	目標 〔R12年度〕
二酸化窒素の対策目標値（環境基準）下限値（0.04ppm）以下を達成した測定局の割合	58.8%	83.3%	83.3%	77.8%

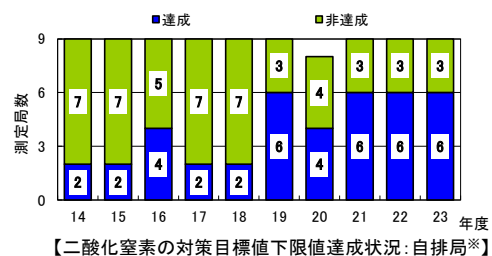
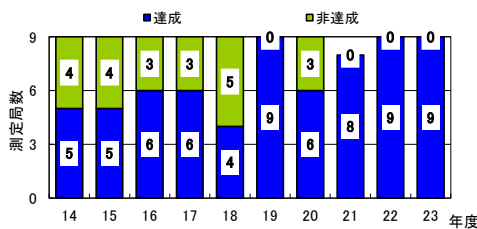
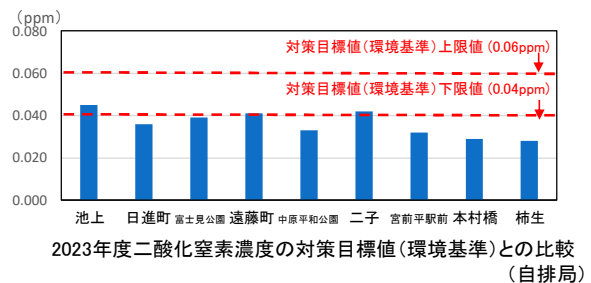
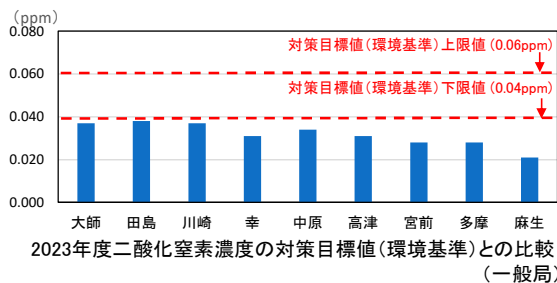
令和5（2023）年度は全18局中15局で対策目標値（環境基準）下限値（0.04 ppm）を達成（83.3%達成）しました。また、令和12（2030）年度の目標（77.8%達成）を達成するなど、順調に推移しています。



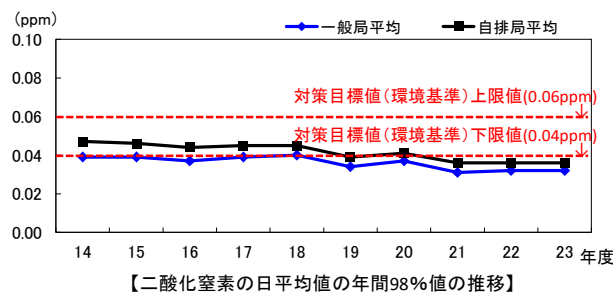
【二酸化窒素の対策目標値（環境基準）下限値達成率】

#### ○二酸化窒素の推移

対策目標値（環境基準）下限値（0.04 ppm）の達成局数は一般局、自排局共に徐々に増加しています。また、二酸化窒素の日平均値の年間98%値（年間の1日平均値の低い方から98%に相当する値で環境基準を評価）も低下傾向です。



※測定装置の故障や測定局の移設等の影響で有効測定局数が異なる年度があります。



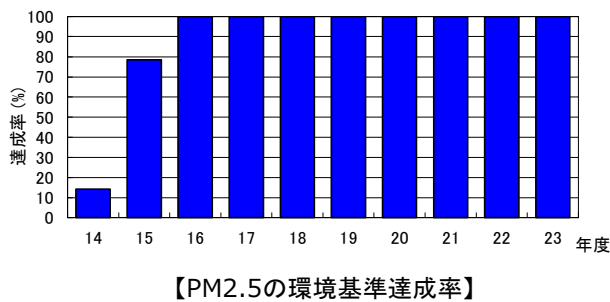
●PM2.5の環境基準の達成維持

大気環境の目標 (PM2.5)

成果指標	策定時の値 [R2 年度]	2022 年度 (R4) 実績	2023 年度 (R5) 実績	目標 [R12 年度]
PM2.5の環境基準を達成した測定局の割合	100%	100%	100%	100%

令和5(2023)年度は、全17局で環境基準を達成し、令和12(2030)年度の目標(100%達成維持)に向けて順調に推移しています。

令和5年度の測定結果と評価

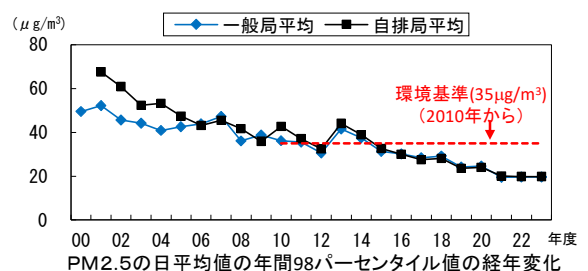
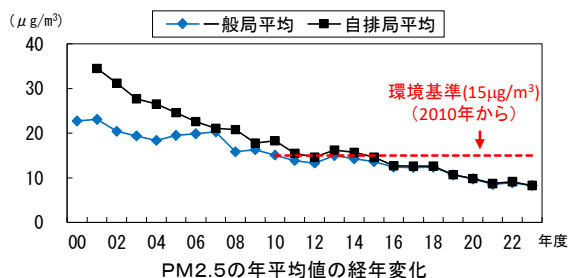
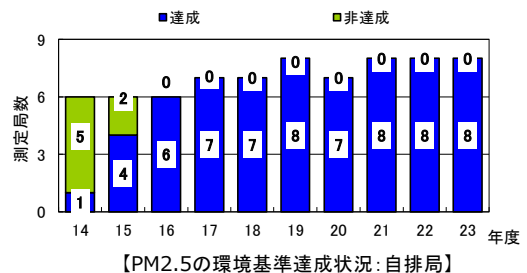
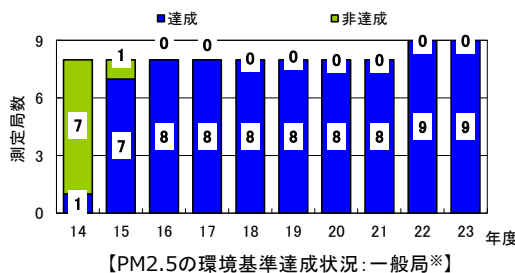


測定局	環境基準評価			
	年平均値	日平均値の年間98パーセンタイル値※1	評価※2	
	μg/m <sup>3</sup>	μg/m <sup>3</sup>	○×	
一般環境大気測定局	大師	9.2	21.3	○
	田島	10.2	23.8	○
	川崎	9.2	22.4	○
	幸	7.8	18.3	○
	中原	7.7	17.8	○
	高津	8.1	19.0	○
	宮前	7.7	18.5	○
	多摩	7.5	17.5	○
	麻生	7.5	18.0	○
自動車排出ガス測定局	池上	9.3	21.0	○
	日進町	8.8	20.9	○
	富士見公園	8.6	21.4	○
	中原平和公園	7.8	18.0	○
	二子	8.6	20.2	○
	宮前平駅前	8.3	19.0	○
	本村橋	7.4	17.9	○
柿生	7.8	19.7	○	

※1 日平均値の年間98パーセンタイル値：年間の1日平均値の低い方から98%に相当する値  
 ※2 年平均値及び日平均値の年間98パーセンタイル値の両方に適合した場合に○で表示

○PM2.5の推移

環境基準達成局数は一般局、自排局共に徐々に増加し、全ての測定局で8年連続で環境基準を達成しています。また、PM2.5の年平均値及び日平均値の98パーセンタイル値も低下傾向です。



※ 令和4(2022)年1月に多摩測定局にPM2.5測定装置を新規設置したことにより、令和4(2022)年度から有効測定局数が1局増えています。

●光化学スモッグ注意報発令0日

大気環境の目標（光化学スモッグ）

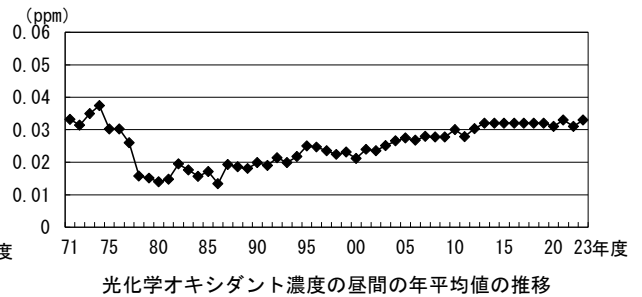
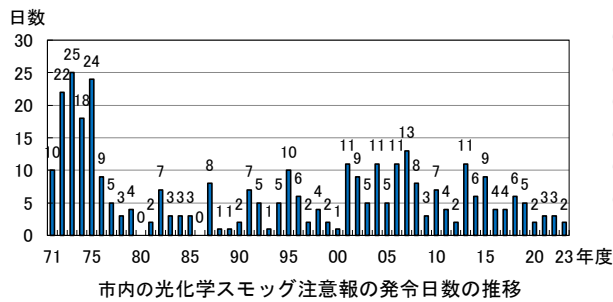
成果指標	策定時の値 〔R2 年度〕	2022 年度 (R4) 実績	2023 年度 (R5) 実績	目標 〔R12 年度〕
光化学スモッグ注意報の 発令日数	2 日	3 日	2 日	0 日

光化学スモッグ注意報は、光化学オキシダントが高濃度になった際に発令されます。

令和 5（2023）年度の光化学スモッグ注意報の発令は 2 日であり、目標の 0 日を達成できませんでした。

○光化学オキシダントの推移

平成 13（2001）年度以降は年 10 日前後、平成 28（2016）年度以降は年 5 日前後で推移しています。また、光化学オキシダントの昼間の年平均値は 1980 年代後半から微増傾向であり、近年は横ばいで推移しています。



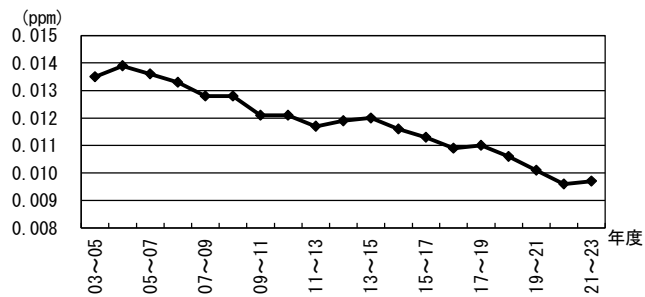
●光化学オキシダント高濃度の低減

大気環境の目標（光化学オキシダント高濃度の低減）

成果指標	策定時の値 〔R2 年度〕	2022 年度 (R4) 実績	2023 年度 (R5) 実績	目標 〔R12 年度〕
光化学オキシダント 環境改善評価指標値※1	0.0106 ppm (2018~2020 年度 平均値)	0.0096 ppm (2020~2022 年度 平均値)	0.0097 ppm (2021~2023 年度 平均値)	0.0103 ppm (2028~2030 年度 平均値)

令和 5（2023）年度の光化学オキシダント環境改善評価指標値※は 0.0097 ppm で、令和 12（2030）年度の目標(0.0103 ppm) を達成するなど、順調に推移しています。

※ 光化学スモッグ注意報が発令される対象期間である 4 月から 10 月までの日中の光化学オキシダント生成量に着目して設定  
各年度の実績は、直近 3 年分の平均値として算出

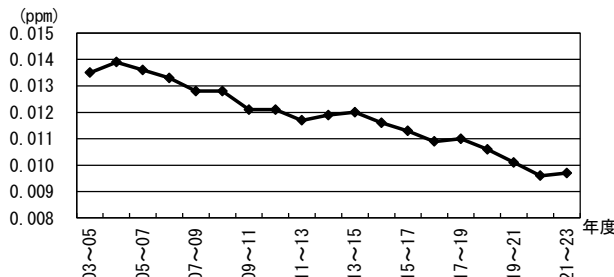


光化学オキシダント環境改善評価指標値(4~10月)の経年推移

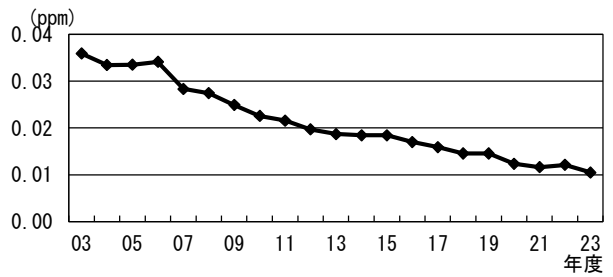
○光化学オキシダント環境改善評価指標値等の推移

光化学オキシダント環境改善評価指標値は、窒素酸化物と揮発性有機化合物（常時監視では非メタン炭化水素として測定）と同様に、低下傾向にあります。

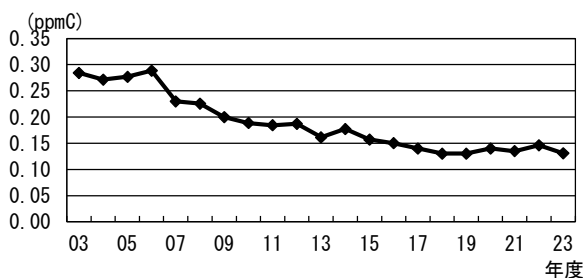
国の新指標は、近年減少もしくは横ばいの傾向で推移しています。



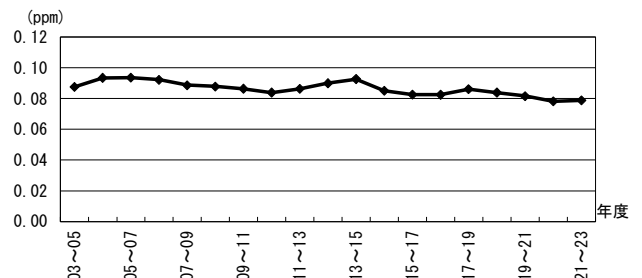
光化学オキシダント環境改善評価指標値(4~10月)の経年推移



窒素酸化物(一般局)の4~10月平均値の経年変化



非メタン炭化水素の4~10月平均値の経年変化



国の新指標(光化学オキシダント濃度8時間値の日最高値の年間99パーセンタイル値の3年平均値)の経年推移

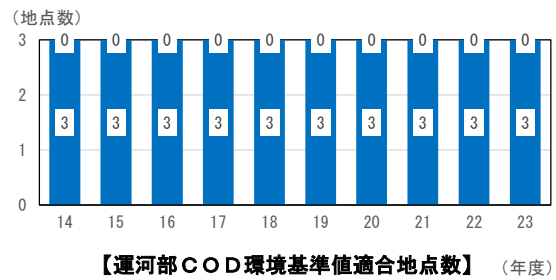
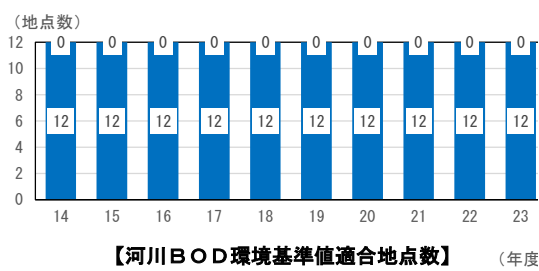
イ 水環境の目標

- 河川のBOD及び運河部のCODの環境基準値適合

水環境の目標 (BOD 及び COD)

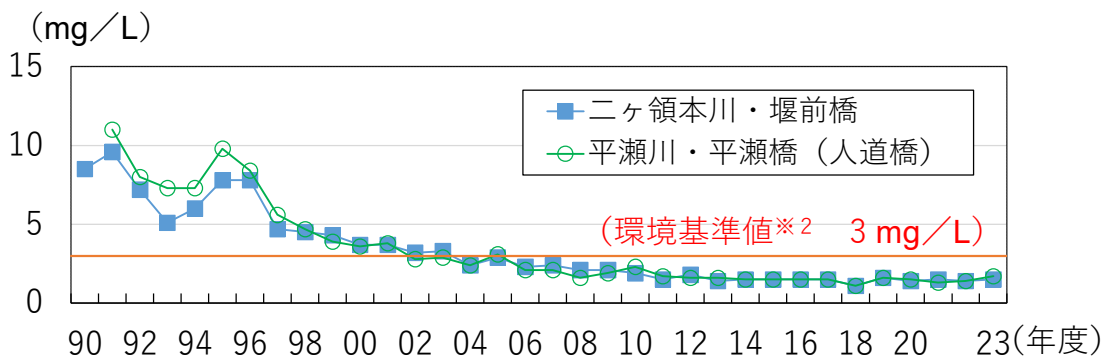
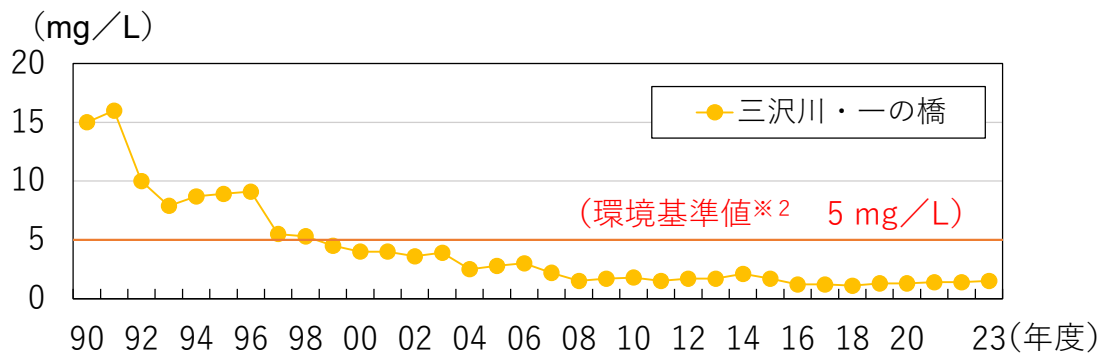
成果指標	策定時の値 [R2 年度]	2022 年度 (R4) 実績	2023 年度 (R5) 実績	目標 [R12 年度]
河川のBOD 及び運河部のCODの環境基準値の適合地点の割合	100%	100%	100%	100%

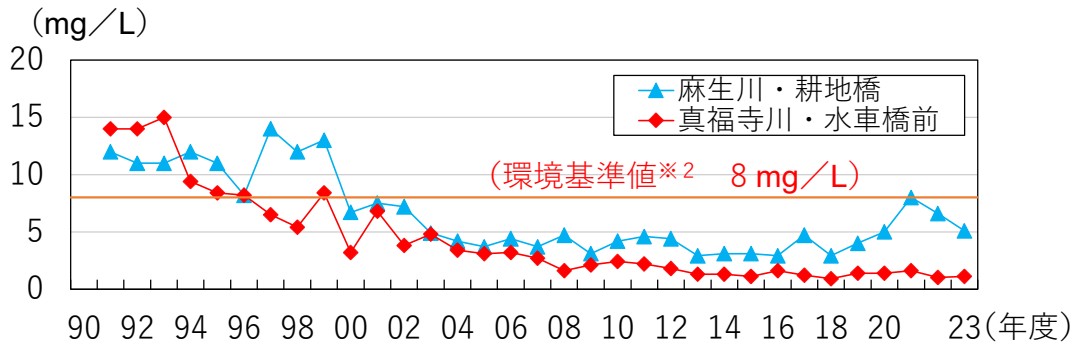
令和5（2023）年度の河川のBODについて、12地点全てで環境基準値に適合しました。また、運河部のCODについても3地点全てで環境基準値に適合しました。



○河川のBODの推移

主な河川のBOD（75%水質値<sup>\*1</sup>）は、河川により若干の変動はあるもののほとんどが横ばいで推移しています。

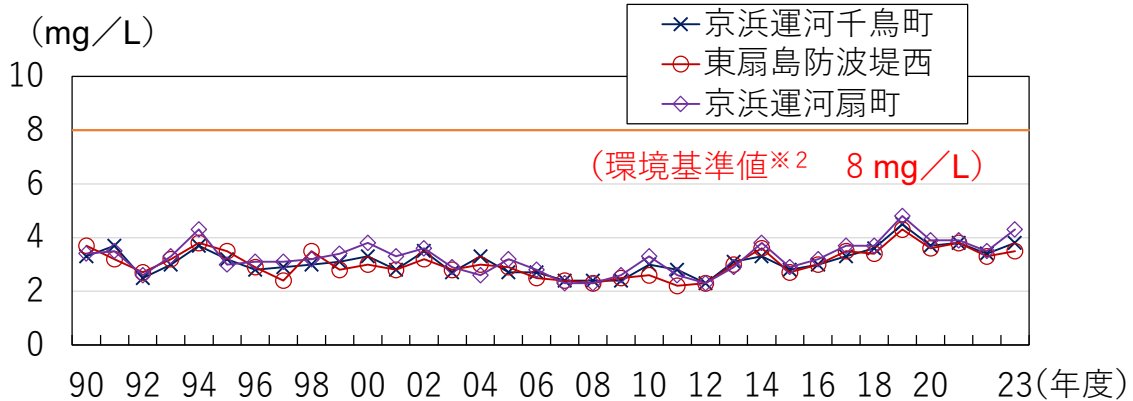




主な河川のBODの推移 (75%水質値)

○運河部のCODの推移

主な運河部のCOD (75%水質値<sup>※1</sup>) は、横ばい又は増加する傾向が見られています。



運河部のCODの推移 (75%水質値)

※1 年間の日間平均値の小さい方から75%に相当する値

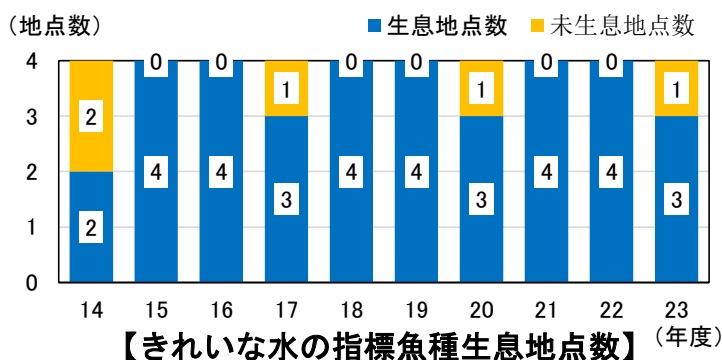
※2 BODの環境基準値は、水域によって異なります。

●「きれいな水」の指標魚種の生息地点の増加

水環境の目標 (「きれいな水」の指標魚種)

成果指標	策定時の値 [R2年度]	2022年度 (R4) 実績	2023年度 (R5) 実績	目標 [R12年度]
「きれいな水」の指標魚種の生息地点の割合	75%	100%	75%	100%

令和5 (2023) 年度は、4地点中3地点で「きれいな水」の指標魚種の生息を確認しました。



## 河川の水生生物調査結果（きれいな水の指標魚種の確認状況）

水系	番号	河川名	地点名	調査年度	確認した魚類の種名
多摩川水系	1	三沢川	下の橋	2022	コイ（飼育型）、ギンブナ、オイカワ、カワムツ、アブラハヤ、マルタ、ウグイ、タモロコ、カマツカ、ニゴイ、スゴモロコ類、ドジョウ（中国大陸系統）、ヒガシシマドジョウ、ナマズ、アユ、ミナミメダカ、コクチバス、ヌマチチブ、カワヨシノボリ、スミウキゴリ、ウキゴリ、カムルチー
	2	五反田川	大道橋	2021	コイ（飼育型）、コイ（改良品種型）、オイカワ、アブラハヤ、ドジョウ、ナマズ、ニジマス
	3	二ヶ領本川	ひみず橋	2021	コイ、フナ属の一種、オイカワ、モツゴ、ニゴイ、ドジョウ、ミナミメダカ、カワヨシノボリ
	4	二ヶ領用水宿河原線	東名高速下	2021	オイカワ、ヌマムツ、マルタ、モツゴ、カマツカ、ドジョウ
	5	平瀬川	正安橋	2022	コイ（飼育型）、オイカワ、マルタ、ウグイ、タモロコ、カマツカ、ニゴイ、ドジョウ（中国大陸系統）、ドジョウ属の一種、ホトケドジョウ、アユ、ヌマチチブ、スミウキゴリ、ウキゴリ
	6	二ヶ領用水円筒分水下流	今井上橋	2021	コイ（飼育型）、ギンブナ、フナ属の一種、オイカワ、カマツカ、ミナミメダカ、メダカ類
鶴見川水系	7	片平川	片平橋下	2023	ドジョウ（中国大陸系統）、ドジョウ属の一種、ホトケドジョウ、ミナミメダカ、メダカ（飼育品種）、カワヨシノボリ、ヨシノボリ属の一種
	8	麻生川	耕地橋	2023	コイ（飼育型）、コイ（改良品種型）、オイカワ、カマツカ、ドジョウ（中国大陸系統）、ナマズ、ミナミメダカ、カワヨシノボリ
	9	真福寺川	水車橋前	2023	オイカワ、ウグイ属の一種、ドジョウ（中国大陸系統）、ドジョウ属の一種、ミナミメダカ、メダカ（飼育品種）、カワヨシノボリ、トウヨシノボリ類
	10	有馬川	住吉橋	2023	ヌマチチブ、トウヨシノボリ類
	11	矢上川	日吉橋	2022	コイ（飼育型）、オイカワ、ドジョウ、ドジョウ（中国大陸系統）、ホトケドジョウ、ナマズ、カダヤシ、メダカ（飼育品種）、ヌマチチブ、ゴクラクハゼ、ウキゴリ
	12	渋川	八幡橋	2022	コイ（飼育型）、ギンブナ、フナ属の一種、カマツカ、カマツカ類、ドジョウ（中国大陸系統）、ミナミメダカ、ヌマチチブ、トウヨシノボリ類、スミウキゴリ、ウキゴリ

注 1 網掛けされた魚種は「きれいな水」及び「非常にきれいな水」の指標魚種

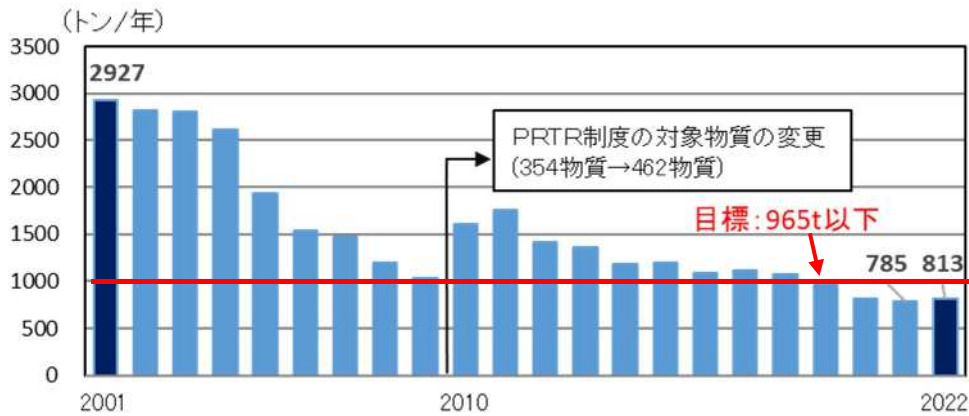
2 種まで同定されていない種類及び外来種、飼育品種等は評価の対象外

ウ 化学物質対策の目標

●市内の PRTR 対象事業所から排出される化学物質の総排出量の維持又は低減

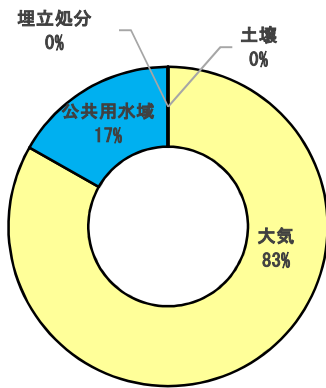
成果指標	策定時の値 [R 元年度]	2021 年度 (R3) 実績	2022 年度 (R4) 実績	目標 [R11 年度]
PRTR 対象事業所から排出される第一種指定化学物質の総排出量	965 t	785 t	813 t	965 t 以下

令和 4（2022）年度に PRTR 対象事業所から排出された第一種指定化学物質の総排出量は 813 t で、令和 3(2021)年度と比較して、約 28 t 増加しています。



【PRTR 対象物質の総排出量の推移】

令和 4（2022）年度の排出先の割合は、大気が 83%、公共用水域が 17%でした。排出量上位 5 物質とその主な排出先及び用途例は以下のとおりです。



【令和 4 年度排出量上位 5 物質とその主な排出先等】

順位	物質名	届出排出量 (トン/年)	主な排出先	用途例
1	ノルマルーヘキサン	207	大気	溶剤、ガソリン成分等
2	塩化メチル	123	大気	合成原料、溶剤等
3	トルエン	83	大気	接着溶剤、合成原料、ガソリン成分等
4	キシレン	66	大気	塗料溶剤、合成原料、ガソリン成分等
5	ふっ化水素及びその水溶性塩	50	公共用水域	金属等の表面処理剤、代替フロン等

【令和 4 年度排出先の割合】

エ 市民実感

- 大気や水などの環境が良好であるという市民実感の向上

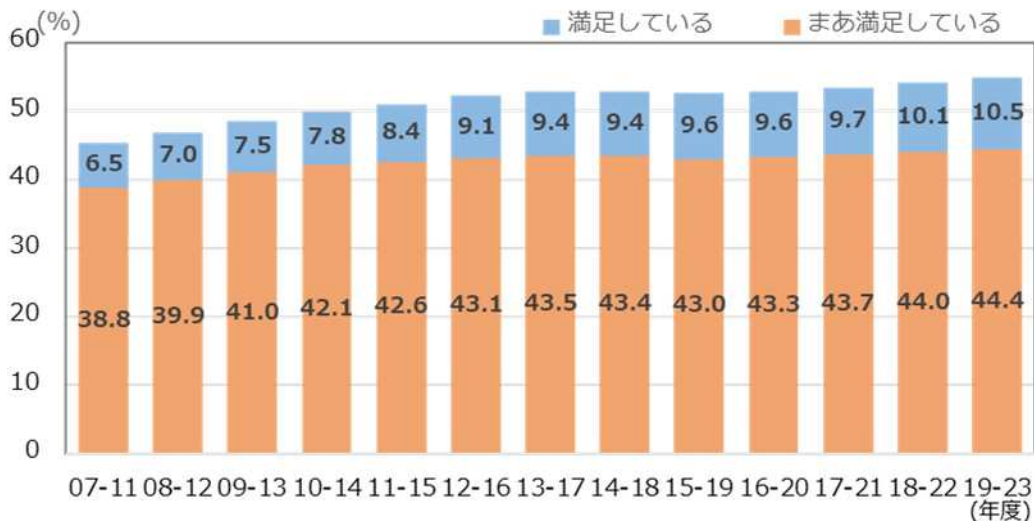
**市民実感の目標**

成果指標	策定時の値 [R1 年度]	2022 年度 (R4) 実績	2023 年度 (R5) 実績	目標 [R11 年度]
市内の空気や川、海のきれいさの満足度(かわさき市民アンケート「生活環境の満足度」)	52.9% (2016~2020 年度平均値)	54.1% (2018~ 2022 年度平 均値)	54.9% (2019~2023 年度平均値)	55.0% (2026~2030 年度平均値)

かわさき市民アンケート「生活環境の満足度」による平成 31~令和 5 (2019~2023) 年度の市内の空気や川、海のきれいさの満足度 (過去 5 年間の平均値) は 54.9%が「満足している」「まあ満足している」と回答し、平成 30~令和 4 (2018~2022) 年度と比較して、わずかに増加しました。

**令和 5 (2023) 年度調査結果 (市民の空気や川、海のきれいさの満足度)**

項目	回答 (%)	項目	回答 (%)
満足している	10.3	まあ満足している	45.4
少し不満である	23.6	不満である	11.9
わからない	2.1		



**【市民の空気や川、海のきれいさの満足度の経年推移】**

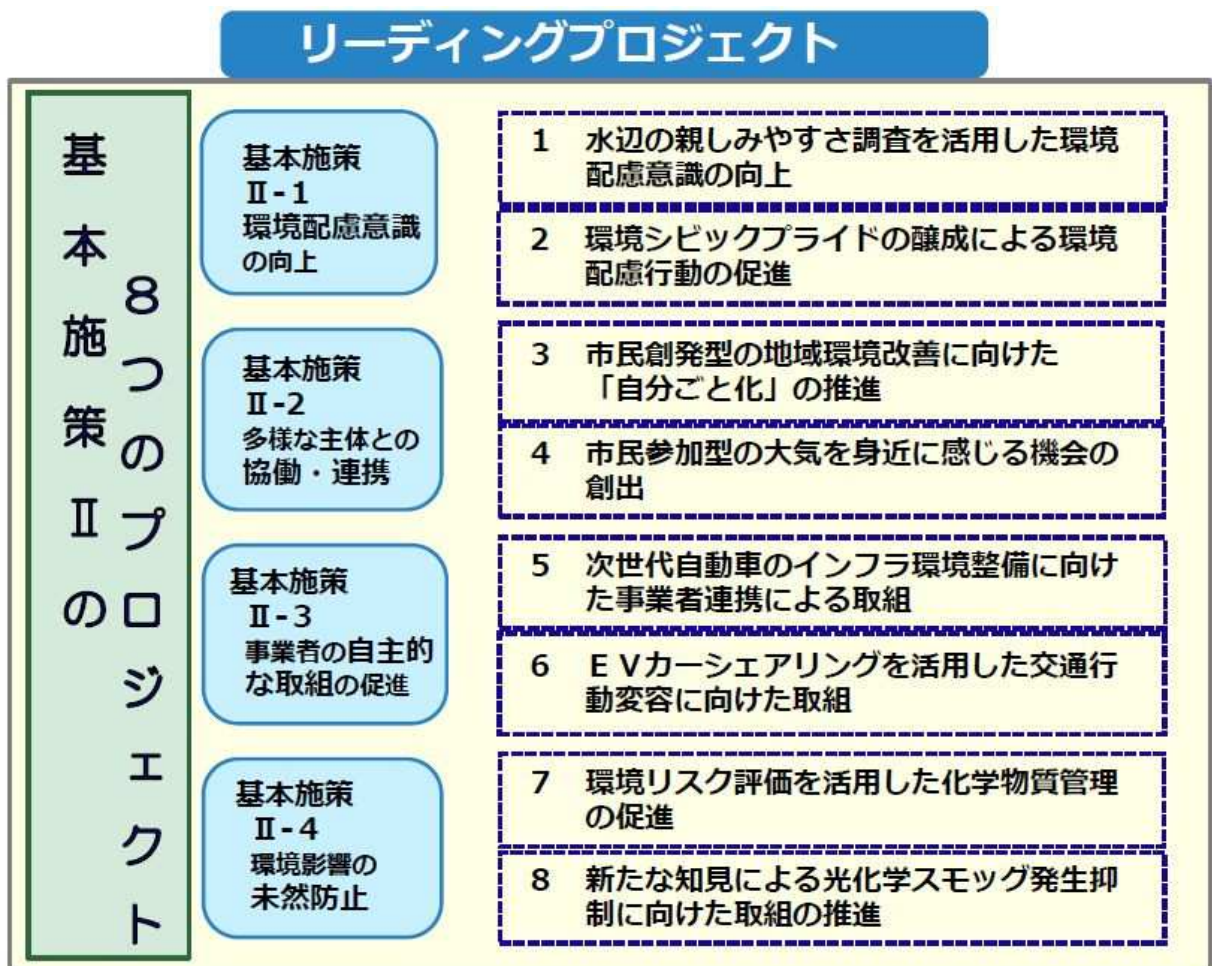
(2) リーディングプロジェクト

ア リーディングプロジェクトの役割

具体的取組のうち基本施策Ⅰは、主に法律や条例に基づく規制を中心とした環境を保全するための基盤となる取組であることから、今後も着実に各取組を推進していきます。

一方、基本施策Ⅱは、更なる環境負荷の低減や市民実感の向上を図る新たな視点による取組として、今後、効果的に進めていく必要があることから、基本施策Ⅱを推進する上で核となり、先導的な役割を果たす取組として、「リーディングプロジェクト」を設定しています。

リーディングプロジェクトは、基本施策Ⅱの「環境配慮意識の向上」、「多様な主体との協働・連携」、「事業者の自主的な取組の促進」、「環境影響の未然防止」の中で最も関連する基本施策に対応する取組として、8つのプロジェクトを位置づけていますが、その他の基本施策Ⅱの要素も含んだ取組となっています。



リーディングプロジェクトの体系図

イ リーディングプロジェクトの取組状況

＜リーディングプロジェクト 1＞

水辺の親しみやすさ調査を活用した環境配慮意識の向上【Ⅱ-1-①】



●目的

より良い環境を市民と共に創るとともに実感の向上を図るためには、市民の環境への関心や配慮意識を高め、環境配慮行動を促すことが重要です。そのため、市民が身近に感じられる河川を活用した取組により、水辺にふれあうきっかけをつくるとともに水環境に係る情報を知ってもらうことで、水環境への関心を高め、環境配慮意識の向上を図ることを目指しています。

●令和5(2023)年度の取組内容

【夏休み水環境体験教室】

市民が水辺に親しむ機会として、夏休み水環境体験教室を4回実施しました。

◆教室で行った内容

川崎の水環境についてのお話、水の汚れを調べる実験(CODパックテスト)、「かわさき水辺の親しみやすさ調査」の紹介を行いました。



◆フィールドワーク

麻生区はるひ野にある、黒川よこみね緑地でフィールドワークを行いました。「水辺の親しみやすさ調査マニュアル」を使った水辺の評価や、緑地の保全活動を行っている「水辺のある里山を守る会」の方の講師を招いて、緑地、湧水地の説明、生き物観察を行っていただきました。

【カワスイがおくる！楽しく学べるガサガサ体験】

カワスイ川崎水族館とコラボし、JR 宿河原駅近くの二ヶ領用水で自然体験型学習講座を2回実施しました。

「水辺の親しみやすさ調査」を使った水辺の評価や、二ヶ領用水に入りガサガサ体験(川の中に隠れている生きものを網と足を使って捕まえる体験)を行いました。

また、採集した生きものの解説をカワスイ職員にいただきました。



【SNSを活用した情報発信】

X(旧Twitter)により、水辺の親しみやすさ調査の結果を活用した、市内の水辺情報を発信しました。



＜リーディングプロジェクト 2＞

環境シビックプライドの醸成による環境配慮行動の促進【Ⅱ-1-②】



●目的

本市が市民・事業者・行政の連携により環境改善を図ってきた歴史や、現在の本市の環境をとりまく状況への理解を促し、地域への愛着を育てることにより、環境シビックプライド（市民の環境面の誇り）を醸成し、自ら進んで環境配慮行動をおこせる人材の育成を目指します。

●令和5（2023）年度の実施内容

【出前授業】

市内の小学生等に対し5回出前授業を実施しました。出前授業では、現在良好になってきた川崎市の**大気・水環境**について**ギガ端末**を活用しながら**データ等**を用いて伝えるとともに、**公害の歴史**や、**環境改善**に向けた**取組**について伝えました。



【市制100周年プレ企画展】

市制100周年プレ事業として「川崎の発展と環境の歴史を振り返り未来を考える企画展」を本庁舎及び青少年科学館で実施しました。



【環境啓発絵本の配布】

「川崎市大気・水環境計画」のメッセージを市民の方々にわかりやすく伝えることを目的に、「かわさき若者会議」と連携して作成した絵本を、市内の小学5年生に配布し環境啓発を行いました。



### ＜リーディングプロジェクト 3＞

#### 市民創発型の地域環境改善に向けた「自分ごと化」の推進【Ⅱ-2-①】



#### ●目的

日常生活では意識することが少ない大気や水などの環境を身近にとらえ、「自分ごと化」し、市民の自発的な環境配慮行動を促すため、市民等との情報共有や対話を図るとともに、市民感覚を取り入れた発想やアイデアを地域環境対策に反映する取組を推進します。

#### ●令和5(2023)年度取組内容

##### 【ワークショップの実施】

市民や事業者と連携したワークショップを9回実施しました。

##### ◆「つくろう！かわさき・空と水のミライ会議」

市制100周年プレ事業として、未来の環境を担う子どもたちを対象とし、プレ企画展の見学や、体験プログラムを通して、かわさきの空と水、未来の環境について一緒に考えました。



##### ◆「海辺のマイクロプラスチック探し&万華鏡づくり」ワークショップ

川崎市地球温暖化防止活動推進センター主催の第11回環境フォーラムにおいて「海辺のマイクロプラスチック探し&万華鏡づくり」ワークショップを実施しました。川崎の浜辺の砂からマイクロプラスチックを探して、そのプラスチックを材料に万華鏡を作成しました。



##### ◆川崎市事業者・行政環境研究会ワークショップ

川崎市事業者・行政環境研究会において若手社員を中心としたワークショップを開催し、情報発信方法や事業者の環境対策に係る自主的取組について検討しました。



<リーディングプロジェクト 4>

市民参加型の大気を身近に感じる機会の創出【Ⅱ-2-①】



●目的

生活に不可欠な要素であるにも関わらず、理解することが難しい大気のきれいさを実感してもらうための市民参加型の調査を実施します。また、この調査結果を活用して、調査ガイドブックを充実させていくことにより、市民の調査への更なる参加を促します。

●令和5(2023)年度の取組内容

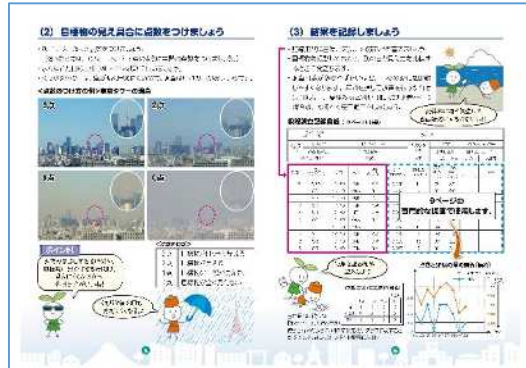
【視程調査の実施】

川崎市地球温暖化防止活動推進センター主催の「子ども環境ワークショップ」や小学校への出前授業等において視程調査を3回実施しました。



【視程調査ガイドブック】

令和4(2022)年度に作成したガイドブックを活用し、市民への普及広報を実施しました。



【キングスカイフロント星空ウォッチング in 東急 REI ホテル】

星空観察を通して大気を身近に感じてもらうことを目的として、川崎キングスカイフロント東急 REI ホテルと、かわさき宙(そら)と緑の科学館の協力の下、星空観察会「キングスカイフロント星空ウォッチング in 東急 REI ホテル」を開催しました。



<リーディングプロジェクト 5>

次世代自動車のインフラ環境整備に向けた事業者連携による取組【Ⅱ-3-①】



●目的

次世代自動車の普及に向けては、車両の導入促進と併せて、充電スタンドや水素ステーションなどインフラ環境の整備を行っていく必要があります。その両方のバランスを取りながら、次世代自動車を普及させ、大気環境の改善や脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進します。

●令和5(2023)年度取組内容

- ◆ 公共施設への公共用の充電設備の整備を目的に、令和6(2024)年3月に充電サービス事業者と協定を締結し、令和6(2024)年度の整備に向け、事業者及び充電設備設置予定の各施設と調整を行いました。
- ◆ 共同住宅へのEV普及に向けた共同住宅向けEV用充電設備の補助制度の運用を開始し、5件(普通充電器:7基、コンセント:10基)の補助を実施しました。



協定による充電サービス事業者との連携イメージ



マンションにおける充電設備

## <リーディングプロジェクト 6>

### EVカーシェアリングを活用した交通行動変容に向けた取組【Ⅱ-3-①】



#### ●目的

EV（電気自動車）カーシェアリングは、自動車の利用が必要最小限となることにより交通渋滞の緩和や渋滞に起因する事故防止などの効果があるカーシェアリングに、走行時にNO<sub>x</sub>等の大気汚染物質やCO<sub>2</sub>を排出しないEVを組み合わせることで、大気環境への影響や温室効果ガスの排出を抑制することが可能です。

実際にEVを利用して、EVの特徴である静かさや乗り心地の良さを実感していただくことで車両の購入時やカーシェアリング利用時のEV選択率の向上へとつなげていきます。

また、EV利用時におけるエコドライブを促進する取組を通じて、環境意識の醸成を図ります。

#### ●令和5（2023）年度取組内容

- ◆ 民間企業と連携したEVカーシェアリング実証実験について、拠点増設に向けた調整を行いました。
- ◆ 令和4（2022）年度から建築物環境配慮制度に充電設備の設置等について加点する項目を設け、引き続きEVの普及促進に取り組みました。



再エネ100%によるEVカーシェアリング

<リーディングプロジェクト 7>

環境リスク評価を活用した化学物質管理の促進【Ⅱ-4-①】



●目的

化学物質は、毎日の生活を維持する上で欠かせないものとなっていますが、環境や人の健康に影響を及ぼすものがあります。化学物質による環境影響を未然に防止するため、環境リスクを正しく理解するとともに化学物質の事業者による環境リスクの低減に向けた化学物質の適正管理を促進します。

環境リスクの概念図



●令和5(2023)年度の取組内容

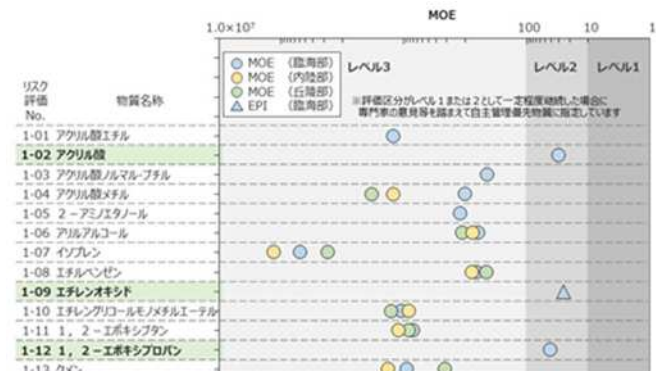
- ◆ 自主管理優先物質を取り扱う4事業者にフォローアップを行い、取り扱う自主管理優先物質の環境リスクに関する情報を提供するとともに、事業者における排出抑制手法等の環境対策を聴取し、好事例をとりまとめてホームページで発信しました。
- ◆ 川崎市環境リスク評価ガイドラインに基づき、3物質の実態調査と4物質の環境リスク評価を実施しました。
- ◆ 川崎市内の未規制化学物質による環境リスクの度合いについて、主な指標であるMOEやEPIを用いて図示化し、ホームページで周知しました。

自主管理優先物質に選定した物質一覧



リーフレット（化学物質の「量」と「質」に着目した取組について）

自主管理優先物質	
排出抑制物質	排出管理物質
・なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクリル酸及びその水溶性塩</li> <li>・エチレンオキシド</li> <li>・1, 2-エポキシプロパン</li> <li>・クロム及び三価クロム化合物</li> <li>・四塩化炭素</li> <li>・ナフタレン</li> </ul>



川崎市における未規制化学物質の環境リスクの度合い

<リーディングプロジェクト 8>

新たな知見による光化学スモッグ発生抑制に向けた取組の推進【Ⅱ-4-②】



●目的

本市では、毎年光化学スモッグ注意報が発令されています。光化学スモッグは光化学オキシダントが増加することで発生し、呼吸器へ悪影響を及ぼすなど健康被害を引き起こします。そのため、原因物質のひとつである揮発性有機化合物（VOC）について、実態把握を行い、自主的な排出削減に向けた取組を進めることで、光化学スモッグの発生を抑制します。

●令和5（2023）年度の実施内容

光化学オキシダントの削減を効果的に行うためには、市内及び周辺自治体においてどのVOC成分が光化学オキシダントの生成に大きく影響しているかを把握することが重要になります。

令和5（2023）年度は、光化学オキシダント（Ox）が高濃度となった際に大気環境中のVOCを調査し、Ox生成に大きく寄与するVOC成分の把握に努めるとともに、事業者への情報提供等を実施しました。



2024年度以降

大気環境中のVOC  
調査・解析を継続

取組の促進

調査結果を周知するなどにより、自主的取組の促進につなげる

- ◆ 光化学オキシダント環境改善評価指標値は低下傾向となっています（P12 参照）。指標値の推移も確認しながら、調査及び取組を進めていきます。

(3) 基本施策ごとの取組状況

**基本施策 I-1 大気や水などの環境保全**



環境基準の達成・維持等のため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、土壌汚染対策法などの法律や市条例に基づく事業所等の監視・指導や環境モニタリング、苦情相談への対応等に引き続き取り組むとともに、緊急時等に適切な対応を行っています。

**①大気環境に係る事業所等の監視・指導**



大気環境を保全するために、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法などの法律や市条例に基づき、事業所等に対して、立入調査及び届出等の審査・指導を実施しています。

**1 大気環境に係る法律や市条例等に基づく立入調査 (I-1-①-1 関係)**

(1) 揮発性有機化合物 (VOC) 対策

光化学オキシダントや微小粒子状物質等の原因物質の一つとされている揮発性有機化合物(市条例上の名称は炭化水素系物質)の排出抑制を目的に、出荷施設、貯蔵施設等に設備基準等の規制を設け、監視・指導を行っています。平成18(2006)年4月には大気汚染防止法が改正され、一定規模以上の揮発性有機化合物の排出施設に対しては、排出基準が新たに設定されたため、立入検査等を行っています。

(2) 水銀対策

水銀については、平成27(2015)年6月の大気汚染防止法の改正に伴い、一定規模以上の水銀排出施設に対しては、排出基準が新たに設定されたため、立入検査等を行っています。

(3) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類を排出する特定施設(規制対象施設)について、ダイオキシン類対策特別措置法及び市条例により、排出ガス又は排水に係る排出基準(規制基準)を定めています。その遵守状況の監視のため、発生源に対する立入検査を行っています。

令和5(2023)年度は、排出ガスについて2施設(2事業場)、排水について2事業場に立入検査を行い、全ての施設(排出ガス・排水)で排出基準(規制基準)に適合していました。

**【関連する取組】**

水環境に係る法律や市条例等に基づく立入調査 (I-1-②-1 関係)

## 2 大気環境に係る法律や市条例等に基づく届出等の審査・指導（I-1-①-2 関係）

### (1) ダイオキシン類対策

#### ア 設置者による測定結果の公表

ダイオキシン類対策特別措置法により、特定施設の設置者は、排出ガス、排水及び焼却灰等について、年1回以上ダイオキシン類の濃度を測定し、その結果を市に報告しなければなりません。報告を受けた市は、その結果を公表することが定められており、環境対策部環境対策推進課窓口や各区役所市政資料コーナーに閲覧簿を備えているほか、ホームページにも掲載しています。

令和5(2023)年度は、24事業場から報告がありました。

#### イ 焼却炉の解体に係る指導

廃棄物焼却炉を有する施設等の解体工事に伴い飛散するおそれがあるダイオキシン類等による周辺環境への汚染の未然防止を図るため、「川崎市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」を定めています。

同要綱では、廃棄物焼却施設の解体工事を行う際には事前に解体工事計画書を提出することが定められており、令和5(2023)年度は2基について解体工事計画書の提出がありました。

#### 【関連する取組】

水環境に係る法律や市条例等に基づく届出等の審査・指導（I-1-②-2 関係）

## 3 石綿（アスベスト）の飛散防止対策に係る届出等の審査・指導（I-1-①-3 関係）

大気汚染防止法及び市条例に基づき、建築物や工作物の解体等工事時における石綿飛散防止を目的とした取組を実施しています。具体的には、届出書の内容確認や解体等工事現場への立入検査を通して、石綿含有建築材料の有無等に関する事前調査の徹底、解体等工事時に石綿を飛散させないための作業基準の遵守等について指導を行っています。令和5(2023)年度は、大気汚染防止法に基づき、事前調査結果報告書を10,698件、特定粉じん排出等作業実施届出書を395件受理し、市条例に基づく届出を581件受理しました。また、立入検査を911件実施しました。

なお、規制以外の取組としては、石綿に関する知識向上を目的とした事業者向けの普及啓発を実施しているほか、「川崎市アスベスト対策会議」を通じて庁内関係部局の連携を図り、対策方針の策定等を行っています。

#### 【関連する取組】

石綿（アスベスト）の飛散防止対策に係る立入調査（I-1-①-8 関係）

#### 4 大気環境に係る法律や条例に基づく排出量の把握 (I-1-①-5 関係)

##### (1) ダイオキシン類排出量

本市におけるダイオキシン類の排出の現状を把握し、今後のダイオキシン類対策に関する取組に資することを目的とし、ダイオキシン類の排出量の目録（排出インベントリー）を作成しています。対象とした発生源は、国の排出インベントリーに準拠し、規制・未規制にかかわらず、排出量推計が可能な発生源としました。

令和4(2022)年度の総排出量は1,477~1,495 mg-TEQ/年であり、集計を開始した平成9(1997)年と比較すると87%減少しており、小型焼却炉からの排出量は98%減少しています。

ダイオキシン類排出インベントリー

発生源	排出量 (mg-TEQ/年)					
	2017	2018	2019	2020	2021	2022
<b>1. 大気への排出</b>						
一般廃棄物焼却施設	28	62	35	53	92	68
産業廃棄物焼却施設	101	189	268	169	148	137
小型焼却炉等	19.6	66.7	66.6	16.1	15.4	15.2
産業系発生源	2,031.2	1,610.0	1,244.2	1,297.3	1,015.0	1,221.5
火葬場	10.3 ~24.7	10.5 ~25.1	10.8 ~25.9	10.9 ~26.0	12.3 ~29.4	13.0 ~31.2
<b>2. 水への排出</b>						
一般廃棄物焼却施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
産業廃棄物焼却施設	30.7	18.2	33.2	26.3	21.8	21.8
産業系発生源	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
下水処理場	0.74	0.20	3.59	0.07	7.59	0.06
最終処分場	0.00	0.00	0.00	0.02	0.00	0.00
その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
<b>合計</b>	2,222 ~2,237	1,956 ~1,971	1,661 ~1,677	1,572 ~1,587	1,312 ~1,329	1,477 ~1,495
うち、水への排出	31.47	18.41	36.77	26.36	29.44	21.82
対1997年比 (%)	19	17	14	13	11	13

(注) 年度集計 (4月~3月)



排出インベントリーの経年推移

**【関連する取組】**

水環境に係る法律に基づく排出量の把握：ダイオキシン類排出量 (I-1-②-4 関係)

(2) 発生源大気自動監視システム (I-1-①-4 関係)

大手工場（現在17工場）を対象に、各工場の燃料使用量、燃料中の硫黄含有率、排煙中の硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度及び酸素濃度などの測定データをテレメータによって収集しています。工場ごとに窒素酸化物排出量及び硫黄酸化物排出量を把握し、総量規制基準の遵守状況を常時監視しています。

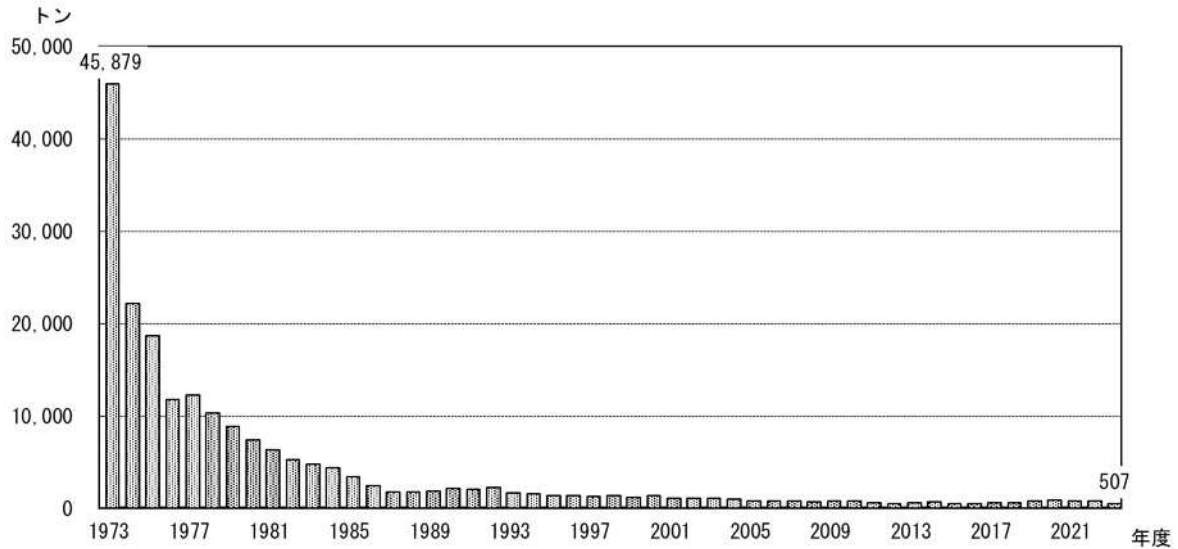
発生源大気自動監視工場

令和6(2024)年3月31日現在

地 区	工 場 名	窒素酸化物 対 象 工 場	硫黄酸化物 対 象 工 場
大 師	日本冶金工業（株）川崎製造所	○	○
	ENEOS（株）川崎製油所 浮島北地区	○	○
	ENEOS（株）川崎製油所 浮島南地区	○	○
	ENEOS（株）川崎製油所 川崎地区	○	○
	（株）JERA 川崎火力発電所	○	
	東亜石油（株）京浜製油所	○	○
	日本ゼオン（株）川崎工場	○	
	旭化成（株）製造統括本部 川崎製造所	○	
	日本ブチル（株） （株）JERA 東扇島火力発電所	○	
田 島	（株）デイ・シイ川崎工場	○	○
	JFE スチール（株）東日本製鉄所（京浜地区）	○	
	（株）レゾナック 基礎化学品事業部 川崎事業所	○	○
	東日本旅客鉄道（株）エネルギー企画部川崎発電所	○	
	川崎天然ガス発電（株）	○	
川 崎	味の素（株）川崎事業所	○	
中 原	三菱ふそうトラック・バス（株）	○	

(3) 硫黄酸化物の排出量

工場・事業場の硫黄酸化物排出量の推移は次のとおりです。令和5(2023)年度の硫黄酸化物排出量は507トンとなり、対策目標量を満足しました。



工場・事業場の硫黄酸化物排出量の経年推移

工場・事業場の硫黄酸化物排出量の経年推移

(単位: トン/年)

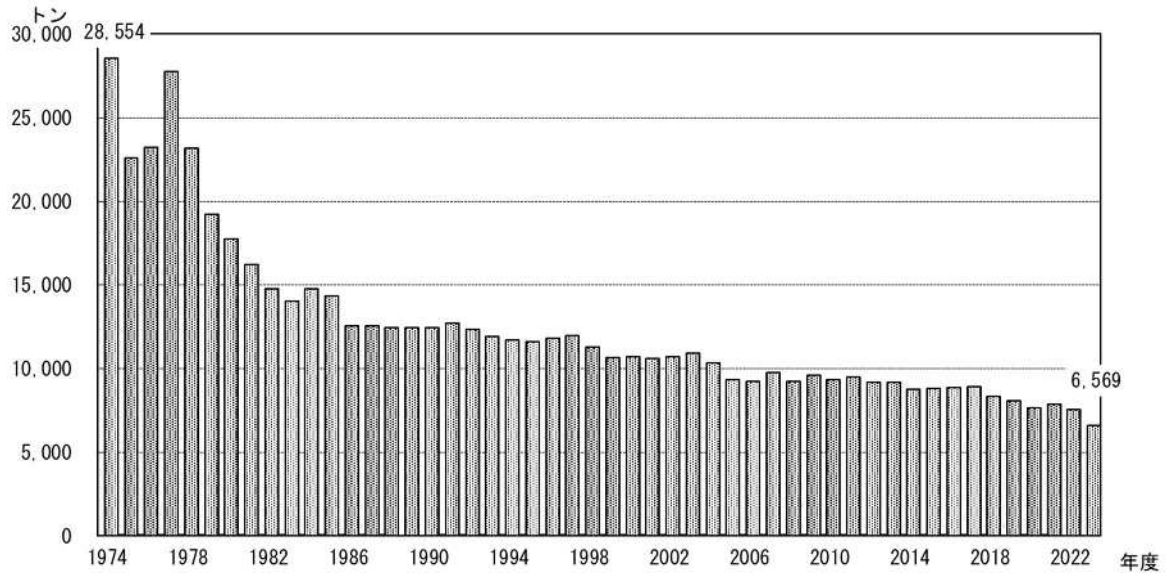
年度	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983
排出量(t)	45,879	22,188	18,635	11,781	12,218	10,307	8,878	7,393	6,331	5,278	4,805
年度	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994
排出量(t)	4,379	3,436	2,462	1,781	1,785	1,889	2,157	2,086	2,261	1,658	1,620
年度	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
排出量(t)	1,368	1,389	1,289	1,362	1,167	1,431	1,124	1,135	1,076	1,022	826
年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
排出量(t)	785	851	754	800	825	635	496	582	696	552	514
年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023				
排出量(t)	657	615	849	875	799	860	507				

工場・事業場の硫黄酸化物排出量（令和5(2023)年度）と対策目標量

	川崎市（大師地区及び田島地区）	川崎市（大師地区及び田島地区以外）及び幸区	川崎市及び幸区以外
対策目標量	1,990トン/年以下	20トン/年以下	40トン/年以下
排出量	501トン	2トン	4トン

(4) 窒素酸化物の排出量

工場・事業場の窒素酸化物排出量の推移は次のとおりです。令和5(2023)年度の窒素酸化物排出量は6,569トンとなり、対策目標量(9,330トン以下)を満足しました。



工場・事業場の窒素酸化物排出量の経年推移

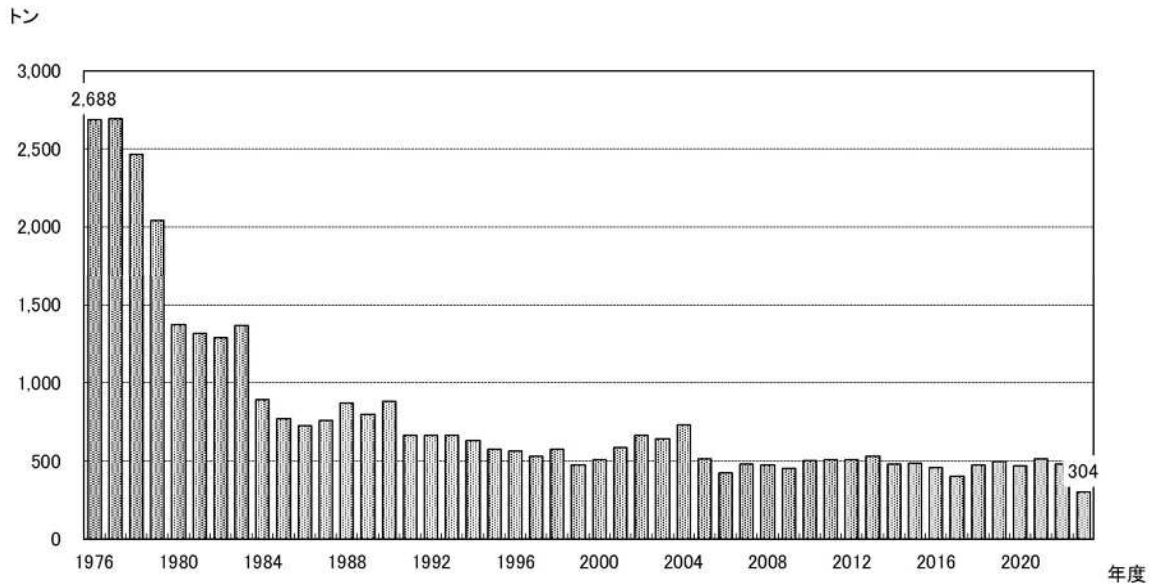
工場・事業場の窒素酸化物排出量の経年推移

(単位: トン/年)

年度	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984
排出量(t)	28,554	22,610	23,217	27,768	23,198	19,236	17,760	16,235	14,772	14,034	14,733
年度	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995
排出量(t)	14,328	12,521	12,548	12,428	12,421	12,427	12,688	12,330	11,904	11,689	11,581
年度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
排出量(t)	11,821	11,975	11,271	10,645	10,682	10,609	10,708	10,883	10,330	9,329	9,199
年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
排出量(t)	9,739	9,210	9,591	9,348	9,467	9,144	9,180	8,744	8,777	8,876	8,917
年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023					
排出量(t)	8,332	8,047	7,652	7,827	7,527	6,569					

(5) ばいじんの排出量

令和5(2023)年度の工場・事業場のばいじん排出量は304トンでした。



工場・事業場のばいじん排出量の経年推移

工場・事業場のばいじん排出量の経年推移

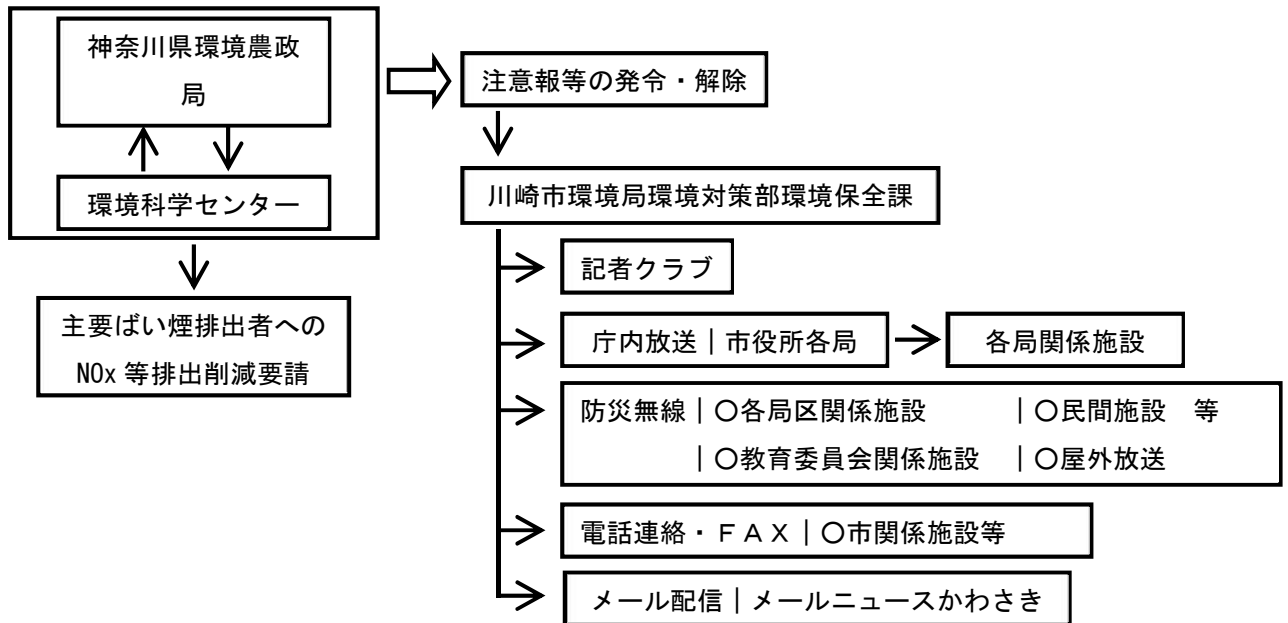
(単位: トン/年)

年度	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985
排出量 (t)	2,688	2,692	2,464	2,041	1,373	1,320	1,292	1,366	894	771
年度	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995
排出量 (t)	724	759	874	800	883	667	668	666	630	578
年度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
排出量 (t)	564	531	574	474	512	590	667	642	734	517
年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
排出量 (t)	427	481	476	455	506	509	509	530	484	486
年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023		
排出量 (t)	461	404	476	496	471	517	483	304		

## 5 大気汚染注意報発令時の対応 (I-1-①-6 関係)

### (1) 光化学公害対策

光化学スモッグによる健康被害の未然防止を図るため、保育施設等に対して光化学スモッグ注意報発令時の対応について周知しました(812件)。また、光化学スモッグ注意報(令和5(2023)年度の発令日:7月18日、7月26日)の発令に際し、光化学公害緊急時措置連絡体制により防災無線等による市民向け周知・広報、報道機関への情報提供を行いました。



### 光化学公害緊急時措置連絡体制

### (2) 微小粒子状物質 (PM2.5) の高濃度予報

微小粒子状物質 (PM2.5) について、環境省が取りまとめた「注意喚起のための暫定的な指針」に基づき、神奈川県と連携して平成25(2013)年3月9日から午前8時頃の微小粒子状物質高濃度予報を開始しています。さらに、同年12月5日から、午後1時頃の高濃度予報を追加し、市民の皆様にご注意喚起を行うこととしています。

なお、予報開始以降、令和6(2024)年3月末までの高濃度予報の注意喚起回数は0回でした。

## 6 ディーゼル車運行規制の検査（I-1-①-7 関係）

自動車から排出される大気汚染物質のうち、二酸化窒素や浮遊粒子状物質については、発生源としての寄与割合が大きいディーゼル車を中心に、排出ガスの抑制対策が進められてきました。

### 【ディーゼル車運行規制】

神奈川県においては、平成14(2002)年10月に神奈川県生活環境の保全等に関する条例を改正し、ディーゼル車の運行規制に関する規定を設け、平成15(2003)年10月から施行し、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に不適合なディーゼル車は運行を禁止しています。

本市では、神奈川県から権限の移譲を受け、平成15(2003)年10月以降、警察の協力を得て、道路を運行している車両を停止させて車検証等を確認する検査により、基準の適合・不適合を判断しています。また、道路を運行している車両のナンバーをビデオ撮影し、車検証等の情報から違反車両の確認も実施しています。検査の結果、不適合の車両については、車両の使用者に対して改善指導等を行っています。令和5(2023)年4月から令和6(2024)年3月までの1年間に、市内4か所において317台のディーゼル車を検査したところ、全ての車が適合車でした。

### 令和5(2023)年度検査結果

実施主体	検査区分	検査か所	検査台数	結果		
				適合	不適合	その他
川崎市	路上検査	1か所	7台	7台	0台	0台
	拠点検査	0か所	0台	0台	0台	0台
	書面検査	0か所	0台	0台	0台	0台
	ビデオ検査	3か所	310台	310台	0台	0台
	計	4か所	317台	317台	0台	0台
			100%	100%	0%	0%

7 騒音、振動に係る届出等の審査・指導 (I-1-①-1 1 関係)

(1) 工場・事業場対策

ア 騒音

令和6(2024)年3月31日現在、騒音規制法に定める特定施設を設置している工場・事業場(特定工場等)数は1,222で、このうち川崎区が381(31%)で最も多く、次いで中原区252(21%)、高津区228(19%)となっており、北部へ行くに従い少なくなり、麻生区では61(5%)と最も少なくなっています。また、施設数は9,082で、このうち空気圧縮機及び送風機が7,185(79%)で最も多く、次いで金属加工機械が1,066(12%)となっており、これらの施設で全体の91%を占めています。

地区別特定工場等数(騒音規制法)

令和6(2024)年3月31日現在

全地区 合計	川崎区			幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
	大師	田島	川崎						
1,222	381			145	252	228	89	66	61
	179	53	149						

特定施設設置届出数(騒音規制法)

令和6(2024)年3月31日現在

名 称	地 区 全地区 合計	川崎区			幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
		大師	田島	川崎						
全施設	9,082	2,755			1,828	2,071	1,168	541	305	414
		1,084	193	1,478						
金属加工機械	1,066	180	45	83	103	354	195	37	20	49
空気圧縮機及び送風機	7,185	822	124	1,347	1,621	1,439	776	470	254	332
土石用破碎機等	35	11	5	0	0	6	7	0	2	4
建設用資材製造機械	19	4	0	1	0	2	11	0	1	0
木材加工機械	81	21	3	12	9	14	8	4	2	8
印刷機械	200	21	4	17	37	73	33	7	8	0
合成樹脂用射出成形機	496	25	12	18	58	183	138	23	18	21

イ 振動

令和6(2024)年3月31日現在、振動規制法に定める特定施設を設置している工場・事業場(特定工場等)数は619で、このうち川崎区が185(30%)で最も多く、次いで中原区145(23%)、高津区144(23%)となっています。また、施設数は2,700で、このうち金属加工機械が1,504で最も多く全体の56%を占めています。

**地区別特定工場等数(振動規制法)**

令和6(2024)年3月31日現在

全地区 合計	川崎区			幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
	大師	田島	川崎						
619	185			69	145	144	25	29	22
	118	31	36						

**特定施設設置届出数(振動規制法)**

令和6(2024)年3月31日現在

名 称	地 区 全地区 合計	川崎区			幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
		大師	田島	川崎						
全施設	2,700	687			336	763	628	88	104	94
		414	96	177						
金属加工機械	1,504	211	58	66	191	495	348	44	58	33
圧縮機	734	169	15	99	100	123	128	30	34	36
土石用破碎機等	24	8	5	0	0	1	6	0	0	4
木材加工機械	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0
印刷機械	97	12	6	3	9	39	22	5	1	0
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
合成樹脂用射出成形機	338	14	12	9	36	104	123	9	10	21

(2) 建設作業対策

建設作業には、建物の建設・解体工事、土木工事や開発工事などがあります。これらの工事に伴う建設作業のうち、著しい騒音や振動を発生する作業を「騒音規制法」及び「振動規制法」で「特定建設作業」として定めており、規制の対象となっています。

これらの代表的なものとしては、くい打機やさく岩機を使用する作業があり、前者については、アースオーガー併用やアースドリル等の低騒音・低振動工法が開発され主流となっていますが、後者については、一部の作業に低騒音・低振動の工法が適用されているものの、作業の対象物や作業期間の制約からこれら工法が使用できない場合があり、周辺的生活環境に影響を及ぼすケースが生じています。

ア 騒音

令和5(2023)年度の特定建設作業の届出は802件で、作業の種類別に見ると、さく岩機を使用する作業が728件と最も多く、次いでくい打機等を使用する作業が25件となっています。

特定建設作業届出件数（騒音規制法）

作 業	地 区								
	全地区 合 計	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	
全 作 業 合 計	802	187	87	181	84	85	103	75	
くい打機等を使用する作業	25	9	7	8	1	0	0	0	
びょう打機を使用する作業	1	0	0	1	0	0	0	0	
さく岩機を使用する作業	728	161	75	156	78	81	103	74	
空気圧縮機を使用する作業	23	10	1	8	1	2	0	1	
コンクリートプラントを設けて行う作業	0	0	0	0	0	0	0	0	
バックホウを使用する作業	24	7	3	9	3	2	0	0	
トラクターショベルを使用する作業	1	0	1	0	0	0	0	0	
ブルドーザーを使用する作業	1	0	0	0	1	0	0	0	

イ 振動

令和5(2023)年度の特定建設作業の届出は511件で、作業の種類別に見ると、ブレーカーを使用する作業が479件と最も多く、次いでくい打機等を使用する作業が25件でした。

特定建設作業届出件数（振動規制法）

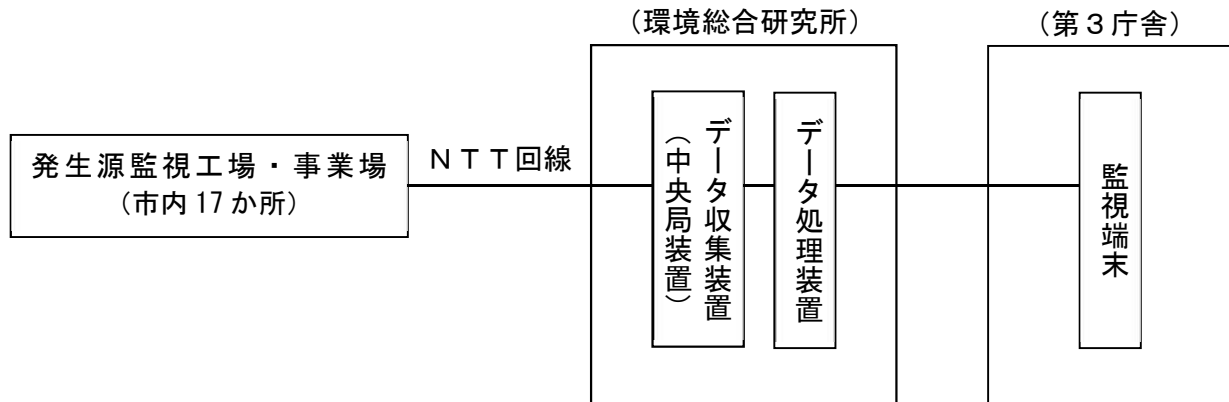
作 業	地 区							
	全地区 合 計	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
全 作 業 合 計	511	124	63	106	44	43	69	62
くい打機等を使用する作業	25	8	7	8	1	0	1	0
鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
舗装版破碎機を使用する作業	7	4	3	0	0	0	0	0
ブレーカーを使用する作業	479	112	53	98	43	43	68	62

## ②水環境に係る事業所等の監視・指導

水環境を保全するために、水質汚濁防止法、土壤汚染対策法、工業用水法などの法律や条例に基づき、事業所等に対して、立入調査及び届出等の審査・指導を実施しています。

### 1 水質汚濁監視体制

令和6年1月末まで、発生源水質自動監視システムにより、水質汚濁防止法の総量規制対象事業場のうち、排水量及びCODの汚濁負荷量が多い17工場・事業場（排水量が5,000 m<sup>3</sup>/日以上で、かつ、CODの汚濁負荷量が50 kg/日以上が目安）を対象に、特定排出水のCOD、窒素含有量（N）、リン含有量（P）及び排水量のデータをテレメータによって収集し、COD、N及びPの汚濁負荷量を常時監視していました。令和6年2月からは、これら17工場・事業場の排水量やCOD、N及びPの汚濁負荷量は毎月提出される水質総量規制汚濁負荷量測定結果報告書により把握しています。



発生源水質自動監視システム

### 発生源水質自動監視工場・事業場

令和6(2024)年1月31日現在

No.	工場・事業場名	No.	工場・事業場名
1	(株)レゾナック 基礎化学品事業部 川崎事業所	10	(株)レゾナック基礎化学品事業部川崎事業所(千鳥)
2	JFEスチール(株)東日本製鉄所(京浜地区)	11	日本ゼオン(株)川崎工場
3	ENEOS(株)川崎製油所浮島北地区	12	エア・ウォーター・パフォーマンスケミカル(株)川崎工場(千鳥)
4	ENEOS(株)川崎製油所浮島南地区	13	入江崎水処理センター
5	ENEOS(株)川崎製油所川崎地区	14	加瀬水処理センター
6	味の素(株)川崎事業所	15	等々力水処理センター
7	日本冶金工業(株)川崎製造所	16	麻生水処理センター
8	東亜石油(株)京浜製油所	17	コアレックス三栄(株)東京工場
9	旭化成(株)製造統括本部川崎製造所		

## 2 土壌汚染に係る届出等の審査・指導（I-1-②-3 関係）

### (1) 法律による審査・指導

土壌汚染対策法に基づき、土壌調査結果等を受理し、審査・指導を実施しました。

令和5(2023)年度に届出等があった土壌汚染状況調査及び土地の形質の変更状況等は次の表のとおりです。

#### 法に基づく報告件数（令和5(2023)年度）

(単位:件)

区名	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
土壌汚染状況調査結果	10	3	3	0	0	0	0	16
指定の申請	1	0	0	0	0	0	0	1
一定規模以上の形質の変更	15	5	5	2	2	6	8	43
第3条第1項ただし書	13	1	0	4	0	0	3	21
汚染除去等計画書	0	0	0	0	0	0	0	0
工事完了報告	0	0	0	0	0	0	0	0
実施措置完了報告	0	0	0	0	0	0	0	0
形質変更届出	17	2	4	0	0	2	0	25
形質変更完了	10	2	3	0	0	1	0	16
区域外搬出届出	13	1	1	0	0	1	0	16
区域外搬出変更届出	3	0	1	0	0	0	0	4
土地利用方法変更届出	0	0	0	1	0	0	0	1
承継届出	1	0	0	0	0	0	0	1
合計	83	14	17	7	2	10	11	144

上記の土壌汚染状況調査結果16件のうち、6件は法に規定する土壌汚染の基準値以下でしたが、10件は基準値を超過していました。

#### 法律に基づく調査での汚染判明件数（令和5(2023)年度）

(単位:件)

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
件数	7	1	2	0	0	0	0	10

なお、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査を行った結果、同法の基準に適合しないことが明らかになった際には、当該土壌汚染に摂取経路があり健康被害が生じるおそれがある場合には「要措置区域」に、摂取経路がなく健康被害が生じるおそれがない場合には「形質変更時要届出区域」に指定し、その結果を公表しています。

公表は、公示を行うとともに、台帳を作成し、窓口及びホームページにおいて閲覧に供しています。

なお、汚染の除去等の措置が完了すると当該指定は解除します。

令和5(2023)年度に新たに「要措置区域」に指定した場所は0件であり、「形質変更時要届出区域」に指定した場所は9件でした。(調査結果の報告書受理から指定までに時間を要するため、同一年度内で汚染判明件数と指定件数は一致しない場合があります。)

要措置区域の指定・解除状況（令和5（2023）年度）

No.	整理番号	区	所在地(地番表示)	指定日	一部解除日	全部解除日	要措置区域に指定する際、基準を超過した特定有害物質	備考
該当無し								

CE:クロロエチレン、CCl<sub>4</sub>:四塩化炭素、1,2-DCA:1,2-ジクロロエタン、1,1-DCE:1,1-ジクロロエチレン、cis-1,2-DCE:シス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-DCE:1,2-ジクロロエチレン、1,3-DCP:1,3-ジクロロプロペン、DCM:ジクロロメタン、PCE:テトラクロロエチレン、1,1,1-TCE:1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-TCE:1,1,2-トリクロロエタン、TCE:トリクロロエチレン、Bz:ベンゼン、Cd:カドミウム、Cr<sup>6+</sup>:六価クロム、CN:シアン、Hg:水銀、Se:セレン、Pb:鉛、As:砒素、F:ふっ素、B:ほう素、PCB:ポリ塩化ビフェニル

形質変更時要届出区域の指定・解除状況（令和5（2023）年度）

No.	整理番号	区	所在地(地番表示)	指定日	一部解除日	全部解除日	形質変更時要届出区域に指定する際、基準を超過した特定有害物質	備考
指-38	25-3	中原	上小田中4丁目1015番1、1344番8の各一部	平成25年8月12日 平成29年1月4日 平成29年3月1日 平成30年9月12日 令和5年9月15日 令和6年1月5日	平成27年8月25日 平成28年9月6日 令和2年12月21日 令和3年6月22日	-	CE、1,1-DCE、cis-1,2-DCE、1,2-DCE、PCE、TCE、Bz、Cd、Cr <sup>6+</sup> 、CN、Hg、Se、Pb、As、F、B	法14条に基づく申請による指定 法3条8項調査の結果に基づく指定
指-80	30-1	中原	上小田中4丁目1015番1の一部	平成30年9月12日 令和5年9月15日	-	-		法3条調査の結果に基づく指定 法14条に基づく申請による指定 法3条8項調査の結果に基づく指定
指-86	30-7	川崎	夜光2丁目4番2の一部	平成30年12月27日	令和3年12月22日 令和5年6月15日	-	Cr <sup>6+</sup> 、F	法3条調査の結果に基づく指定
指-114	R04-2	多摩	登戸字突耕地3816番3の一部	令和4年6月27日	-	令和5年7月26日	F	法3条調査の結果に基づく指定
指-118	R04-6	川崎	鈴木町2964番1の一部	令和4年8月9日	令和6年1月19日	-	Hg、Pb、As、F	法3条8項調査の結果に基づく指定
指-121	R04-9	川崎	小田栄二丁目3番52の一部	令和4年9月1日 令和4年12月12日	令和5年1月5日 令和6年3月28日	-	Pb	法4条2項調査の結果に基づく指定
指-124	R04-12	川崎	夜光一丁目3番1の一部	令和4年10月4日 令和5年6月15日	-	-	Hg、Pb、As、F	法3条8項調査の結果に基づく指定 法14条に基づく申請による指定
指-128	R05-1	川崎	塩浜3丁目24番55	令和5年7月6日	-	-	F	法3条調査の結果に基づく指定
指-129	R05-2	川崎	鈴木町2964番1の一部	令和5年7月26日	-	-	Cr <sup>6+</sup> 、Pb、As	法3条8項調査の結果に基づく指定
指-130	R05-3	川崎	塩浜一丁目16番11	令和5年9月28日	-	-	Cd、Pb、As、F	法4条2項調査の結果に基づく指定
指-131	R05-4	川崎	扇町57番1、57番3、57番4の各一部	令和5年12月19日	-	-	Cd、Pb、As、F	法4条2項調査の結果に基づく指定
指-132	R05-5	川崎	夜光一丁目2番2の一部	令和6年2月21日	-	-	F	法3条8項調査の結果に基づく指定
指-133	R05-6	川崎	千鳥町6番1の一部	令和6年3月25日	-	-	PCB	法14条に基づく申請による指定

CE:クロロエチレン、CCl<sub>4</sub>:四塩化炭素、1,2-DCA:1,2-ジクロロエタン、1,1-DCE:1,1-ジクロロエチレン、cis-1,2-DCE:シス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-DCE:1,2-ジクロロエチレン、1,3-DCP:1,3-ジクロロプロペン、DCM:ジクロロメタン、PCE:テトラクロロエチレン、1,1,1-TCE:1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-TCE:1,1,2-トリクロロエタン、TCE:トリクロロエチレン、Bz:ベンゼン、Cd:カドミウム、Cr<sup>6+</sup>:六価クロム、CN:シアン、Hg:水銀、Se:セレン、Pb:鉛、As:砒素、F:ふっ素、B:ほう素、PCB:ポリ塩化ビフェニル

**(2) 条例による審査・指導**

市条例に基づき、土壌調査結果等を受理し、審査・指導を実施しました。

令和5(2023)年度に報告があった土壌調査及び汚染土壌の処理対策状況は次のとおりです。

**条例に基づく土壌調査結果等の報告件数（令和5(2023)年度）**

(単位:件)

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
資料等調査	21	5	6	2	2	3	1	40
詳細調査	3	1	2	0	0	0	1	7
搬出土壌調査	22	7	3	2	0	0	0	34
合計	46	13	11	4	2	3	2	81

資料等調査は、過去からの有害物質の取扱い及び管理状況を調査し、汚染の可能性を把握するものです。

詳細調査は、表層土壌調査、ボーリング調査及び地下水調査を実施し、汚染の有無、汚染範囲、汚染土量を把握するものです。

搬出土壌調査は、汚染のおそれのある土壌を建設工事等で敷地外に搬出する場合に、搬出する土壌の汚染状態を把握するものです。

報告があった詳細調査及び搬出土壌調査の41件のうち、28件は市条例に規定する土壌汚染の基準値以下でしたが、13件は基準値を超過していました。

**条例に基づく調査での汚染判明件数（令和5(2023)年度）**

(単位:件)

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
件数	9	2	1	0	0	0	1	13

汚染土壌の処理対策は、汚染状況や周辺状況等を勘案し、土壌汚染に関する基準及び地下水基準の適合を図る対策や汚染土壌を直接摂取する経路を遮断する対策を実施するものです。一方、汚染土壌の管理は、処理対策を早期に実施することができない場合などに人の健康を保護し、土壌及び地下水の汚染の拡散を防止することを目的に実施するものです。

**条例に基づく処理対策等の報告件数（令和5(2023)年度）**

(単位:件)

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
実施計画書	8	2	3	0	0	0	0	13
実施報告書	18	2	1	0	1	0	0	22
管理計画書	19	3	2	5	0	0	1	30
合計	45	7	6	5	1	0	1	65

なお、条例に基づく土壌調査の結果、基準に適合しない場合も、法と同様にその結果を公表しています。公表は、台帳を作成し、窓口及びホームページにおいて閲覧に供しています。

また、汚染の除去等の措置が完了すると台帳等から削除します。

令和5(2023)年度の公表状況は次のとおりです。

条例に基づく土壌調査等の結果の公表状況（令和5（2023）年度新規案件分）

整理番号	区	所在地	汚染判明日	台帳削除日	基準を超過した特定有害物質等	詳細・搬出	備考
R05-1	中原	大倉町10	令和5年3月31日	令和5年10月31日	F	搬出	
R05-2	宮前	菅生2-16-1	令和5年3月24日	令和5年6月14日	F	搬出	
R05-3	川崎	水江町6-2	令和5年3月29日	対策実施中	Pb、B	搬出	
R05-4	幸	小向東芝町1	令和5年6月22日	令和5年11月30日	TCE、Pb	搬出	
R05-5	川崎	鈴木町1-1	令和5年8月10日	令和5年11月2日	Pb、As	搬出	
R05-6	麻生	下麻生3-34	令和5年8月23日	管理実施中	Pb	詳細	
R05-7	川崎	鈴木町1-2	令和5年9月28日	令和6年3月22日	CC14	搬出	
R05-8	川崎	扇町5-1	令和5年12月11日	令和6年3月5日	Hg、Se、Pb、As	搬出	
R05-9	川崎	扇町5-1	令和5年12月11日	令和6年3月5日	Pb、As	搬出	
R05-10	中原	大倉町10	令和5年11月29日	対策実施中	F	搬出	
R05-11	川崎	千鳥町1-2	令和5年12月19日	対策実施中	F	搬出	
R05-12	川崎	田辺新田1-1、白石町6-1	令和5年12月27日	対策実施中	PCE	搬出	
R05-13	川崎	扇町19-1	令和6年1月16日	対策実施中	Bz	詳細	
R05-14	川崎	扇町5-1	令和6年2月26日	対策実施中	Se、Pb、As	搬出	
R05-15	川崎	鈴木町1-1	令和6年3月14日	対策実施中	Hg	搬出	
R05-16	幸	小向東芝町1	令和6年3月15日	対策実施中	PCE、F	搬出	

CE：クロロエチレン、CC14：四塩化炭素、1,2-DCA：1,2-ジクロロエタン、1,1-DCE：1,1-ジクロロエチレン、cis-1,2-DCE：シス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-DCE：1,2-ジクロロエチレン、1,3-DCP：1,3-ジクロロプロペン、DCM：ジクロロメタン、PCE：テトラクロロエチレン、1,1,1-TCE：1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-TCE：1,1,2-トリクロロエタン、TCE：トリクロロエチレン、Bz：ベンゼン、Cd：カドミウム、Cr6+：六価クロム、CN：シアン、Hg：水銀、Se：セレン、Pb：鉛、As：砒素、F：ふっ素、B：ほう素、PCB：ポリ塩化ビフェニル、DXN：ダイオキシン類

3 汚染土壌処理業の許可申請等の審査・指導（I-1-②-7 関係）

土壌汚染対策法に基づき、汚染土壌処理業者から申請等を受理し、審査・指導を実施しました。

なお、現在4社に対して汚染土壌処理施設の許可をしています。

汚染土壌処理施設

令和6（2024）年3月31日現在）

許可番号	事業所名	所在地	施設種類
08610010002	早来工営株式会社 川崎工場	川崎区扇町6-1	浄化等処理施設（洗浄・化学脱着） 分別等処理施設
08610010003	株式会社富二栄 土壌再資源化処理プラント	川崎区扇町6-5	浄化等処理施設（洗浄） 分別等処理施設
08611000004	株式会社デイ・シイ 川崎工場	川崎区浅野町1-1	浄化等処理施設（不溶化） セメント製造施設
08600010005	日興サービス株式会社 川崎事業所	川崎区大川町5-7	分別等処理施設（休止中）

#### 4 地盤沈下の防止に係る地下水揚水の届出等の審査・指導（I-1-②-8 関係）

##### (1) 法令等による規制

平成19(2007)年10月1日に改正市条例を施行し、許可制度と届出制度を併用しています。許可制度については、対象を揚水量の合計が50 m<sup>3</sup>/日以上、又は、揚水機の吐出口の断面積の合計が6 cm<sup>2</sup>を越える場合とし、許可基準を300 m以深からの揚水かつ揚水機の吐出口の断面積の合計が21 cm<sup>2</sup>以下としました。届出制度の対象については、揚水量の合計が50 m<sup>3</sup>/日未満で、かつ、揚水機の吐出口の断面積の合計が6 cm<sup>2</sup>以下としました。

なお、既存の揚水施設については、当面、市条例に適合したものとみなし、一般家庭用の揚水施設は同条例の適用の対象外としました。また、「工業用水法」については、平成16(2004)年4月に神奈川県から権限移譲され、市条例と合わせて地下水使用について総合的な指導を行っています。

##### ア 地下水揚水量

市条例に基づき、揚水量等の報告を求めています。令和5(2023)年の市内揚水量は、約58,124 m<sup>3</sup>/日で前年より約16,796 m<sup>3</sup>/日増加しました。経年では水道事業以外の地下揚水量は昭和40年代後半以降、大幅に減少しましたが、平成5(1993)年以降は多少の増減があるものの横ばいで推移しており、今後も注視しながら監視に努めます。

市内地下水総揚水量の8割以上を多摩区の生田浄水場において、水道事業及び工業用水道事業として揚水しています。

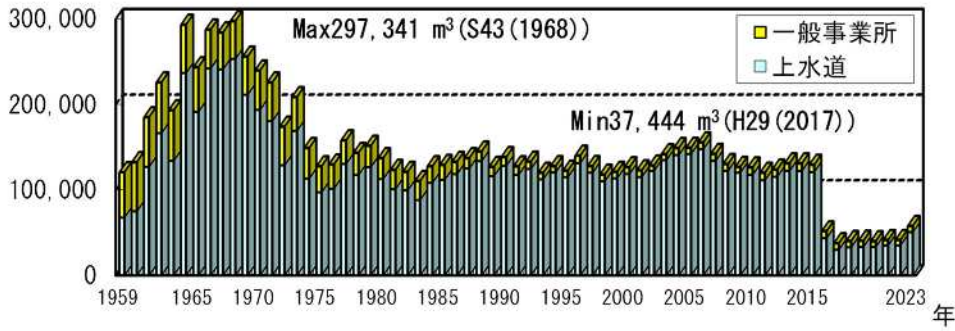
##### 【関連する取組】

地下水揚水量の把握（I-1-②-9 関係）

○基本施策 I -1-② 水環境に係る事業所等の監視・指導○

全市域  
全用途

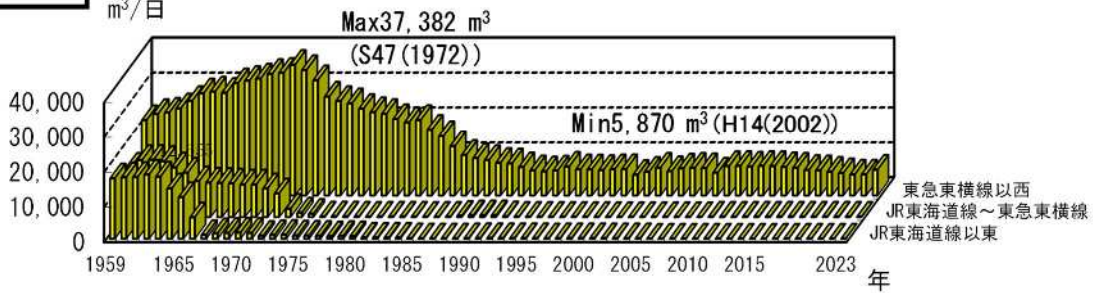
揚水量  
m<sup>3</sup>/日



一般事業所※

揚水量  
m<sup>3</sup>/日

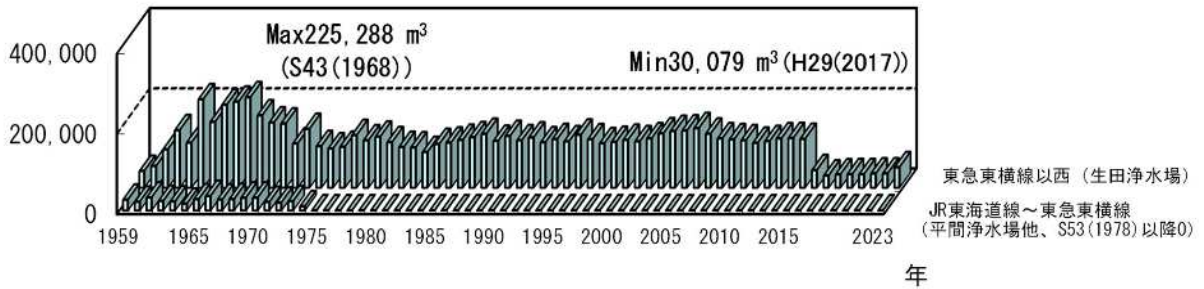
(※)工業用、その他(ビル用、親水施設、散水用等)



上水道※

揚水量  
m<sup>3</sup>/日

(※)水道事業、工業用水道事業



地下水揚水量の経年推移

(2) 地下水位と地盤沈下監視

ア 地盤の標高

精密水準測量は、毎年1月1日を基準日とし、市内に設置してある水準点の標高を算出し、前年度と比較することにより、地盤の変動を把握する測量です。主要水準点（市全域の全体的な傾向を示すために、各行政区に昭和30(1955)年・40(1965)年から存在する水準点を選択したもの）における累積地盤変動量の推移では、過去の地盤沈下と比較すると昭和40年代半ば以降は沈静化していましたが、昭和60(1985)年以降、一部の地域で継続して地盤沈下している傾向があります。令和5(2023)年度は、前年度と対比が可能な有効水準点(218地点)のうち210地点で沈下が見られ、最大沈下量は10.3mm(高津区向ヶ丘)でした。

【関連する取組】

精密水準測量による地盤地下量の監視 (I-1-④-3 関係)

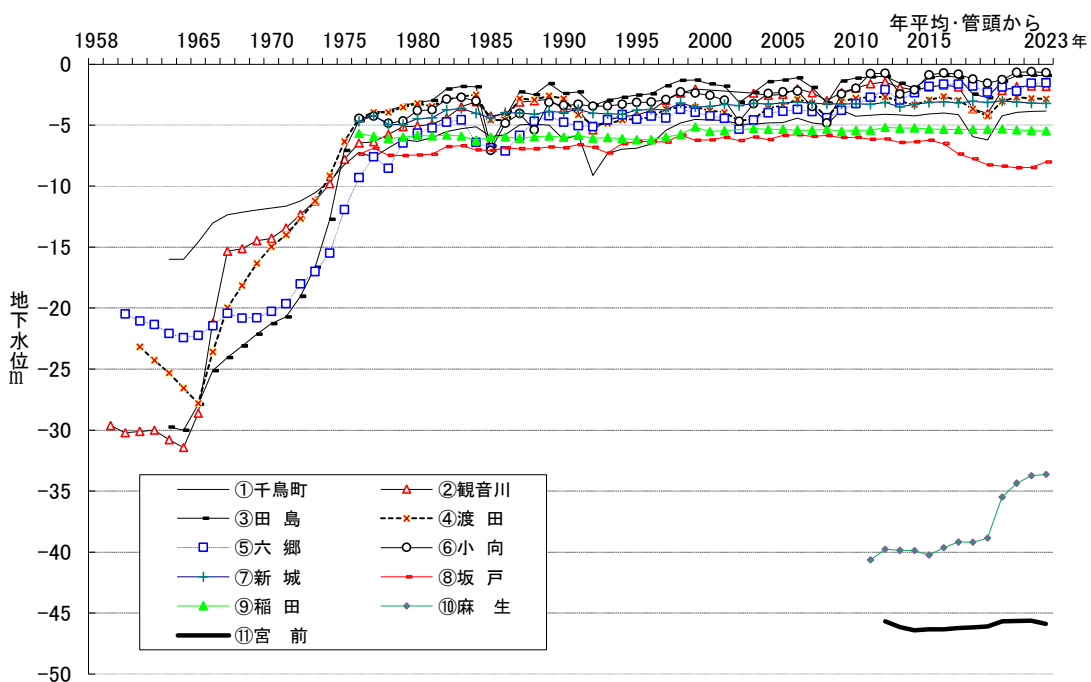
イ 地下水位と地層変動量

観測用井戸を設け、地下水位や地層変動量の常時観測を行っています。

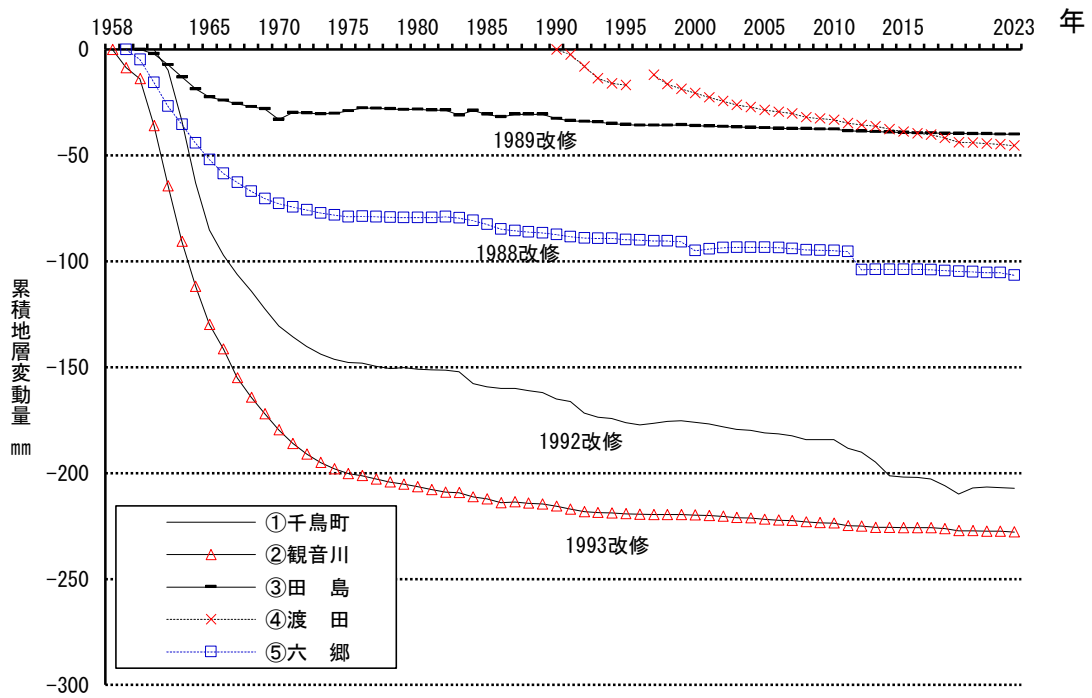
川崎区の5観測所では、設置当初-30m~-15mだった水位が昭和40(1965)年頃から上昇し始め、おおよそ昭和52(1977)年頃からは、現在の水位を維持しており、小向、新城、坂戸及び稲田の4観測所も、昭和51(1976)年の設置以降、現在の水位を維持しています。近年では地層の収縮量も横ばいの傾向にあります。令和5(2023)年の地下水位及び地層変動量は、前年と比較して全観測所で大きな変動は見られませんでした。

【関連する取組】

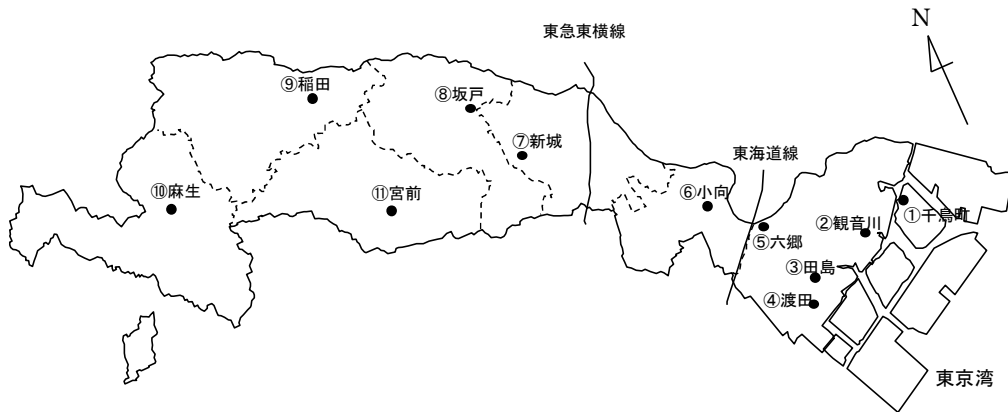
地盤沈下観測所における地下水位及び地層変動量の監視 (I-1-④-6 関係)



地下水位の経年推移



地層変動量の経年推移



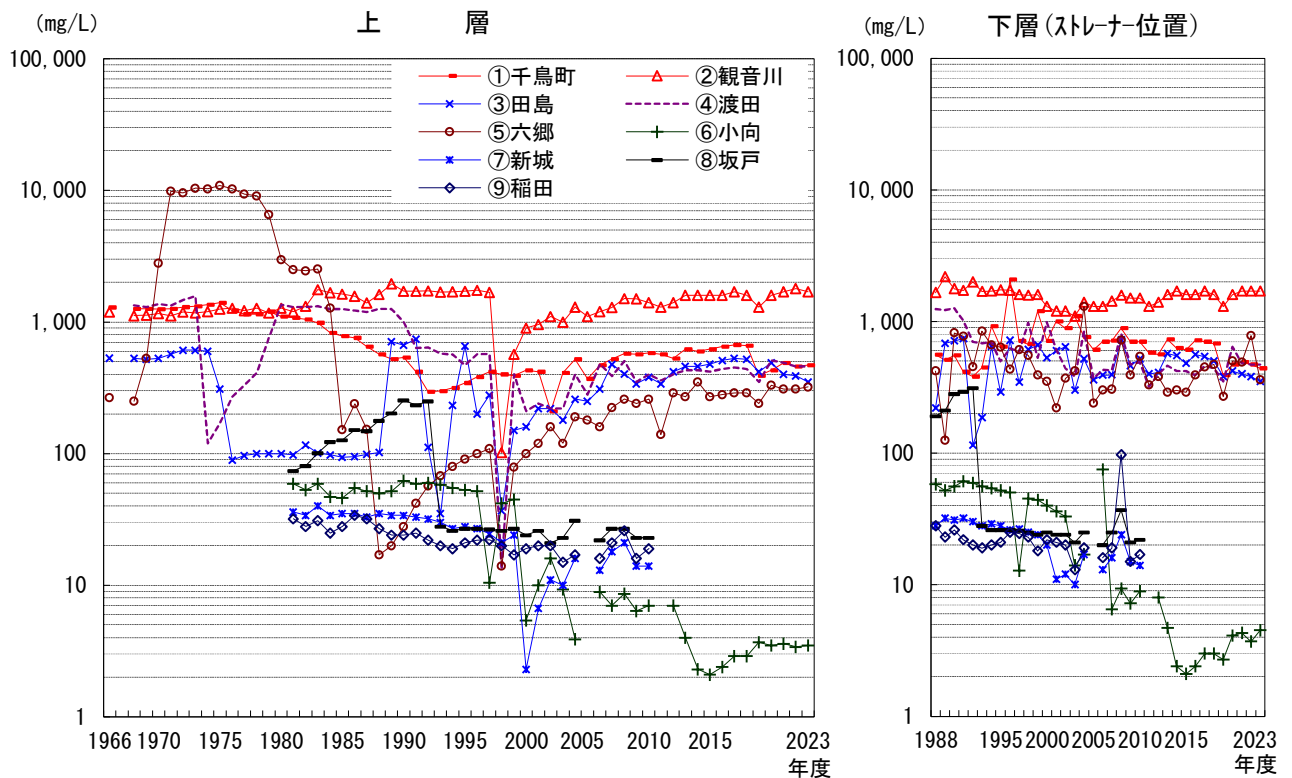
観測所の位置図

ウ 地下水塩水化調査

地下水の塩水化とは地下水を過剰に揚水することにより、深部の塩水を含む層から塩分が混入したり、海水が内陸方向に逆流して揚水地帯に達する現象です。塩水濃度が増加し続けている場合、地下水の揚水量が過剰になっている可能性があり、地盤沈下が懸念されます。川崎区内5か所及び幸区内1か所の令和5(2023)年度の観測所における上層、下層での塩化物イオン濃度は、前年度と比べ大きな変動は見られませんでした。

【関連する取組】


地下水塩水化調査 (I-1-④-5 関係)



地下水塩化物イオン濃度の経年推移

5 事業所地下水調査 (I-1-②-10 関係)

市条例に基づき、有害物質等を取り扱う工場・事業場の地下水調査を実施しています。汚染が確認された地区については、汚染状況を継続的に監視するとともに、事業者に対して自主的な取組を指導しています。

③大気環境に係るモニタリングの実施 

市内の大気環境の状況を24時間測定する装置等で常時監視し、環境基準等の達成状況を確認しています。

1 大気環境の監視 (I-1-③-1 関係)

(1) 大気汚染物質の常時監視

大気汚染防止法第22条の規定に基づき、一般環境大気測定局9局及び自動車排出ガス測定局9局の計18局で大気汚染状況の常時監視を行っています。

測定局は以下のとおりです。

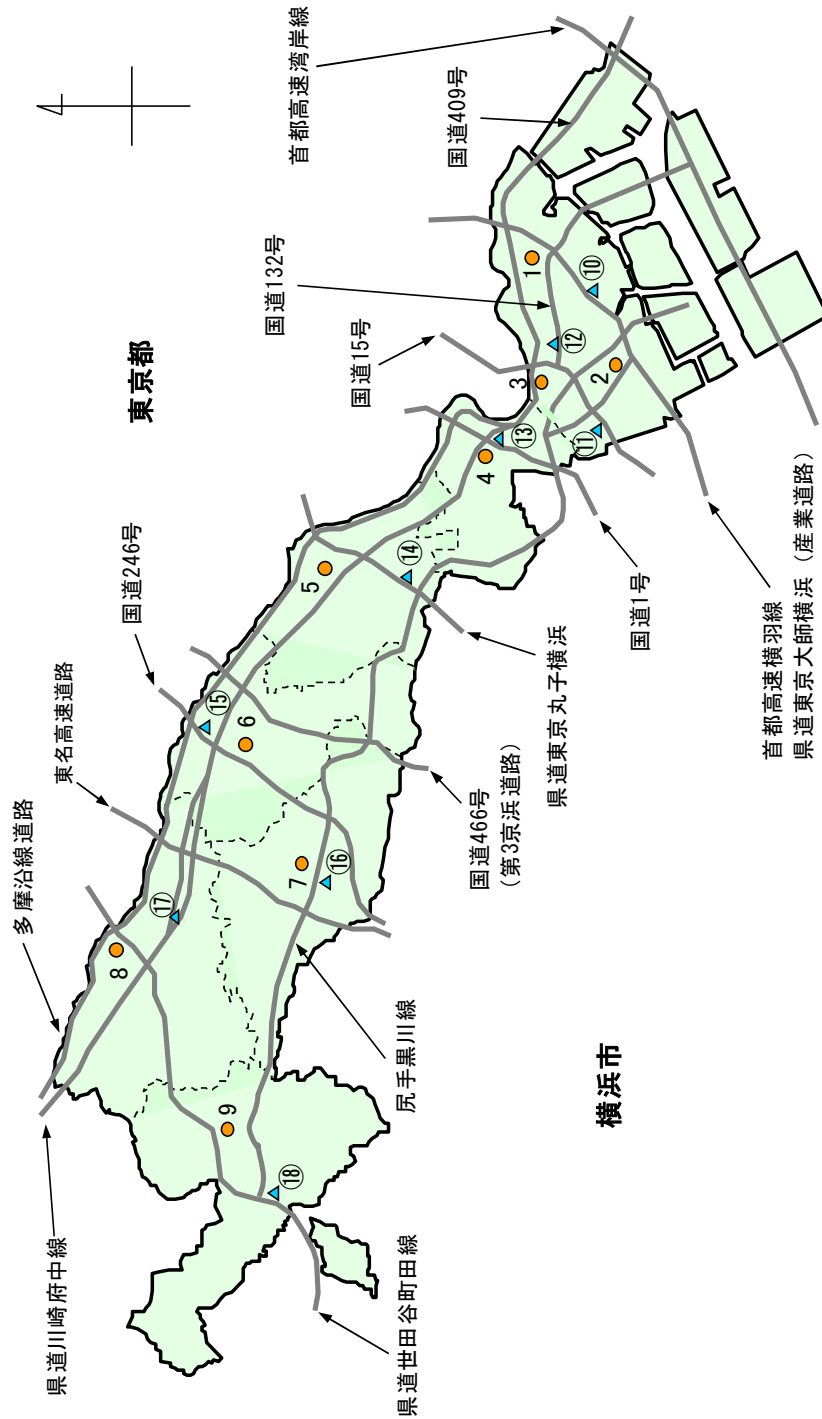
測定局と測定項目

令和5(2023)年度

区分	地図番号	測定項目			二酸化窒素	微小粒子状物質	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化硫黄	一酸化炭素	有害大気汚染物質等	ダイオキシン類
		測定局	場所 <sup>※1</sup>	所在地								
一般環境大気測定局	1	大師	川崎区役所大師支所	川崎区東門前2-1-1	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	田島	田島支援学校	川崎区田島町20-5	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	川崎	川崎市役所第4庁舎	川崎区宮本町3-3	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	幸	幸スポーツセンター	幸区戸手本町1-11-3	○	○	○	○	○	○	○	○
	5	中原	中原区役所地域みまもり支援センター	中原区小杉町3-245	○	○	○	○	○	○	○	○
	6	高津	川崎市生活文化会館	高津区溝口1-6-10	○	○	○	○	○	○	○	○
	7	宮前	宮前平小学校	宮前区宮前平3-14-1	○	○	○	○	○	○	○	○
	8	多摩 <sup>※2</sup>	登戸小学校	多摩区登戸1329	○	○	○	○	○	○	○	○
	9	麻生	弘法松公園	麻生区百合丘2-10	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車排出ガス測定局	10	池上	池上新田公園前	川崎区池上町3	○	○	○			○	○	
	11	日進町	都市機構川崎日進市街地住宅敷地内	川崎区日進町23-1	○	○	○			○	○	
	12	富士見公園	富士見公園	川崎区富士見1-1-6	○	○	○			○	○	
	13	遠藤町	御幸小学校	幸区遠藤町1	○	○	○			○	○	
	14	中原平和公園	中原平和公園	中原区木月住吉町33-1	○	○	○					
	15	二子	高津区役所道路公園センター	高津区溝口5-15-7	○	○	○					
	16	宮前平駅前	上下水道局管理地	宮前区土橋2-1-1	○	○	○					
	17	本村橋	本村橋	多摩区宿河原2-59-2	○	○	○					
	18	柿生	麻生消防署柿生出張所	麻生区片平2-30-7	○	○	○					

※1 測定年度における施設名を記載している。

※2 有害大気汚染物質の一部及びダイオキシン類については、多摩区の生田浄水場で測定を実施した。



○ 一般環境大気測定局	1 師島 2 大田川 3 幸 4 原 5 津 6 前 7 摩 8 生 9 生	△ 自動車排出ガス測定局	10 池上 11 日進町 12 富士見公園 13 遠藤町 14 中原平和公園 15 子 16 二宮前 17 平駅前 18 本村橋 生
-------------	--	--------------	---

※有害大気汚染物質の一部及びダイオキシン類については、多摩区の生田浄水場で測定を実施しました。

測定局	目的	主な測定項目
○ 一般環境大気測定局	地域の大気環境を測定	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化硫黄、気象(気温、風速等)等
△ 自動車排出ガス測定局	自動車走行に起因する大気環境を測定	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、一酸化炭素等

大気測定地点図

(2) 大気環境の環境基準等達成（適合）状況概要

令和5（2023）年度の大気環境の環境基準等の達成（適合）状況は、表のとおりです。

**大気環境の環境基準等の達成（適合）状況**

測定項目	環境基準等達成（適合）状況
二酸化窒素（NO <sub>2</sub> ）	全局（18局）で環境基準を達成
微小粒子状物質（PM2.5）	全局（17局）で環境基準を達成
浮遊粒子状物質（SPM）	全局（18局）で環境基準を達成
光化学オキシダント（Ox）	全局（9局）で環境基準を非達成
二酸化硫黄（SO <sub>2</sub> ）	全局（9局）で環境基準を達成
一酸化炭素（CO）	全局（5局）で環境基準を達成
有害大気汚染物質等※	全地点で（4地点）環境基準を達成（指針値についても全地点で適合）
ダイオキシン類	全地点（3地点）で環境基準を達成

※ 有害大気汚染物質等として、優先取組物質 21 物質並びに水銀及びその化合物について調査を実施しました。優先取組物質のうちベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては環境基準が設定されており、水銀及びその化合物を含む 11 物質については指針値が設定されています。

(3) 主な大気環境の推移

二酸化窒素、微小粒子状物質、浮遊粒子状物質については、全局で環境基準を達成しており、年平均値は緩やかな低下傾向がみられます。その要因としては、工場・事業場による環境対策の取組や各種自動車関係施策などが考えられます。

光化学オキシダントについては、全局で環境基準が非達成であり、改善に向けた取組を推進しています。

(4) 大気常時監視測定結果

大気汚染防止法第 22 条に基づく二酸化窒素、微小粒子状物質、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化硫黄、一酸化炭素及び有害大気汚染物質等の常時監視測定結果並びにダイオキシン類対策特別措置法第 26 条に基づくダイオキシン類の測定結果は次のとおりです。

なお、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄については、川崎市環境基本条例に基づく環境目標値、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく対策目標値（環境基準と同じ。）がそれぞれ設定されています。

ア 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

二酸化窒素は、大気中の窒素酸化物の成分の一つである。窒素酸化物は、燃料などが燃焼する際などに発生し、主な発生源は、工場・事業場のばい煙発生施設、自動車などがあります。また、微小粒子状物質等の二次生成粒子の原因物質となります。

二酸化窒素濃度は、一般環境大気測定局 9 局及び自動車排出ガス測定局 9 局で測定しています。

二酸化窒素の環境基準等の達成状況は次のとおりです。

【一般環境大気測定局】

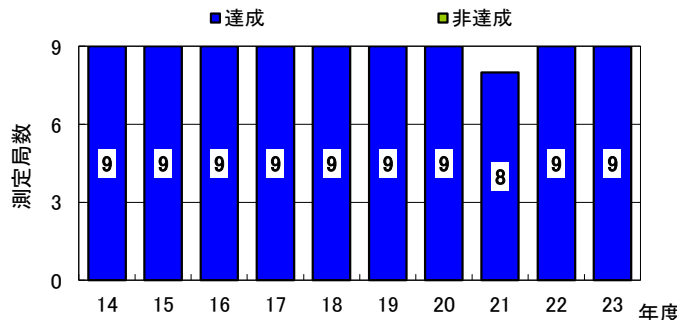
一般環境大気測定局 9 局では、環境基準及び対策目標値については、全局で達成しました。環境目標値については、全局で非達成でした。

なお、平成 15(2003)年度以降は、全局で環境基準及び対策目標値を達成しています。

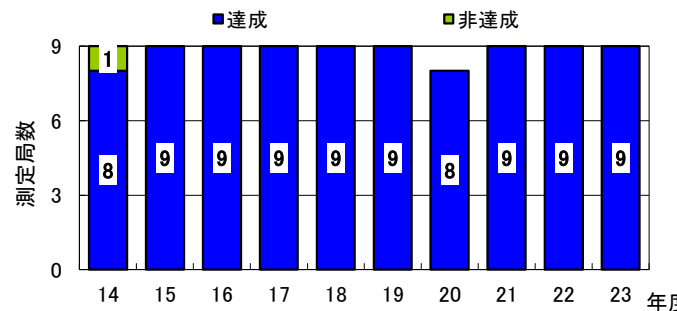
【自動車排出ガス測定局】

自動車排出ガス測定局 9 局では、環境基準及び対策目標値については、全局で達成しました。環境目標値については、全局で非達成でした。

なお、平成 27(2015)年度以降は、全局で環境基準及び対策目標値を達成しています。



二酸化窒素の環境基準達成状況（一般環境大気測定局）



二酸化窒素の環境基準達成状況（自動車排出ガス測定局）

二酸化窒素の測定結果と評価

測定局	環境基準評価		有効測定日数	環境基準値に適合した日数とその割合※3			環境基準値に適合しなかった日数とその割合		環境目標値に適合した日数とその割合※4		年平均値
	日平均値の年間98%値※1	評価※2		日	日	%	日	%	日	%	
	ppm	○×									
一般環境大気測定局	大 師	0.037	○	362	362	100	0	0	284	78.5	0.015
	田 島	0.038	○	361	361	100	0	0	287	79.5	0.015
	川 崎	0.037	○	358	358	100	0	0	285	79.6	0.015
	幸	0.031	○	344	344	100	0	0	298	86.6	0.012
	中 原	0.034	○	359	359	100	0	0	311	86.6	0.012
	高 津	0.031	○	359	359	100	0	0	314	87.5	0.012
	宮 前	0.028	○	356	356	100	0	0	318	89.3	0.011
	多 摩	0.028	○	360	360	100	0	0	326	90.6	0.010
自動車排出ガス測定局	麻 生	0.021	○	364	364	100	0	0	354	97.3	0.008
	池 上	0.045	○	361	361	100	0	0	137	38.0	0.025
	日進町	0.036	○	361	361	100	0	0	281	77.8	0.015
	富士見公園	0.039	○	364	364	100	0	0	242	66.5	0.018
	遠藤町	0.041	○	364	364	100	0	0	201	55.2	0.021
	中原平和公園	0.033	○	362	362	100	0	0	304	84.0	0.013
	二 子	0.042	○	360	360	100	0	0	153	42.5	0.023
	宮前平駅前	0.032	○	357	357	100	0	0	283	79.3	0.014
	本村橋	0.029	○	346	346	100	0	0	297	85.8	0.013
柿 生	0.028	○	356	356	100	0	0	310	87.1	0.012	

※1 日平均値の年間98%値：年間の1日平均値の低い方から98%に相当する値

※2 環境基準の評価：日平均値の年間98%値が0.06 ppm以下の場合を環境基準の「達成」と評価し、○で表示した。  
：日平均値の年間98%値が0.06 ppm超過の場合を環境基準の「非達成」と評価し、×で表示した。

※3 環境基準値に適合した日数：有効測定日数から、日平均値が0.06 ppmを超えた日数を引いた日数とした。

※4 環境目標値に適合した日数：有効測定日数から、日平均値が0.02 ppmを超えた日数を引いた日数とした。

イ 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質とは、大気中に浮遊している粒子のうち、粒径が2.5 μm以下の微小な粒子です。一般に浮遊粒子状物質 (SPM) よりも人為起源粒子の割合が多く、主な構成成分は、ディーゼル自動車等から排出される元素状炭素や、硫黄酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化合物等のガス状物質が大気中で光化学反応等により粒子化する二次生成粒子 (硫酸塩、硝酸塩、有機炭素等) などです。

微小粒子状物質濃度は、一般環境大気測定局 9 局及び自動車排出ガス測定局 8 局で測定しています。

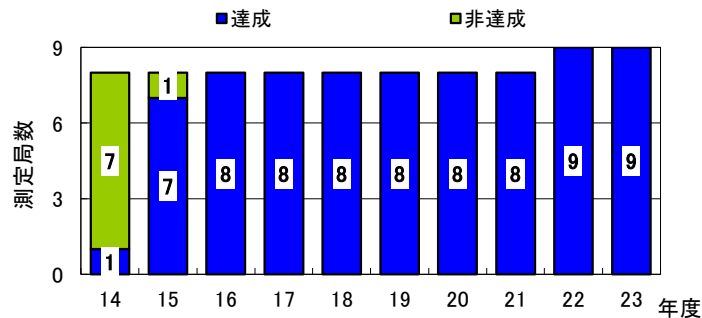
微小粒子状物質の環境基準の達成状況は次のとおりです。

【一般環境大気測定局】

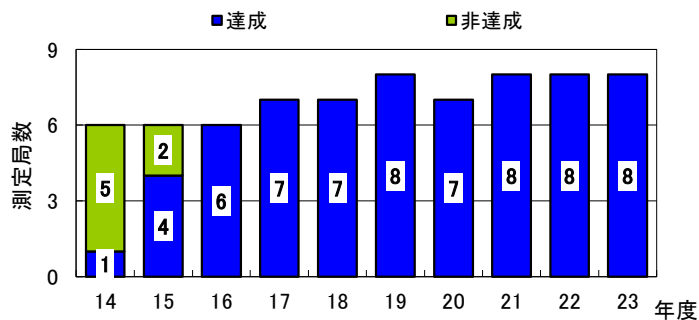
一般環境大気測定局 9 局では、全局で環境基準を達成しました。

【自動車排出ガス測定局】

自動車排出ガス測定局 8 局では、全局で環境基準を達成しました。



微小粒子状物質の環境基準達成状況 (一般環境大気測定局)



微小粒子状物質の環境基準達成状況 (自動車排出ガス測定局)

微小粒子状物質の測定結果と評価

測定局	環境基準評価			有効測定日数	環境基準値に適合した日数とその割合 <sup>※3</sup>		
	年平均値	日平均値の年間98パーセンタイル値 <sup>※1</sup>	評価 <sup>※2</sup>		日	%	
	μg/m <sup>3</sup>	μg/m <sup>3</sup>	○×		日	%	
一般環境大気測定局	大師	9.2	21.3	○	354	354	100
	田島	10.2	23.8	○	357	357	100
	川崎	9.2	22.4	○	357	357	100
	幸	7.8	18.3	○	335	335	100
	中原	7.7	17.8	○	351	351	100
	高津	8.1	19.0	○	346	346	100
	宮前	7.7	18.5	○	352	352	100
	多摩	7.5	17.5	○	352	352	100
	麻生	7.5	18.0	○	355	355	100
自動車排出ガス測定局	池上	9.3	21.0	○	354	354	100
	日進町	8.8	20.9	○	354	354	100
	富士見公園	8.6	21.4	○	343	343	100
	中原平和公園	7.8	18.0	○	354	354	100
	二子	8.6	20.2	○	343	343	100
	宮前平駅前	8.3	19.0	○	348	348	100
	本村橋	7.4	17.9	○	352	352	100
	柿生	7.8	19.7	○	358	358	100

※1 日平均値の年間98パーセンタイル値：年間の1日平均値の低い方から98%に相当する値

※2 環境基準の評価：次の①及び②の両方に適合した場合を「達成」と評価し、○で表示した。

①または②のどちらかに適合しなかった場合を「非達成」と評価し、×で表示した。

①1年平均値が15 μg/m<sup>3</sup>以下 ②日平均値の年間98パーセンタイル値が35 μg/m<sup>3</sup>以下

※3 環境基準値に適合した日数：有効測定日数から、日平均値が35 μg/m<sup>3</sup>を超えた日数を引いた日数とした。

ウ 浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10 μm以下のものをいいます。発生源は、工場のばい煙、自動車排出ガスなど人の活動に伴うもののほか、自然界（土壌の巻き上げ、海塩粒子、火山灰など）のものがあります。

浮遊粒子状物質濃度は、一般環境大気測定局9局及び自動車排出ガス測定局9局で測定しています。

浮遊粒子状物質の環境基準等の達成状況は次のとおりです。

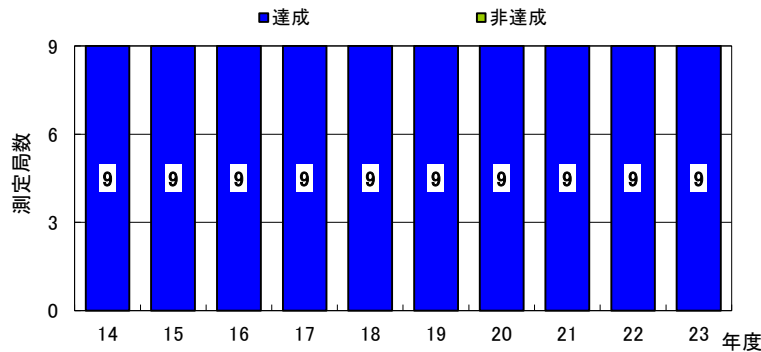
【一般環境大気測定局】

一般環境大気測定局9局では、環境基準及び対策目標値について、長期的評価及び短期的評価ともに、全局で達成しました。環境目標値\*について、1時間値の1日平均値を全局で達成し、年平均値は6局で達成し、3局で非達成でした。

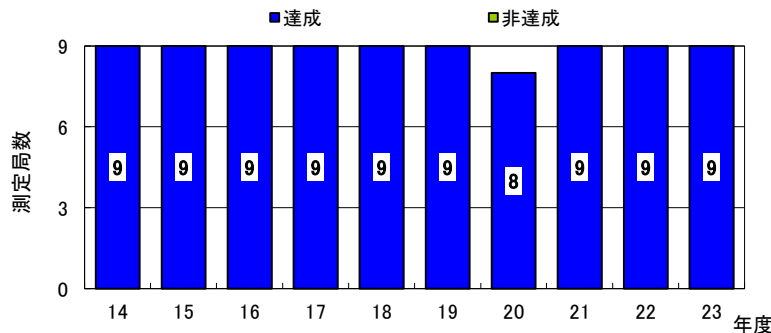
【自動車排出ガス測定局】

自動車排出ガス測定局9局では、環境基準及び対策目標値について、長期的評価及び短期的評価ともに、全局で達成しました。環境目標値\*について、1時間値の1日平均値は全局で達成し、年平均値は3局で達成し、6局で非達成でした。

※環境目標値：1時間値の1日平均値が0.075 mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、年平均値が0.0125 mg/m<sup>3</sup>以下であること。



浮遊粒子状物質の環境基準達成状況（一般環境大気測定局）



浮遊粒子状物質の環境基準達成状況（自動車排出ガス測定局）

浮遊粒子状物質の測定結果と評価

測定局	環境基準評価														年平均値		
	長期的評価					短期的評価					有効測定日数	環境基準値に適合した日数とその割合 <sup>※4</sup>				環境目標値(日平均値)に適合した日数とその割合 <sup>※5</sup>	
	日平均値の年間2%除外値 <sup>※1</sup>	日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続の有無とその回数	評価 <sup>※2</sup>	1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合	日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合	評価 <sup>※3</sup>	日	%	日	%		日	%	日		%	
mg/m <sup>3</sup>	有無	回	○×	時間	%	日	%	日	%	日	日	%	日	%	mg/m <sup>3</sup>		
一般環境大気測定局	大 師	0.034	無	0	○	0	0	0	0	○	362	362	100	362	100	0.013	
	田 島	0.033	無	0	○	0	0	0	0	○	362	362	100	362	100	0.014	
	川 崎	0.028	無	0	○	0	0	0	0	○	363	363	100	363	100	0.012	
	幸	0.026	無	0	○	0	0	0	0	○	342	342	100	342	100	0.012	
	中 原	0.026	無	0	○	0	0	0	0	○	361	361	100	361	100	0.011	
	高 津	0.028	無	0	○	0	0	0	0	○	361	361	100	361	100	0.013	
	宮 前	0.027	無	0	○	0	0	0	0	○	360	360	100	360	100	0.012	
	多 摩	0.025	無	0	○	0	0	0	0	○	363	363	100	363	100	0.011	
	麻 生	0.025	無	0	○	0	0	0	0	○	359	359	100	359	100	0.011	
自動車排出ガス測定局	池 上	0.034	無	0	○	0	0	0	0	○	360	360	100	360	100	0.016	
	日進町	0.030	無	0	○	0	0	0	0	○	361	361	100	361	100	0.013	
	富士見公園	0.035	無	0	○	0	0	0	0	○	362	362	100	362	100	0.015	
	遠藤町	0.032	無	0	○	0	0	0	0	○	361	361	100	361	100	0.013	
	中原平和公園	0.027	無	0	○	0	0	0	0	○	353	353	100	353	100	0.012	
	二 子	0.029	無	0	○	0	0	0	0	○	361	361	100	361	100	0.014	
	宮前平駅前	0.031	無	0	○	0	0	0	0	○	354	354	100	354	100	0.015	
	本村橋	0.026	無	0	○	0	0	0	0	○	361	361	100	361	100	0.012	
	柿 生	0.024	無	0	○	0	0	0	0	○	355	355	100	355	100	0.011	

※1 日平均値の年間2%除外値：年間の1日平均値の高い方から2%除外した値

※2 環境基準の長期的評価：次の①及び②の両方に適合した場合を「達成」と評価し、○で表示した。

①または②のどちらかに達成しなかった場合を「非達成」と評価し、×で表示した。

①日平均値の2%除外値が0.10 mg/m<sup>3</sup>以下

②日平均値が0.10 mg/m<sup>3</sup>を超えた日が2日以上連続しないこと

※3 環境基準の短期的評価：次の①及び②の両方を達成した場合を「達成」と評価し、○で表示した。

①または②のどちらかに適合しなかった場合を「非達成」と評価し、×で表示した。

①1時間値が0.20 mg/m<sup>3</sup>以下 ②日平均値が0.10 mg/m<sup>3</sup>以下

※4 環境基準値に適合した日数：有効測定日数から、日平均値が0.10 mg/m<sup>3</sup>を超えた日数と1時間値が0.20 mg/m<sup>3</sup>を超えた日数(ただし、日平均値が0.10 mg/m<sup>3</sup>を超えた日と同一日は除く)を引いた日数とした。

※5 環境目標値に適合した日数：有効測定日数から、日平均値が0.075 mg/m<sup>3</sup>を超えた日数を引いた日数とした。

エ 光化学オキシダント (Ox)

光化学スモッグ注意報等の発令指標となる光化学オキシダントは、自動車や工場などから排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物が太陽から強い紫外線を受けて光化学反応を起こし、二次的に発生するものです。

光化学オキシダント濃度は、一般環境大気測定局9局で測定しています。

光化学オキシダントの環境基準の達成状況は、一般環境大気測定局9局では、全局で昼間（5時～20時）の1時間値が0.06 ppmを超えており、環境基準は全局で非達成でした。全国においても環境基準達成率が極めて低い状況が続いています。

### 光化学オキシダントの測定結果と評価

測定局	環境基準評価			昼間の測定時間数	昼間に環境基準値に適合した時間数割合 <sup>※2</sup>	昼間の1時間値が0.12 ppm以上の日数、時間数とその割合				昼間の1時間値の最高値 ppm	昼間の年平均値 ppm
	昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた時間数とその割合		評価 <sup>※1</sup>			日	%	時間	%		
	時間	%									
大 師	194	3.6	×	5396	96.4	0	0.0	0	0.0	0.114	0.031
田 島	80	1.5	×	5389	98.5	0	0.0	0	0.0	0.117	0.028
川 崎	131	2.4	×	5402	97.6	0	0.0	0	0.0	0.119	0.030
幸	271	5.3	×	5142	94.7	1	0.3	2	0.0	0.141	0.034
中 原	325	6.0	×	5400	94.0	2	0.5	3	0.1	0.146	0.034
高 津	340	6.3	×	5384	93.7	3	0.8	6	0.1	0.133	0.035
宮 前	371	6.9	×	5388	93.1	2	0.5	5	0.1	0.151	0.035
多 摩	317	6.6	×	4780	93.4	1	0.3	4	0.1	0.133	0.034
麻 生	406	7.5	×	5381	92.5	2	0.5	6	0.1	0.146	0.036

※1 環境基準の評価：1時間値が全て0.06 ppm以下の場合を「達成」と評価し、○で表示した。

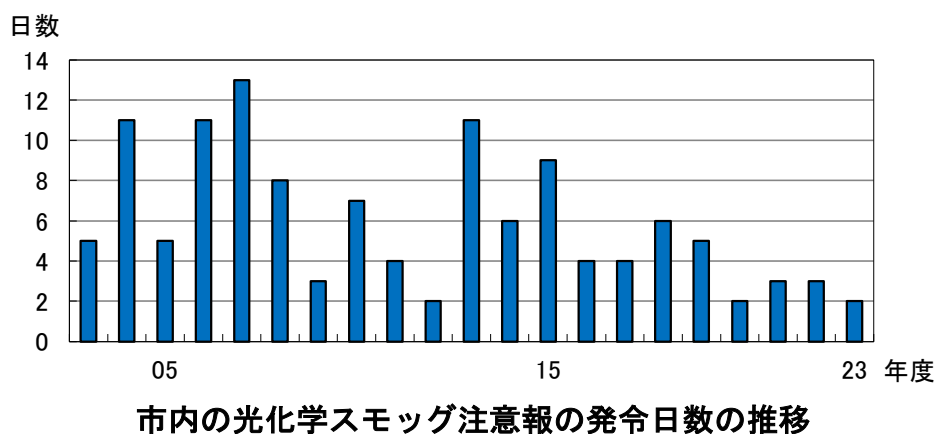
1時間値が1時間でも0.06 ppm超過の場合を「非達成」と評価し、×で表示した。

※2 昼間に環境基準値に適合した時間数割合：昼間の測定時間数から、1時間値が0.06 ppmを超えた時間数を引いた時間数を、昼間の測定時間数で割ったものとした。

光化学スモッグ注意報の発令日数は2日であり、健康被害の届出はありませんでした。  
 なお、注意報発令基準は、「オキシダント濃度の1時間値が0.12 ppm以上となり、気象条件から見てその状況が継続すると認められるとき」です。

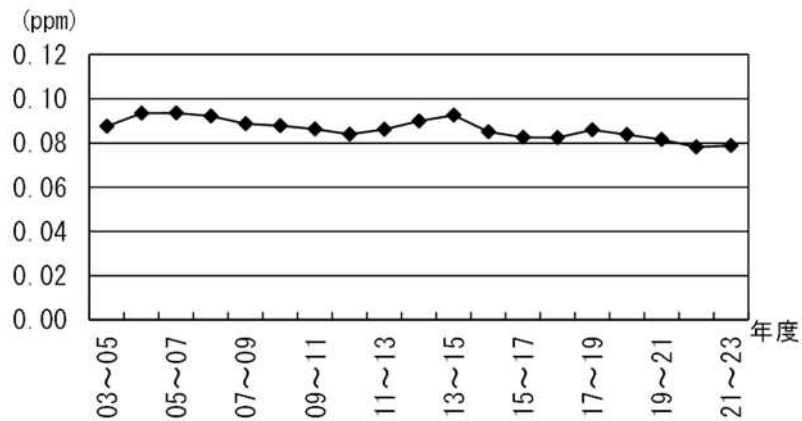
### 光化学スモッグ注意報の発令状況

発令回数	発令日	時間帯	最高値	最高値出現局	0x濃度0.12 ppm以上が出現した測定局
1	7月18日	13:20~18:20	0.151 ppm	宮前	6局（幸、中原、高津、宮前、多摩、麻生）
2	7月26日	12:20~15:10	0.146 ppm	中原	4局（中原、高津、宮前、麻生）



参考 1) 光化学オキシダント濃度の長期的な変化

光化学オキシダント濃度は、気象要因による年々変動が大きく、年平均値等の従来の指標では長期的な傾向を把握することが困難です。光化学オキシダントの環境改善効果を適切に把握するため、平成 26(2014)年 9 月に環境省から、光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標（光化学オキシダント濃度 8 時間値の日最高値の年間 99 パーセンタイル値の 3 年平均値）が示されました。これを受け、本市においてもこの指標を用い、光化学オキシダントの原因物質の一つである VOC の排出量削減の取組効果との関係も含めて長期的な傾向を把握していきます。



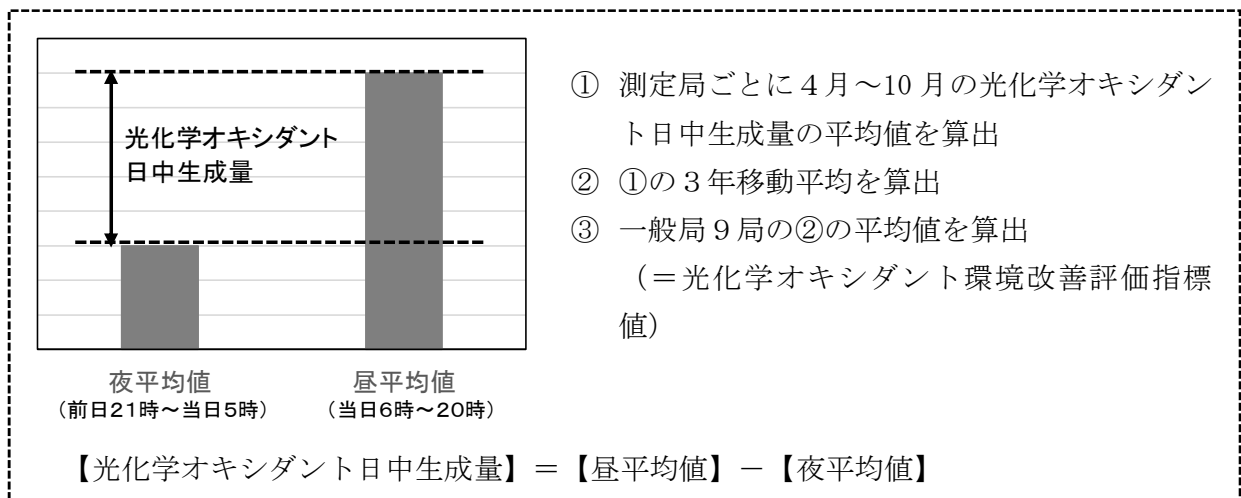
光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標  
(8 時間値の日最高値の年間 99 パーセンタイル値の 3 年平均値) の経年推移

**参考2) 光化学オキシダント日中生成量を使った指標(光化学オキシダント環境改善評価指標値)**

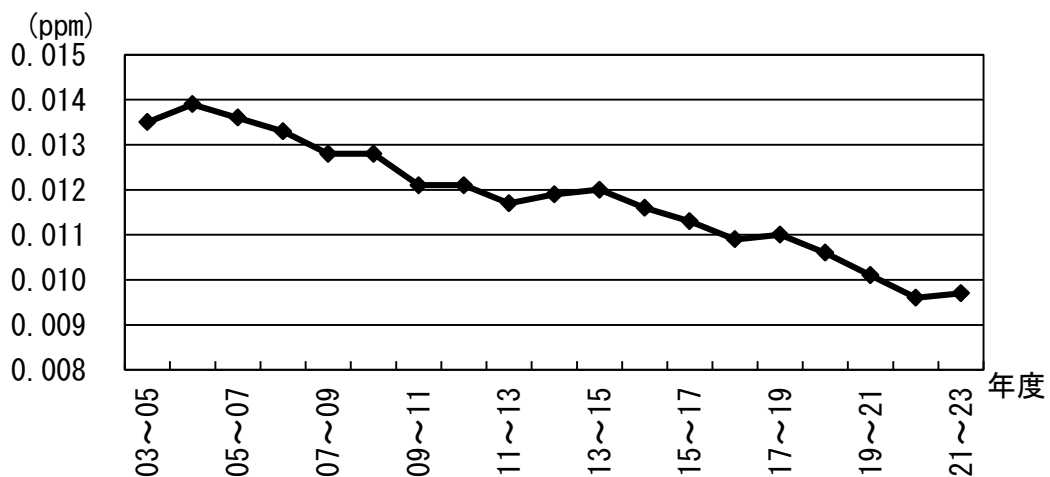
本市では、光化学オキシダントの環境改善効果を適切に把握するため、光化学スモッグ注意報が発令される4月から10月までの光化学オキシダント日中生成量に着目した指標(光化学オキシダント環境改善評価指標値)を設定しました。

この指標は、光化学オキシダントの原因物質(窒素酸化物、揮発性有機化合物)との関係性が強く、この指標を活用して光化学オキシダント対策の効果を把握していきます。

なお、この指標に関する研究成果は、令和3(2021)年3月31日に国際論文誌のAtmosphereに掲載されました。



**光化学オキシダント環境改善評価指標値の算出法**



**光化学オキシダント環境改善評価指標値の経年推移**

オ 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

二酸化硫黄は、主に石油・石炭などの化石燃料に含まれる硫黄分が燃焼することによって生成されます。また、微小粒子状物質等の二次生成粒子の原因物質となります。

二酸化硫黄濃度は、一般環境大気測定局9局で測定しています。

二酸化硫黄の環境基準等の達成状況は、一般環境大気測定局9局では、環境基準、対策目標値及び環境目標値について、長期的評価及び短期的評価ともに、全局で達成しました。

なお、昭和54(1979)年度以降は、全局で環境基準の長期的評価を達成しています。

二酸化硫黄の測定結果と評価

測定局	環境基準評価									有効測定日数	環境基準値に適合した日数とその割合 <sup>※3</sup>			年平均値
	長期的評価				短期的評価									
	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.04 ppmを超えた日が2日以上連続の有無とその回数		評価 <sup>※1</sup>	1時間値が0.1 ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04 ppmを超えた日数とその割合		評価 <sup>※2</sup>					
		ppm	有無		回	○×	時間	%						
大 師	0.003	無	0	○	0	0	0	0	○	351	351	100	0.001	
田 島	0.002	無	0	○	0	0	0	0	○	365	365	100	0.001	
川 崎	0.003	無	0	○	0	0	0	0	○	365	365	100	0.001	
幸	0.002	無	0	○	0	0	0	0	○	337	337	100	0.001	
中 原	0.002	無	0	○	0	0	0	0	○	360	360	100	0.001	
高 津	0.002	無	0	○	0	0	0	0	○	361	361	100	0.001	
宮 前	0.001	無	0	○	0	0	0	0	○	361	361	100	0.000	
多 摩	0.001	無	0	○	0	0	0	0	○	365	365	100	0.000	
麻 生	0.002	無	0	○	0	0	0	0	○	360	360	100	0.001	

- ※1 環境基準の長期的評価：次の①及び②の両方に適合した場合を「達成」と評価し、○で表示した。  
 ①または②のどちらかに適合しなかった場合を「非達成」と評価し、×で表示した。  
 ①日平均値の2%除外値が0.04 ppm以下  
 ②日平均値が0.04 ppmを超えた日が2日連続しないこと
- ※2 環境基準の短期的評価：次の①及び②の両方に適合した場合を「達成」と評価し、○で表示した。  
 ①または②のどちらかに適合しなかった場合を「非達成」と評価し、×で表示した。  
 ①1時間値が0.1 ppm以下  
 ②日平均値が全ての有効測定日で0.04 ppm以下
- ※3 環境基準値に適合した日数：日平均値0.04 ppmを超えた日数と1時間値が0.1 ppmを超えた日数（ただし、日平均値が0.04 ppmを超えた日と同一日は除く）を引いた日数とした。

カ 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素は、有機物の不完全燃焼の際に発生する物質であり、大気中の一酸化炭素の人工的な発生源は主に自動車です。

一酸化炭素濃度は、一般環境大気測定局 1 局及び自動車排出ガス測定局 4 局で測定しています。

一酸化炭素の環境基準の達成状況は次のとおりです。

【一般環境大気測定局】

一般環境大気測定局 1 局では、長期的評価及び短期的評価ともに、環境基準を達成しました。

なお、昭和48(1973)年度以降は、長期的評価及び短期的評価ともに、全局で環境基準を達成しています。

【自動車排出ガス測定局】

自動車排出ガス測定局 4 局では、長期的評価及び短期的評価ともに、全局で環境基準を達成しました。

なお、昭和55(1980)年度以降は、長期的評価及び短期的評価ともに、全局で環境基準を達成しています。

一酸化炭素の測定結果と評価

測定局		環境基準評価										有効測定日数	環境基準値に適合した日数割合※3	年平均値
		長期的評価					短期的評価							
		日平均値の年間2%除外値	日平均値が10 ppmを超えた日が2日以上連続の有無とその回数		評価※1	8時間平均値が20 ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10 ppmを超えた日数とその割合		評価※2				
			ppm	有無		回	回	%	日		%			
一般環境大気測定局	田島	0.4	無	0	○	0	0	0	0	○	257	100	0.2	
自動車排出ガス測定局	池上	0.7	無	0	○	0	0	0	0	○	363	100	0.4	
	日進町	0.5	無	0	○	0	0	0	0	○	365	100	0.3	
	富士見公園	0.5	無	0	○	0	0	0	0	○	365	100	0.3	
	遠藤町	0.6	無	0	○	0	0	0	0	○	362	100	0.3	

※1 環境基準の長期的評価：次の①及び②の両方に適合した場合を「達成」と評価し、○で表示した。  
 ①または②のどちらかに適合しなかった場合を「非達成」と評価し、×で表示した。  
 ①日平均値の2%除外値が10 ppm以下 ②日平均値10 ppmを超えた日が2日以上連続しないこと

※2 環境基準の短期的評価：次の①及び②の両方に適合した場合を「達成」と評価し、○で表示した。  
 ①または②のどちらかに適合しなかった場合を「非達成」と評価し、×で表示した。  
 ①8時間平均値が20 ppm以下 ②日平均値が10 ppm以下

※3 環境基準値に適合した日数：有効測定日数から、日平均値が10 ppmを超えた日数と、1時間値の8時間平均値が20 ppmを超えた日数（ただし、日平均値が10 ppmを超えた日と同一日は除く）を引いた日数とした。

キ 有害大気汚染物質等

有害大気汚染物質とは、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で、大気の汚染の原因となるものをいいます。

大気汚染防止法第 22 条に基づく常時監視として優先取組物質 21 物質並びに水銀及びその化合物<sup>※1</sup>について 4 地点（池上、大師、中原及び多摩<sup>※2</sup>）で月 1 回（24 時間／回）の測定を行っています。21 物質のうち、4 物質については環境基準が、11 物質については指針値が設定されています。令和 5（2023）年度の測定結果は次のとおりです。

- ※1 大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 41 号）により、平成 30（2018）年 4 月 1 日から水銀及びその化合物は有害大気汚染物質から除かれることとなりましたが、引き続き大気汚染防止法に基づく常時監視項目と位置付けられているため、継続して測定を実施します。
- ※2 一部、多摩区の生田浄水場で測定を実施

有害大気汚染物質等の環境基準等の達成状況は次のとおりです。

- 【環境基準が設定されている物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）】  
全地点で環境基準を達成しました。
- 【指針値が設定されている物質】  
全地点で指針値に適合しました。

## 令和5(2023)年度有害大気汚染物質等(22物質)の年平均値

測定物質	測定地点				環境基準値 (指針値)	単位
	池上	大師	中原	多摩 <sup>※1</sup>		
ベンゼン	1.2	1.1	0.62	0.66	3	μg/m <sup>3</sup>
トリクロロエチレン	0.48	0.56	0.70	0.41	130	μg/m <sup>3</sup>
テトラクロロエチレン	0.10	0.22	0.13	0.15	200	μg/m <sup>3</sup>
ジクロロメタン	1.7	1.2	1.4	1.1	150	μg/m <sup>3</sup>
アクリロニトリル	0.16	0.093	0.056	0.10	(2)	μg/m <sup>3</sup>
アセトアルデヒド	2.5	2.4	2.3	2.4	(120)	μg/m <sup>3</sup>
塩化ビニルモノマー	0.027	0.027	0.020	0.015	(10)	μg/m <sup>3</sup>
塩化メチル	1.3	1.3	1.3	1.3	(94)	μg/m <sup>3</sup>
クロロホルム	0.16	0.16	0.16	0.17	(18)	μg/m <sup>3</sup>
1,2-ジクロロエタン	0.11	0.11	0.11	0.11	(1.6)	μg/m <sup>3</sup>
水銀及びその化合物	0.0026	0.0021	0.0018	0.0018	(0.04)	μg-Hg/m <sup>3</sup>
ニッケル化合物	0.012	0.0085	0.0027	0.0018	(0.025)	μg-Ni/m <sup>3</sup>
ヒ素及びその化合物	0.0010	0.00087	0.00063	0.00061	(0.006)	μg-As/m <sup>3</sup>
1,3-ブタジエン	0.60	0.46	0.069	0.057	(2.5)	μg/m <sup>3</sup>
マンガン及びその化合物	0.070	0.043	0.019	0.015	(0.14)	μg-Mn/m <sup>3</sup>
ホルムアルデヒド	2.8	2.9	2.9	2.6	—	μg/m <sup>3</sup>
ベリリウム及びその化合物	0.000034	0.000023	0.000016	0.000016	—	μg-Be/m <sup>3</sup>
クロム及びその化合物 <sup>※2</sup>	0.030	0.016	0.0038	0.0022	—	μg-Cr/m <sup>3</sup>
クロム及び三価クロム化合物 <sup>※3</sup>	0.029	—	—	0.0021	—	μg-Cr <sup>3+</sup> /m <sup>3</sup>
六価クロム化合物 <sup>※3</sup>	0.00076	—	—	0.000098	—	μg-Cr <sup>6+</sup> /m <sup>3</sup>
ベンゾ[a]ピレン	0.00031	0.00033	0.000075	0.000049	—	μg/m <sup>3</sup>
酸化エチレン	0.096	0.098	0.068	0.056	—	μg/m <sup>3</sup>
トルエン	6.1	5.4	5.2	9.6	—	μg/m <sup>3</sup>

※1 多摩の測定地点におけるニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、クロム及び三価クロム化合物、六価クロム化合物、ベンゾ[a]ピレンの7項目は、多摩区生田浄水場で測定を実施している。

※2 クロム及び三価クロム化合物並びに六価クロム化合物については、環境省通知によりクロム及びその化合物の全量を測定した。

※3 池上と多摩については六価クロム化合物を測定し、クロム及びその化合物から六価クロムを引いてクロム及び三価クロム化合物を算出した。

ク ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、物の燃焼などの過程で非意図的に生成する物質で、主な発生源はごみ焼却炉です。ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条に基づき、市内の大気中のダイオキシン類の環境濃度を定期的に測定しています。

大気中のダイオキシン類の環境基準の達成状況は、全地点で環境基準（年平均値が 0.6 pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下）を達成しました。

**ダイオキシン類の測定結果**

(単位 : pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

測定地点	夏期	冬期	年平均値	環境基準値
大師測定局	0.011	0.013	0.012	0.6
中原測定局	0.0070	0.011	0.0090	
生田浄水場	0.0063	0.010	0.0082	

**2 光化学オキシダントに係る監視 (I-1-③-2 関係)**

光化学オキシダントの原因物質の一つである非メタン炭化水素については、「光化学オキシダントの生成を防止するための大気中炭化水素濃度の指針値」が定められています。令和 5 (2023)年度の 4 月から10月にかけて、非メタン炭化水素の指針値を下回ったのは98%でした。

また、光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための国の指標である「光化学オキシダント濃度 8 時間値の日最高値の年間99パーセンタイル値の 3 年平均値」については、近年は横ばいで推移しています。

詳細は、P. 12 「○光化学オキシダント環境改善評価指標値等の推移」参照

**3 酸性雨の環境調査 (I-1-③-3 関係)**

酸性雨は、工場・事業場や自動車等から排出される硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質が大気中で硫酸、硝酸等に変化し、これが雨に溶け込むことによって生じます。一般に清浄な大気環境にある地域の雨水は、大気中の二酸化炭素が溶け込むことにより pH5.6 程度になるといわれており、それよりも低い pH を示す雨を酸性雨と呼んでいます。

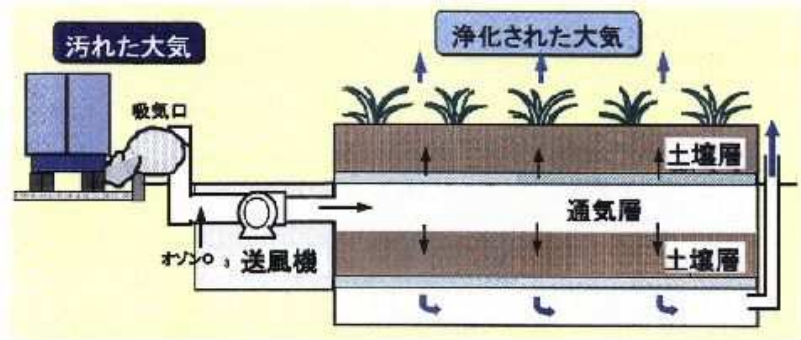
川崎市では、市内の酸性雨の状況を継続して測定しています。川崎市においても、pH は 5.6 より低い状態が続いていますが、長期的にみると改善傾向にあります。

#### 4 土壌浄化モデル施設の性能把握 (I-1-③-4 関係)

本市南部地域を中心として、大気や沿道環境の改善を図るため、平成11(1999)年度に土壌による大気浄化システムの設置、沿道緑化、光触媒脱硝ブロックの敷設等の整備を行いました。

土壌浄化モデル施設の設置後は、施設の性能や除去率を把握して、環境濃度や費用対効果を考慮した効率的な稼動に努めています。二酸化窒素等の除去率の結果を次の表に示します。

項目	施設仕様
施設面積	250m <sup>2</sup>
土壌部面積	500m <sup>2</sup>
構造	二層式
土壌線速度	40mm/秒
最大処理風量	72,000m <sup>3</sup> /h



土壌脱硝施設概要

#### 年間除去率経年推移

(単位：%)

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
一酸化窒素	75	84	85	85	70
二酸化窒素	61	62	50	69	71
窒素酸化物	72	80	76	81	71

(注) 2023年度から一部の設備を使用できなくなったため、二酸化窒素等の除去率は2022年度までの結果を掲載しています。

### 5 石綿（アスベスト）の大気中濃度調査（I-1-③-5 関係）

平成18(2006)年9月より前に作られた建築物や工作物には石綿含有率が0.1%を超える製品（吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有成形板等の建築材料）が使用されているものがあるため、これら建築物や工作物の解体や補修などを行う際に石綿を飛散させないことが大気汚染防止法や市条例により求められています。

本市では、昭和60年より環境大気中のアスベスト濃度の調査を行っており、令和元年度からは、年1回、計7か所で環境調査を行っています。

全測定地点において1本/Lを下回っており、低いレベルで推移しています。

#### 各区におけるアスベスト環境濃度調査結果

年度 測定地点	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
川崎区 (田島町)	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10
幸区 (戸手本町)	0.10 未満	0.10 未満	0.10	0.10 未満	0.12
中原区 (小杉町)	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満
高津区 (溝口)	0.10 未満	0.10 未満	0.14	0.10 未満	0.10
宮前区 (宮前平)	0.10	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10
多摩区 (登戸)	0.10 未満	0.10	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満
麻生区 (百合丘)	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10

単位：本/リットル（1リットルの空気中のアスベスト繊維の本数）

参考：アスベスト濃度の算出について

1 アスベストのサンプリング

10リットル/分で4時間約2400リットルの空気をろ紙に吸引します。

2 アスベストの分析

「アスベストモニタリングマニュアル（第4.2版 R4.3 環境省水・大気環境局大気環境課）」に準拠（ろ紙の一部を切り取り、炭素蒸着を行って、電子顕微鏡で観察することにより、アスベストを計数します。）

## 6 騒音・振動の監視 (I-1-③-6 関係)

### (1) 自動車騒音・振動

#### ア 環境基準

騒音規制法第18条に自動車騒音の状況の常時監視の事務が規定され（平成12(2000)年4月1日施行）、常時監視の事務に関する処理基準が示されています。市では事務処理基準に基づき、平成18(2006)年度から評価対象となる幹線道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、5年間に分けて計画的に市全域で自動車騒音における環境基準の達成状況の評価をしています。

令和5(2023)年度の自動車交通騒音・振動の実態調査は、騒音が10路線の32地点（道路端18地点と背後地（道路端から、およそ50 mの範囲）14地点）、振動は4路線の道路端4地点で実施しました。また、評価区域内の住居における自動車騒音環境基準の適合状況の把握を8路線28評価区間にて実施しました。

### 令和5(2023)年度自動車騒音に係る環境基準適合状況

(単位はデシベル)

地点番号	道路名称	測定地点	道路端の用途地域	測定結果					環境基準値			
				道路端		距離(m)	背後地		道路端		背後地	
				昼間	夜間		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道1号線	川崎市幸区都町74付近	近隣商業地域	66	64	50	50	44	70以下	65以下	65	60
2	一般国道409号線	川崎市川崎区殿町3付近	工業地域	67	65	47	51	45			65	60
3	一般国道409号線	川崎市川崎区中瀬3-2付近	準住居地域	67	65	50	50	44			65	60
4	一般国道409号線	川崎市中原区宮内2-25付近	準工業地域	67	64	50	49	45			65	60
5	世田谷町田線	川崎市麻生区万福寺1-11付近	近隣商業地域	67	64	50	56	46			65	60
6	世田谷町田線	川崎市麻生区上麻生6付近	準住居地域	70	68	38	55	50			65	60
7	鶴見溝ノ口線	川崎市幸区矢上14付近	準住居地域	69	67	50	47	44			65	60

○基本施策 I-1-③ 大気環境に係るモニタリングの実施○

8	鶴見溝ノ口線	川崎市高津区千年 793 付近	準住居地域	65	60	50	49	42			65	60
9	鶴見溝ノ口線	川崎市高津区溝口 3-11 付近	商業地域	64	61	50	47	46			65	60
10	幸多摩線	川崎市中原区 上平間 956 付近	一種住居地域	58	56	33	46	38			65	60
11	野川菅生線	川崎市宮前区 犬蔵 1-24 付近	準住居地域	73	70	50	56	45			65	60
12	大田神奈川線	川崎市中原区 上平間 299 付近	近隣商業地域	66	63	55	47	41			65	60
13	大田神奈川線	川崎市中原区 荻宿 29 付近	工業地域	64	58	50	50	45			65	60
14	尻手黒川線	川崎市宮前区 潮見台 22 付近	未指定	72	67	43	49	42			65	60
15	東京大師横浜線	川崎市池上町 3 (池上新田公園前)	工業地域	66	63							
16	一般国道 1 号線	幸区戸手 2-2 (幸消防署第 2 分団)	近隣商業地域	64	63							
17	一般国道 246 号線	高津区溝口 5-15-7 (高津区道路公園センター)	準工業地域	74	74							
18	野川菅生線	宮前区土橋 2-1 (宮前平駅前測定所)	近隣商業地域	73	68							

## 令和5(2023)年度自動車騒音に係る環境基準適合戸数

道路名称	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価対象	昼間・夜間とも	昼間のみ	夜間のみ	昼間・夜間とも
			住居等戸数	基準値以下	基準値以下	基準値以下	基準値超過
			(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)
一般国道1号	幸区古市場(県境)	幸区戸手1-5	745	745	0	0	0
一般国道1号	幸区戸手1-5	幸区柳町57	2,305	2,300	4	0	1
一般国道409号	川崎区小島町4	川崎区江川2-1	1,343	1,232	108	0	3
一般国道409号	川崎区江川2-1	川崎区大師河原1-3	406	406	0	0	0
一般国道409号	川崎区大師河原1-3	川崎区大師河原1-2	361	361	0	0	0
一般国道409号	川崎区大師河原1-2	川崎区旭町1-1	909	908	1	0	0
一般国道409号	川崎区堀内町13-6	幸区幸町2-585-1	217	214	1	0	2
一般国道409号	中原区宮内2-20	高津区北見方1-30	2,741	2,730	8	0	3
世田谷町田線	多摩区枳形4-6	多摩区西生田4-5	2,502	2,231	270	0	1
世田谷町田線	多摩区西生田4-5	麻生区上麻生3-21	2,204	2,185	12	0	7
世田谷町田線	麻生区上麻生3-21	麻生区片平2-30	848	821	27	0	0
世田谷町田線	麻生区片平3-1	麻生区上麻生6-4	351	343	8	0	0
鶴見溝ノ口線	幸区南加瀬2-8	幸区矢上15	644	571	73	0	0
鶴見溝ノ口線	幸区矢上15	中原区木月4-28	918	910	8	0	0
鶴見溝ノ口線	中原区木月4-28	高津区子母口327	2,144	1,877	258	0	9
鶴見溝ノ口線	高津区子母口327	高津区千年574-7	602	599	1	0	2
鶴見溝ノ口線	高津区千年552-1	高津区千年869-1	461	459	2	0	0
鶴見溝ノ口線	高津区千年869-1	高津区溝口2-6	2,165	2,155	0	3	7
鶴見溝ノ口線	高津区溝口2-6	高津区溝口4-6	1,152	1,149	3	0	0
幸多摩線	幸区河原町1-1	中原区上平間380	2,031	1,999	30	0	2
野川菅生線	宮前区馬絹6-14	宮前区土橋4-14-3	2,517	1,909	107	0	501
野川菅生線	宮前区土橋4-14-3	宮前区菅生4-5	488	356	49	0	83
大田神奈川線	中原区上平間377-20	中原区上平間174	493	490	2	0	1
大田神奈川線	中原区上平間174	幸区鹿島田3-7	723	721	0	0	2
大田神奈川線	幸区鹿島田3-6	幸区矢上14	1,239	1,237	2	0	0
尻手黒川線	高津区子母口327	高津区東野川1-4	590	567	1	0	22
尻手黒川線	宮前区菅生4-5	宮前区水沢3-14	296	275	1	0	20
尻手黒川線	宮前区水沢3-14	宮前区潮見台24	259	243	0	0	16

市内全域の自動車騒音に係る環境基準適合状況の推移

	単位	2016 <sup>※2</sup>	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
5か年の 計画区間数	区間	89					113			
住居等 戸数 <sup>※1</sup>	戸	141,374	133,652	147,417	155,565	159,809	159,633	155,810	152,242	
達成戸数	戸	118,836	115,242	128,023	132,456	137,028	138,335	139,535	137,747	
環境基準の 達成状況	%	84.1	86.2	86.8	85.1	85.7	86.7	89.6	90.5	

※1 令和2(2020)年度で5か年計画が終了したことから評価区間の見直しを行い、令和3(2021)年度から新たな5か年計画で実施している。

※2 面的評価は、評価対象の道路端から50 mの範囲内の住居等を対象としている。

市内全域の自動車騒音に係る環境基準適合状況については、2022年度の89.6%から、2023年度には90.5%となり1ポイント程度向上しています。

イ 要請限度

(ア) 騒音

「自動車騒音に係る要請限度」の状況は、4路線の4地点において、昼間及び夜間の時間帯いずれも限度内が3地点、夜間のみで限度を超過している地点が1地点あった。

**自動車騒音に係る要請限度の適合状況**

(単位：デシベル)

地点番号	道路名称	測定地点	道路端の用途地域	測定結果		要請限度値	
				昼間	夜間	昼間	夜間
15	東京大師横浜	川崎区池上町3 (池上新田公園前)	工業地域	66	63	75	70
16	一般国道1号	幸区戸手2-2 (幸消防署第2分団)	近隣商業地域	64	63		
17	一般国道246号	高津区溝口5-15-7 (高津区道路公園センター)	準工業地域	74	74		
18	尻手黒川道路	宮前区土橋2-1-1 (宮前平駅前測定所)	近隣商業地域	73	68		

(イ) 振動

「道路交通振動に係る要請限度」の状況は、測定した4路線の4地点において、全ての時間帯で限度内であった。

**道路交通振動に係る要請限度**

(単位：デシベル)

地点番号	道路名称	測定地点	道路端の用途地域	測定結果		要請限度値	
				昼間	夜間	昼間	夜間
15	東京大師横浜	川崎区池上町3 (池上新田公園前)	工業地域	49	47	70	65
16	一般国道1号	幸区戸手2-2 (幸消防署第2分団)	近隣商業地域	44	39		
17	一般国道246号	高津区溝口5-15-7 (高津区道路公園センター)	準工業地域	49	49		
18	尻手黒川道路	宮前区土橋2-1-1 (宮前平駅前測定所)	近隣商業地域	52	47		

(2) 鉄道騒音・振動

新幹線では、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策（勧告）」が定められており、在来鉄道については、騒音及び振動に係る環境基準等が定められていませんが、本市内では輸送力増強に伴う在来鉄道の複々線化が実施されている路線があり、周辺環境への影響に注意しています。

本市では、測定結果を鉄道会社に提示するとともに、必要に応じて騒音及び振動の軽減に向けた対応を求めています。

令和 5 (2023) 年度の実態調査を 3 路線の 6 地点で実施しました。

**鉄道騒音・振動調査結果**

(単位：デシベル)

測定地点番号	鉄道会社名	路線名	測定地点(※1)	用途地域	騒音				振動		
					騒音レベル(dB)		環境基準		振動レベル(dB)(※4)	指針	
					最大騒音レベル パワー平均(※2)	等価騒音レベル	適否	基準値(※3)		適否	指針値(※5)
1	東海旅客鉄道株式会社	東海道新幹線	中原区木月4-49 付近	第一種住居地域	64 (12.5m)	-	○	70 以下	65 (12.5m)	○	70 以下
2					61 (25.0m)	-	○		61 (25.0m)		
3	東日本旅客鉄道株式会社	JR 浜川崎線	川崎区渡田新町3-15 付近	第二種住居地域	75 (15.0m)	-	-	-	54 (15m)	-	-
4			川崎区小田1-32-7 付近		80 (8.0m)	-	-	-	58 (8.0m)	-	-
5	京王電鉄株式会社	相模原線	多摩区菅3-5 付近	第一種住居地域	68 (12.5m)	53 (昼間)	-	-	48 (12.5m)	-	-
6						47 (夜間)					
	6	65 (25.0m)	50 (昼間)	-	-	48 (25.0m)	-	-			
44 (夜間)											

※1 括弧内の数字は線路からの距離を表す。

※2 測定開始から 20 便程度測定し、最大値が上位 10 便をパワー平均した。

※3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

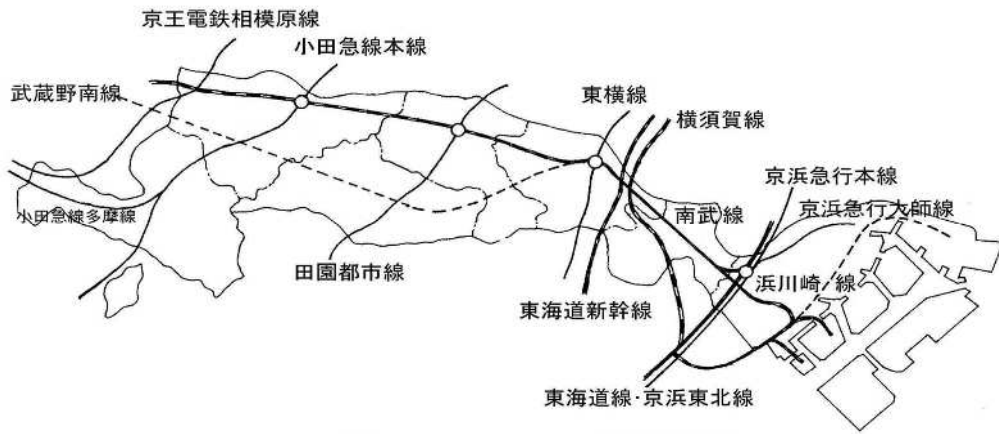
※4 測定開始から 20 便程度測定し、最大値が上位 10 便を算術平均した。

※5 「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」に基づく指針値

(3) 航空機騒音

本市の中原区付近はヘリコプター等の飛行経路下であり、麻生区付近は厚木飛行場や調布飛行場から発着する航空機等の飛行経路下にあることから、地域住民から航空機騒音に関する苦情が寄せられています。本市は「航空機騒音に係る環境基準」の対象地域ではありませんが、航空機騒音の実態を把握するため、平成18(2006)年4月から中原一般環境大気測定局に、平成17(2005)年11月から麻生一般環境大気測定局に航空機騒音観測装置を設置して観測を行っています。

○基本施策 I-1-③ 大気環境に係るモニタリングの実施○




調査対象鉄道図



航空機騒音観測装置

航空機騒音観測結果

観測場所	所在地	観測期間	観測回数 合計 (回)	観測回数 日平均 (回/日)	70~80 dB (A) (回)	80dB (A) 超過 (回)	最大値 (dB (A))	パワー 平均値 (dB (A))
中原 一般環境 大気測定局 屋上	中原区 小杉町 3-245	2023年4月1日 から 2024年3月31日 まで	1,094	3.0	147	3	81.8	69.1
麻生 一般環境 大気測定局 屋上	麻生区 百合丘 2-10		2,099	5.7	165	6	92.6	68.3

**④水環境に係るモニタリングの実施** 

市内の水環境の状況を把握するため、河川、海域、地下水の水質・水量や地盤沈下の状況について、定期的にモニタリング調査を行い、環境基準等の達成状況を確認しています。

**1 河川・海域の水質調査：測定計画及び市計画（公共用水域）（I-1-④-1 関係）**

市内の公共用水域（多摩川水系、鶴見川水系及び東京湾）の状況について、水質汚濁防止法第16条に基づき神奈川県が作成した「神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定計画」（以下「測定計画」といいます。）及びこれを補完する形で本市が作成した市計画に基づいて測定を実施しています。測定計画地点及び河川市計画主要地点では、通年で測定（毎月1回）を行っており、市計画地点（河川及び海域）では、年4回測定を行っています。本報告では、通年で測定を行っている地点で生活環境項目の環境基準値適合状況を評価し、その他の測定地点では、季節変動、年平均値の推移を把握し、市内全域の水環境を把握しています。

(1) 測定の概要

公共用水域の水質の測定については、令和5(2023)年度は次のとおり実施しました。

ア 測定の種類（河川及び海域）

水質汚濁防止法第15条に基づく常時監視による水質測定

水質汚濁防止法第16条に基づく「測定計画」による水質測定

イ 測定地点

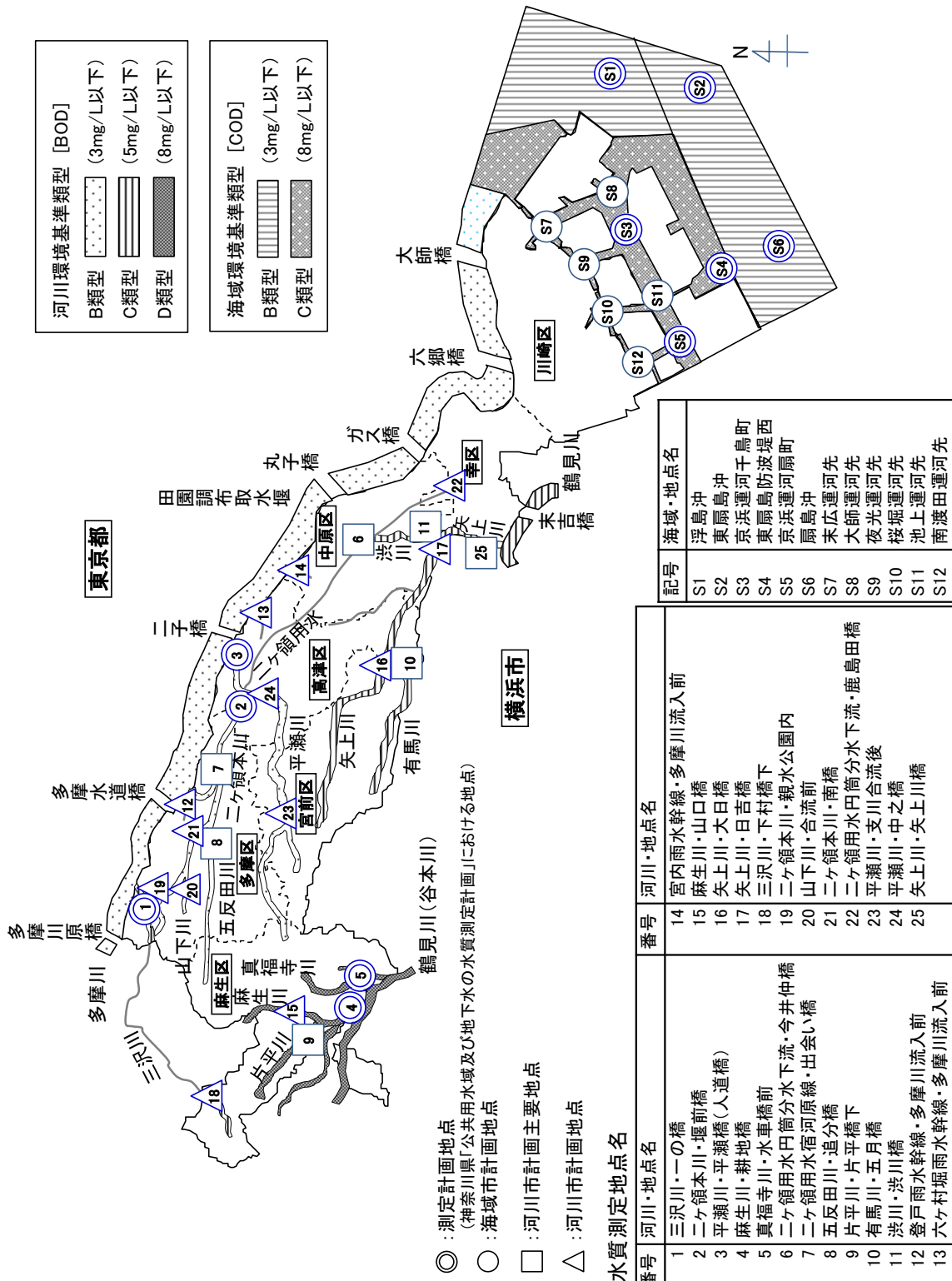
河川 25 地点、海域 12 地点

ウ 測定項目等

健康項目、生活環境項目、要監視項目等

**公共用水域水質測定項目数**

項目	河川	海域
健康項目（カドミウム、全シアン等）	27 項目	25 項目
生活環境項目（BOD、COD等）	12 項目	10 項目
特殊項目（フェノール類、銅、EPN、ニッケル等）	7 項目	6 項目
要監視項目（クロロホルム等、ただし、EPN とニッケルを除く。）	30 項目	19 項目
その他の項目（アンモニア性窒素等）	7 項目	6 項目
計	83 項目	66 項目



公共用水域水質測定地点

(2) 環境基準の達成状況

公共用水域の環境基準達成状況

測定項目		環境基準達成（適合）状況
人の健康の保護に関する環境基準項目（カドミウム、全シアン等）		全項目について、河川、海域の全地点で環境基準を達成
生活環境の保全に関する環境基準項目	生物化学的酸素要求量（BOD）	河川の全地点で環境基準値に適合
	化学的酸素要求量（COD）	海域の6地点中4地点で環境基準値に適合
	大腸菌数	河川の2地点で環境基準を非達成
	全窒素	海域の6地点中5地点で環境基準値に適合
	全リン	海域の6地点中2地点で環境基準値に適合
	全亜鉛	河川の5地点中4地点で環境基準値に適合 海域の全地点で環境基準値に適合
	ノニルフェノール	河川の全地点で環境基準値に適合 海域の全地点で環境基準値に適合
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）	河川の全地点で環境基準値に適合 海域の全地点で環境基準値に適合

(注) 生活環境項目の評価（BOD等）

生活環境項目（BOD等）の環境基準達成状況の評価は、県が定めたその水域を代表する地点となる環境基準点で行い、複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点における適合状況により判定しています。本市には他自治体にまたがる水域があること、また環境基準点ではない地点においても測定していることから、「水域」としての達成状況の判断ではなく、「地点」ごとに環境基準値の適合状況を判断しており、測定値が環境基準値以下であったときに「適合」と表現しています。

なお、大腸菌数の環境基準の達成状況については個々の環境基準点で判断するため、「達成（非達成）」と表現しています。

(3) 測定結果

ア 河川水質の測定結果

(ア) 健康項目

健康項目とは、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められた項目です。

河川の健康項目 27 項目は、令和 5 (2023) 年度は全地点で環境基準を達成しました。

**健康項目の環境基準達成状況 (河川)**

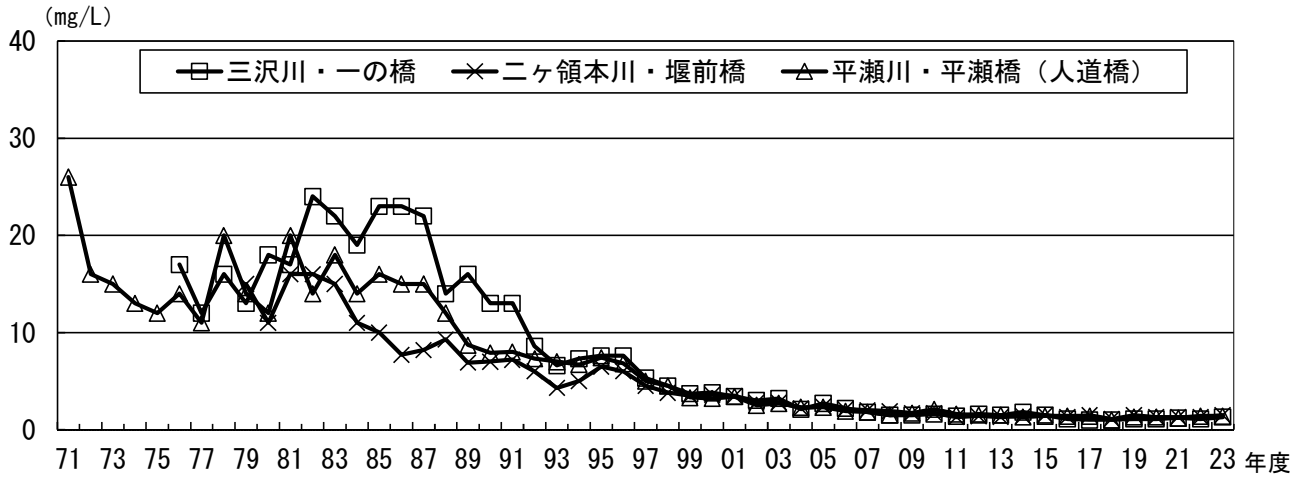
健康項目	調査地点数	環境基準値 (mg/L)	各地点の年間平均値の最高濃度 (mg/L)	環境基準達成地点数	達成率 (%)
カドミウム	10	0.003 以下	0.0003 未満	10	100
全シアン	10	検出されないこと	不検出	10	100
鉛	10	0.01 以下	0.005 未満	10	100
六価クロム	10	0.02 以下	0.01 未満	10	100
砒素	10	0.01 以下	0.005 未満	10	100
総水銀	10	0.0005 以下	0.0005 未満	10	100
アルキル水銀*	—	検出されないこと	—	—	—
PCB	10	検出されないこと	不検出	10	100
ジクロロメタン	10	0.02 以下	0.0002 未満	10	100
四塩化炭素	10	0.002 以下	0.0002 未満	10	100
1,2-ジクロロエタン	10	0.004 以下	0.0002 未満	10	100
1,1-ジクロロエチレン	10	0.1 以下	0.0002 未満	10	100
シス-1,2-ジクロロエチレン	10	0.04 以下	0.0002 未満	10	100
1,1,1-トリクロロエタン	10	1 以下	0.0002 未満	10	100
1,1,2-トリクロロエタン	10	0.006 以下	0.0002 未満	10	100
トリクロロエチレン	10	0.01 以下	0.0002 未満	10	100
テトラクロロエチレン	10	0.01 以下	0.0002	10	100
1,3-ジクロロプロペン	10	0.002 以下	0.0004 未満	10	100
チウラム	10	0.006 以下	0.0006 未満	10	100
シマジン	10	0.003 以下	0.0003 未満	10	100
チオベンカルブ	10	0.02 以下	0.002 未満	10	100
ベンゼン	10	0.01 以下	0.0002 未満	10	100
セレン	10	0.01 以下	0.002 未満	10	100
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	10 以下	7.3	10	100
ふっ素	10	0.8 以下	0.19	10	100
ほう素	10	1 以下	0.42	10	100
1,4-ジオキサン	10	0.05 以下	0.005 未満	10	100

\*アルキル水銀は総水銀が検出された場合に分析を行うため、令和 5 (2023) 年度は分析を行っていません。

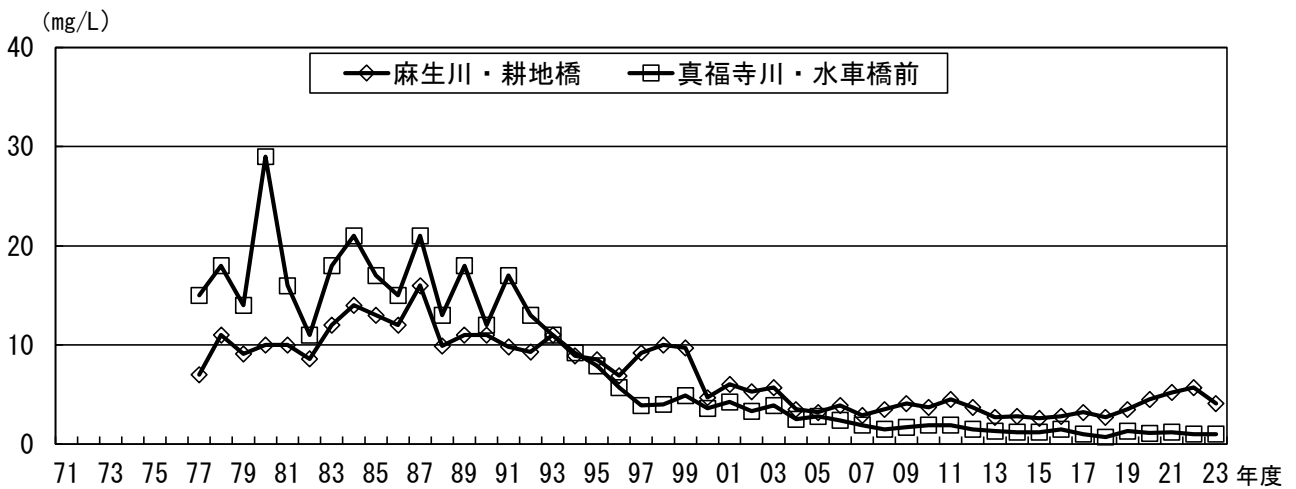
(イ) 生活環境項目

a 経年推移

河川の代表的な汚濁指標である BOD は大きく改善し、平成 20(2008)年度頃からは低濃度で推移しています。



多摩川水系の BOD の年間平均値の経年推移



(注) 麻生川・耕地橋は平成 3(1991)年度まで仲野橋で測定

鶴見川水系の BOD の年間平均値の経年推移

b 環境基準等の達成（適合）状況

生活環境項目とは、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められた項目です。

(a) BOD の環境基準値適合状況

BOD の環境基準は環境基準点において評価することとされており、この調査結果には、環境基準点以外の結果も含んでいます。したがって、この公表では、全ての測定地点において環境基準値と比較し、環境基準値以下の場合は「適合」としています。多摩川水系の6地点及び鶴見川水系の6地点を調査しました。環境基準値の適合状況は75%水質値で評価します。B類型水域5地点のBODの75%水質値は、1.3～1.9 mg/L、C類型水域4地点のBODの75%水質値は1.5～1.8 mg/L、D類型水域3地点のBODの75%水質値は1.1～5.1 mg/Lで、全地点で環境基準値に適合していました。

**BOD の環境基準値適合状況**

水系	河川名	地点名	類型	環境基準値	75%水質値
多摩川	三沢川	一の橋	C	5 mg/L 以下	1.5 mg/L
	二ヶ領本川	堰前橋	B	3 mg/L 以下	1.5 mg/L
	平瀬川	平瀬橋（人道橋）	B	3 mg/L 以下	1.7 mg/L
	二ヶ領用水 円筒分水下流	今井仲橋 <sup>※2</sup>	B	3 mg/L 以下	1.9 mg/L
	二ヶ領用水 宿河原線	出会い橋	B	3 mg/L 以下	1.7 mg/L
	五反田川	追分橋	B	3 mg/L 以下	1.3 mg/L
鶴見川	麻生川	耕地橋	D	8 mg/L 以下	5.1 mg/L
	真福寺川	水車橋前	D	8 mg/L 以下	1.1 mg/L
	片平川	片平橋下	D	8 mg/L 以下	1.5 mg/L
	有馬川	五月橋	C	5 mg/L 以下	1.8 mg/L
	渋川	渋川橋	C	5 mg/L 以下	1.5 mg/L
	矢上川	矢上川橋 <sup>※1</sup>	C	5 mg/L 以下	1.8 mg/L

※1 矢上川・矢上川橋は国土交通省で測定

※2 環境基準が定められていない二ヶ領用水円筒分水下流・今井仲橋は流入元の二ヶ領本川の環境基準を当てはめて評価

(注) 1.5 は環境基準値適合

この調査結果は、環境基準の達成状況を判断する地点として定められている環境基準点以外の結果を含むため、ここでは環境基準値以下の場合を全て「適合」としてしています。

(b) 大腸菌数の環境基準達成状況

多摩川水系 2 地点で調査をしました。二ヶ領本川・堰前橋で 3400 CFU/100mL、平瀬川・平瀬橋（人道橋）で 4800 CFU/100mL であり、環境基準を非達成でした。

**大腸菌数の環境基準達成状況**

水系	河川名	地点名	類型	環境基準値	90%水質値
多摩川	二ヶ領本川	堰前橋	B	1000 CFU/100mL 以下	3400 CFU/100mL
	平瀬川	平瀬橋（人道橋）	B	1000 CFU/100mL 以下	4800 CFU/100mL

※大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(c) 全亜鉛、ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）の環境基準値適合状況

多摩川水系 3 地点及び鶴見川水系 2 地点の合計 5 地点を調査しました。環境基準値の適合状況は、年間平均値で評価します。全亜鉛の年間平均値は 0.003~0.034 mg/L で 4 地点で環境基準値に適合していましたが 1 地点で適合していませんでした。ノニルフェノールの年間平均値は 0.00006 mg/L 未満で、全地点で環境基準値に適合していませんでした。直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）の年間平均値は 0.0021~0.0059 mg/L で、全地点で環境基準値に適合していませんでした。

**全亜鉛、ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）の環境基準値適合状況**

水系	河川名	地点名	類型	全亜鉛		ノニルフェノール		直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）	
				環境基準値	年間平均値	環境基準値	年間平均値	環境基準値	年間平均値
多摩川	三沢川	一の橋	生物 B	0.030 mg/L 以下	0.009 mg/L	0.002 mg/L 以下	0.00006 mg/L 未満	0.05 mg/L 以下	0.0036 mg/L
	二ヶ領本川	堰前橋			0.0010 mg/L		0.00006 mg/L 未満		0.0059 mg/L
	平瀬川	平瀬橋（人道橋）			0.009 mg/L		0.00006 mg/L 未満		0.0025 mg/L
鶴見川	麻生川	耕地橋			0.034 mg/L		0.00006 mg/L 未満		0.0021 mg/L
	真福寺川	水車橋前			0.003 mg/L	0.00006 mg/L 未満		0.0027 mg/L	

(注)   は環境基準値適合

(d) その他の生活環境項目の環境基準値適合率

環境基準値適合率は、pH 76.7%、SS 100%、DO 100%でした。

**生活環境項目の環境基準値適合率**

項目	類型	環境基準 (mg/L) ※2	評価地点数		適合数/ 評価地 点・日数	適合率
			調査地 点	調査日 数		
水素イオン濃度 (pH)	B	6.5 以上	10	12	92/120	76.7%
	C	8.5 以下				
	D					
浮遊物質 (SS)	B	25 以下	10	12	120/120	100%
	C	50 以下				
	D	100 以下				
溶存酸素量 (DO)	B	5 以上	10	12	120/120	100%
	C	5 以上				
	D	2 以上				

※1 評価は日間平均

※2 水素イオン濃度 (pH) は無単位

(e) 測定地点別経年推移

川崎市内の多摩川水系の令和5(2023)年度のBOD年間平均値は、0.9~1.9 mg/L (雨水幹線は1.2~2.2 mg/L) でした。また、川崎市内の鶴見川水系の令和5(2023)年度のBOD年間平均は0.9~4.1 mg/L でした。

**多摩川水系のBOD年間平均値の経年推移 (年度)**

(単位: mg/L)

河川・地点名		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
二ヶ領本川	親水公園内	1.3	1.9	1.6	1.2	1.0	1.3	1.1	1.2	1.1	1.4
山下川	合流前	1.2	1.1	1.2	0.8	0.7	2.4	1.0	0.9	0.8	1.1
二ヶ領本川	南橋	1.2	1.0	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.1	1.0	1.5
五反田川	追分橋	1.1	1.5	1.3	1.5	1.1	1.2	1.1	1.0	1.5	1.1
二ヶ領用水宿河原線	出会い橋	1.4	1.5	1.2	1.7	1.1	1.3	1.0	1.1	1.1	1.5
二ヶ領本川	堰前橋	1.4	1.5	1.3	1.5	1.1	1.5	1.3	1.3	1.3	1.5
二ヶ領用水円筒分水下流	今井仲橋	1.4	1.6	1.5	1.9	1.8	1.9	1.6	1.6	1.3	1.6
二ヶ領用水円筒分水下流	鹿島田橋	1.4	1.7	1.6	1.2	1.9	1.5	1.6	1.8	1.7	1.6
三沢川	下村橋下	0.8	0.6	0.8	0.9	0.6	0.9	0.4	0.6	0.6	1.1

○基本施策 I-1-④ 水環境に係るモニタリングの実施○

三沢川	一の橋	1.8	1.5	1.1	1.0	1.0	1.1	1.1	1.2	1.1	1.3
平瀬川	支川合流後	1.0	0.9	1.0	0.9	1.0	0.9	0.8	0.8	0.8	0.9
平瀬川	中之橋	1.2	1.8	1.5	1.2	1.2	1.7	1.9	0.9	1.1	1.9
平瀬川	平瀬橋 (人道橋)	1.3	1.4	1.4	1.4	1.0	1.3	1.3	1.2	1.4	1.4
登戸雨水幹線	多摩川流入前	1.4	2.6	2.7	1.8	1.7	1.4	1.0	1.7	1.4	1.2
六ヶ村堀雨水幹線	多摩川流入前	2.2	1.5	1.7	2.1	2.4	2.6	1.6	1.3	2.2	1.7
宮内雨水幹線	多摩川流入前	1.7	2.4	3.3	2.4	2.6	4.7	1.6	1.4	2.2	2.2

鶴見川水系の BOD 年間平均値の経年推移 (年度)

(単位 : mg/L)

河川・地点名		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
片平川	片平橋下	1.0	1.0	0.8	1.0	0.8	1.2	0.8	0.8	0.8	1.3
麻生川	耕地橋	2.8	2.6	2.8	3.2	2.7	3.5	4.5	5.2	5.7	4.1
麻生川	山口橋	1.6	1.3	0.9	1.1	0.7	0.7	0.6	0.7	0.8	1.4
真福寺川	水車橋前	1.2	1.2	1.5	1.0	0.7	1.3	1.1	1.2	1.0	1.0
矢上川	大日橋	1.6	1.4	1.0	1.8	1.2	1.8	1.1	1.1	1.0	0.9
矢上川	日吉橋	3.0	2.5	2.1	2.3	2.7	2.4	1.4	1.6	1.6	1.6
矢上川	矢上川橋*	2.1	1.7	3.1	1.5	1.6	1.6	2.2	1.6	1.8	1.7
有馬川	五月橋	1.7	1.6	1.2	1.6	1.2	1.5	1.4	1.3	1.1	1.6
渋川	渋川橋	1.1	1.1	0.9	1.1	1.2	1.3	1.0	1.0	1.2	1.3

※ 矢上川・矢上川橋は国土交通省で測定

イ 海域水質の測定結果

(ア) 健康項目

健康項目 25 項目は、令和 5 (2023) 年度は全地点で環境基準を達成しました。

**健康項目の環境基準達成状況（海域）**

健康項目	調査 地点数	環境基準値 (mg/L)	各地点の年間平均値 の最高濃度 (mg/L)	環境基準 達成 地点数	達成率 (%)
カドミウム	9	0.003 以下	0.0003 未満	9	100
全シアン	9	検出されないこと	不検出	9	100
鉛	9	0.01 以下	0.005 未満	9	100
六価クロム	9	0.02 以下	0.01 未満	9	100
砒素	9	0.01 以下	0.005 未満	9	100
総水銀	9	0.0005 以下	0.0005 未満	9	100
アルキル水銀※	—	検出されないこと	—	—	—
PCB	9	検出されないこと	不検出	9	100
ジクロロメタン	9	0.02 以下	0.0002 未満	9	100
四塩化炭素	9	0.002 以下	0.0002 未満	9	100
1,2-ジクロロエタン	9	0.004 以下	0.0002 未満	9	100
1,1-ジクロロエチレン	9	0.1 以下	0.0002 未満	9	100
シス-1,2-ジクロロエチレン	9	0.04 以下	0.0002 未満	9	100
1,1,1-トリクロロエタン	9	1 以下	0.0002 未満	9	100
1,1,2-トリクロロエタン	9	0.006 以下	0.0002 未満	9	100
トリクロロエチレン	9	0.01 以下	0.0002 未満	9	100
テトラクロロエチレン	9	0.01 以下	0.0002 未満	9	100
1,3-ジクロロプロペン	9	0.002 以下	0.0004 未満	9	100
チウラム	9	0.006 以下	0.0006 未満	9	100
シマジン	9	0.003 以下	0.0003 未満	9	100
チオベンカルブ	9	0.02 以下	0.002 未満	9	100
ベンゼン	9	0.01 以下	0.0002 未満	9	100
セレン	9	0.01 以下	0.002 未満	9	100
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	9	10 以下	1.0	9	100
1,4-ジオキサン	9	0.05 以下	0.005 未満	9	100

※ アルキル水銀は総水銀が検出された場合に分析を行うため、令和 5 (2023) 年度は分析を行いませんでした。

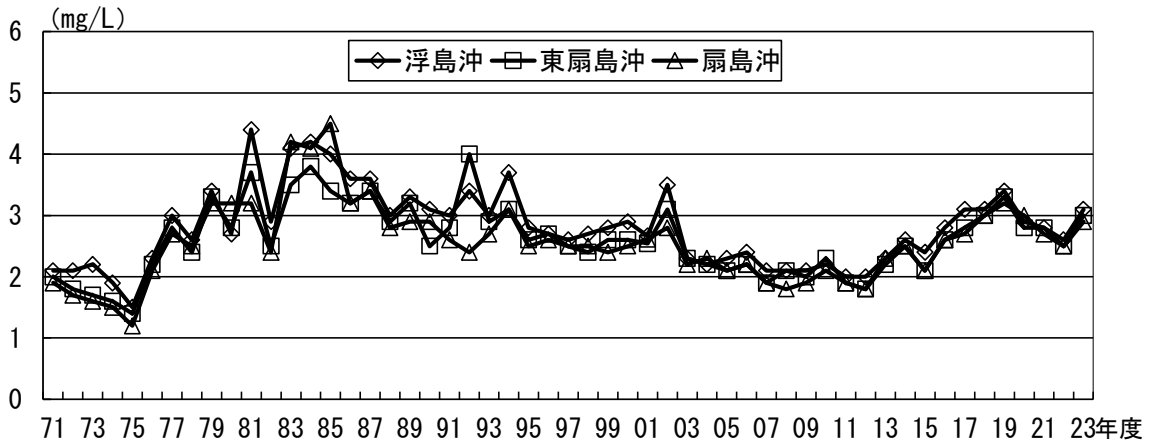
(イ) 生活環境項目

a 経年推移

(a) COD

海域の代表的な汚濁指標である COD は昭和 60(1985)年ころをピークに改善傾向でしたが、近年微増傾向です。東京湾は閉鎖的水域であることから、改善が難しい状況が続いています。

なお、平成 29(2017)年度及び平成 20(2008)年度の京浜運河扇町は、平成 29(2017)年 7 月及び平成 20(2008)年 6 月に発生した赤潮の影響で高濃度となりました。



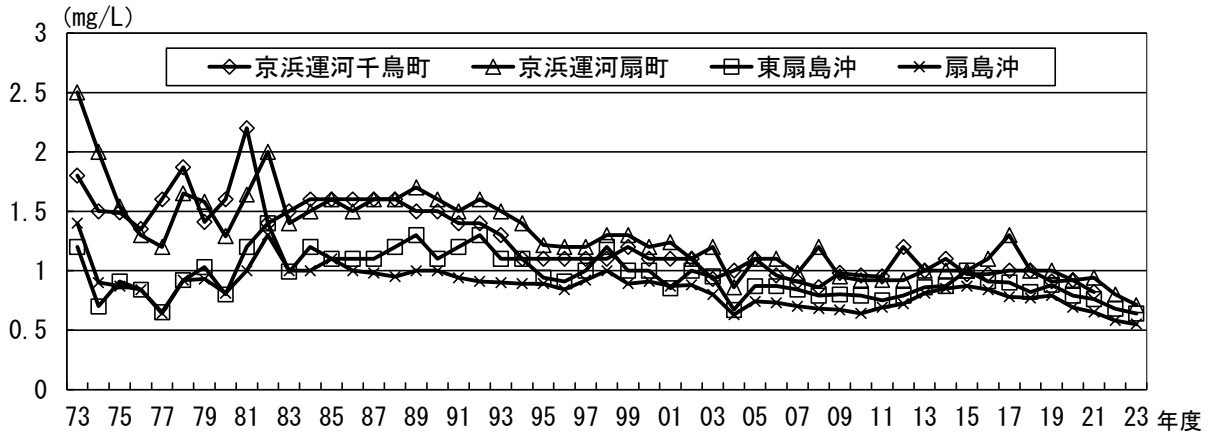
海域・B類型のCODの年間平均値の経年推移



海域・C類型のCODの年間平均値の経年推移

(b) 全窒素

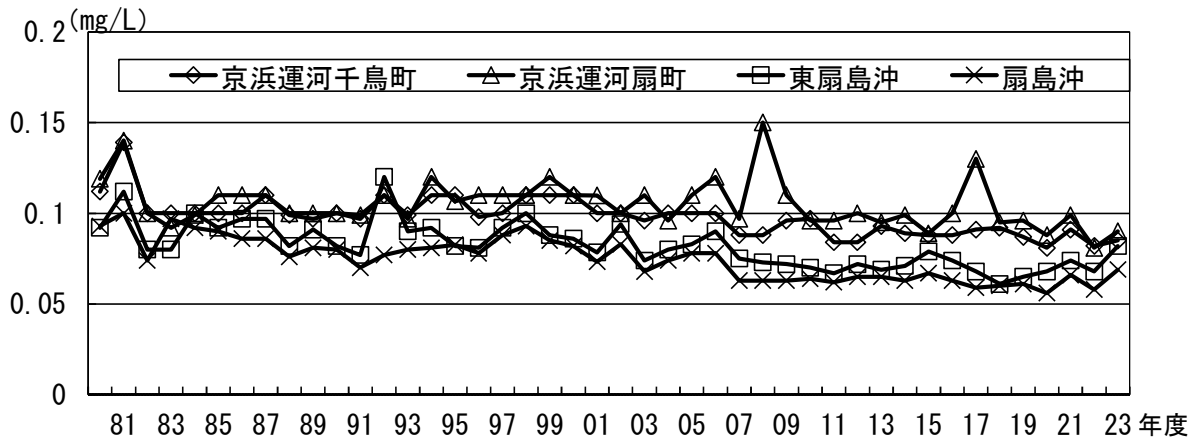
全窒素とは窒素化合物全体のことで、窒素は富栄養化の要因となっています。  
 主な地点の全層（上層と下層の平均値）の年間平均値は、緩やかな減少傾向が見られています。



海域の全窒素の年間平均値（全層）の経年推移

(c) 全磷

全磷とは磷化合物全体のことで、磷は富栄養化の要因となっています。  
 主な地点の全層の年平均値は、横ばいで推移しています。  
 なお、平成 29 (2017) 年度及び平成 20 (2008) 年度の京浜運河扇町は、平成 29 (2017) 年 7 月及び平成 20 (2008) 年 6 月に発生した赤潮の影響で高濃度となりました。



海域の全磷の年間平均値（全層）の経年推移

b 環境基準等の達成（適合）状況

海域の生活環境項目の環境基準は水域ごとで評価することとされており、本市の測定地点が含まれる水域は他自治体にまたがっています。したがって、この公表では、測定地点ごとに環境基準値と比較し、環境基準値以下の場合は「適合」としています。

(a) COD の環境基準値適合状況

B 類型水域（沖合部）3 地点、C 類型水域（運河部）3 地点の合計 6 地点を調査しました。環境基準値の適合状況は、75%水質値で評価します。B 類型水域 3 地点の COD の 75%水質値は 3.0～3.2 mg/L、C 類型水域 3 地点の COD の 75%水質値は 3.5～4.3 mg/L で、B 類型水域の東扇島沖 1 地点で環境基準値に適合しており、C 類型水域の全地点で環境基準値に適合していました。

**COD の環境基準値適合状況**

測定地点	類型	環境基準値	75%水質値
浮島沖	B	3 mg/L 以下	3.1 mg/L
東扇島沖	B	3 mg/L 以下	3.0 mg/L
扇島沖	B	3 mg/L 以下	3.2 mg/L
京浜運河千鳥町	C	8 mg/L 以下	3.8 mg/L
東扇島防波堤西	C	8 mg/L 以下	3.5 mg/L
京浜運河扇町	C	8 mg/L 以下	4.3 mg/L

(注)   は環境基準値適合

(b) 全窒素及び全燐の環境基準値適合状況

沖合部 3 地点、運河部 3 地点の合計 6 地点を調査しました。環境基準値の適合状況は上層（水面下 0.5 m）の年間平均値で評価します。全窒素の上層の年間平均値は、0.72～1.1 mg/L で、浮島沖以外の 5 地点で環境基準値に適合していました。全燐の上層の年間平均値は、0.081～0.13 mg/L で、扇島沖と京浜運河千鳥町の 2 地点で環境基準値に適合していました。

全窒素及び全燐の環境基準値適合状況

測定地点	全窒素			全燐		
	類型	環境基準値	年間平均値	類型	環境基準値	年間平均値
浮島沖	IV	1 mg/L 以下	1.1 mg/L	IV	0.09 mg/L 以下	0.12 mg/L
東扇島沖			0.91 mg/L			0.10 mg/L
扇島沖			0.72 mg/L			0.081 mg/L
京浜運河千鳥町			0.88 mg/L			0.086 mg/L
東扇島防波堤西			0.94 mg/L			0.13 mg/L
京浜運河扇町			0.93 mg/L			0.11 mg/L

(注)  は環境基準値適合

(c) 全亜鉛、ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS) の環境基準値適合状況

沖合部 3 地点、運河部 3 地点の合計 6 地点を調査した。環境基準値の適合状況は、全層の年間平均値で評価します。全亜鉛の全層の年間平均値は 0.003~0.008 mg/L で、全地点で環境基準値に適合していました。ノニルフェノールの全層の年間平均値は 0.00006 mg/L 未満で、全地点で環境基準値に適合していました。直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS) の全層の年間平均値は 0.0006 mg/L 未満~0.0018 mg/L で、全地点で環境基準値に適合していました。

**全亜鉛、ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS) の環境基準値適合状況**

測定地点	全亜鉛			ノニルフェノール			直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)		
	類型	環境基準値	年間平均値	類型	環境基準値	年間平均値	類型	環境基準値	年間平均値
浮島沖	生物 A	0.02 mg/L 以下	0.005 mg/L	生物 A	0.001 mg/L 以下	0.00006 mg/L 未満	生物 A	0.01 mg/L 以下	0.0018 mg/L
東扇島沖			0.004 mg/L			0.00006 mg/L 未満			0.0011 mg/L
扇島沖			0.004 mg/L			0.00006 mg/L 未満			0.0006 mg/L 未満
京浜運河 千鳥町			0.008 mg/L			0.00006 mg/L 未満			0.0006 mg/L 未満
東扇島 防波堤西			0.003 mg/L			0.00006 mg/L 未満			0.0006 mg/L 未満
京浜運河 扇町			0.005 mg/L			0.00006 mg/L 未満			0.0011 mg/L

(注)   は環境基準値適合

(d) その他の生活環境項目の環境基準値適合率

B 類型水域 (沖合部) 3 地点、C 類型水域 (運河部) 3 地点の合計 6 地点を調査しました。環境基準値適合率は、pH 83.3%、D0 91.7%、n-ヘキサン抽出物質 100% でした。

**その他の生活環境項目の環境基準値適合率**

項目	類型	環境基準 (mg/L) ※2	評価地点数		適合数/ 評価地 点・日数	適合率
			調査地 点	調査日 数		
水素イオン濃度 (pH)	B	7.8 以上	6	12	60/72	83.3%
	C	8.3 以下				

溶存酸素量 (DO)	B	5 以上	6	12	66/72	91.7%
	C	2 以上				
n-ヘキサン抽出物質 <sup>※3</sup>	B	不検出	3	12	36/36	100%

※1 評価は日間平均

※2 水素イオン濃度 (pH) は無単位

※3 n-ヘキサン抽出物質はB類型のみ

c 測定地点別経年推移

(a) COD

令和 5 (2023) 年度の全層 (上層 (水面下 0.5 m) と下層 (底上 1 m) の平均値) の COD 年間平均値は、B 類型水域 3 地点では 2.9~3.1 mg/L、C 類型水域 9 地点では 2.9~4.1 mg/L でした。

なお、平成 29 (2017) 年度の京浜運河扇町は平成 29 (2017) 年 7 月に発生した赤潮の影響 (22mg/L 及び 20mg/L) で高濃度となりました。

**海域の COD の年間平均値の経年推移 (年度)**

(単位: mg/L)

測定地点	類型	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
浮島沖	B	2.6	2.4	2.8	3.1	3.1	3.4	2.9	2.8	2.6	3.1
東扇島沖	B	2.5	2.1	2.6	2.8	3.0	3.3	2.8	2.8	2.5	3.0
扇島沖	B	2.5	2.1	2.6	2.7	3.0	3.2	3.0	2.7	2.5	2.9
京浜運河千鳥町	C	2.6	2.5	2.7	2.8	3.5	3.6	3.2	3.3	2.8	3.3
東扇島防波堤西	C	2.8	2.3	2.6	3.0	3.0	3.4	3.0	3.0	2.7	3.8
京浜運河扇町	C	2.9	2.5	2.8	4.5	3.6	3.9	3.3	3.5	2.9	3.4
末広運河先	C	2.5	2.4	3.0	3.0	3.3	3.6	3.2	2.8	2.8	3.3
大師運河先	C	2.5	2.3	2.8	5.7	3.1	3.4	2.9	2.8	2.6	2.9
夜光運河先	C	3.0	2.7	3.1	4.6	3.5	3.9	3.3	2.9	3.1	3.7
桜堀運河先	C	3.4	3.9	3.5	3.9	3.9	5.3	3.7	3.1	3.2	4.1
池上運河先	C	3.3	2.7	3.6	7.5	3.6	4.2	3.4	3.0	2.9	3.6
南渡田運河先	C	2.8	2.7	3.0	3.7	3.6	3.8	3.0	2.7	2.8	3.7

(b) 全窒素

令和 5 (2023) 年度の全層の年間平均値は 0.55～1.3 mg/L でした。

**海域の全窒素の年間平均値の経年推移 (年度)**

(単位:mg/L)

測定地点	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
浮島沖	1.1	1.1	1.1	1.1	0.98	0.98	0.90	0.90	0.81	0.77
東扇島沖	0.87	1.0	0.91	0.90	0.82	0.88	0.79	0.76	0.68	0.64
扇島沖	0.85	0.87	0.84	0.78	0.77	0.79	0.69	0.65	0.58	0.55
京浜運河千鳥町	1.0	1.1	0.97	0.97	1.0	1.0	0.91	0.92	0.82	0.69
東扇島防波堤西	0.96	0.96	0.91	0.93	0.83	0.90	0.78	0.80	0.68	0.71
京浜運河扇町	1.0	1.0	1.1	1.3	1.0	1.0	0.92	0.94	0.80	0.71
末広運河先	1.7	1.6	1.6	1.7	1.7	1.4	1.3	1.2	1.3	1.1
大師運河先	1.2	1.1	1.3	1.7	1.0	1.0	0.89	0.95	0.87	0.73
夜光運河先	1.4	1.4	1.4	1.6	1.3	1.1	1.1	0.91	0.97	0.81
桜堀運河先	1.8	2.5	1.7	1.7	2.1	1.9	1.2	1.3	1.3	1.3
池上運河先	1.2	1.3	1.1	1.9	1.1	1.1	0.92	0.96	0.87	0.71
南渡田運河先	1.5	1.5	1.3	1.3	1.5	1.4	1.0	1.0	1.0	0.86

(c) 全燐

令和 5 (2023) 年度の全層の年間平均値は 0.069~0.23 mg/L でした。

なお、平成 29(2017)年度は、平成 29(2017)年 7 月に発生した赤潮の影響で高濃度となりました。

**海域の全燐の年間平均値の経年推移 (年度)**

(単位:mg/L)

測定地点	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
浮島沖	0.076	0.092	0.088	0.087	0.079	0.076	0.075	0.087	0.085	0.092
東扇島沖	0.071	0.079	0.074	0.068	0.061	0.065	0.068	0.074	0.068	0.082
扇島沖	0.063	0.067	0.063	0.059	0.060	0.061	0.056	0.066	0.058	0.069
京浜運河千鳥町	0.089	0.088	0.088	0.091	0.092	0.087	0.081	0.091	0.082	0.085
東扇島防波堤西	0.075	0.073	0.071	0.079	0.072	0.072	0.065	0.074	0.069	0.095
京浜運河扇町	0.099	0.089	0.10	0.13	0.095	0.096	0.088	0.099	0.081	0.090
末広運河先	0.11	0.12	0.12	0.10	0.10	0.11	0.095	0.11	0.10	0.12
大師運河先	0.088	0.087	0.091	0.17	0.075	0.096	0.077	0.10	0.091	0.082
夜光運河先	0.096	0.099	0.10	0.15	0.090	0.091	0.084	0.095	0.093	0.093
桜堀運河先	0.23	0.40	0.23	0.29	0.30	0.29	0.14	0.17	0.13	0.23
池上運河先	0.12	0.12	0.098	0.22	0.11	0.12	0.087	0.12	0.091	0.091
南渡田運河先	0.12	0.11	0.12	0.13	0.13	0.12	0.091	0.11	0.095	0.10

## 2 地下水質の監視：測定計画及び市計画（I-1-④-2 関係）

市内の地下水の水質汚濁状況を監視するため、水質汚濁防止法第 16 条に基づき神奈川県が作成した「測定計画」及びこれを補完する形で本市が作成した「市計画」に基づいて地下水質の測定を実施しています。令和 5（2023）年度の調査概要は次のとおりです。

### (1) 調査の概要

#### ア 調査の種類

#### (ア) 測定計画

##### a 概況調査

市内の全体的な地下水質の状況を把握するために調査しています。

##### (a) 定点調査

地下水の流動等を勘案し、長期的な観点から水質の経年的な変化を確認するため、市内の 18 地点の定点において毎年 9 地点ずつ調査しています。

##### (b) メッシュ調査

未把握の地下水汚染を発見するための調査で、市内を 2 km メッシュに分割し、メッシュ内に存在する井戸を原則 1 つ選定し、4 年間で全メッシュの井戸の水質を調査しています。

令和 5（2023）年度は 8 地点を調査しました。

##### b 汚染井戸周辺地区調査

概況調査で新たに発見された汚染について汚染範囲を把握するため調査しています。令和 5（2023）年度は概況調査（メッシュ調査）で環境基準値を超過した 3 地点について再調査を実施しました。

##### c 継続監視調査

過去の調査で汚染が確認された地点について、汚染が確認された項目を継続的に監視するために調査しています。令和 5（2023）年度は継続監視中の 17 地点のうち、8 地点を調査しました。

### (イ) 市計画

#### a 揮発性有機化合物

上記の「測定計画」を補完する形で、調査地点は継続監視調査地点周辺の他、過去に汚染があり改善した地点の周辺、土壤汚染対策法等に基づく報告から汚染が確認されている地点とその周辺等から選定しています。

令和 5（2023）年度は、高津区梶ヶ谷・宮前区馬絹地区、宮前区菅生地区及び多摩区西生田・栗谷地区の 10 地点を調査しました。

b 有機フッ素化合物

市内における地下水中の有機フッ素化合物の実態を把握するため、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物（PFAS）のうち、指針値（暫定）が定められているペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）について、新たに調査を実施しました。

(a) 概況調査

測定計画における 18 地点の定点を中心に 6 地点で調査しました。

(b) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査の結果、PFOS 及び PFOA の指針値（暫定）を超過した 1 地点及びその周辺の計 5 地点について調査を実施しました。

なお、超過があった地点の周辺では地下水の飲用は確認されていません。

イ 測定地点数等

各調査における測定地点数

調査の種類			測定地点数
測定計画	概況調査	定点調査	9 地点
		メッシュ調査	8 地点
	汚染井戸周辺地区調査		3 地点
	継続監視調査		8 地点
市計画	揮発性有機化合物		10 地点
	有機フッ素化合物	概況調査	6 地点
		汚染井戸周辺地区調査	5 地点

ウ 測定項目

各調査における測定項目

調査の種類			測定項目
測定計画	概況調査	定点調査	環境基準項目（全項目）
		メッシュ調査	
	汚染井戸周辺地区調査		汚染範囲を確認するために必要な項目
	継続監視調査		基準超過項目、超過のおそれがある項目
市計画	揮発性有機化合物		基準超過項目、超過のおそれがある項目
	有機フッ素化合物	概況調査	PFOS 及び PFOA
		汚染井戸周辺地区調査	PFOS 及び PFOA

(注) 環境基準項目：地下水質の環境基準が定められている 28 項目

<1>カドミウム	<2>全シアン	<3>鉛	<4>六価クロム
<5>砒素	<6>総水銀	<7>アルキル水銀	<8>PCB
<9>ジクロロメタン	<10>四塩化炭素	<11>1,2-ジクロロエタン	
<12>1,1-ジクロロエチレン	<13>1,2-ジクロロエチレン	<14>1,1,1-トリクロロエタン	
<15>1,1,2-トリクロロエタン	<16>トリクロロエチレン	<17>テトラクロロエチレン	
<18>1,3-ジクロロプロペン	<19>チウラム	<20>シマジン	<21>チオベンカルブ
<22>ベンゼン	<23>セレン	<24>硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<25>ふっ素
<26>ほう素	<27>クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）		
<28>1,4-ジオキサン			

(2) 環境基準の達成状況

**地下水環境基準達成状況**

調査の種類		環境基準達成状況	
測定計画	概況調査	定点調査	9地点中8地点で環境基準を達成
		メッシュ調査	全地点（8地点）で環境基準を達成
	汚染井戸周辺地区調査		3地点中2地点で環境基準を達成
	継続監視調査		8地点中2地点で環境基準を達成
市計画	揮発性有機化合物		全地点（10地点）で環境基準を達成
	有機フッ素化合物	概況調査	6地点中5地点で指針値（暫定）に適合
		汚染井戸周辺地区調査	5地点中3地点で指針値（暫定）に適合

(3) 各調査の測定結果

ア 測定計画

(ア) 概況調査

a 定点調査

環境基準項目については、9地点中8地点で環境基準を達成し、環境基準の達成率は88.9%でした。環境基準が非達成であった1地点では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の1項目が環境基準値を超過していました。

b メッシュ調査

環境基準項目については、8地点全てで環境基準を達成しました。

### 概況調査における環境基準達成状況

	測定		環境基準達成状況 <sup>※</sup>		
	地点数	項目数	達成地点数	達成率	未達成項目数
定点調査	9	28	8	88.9%	1
メッシュ調査	8	28	8	100%	0

※ 環境基準達成状況とは、調査した環境基準項目を全て達成した状況をいいます。

### 検出項目及び調査結果（測定計画概況調査）

(単位:mg/L)

番号	調査名	調査地点	1,2-ジクロロエチレン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素
1	定点調査	多摩 菅稲田堤	-	-	-	3.6	-	0.02
2		宮前 東有馬	-	-	-	3.7	-	-
3		多摩 宿河原	-	0.0002	0.0006	3.5	-	0.02
4		宮前 土橋	-	-	-	-	0.13	0.05
5		高津 上作延	-	-	-	6.5	-	-
6		宮前 野川本町	-	0.0003	-	0.45	-	-
7		高津 北見方	0.0008	-	-	0.21	-	0.02
8		中原 下沼部①	0.002	0.0006	-	11	0.10	0.03
9		幸 小向西町	-	0.0026	-	-	0.09	0.05
1	メッシュ調査	川崎 日ノ出	-	-	-	4.7	0.25	0.07
2		川崎 小川町	-	-	-	-	0.24	0.20
3		幸 古市場	-	-	-	7.7	-	0.05
4		高津 北見方	-	0.0002	-	1.6	-	0.02
5		宮前 宮崎	-	0.0007	-	0.44	0.14	0.07
6		麻生 王禅寺	-	-	-	-	-	0.02
7		多摩 生田	-	0.0002	-	2.3	-	-
8		麻生 上麻生	-	-	-	-	-	-
環境基準値			0.04以下	0.01以下	0.002以下	10以下	0.8以下	1以下
報告下限値			0.0004	0.0002	0.0002	0.10	0.08	0.02

(注1) -は報告下限値未満

(注2) 太枠は環境基準を達成していない項目



地下水質調査地点図（測定計画定点調査）



地下水質調査地点図（測定計画メッシュ調査）

(イ) 汚染井戸周辺地区調査

定点調査において、中原区下沼部の調査地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準値を超過したことから、当該地点及びその周辺の計3地点について同項目を再調査したところ、定点調査で超過があった1地点について再度環境基準を超過し、環境基準非達成となりました。

汚染井戸周辺調査における環境基準達成状況

	測定		環境基準達成状況 <sup>※</sup>		
	地点数	項目数	達成地点数	達成率	未達成項目数
中原区下沼部	3	1	2	66.7%	1

※ 環境基準達成状況とは、調査した環境基準項目を全て達成した状況をいいます。

検出項目及び調査結果（測定計画汚染井戸周辺地区調査）

(単位:mg/L)

番号	調査地点		硝酸性窒素 及び 亜硝酸性窒素
1	中原	下沼部①	12
2	中原	下沼部②	9.4
3	中原	中丸子	7.3
環境基準値			10以下
報告下限値			0.10



地下水質調査地点図（汚染井戸周辺地区調査）

(ウ) 継続監視調査

過去に当該地点で環境基準値を超過した項目及び超過のおそれがある項目について調査したところ、8地点中2地点で環境基準を達成しました。

継続監視調査における環境基準達成状況

	測定		環境基準達成状況 <sup>※</sup>		
	地点数	項目数	達成地点数	達成率	未達成項目数
継続監視調査	8	8	2	25%	5

※ 環境基準達成状況とは、調査した環境基準項目を全て達成した状況をいいます。

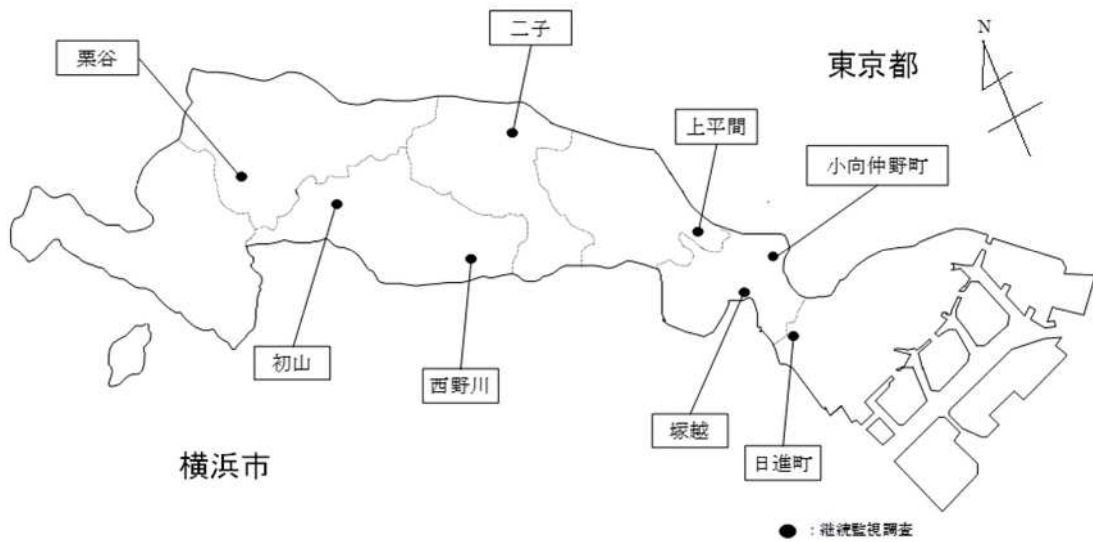
検出項目及び調査結果（測定計画継続監視調査）

番号	調査地点	(単位:mg/L)						
		クロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
2	多摩 栗谷	-	0.0021	-	0.0002	0.056	-	-
4	川崎 日進町	-	-	0.0022	-	0.0003	-	-
8	宮前 西野川	-	-	-	-	-	-	20
9	宮前 初山	-	-	0.0019	-	0.0008	0.014	-
12	高津 二子	0.010	0.0012	0.26	-	0.0005	-	-
14	幸 小向仲野町	-	-	0.0011	-	0.0032	-	-
15	中原 上平間	-	-	-	-	-	-	12
17	幸 塚越	0.016	-	-	-	-	-	-
環境基準値		0.002以下	0.1以下	0.04以下	0.006以下	0.01以下	0.01以下	10以下
報告下限値		0.0002	0.0002	0.0004	0.0002	0.0002	0.0002	0.10

(注1) -は報告下限値未満

(注2) 太枠は環境基準を達成していない項目

(注3) 斜線は過去の調査で汚染が確認されていないため、未測定項目



地下水質調査地点図（測定計画継続監視調査）

イ 市計画

(7) 揮発性有機化合物

高津区梶ヶ谷・宮前区馬絹地区、宮前区菅生地区及び多摩区西生田・栗谷地区計 10 地点を調査したところ、10 地点全てで環境基準を達成しました。

市計画（揮発性有機化合物）における環境基準達成状況

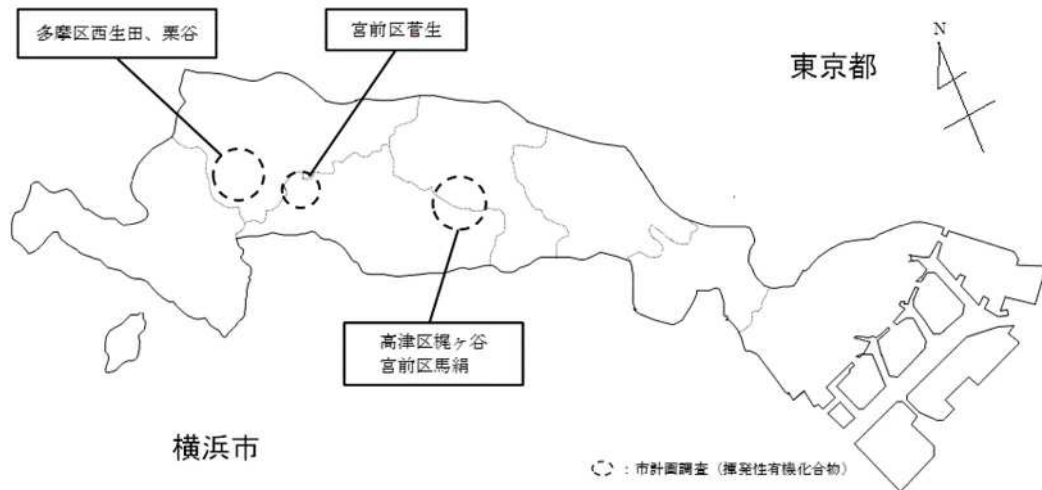
	測定		環境基準達成状況※		
	地点数	項目数	達成地点数	達成率	未達成項目数
市計画 (揮発性有機化合物)	10	7	10	100%	0

※ 環境基準達成状況とは、調査した環境基準項目を全て達成した状況をいいます。

調査項目及び調査結果（市計画（揮発性有機化合物））

番号	調査地区	調査地点	(単位:mg/L)						
			クロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
1	多摩区 西生田・栗谷地区	多摩 西生田	-	-	-	-	-	-	-
2		多摩 西生田	-	-	-	-	-	-	-
3		多摩 栗谷	-	-	-	-	-	-	-
4	宮前区 菅生地区	宮前 菅生	-	-	-	-	-	-	-
5		宮前 菅生	-	-	-	-	-	-	-
6		宮前 菅生	-	-	-	-	-	-	-
7		宮前 菅生	-	-	-	-	-	-	-
8	高津区梶ヶ谷・ 宮前区馬絹地区	宮前 馬絹	-	-	-	-	-	-	-
9		宮前 馬絹	-	-	-	-	-	-	-
10		高津 梶ヶ谷	-	-	-	-	-	-	-
環境基準値			0.002以下	0.1以下	0.04以下	1以下	0.006以下	0.01以下	0.01以下
報告下限値			0.0002	0.0002	0.0004	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002

(注1) -は報告下限値未満



地下水質調査地点図（市計画（揮発性有機化合物））

(イ) 有機フッ素化合物

a 概況調査

測定計画における定点を中心に計6地点を調査したところ、6地点中5地点で指針値（暫定）に適合し、達成率は83.3%でした。

b 汚染井戸周辺地区調査

概況調査において、PFOS 及び PFOA の指針値（暫定）が超過した高津区北見方の調査地点及びその周辺の計5地点を調査したところ、概況調査で超過があった地点及びその近傍の計2地点で指針値（暫定）を超過しました。

市計画（有機フッ素化合物）における指針値（暫定）達成状況

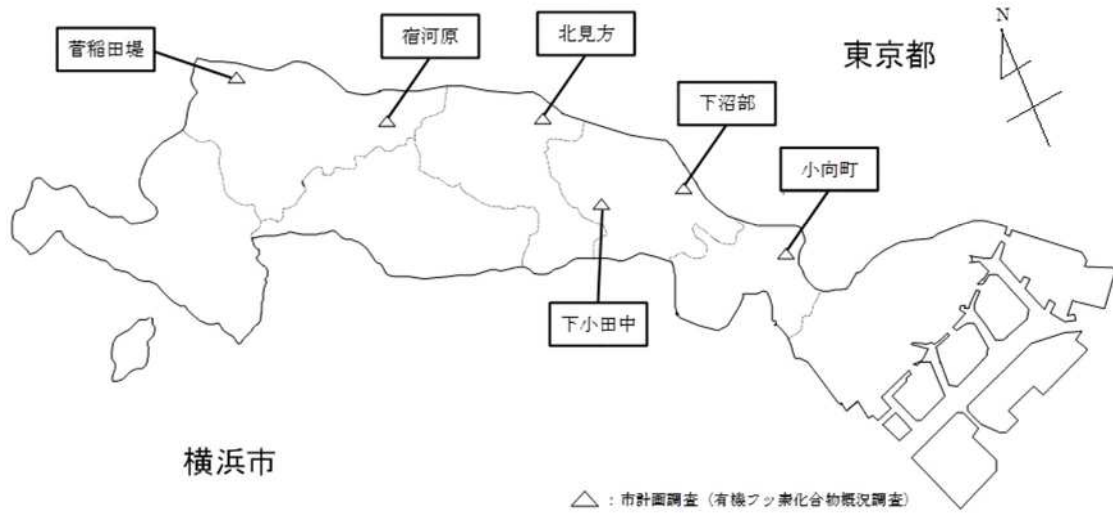
	測定		指針値(暫定)達成状況※		
	地点数	項目数	達成地点数	達成率	未達成項目数
概況調査	6	1	5	83.3%	1
汚染井戸周辺地区調査	5	1	3	60%	1

※ 環境基準達成状況とは、調査した環境基準項目を全て達成した状況をいいます。

調査項目及び調査結果（市計画（有機フッ素化合物・概況調査））

(単位:ng/L)

番号	調査地点	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及び ペルフルオロオクタン酸(PFOA)
1	幸 小向町	28
2	中原 下沼部	17
3	多摩 宿河原	23
4	高津 北見方①	160
5	中原 下小田中	13
6	多摩 菅稲田堤	9
指針値(暫定)		50以下
報告下限値		5

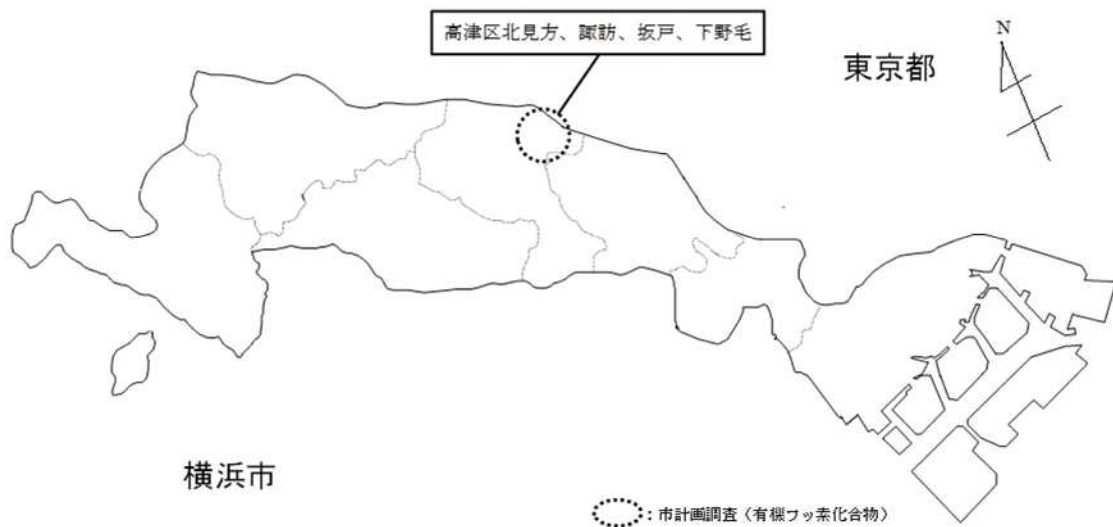


地下水質調査地点図 (市計画 (有機フッ素化合物・概況調査))

調査項目及び調査結果 (市計画 (有機フッ素化合物・汚染井戸周辺地区調査))

(単位:ng/L)

番号	調査地点		ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及び ペルフルオロオクタン酸(PFOA)
周1	高津	北見方①	160
周2	高津	北見方②	91
周3	高津	諏訪	48
周4	高津	坂戸	7
周5	高津	下野毛	18
指針値(暫定)			50以下
報告下限値			5



地下水質調査地点図 (市計画 (有機フッ素化合物・汚染井戸周辺地区調査))

### 3 河川・海域の水質調査：ダイオキシン類（公共用水域）（I-1-④-1 関係）

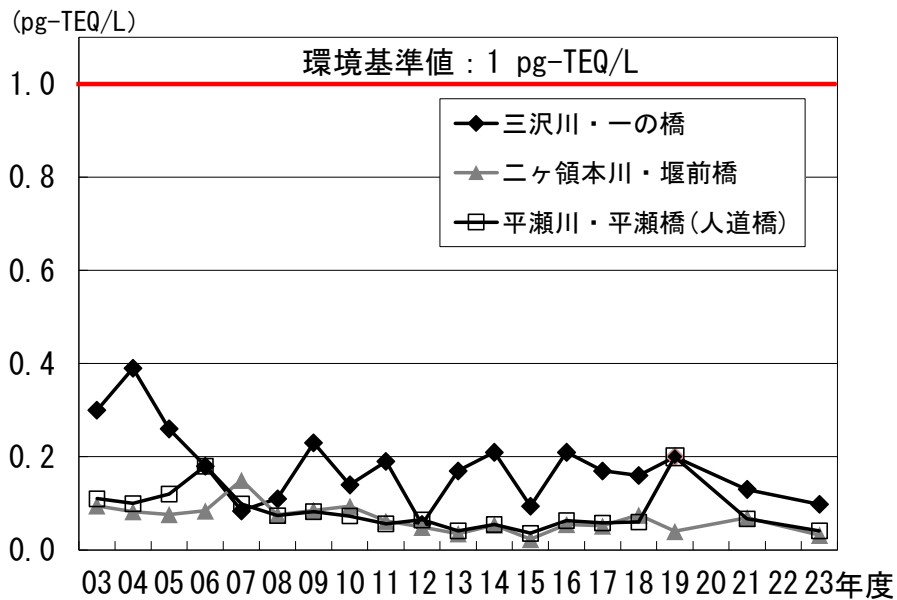
ダイオキシン類については、平成 10(1998)年度から測定を実施し、平成 12(2000)年度以降は平成 12(2000)年 1 月に施行したダイオキシン類対策特別措置法に基づき調査を実施しています。

#### (1) 河川

市内の河川（水質）の環境濃度を把握するため、平成 15(2003)年度から平成 30(2018)年度までは河川 7 地点で毎年調査しました。令和元(2019)年度からは調査地点を 1 地点削減して、頻度も削減し、6 地点において 3 地点ずつ隔年で調査を実施しています。

#### ア ダイオキシン類濃度の推移

令和 5 (2023)年度の調査地点は、三沢川・一の橋、二ヶ領本川・堰前橋、平瀬川・平瀬橋(人道橋)の 3 地点です。調査を実施するようになった平成 15(2003)年度以降、概ね低濃度で推移しています。



ダイオキシン類濃度の経年推移(3 地点) (河川・水質)

#### イ 環境基準の達成状況

令和 5 (2023)年度の調査結果は、0.032~0.098 pg-TEQ/L であり、全地点で環境基準（年間平均値が 1 pg-TEQ/L 以下）を達成しました。

#### ダイオキシン類の調査結果（河川・水質）

(単位：pg-TEQ/L)

調査地点	調査結果	環境基準値
三沢川・一の橋	0.098	1
二ヶ領本川・堰前橋	0.032	
平瀬川・平瀬橋(人道橋)	0.041	

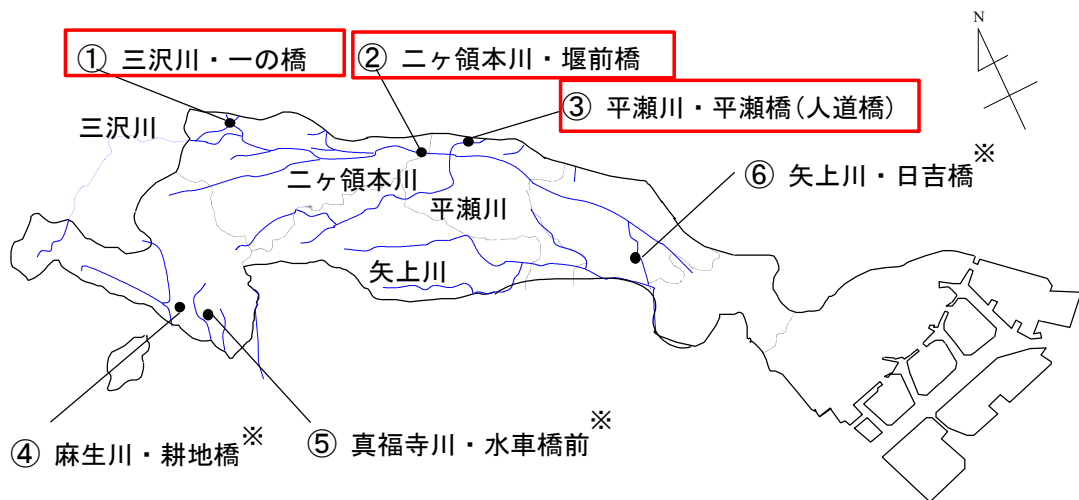
ウ 調査地点別の過去 10 年間のダイオキシン類濃度

過去 10 年間のダイオキシン類の濃度は、経年的にほぼ横ばいで推移しています。

**調査地点別のダイオキシン類濃度の経年推移（河川・水質）**

（単位：pg-TEQ/L）

調査年度 調査地点	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
① 三沢川・一の橋	0.21	0.094	0.21	0.17	0.16	0.20	-	0.13	-	0.098
② 二ヶ領本川・堰前橋	0.054	0.023	0.055	0.052	0.075	0.040	-	0.069	-	0.032
③ 平瀬川・平瀬橋 （人道橋）	0.055	0.036	0.063	0.058	0.060	0.20	-	0.067	-	0.041
④ 麻生川・耕地橋	0.054	0.023	0.050	0.047	0.054	-	0.024	-	0.029	-
⑤ 真福寺川・水車橋前	0.055	0.024	0.054	0.046	0.049	-	0.024	-	0.031	-
⑥ 矢上川・日吉橋	0.081	0.040	0.084	0.063	0.066	-	0.072	-	0.037	-



※ 3 地点ずつ隔年で調査を実施しており、④、⑤、⑥については令和 4 (2022) 年度に調査を実施

**調査地点（河川・水質）**

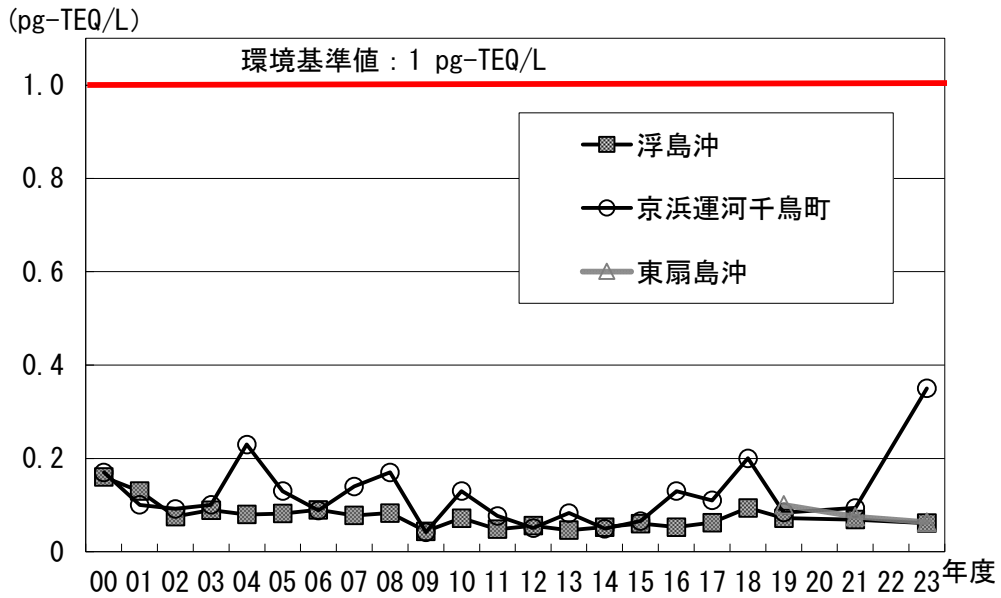
(2) 海域

ア 水質

市内の海域(水質・底質)の環境濃度を把握するため、平成 15(2003)年度から平成 30(2018)年度までは海域 5 地点で毎年調査しました。令和元(2019)年度からは調査地点を 1 地点(東扇島沖)追加して、頻度を削減し、6 地点において 3 地点ずつ 2 年周期で調査を実施しています。

(ア) ダイオキシン類濃度の推移

令和 5 (2023)年度の調査地点は、浮島沖、京浜運河千鳥町、東扇島沖の 3 地点です。平成 12(2000)年度の調査開始当初から低濃度で推移しています。



ダイオキシン類濃度の経年推移 (3 地点) (海域・水質)

(イ) 環境基準の達成状況

令和 5 (2023) 年度の調査結果は、0.061~0.35 pg-TEQ/L であり、全地点で環境基準 (年間平均値が 1 pg-TEQ/L 以下) を達成しました。

ダイオキシン類の調査結果 (海域・水質)

(単位 : pg-TEQ/L)

調査地点	調査結果	環境基準値
浮島沖	0.061	1
京浜運河千鳥町	0.35	
東扇島沖	0.063	

(ウ) 調査地点別の過去10年間のダイオキシン類濃度

過去10年間のダイオキシン類の濃度は、経年的にほぼ横ばいで推移しています。

**調査地点別のダイオキシン類濃度の経年推移（海域・水質）**

(単位：pg-TEQ/L)

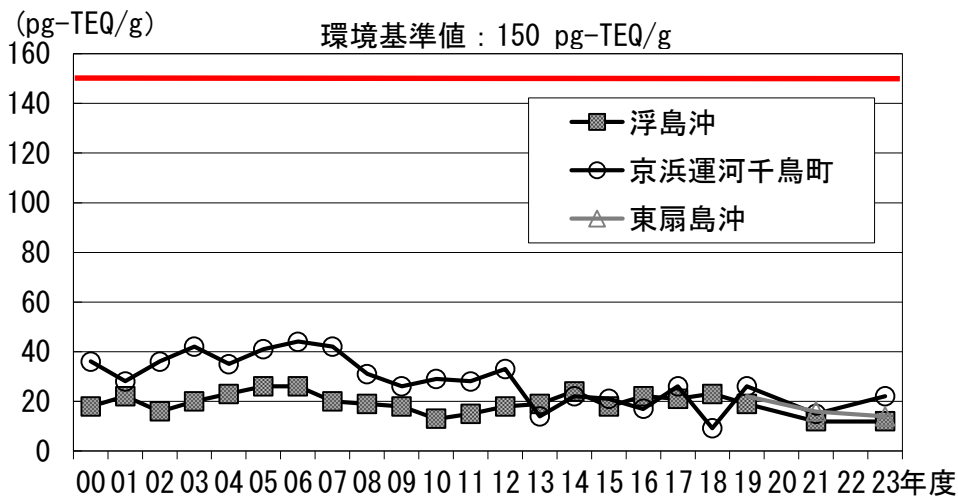
調査年度 調査地点		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
①	浮島沖	0.053	0.060	0.053	0.062	0.094	0.072	-	0.069	-	0.061
②	京浜運河千鳥町	0.049	0.066	0.13	0.11	0.20	0.084	-	0.094	-	0.35
③	東扇島沖	-	-	-	-	-	0.10	-	0.075	-	0.063
④	東扇島防波堤西	0.047	0.045	0.085	0.059	0.12	-	0.047	-	0.11	-
⑤	京浜運河扇町	0.056	0.18	0.22	0.11	0.36	-	0.070	-	0.13	-
⑥	扇島沖	0.057	0.044	0.068	0.049	0.082	-	0.043	-	0.088	-

イ 底質

市内の海域（底質）の環境濃度を把握するため、水質調査と同一の地点において調査を実施しています。

(ア) ダイオキシン類濃度の推移

令和5(2023)年度の調査地点は、浮島沖、京浜運河千鳥町、東扇島沖の3地点です。平成12(2000)年度の調査開始当初から低濃度で推移しています。



**ダイオキシン類濃度の経年推移（3地点）（海域・底質）**

(イ) 環境基準の達成状況

令和 5 (2023) 年度の調査結果は、12~22 pg-TEQ/g であり、全地点で環境基準 (150 pg-TEQ/g 以下) を達成しました。

**ダイオキシン類調査結果 (海域・底質)**

(単位: pg-TEQ/g)

調査地点	調査結果	環境基準値
浮島沖	12	150
京浜運河千鳥町	22	
東扇島沖	14	

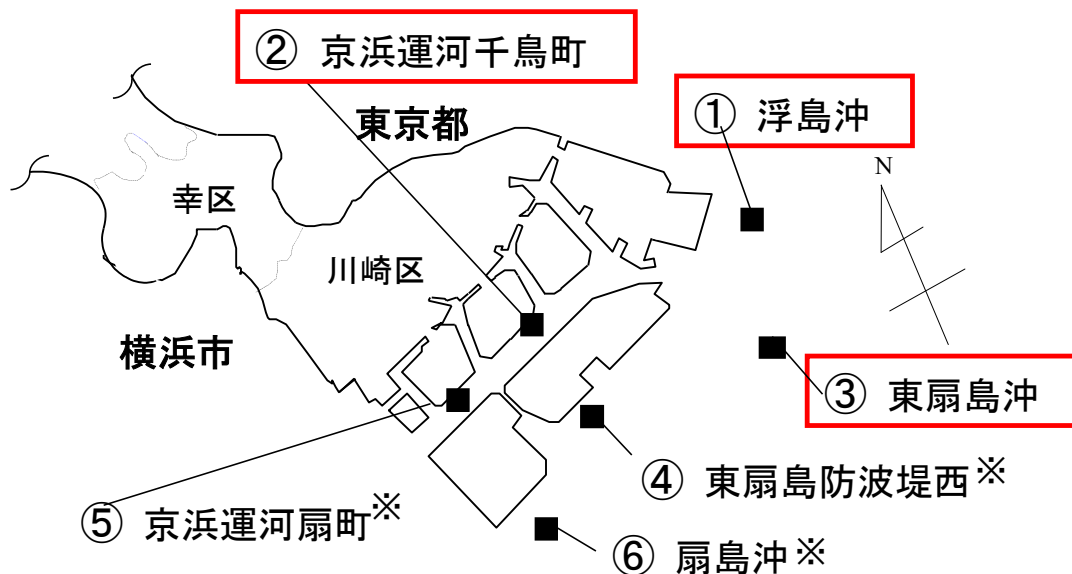
(ウ) 調査地点別の過去10年間のダイオキシン類濃度

過去10年間のダイオキシン類の濃度は、経年的にはほぼ横ばいで推移しています。

**調査地点別のダイオキシン類濃度の経年推移 (海域・底質)**

(単位: pg-TEQ/g)

調査年度		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
調査地点											
①	浮島沖	24	18	22	21	23	19	-	12	-	12
②	京浜運河千鳥町	22	21	17	26	9.2	26	-	15	-	22
③	東扇島沖	-	-	-	-	-	22	-	16	-	14
④	東扇島防波堤西	9.0	11	14	14	2.1	-	13	-	11	-
⑤	京浜運河扇町	23	35	22	21	25	-	23	-	21	-
⑥	扇島沖	20	19	19	18	15	-	17	-	18	-



※ 3地点ずつ隔年で調査を実施しており、④、⑤、⑥については令和4(2022)年度に調査を実施

**調査地点 (海域・水質、底質)**

#### 4 地下水質の監視：ダイオキシン類（地下水及び土壌）（I-1-④-2 関係）

ダイオキシン類による地下水及び土壌の汚染の状況を把握するため、平成12(2000)年1月に施行したダイオキシン類対策特別措置法に基づき調査を実施しました。

##### (1) 地下水

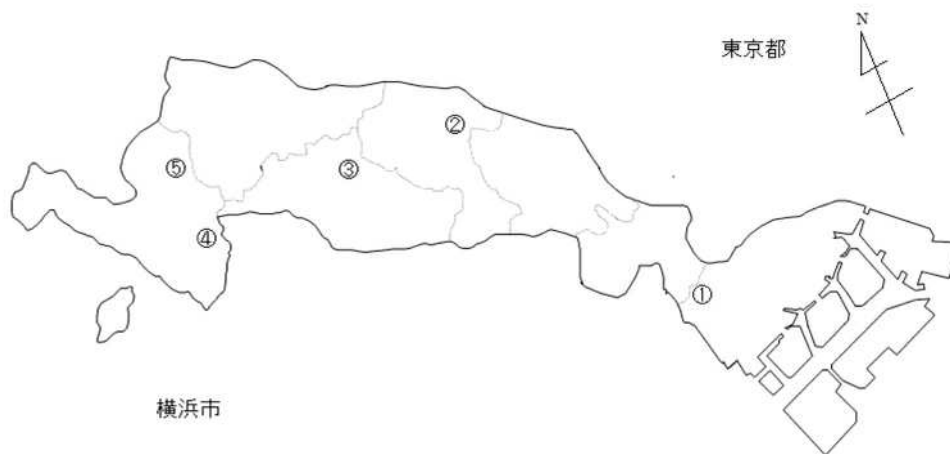
市内5地点の井戸において調査を実施しました。

調査結果は0.014～0.031 pg-TEQ/Lで、全地点で環境基準（年間平均値が1 pg-TEQ/L以下）を達成しました。

#### ダイオキシン類の調査結果（地下水）

（単位：pg-TEQ/L）

調査地点			調査結果	環境基準値
①	川崎区	小川町	0.031	1
②	高津区	北見方	0.015	
③	宮前区	宮崎	0.014	
④	麻生区	王禅寺	0.015	
⑤	麻生区	高石	0.014	



#### ダイオキシン類の調査地点（地下水）

(2) 土壌

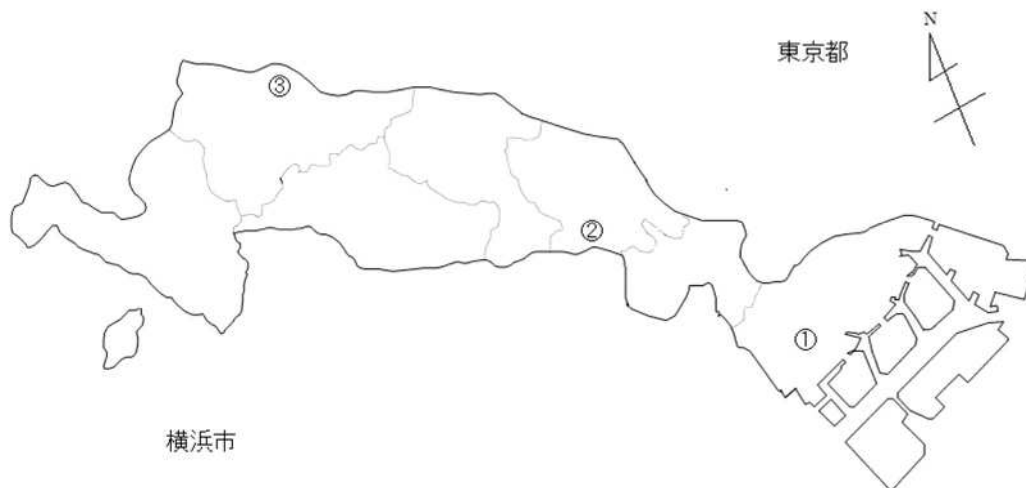
市内3地点の公園において調査を実施しました。

調査結果は0.31～1.8 pg-TEQ/g で、全地点で環境基準(年間平均値が1,000 pg-TEQ/g 以下)を達成しました。

**ダイオキシン類の調査結果 (土壌)**

(単位 : pg-TEQ/g)

調査地点				調査結果	環境基準値
①	川崎区	桜本	桜川公園	1.8	1,000
②	中原区	井田中ノ町	住吉西公園	0.31	
③	多摩区	中野島	中野島中央公園	1.1	



**ダイオキシン類の調査地点 (土壌)**

⑤苦情相談及び緊急時等への対応



騒音、振動、悪臭等の苦情相談があった際には、適宜、現場等を確認して、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法などの法律や市条例に基づき適切に対応しています。

また、大気汚染物質の漏洩時や、河川や海域に汚水や油等が流れ込み水質が著しく汚染される水質事故の発生時に関連機関と連携するなど、緊急時等の対応を適切に行っています。

1 苦情相談対応

(1) 苦情件数 (I-1-⑤-1、I-1-⑤-2 関係)

公害に関する苦情は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等、その種類は多岐にわたっており、公害問題が産業型から生活型公害へとその比率を移しつつある中で、日常生活において発生する苦情が多くなっています。また、騒音振動に係る苦情相談は、工場・事業場のような固定発生源、自動車、鉄道、航空機のような移動発生源など発生源の性質により、対応の方法も異なります。また、事業活動に係る騒音のほか、一般の家庭生活から発生する生活騒音に係る相談も一定数受け付けています。

令和5(2023)年度の苦情発生件数は728件で、前年度より74件減少しました。

(種類別、区別、発生源別等の苦情発生件数、処理件数は参考資料P.203を参照)

苦情の発生種類別の年度別経年推移

種類 年度	大気汚染				水質 汚濁	土壌 汚染	騒音※	振動	地盤 沈下	悪臭	その他	合計
	ばい煙	粉じん	ガス	その他								
2019	33	47	1	2	17	1	236	71	0	79	11	498
2020	34	60	0	3	22	0	564	109	0	109	6	907
2021	35	71	0	3	18	1	470	116	0	91	16	821
2022	40	72	0	0	22	0	459	123	0	68	18	802
2023	28	83	1	0	19	0	423	108	0	60	6	728

※ 騒音苦情件数については、2020年度から生活騒音に係るものを加算しています。

(2) 悪臭対策 (I-1-⑤-2 関係)

ア 法令等による規制

(7) 「悪臭防止法」による規制

昭和46(1971)年に制定された「悪臭防止法」に基づき、特定悪臭物質(アンモニア等22物質。下表参照。)について、敷地境界線での規制基準を定めています。

**特定悪臭物質の敷地境界線での規制基準**

(単位: ppm)

物質名	規制基準	物質名	規制基準
アンモニア	1	イソバレラルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレラルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

(イ) 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(市条例)」による規制

市条例では、悪臭を発生させる作業全般について脱臭装置の設置、建屋の密閉化、作業場所の選定、臭気指数の許容限度の適合<sup>\*</sup>等の措置を講ずるよう定めています。

※ 臭気指数については平成17(2005)年4月から導入されました。

**規制許容値早見表(臭気指数)**

午後11時～午前8時

	敷地境界	排出口			排水
		高さ30m未満		高さ30m以上	
		排出ガス量300m <sup>3</sup> /min以上	排出ガス量300m <sup>3</sup> /min未満		
地域1(住居系地域)	12	27	30	32	28
飲食店・小規模事業所	15	30	33		31
地域2(その他の地域)	15	30	33	35	31
飲食店・小規模事業所	18	33	36		34

午前8時～午後11時

	敷地境界	排出口			排水
		高さ30m未満		高さ30m以上	
		排出ガス量300m <sup>3</sup> /min以上	排出ガス量300m <sup>3</sup> /min未満		
地域1(住居系地域)	15	30	33	35	31
飲食店・小規模事業所	18	33	36		34
地域2(その他の地域)	18	33	36	38	34
飲食店・小規模事業所	21	36	39		37

住居系地域: 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域

その他の地域: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、市街化調整区域

小規模事業所: 製造業その他では従業員20人以下、商業・サービス業では、従業員5人以下の事業所をいう。  
従業員とはおおむね常時使用する従業員の数をいう。

## イ 発生源対策

これまでの悪臭苦情は工場・事業場等から発生するものが多く、特定悪臭物質の濃度規制を行うことにより対応してきました。しかしながら、最近の悪臭苦情は飲食店等から発生する様々な臭いが混じりあった悪臭苦情が増えてきており、このような悪臭に対してはそれぞれの臭いの濃度が低いことから従来濃度規制では対応できなくなってきました。

そのため、悪臭苦情対策として、現地調査や臭気測定等を行い、市条例で定めている規制許容値（臭気指数）を基に工場・事業場、飲食店等の発生源に対して指導等を行っています。

### (7) 特定悪臭物質

「悪臭防止法」により、規制基準の定められている物質（特定悪臭物質）を使用している工場等に対して悪臭苦情が発生した場合には、同法に基づく濃度測定を行っています。令和5（2023）年度については特定悪臭物質を使用している工場等に起因した苦情がなかったため、特定悪臭物質の濃度測定は行いませんでした。

### (4) 嗅覚測定

特定悪臭物質以外の物質による悪臭苦情に対応するため、三点比較式臭袋法による嗅覚測定を実施しています。令和5（2023）年度においては、2事業所で実施し、1事業所における排出口の臭気指数が許容限度値を超過し、改善に向けた指導を行いました。

### 三点比較式臭袋法とは？

悪臭を人の鼻（嗅覚）で測定する、官能試験法の一つで、悪臭を含む空気が入っている袋を1つと、無臭の空気だけ入っている袋を2つの計3つの袋の中から、パネル（判定試験に適した嗅覚を有すると認められた人）に悪臭の入っている袋を当ててもらう方法です。

6人以上のパネルによって行い、悪臭を次第に薄めながら、不正解になるまでこれを繰り返します。

その結果を統計的に処理して、希釈倍数を求め、その常用対数値に10を乗じた数値を臭気指数とします。

ウ 広域悪臭対策

(ア) 広域的悪臭防止に関する工場への管理徹底の要請

臨海地域を中心に初夏から秋にかけて市民から悪臭についての苦情が多く寄せられるため、悪臭発生の未然防止対策のひとつとして、川崎区の臨海部の工場に対し定期保全修理日程表等の提出依頼を行っています。

(イ) 悪臭原因調査の実施

原因不明の悪臭苦情が比較的多く寄せられる夏場に、川崎区臨海部において夜間パトロールを実施するなど、広域悪臭の防止と原因究明に努めています。

(ウ) 環境悪臭成分調査

悪臭防止法第11条に基づき、特定悪臭物質の一般環境における濃度を把握するため、令和5(2023)年度は、3物質の調査を行いました。

## 2 事故時の対応 (I-1-⑤-3 関係)

(1) 水質事故

公共用水域に汚水、廃液、油等が排出又は廃棄され、水質の著しい汚濁やそれらによる魚介類等への被害が発生することを異常水質事故といいます。異常水質事故の発生場所や原因等により関連部署は多岐にわたっており、本市では、平成30(2018)年4月に策定した「川崎市水質事故対応要領」に基づき対応しています。

令和5(2023)年度に発生した異常水質事故は、43件でした。(詳細は参考資料 P. 209 を参照)

## ⑥大気や水などの生活環境保全に係る取組の実施

良好な大気や水環境の保全に向けた基盤となる取組を継続して実施しています。

また、公共用水域（河川・海域）の水質を保全するために、高度処理施設の導入等、下水道施設の整備を進めるとともに、河川の改修等により治水の安全性を高める河川整備を実施しています。

### 1 放射線の安全推進に係る取組（I-1-⑥-7 関係）



平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により環境中に放出された放射性物質による影響を把握するため、以下のとおり環境中の放射線測定を実施してきました。

環境大気中の放射線量は、神奈川県が研究用原子炉施設周辺の状態を把握するため、福島第一原子力発電所事故発生以前から市内臨海部5地点でモニタリングポスト（ガンマ線測定機器）による測定をしていましたが、これに加えて本市では、この事故による影響を確認するため、平成23(2011)年3月15日から川崎市公害研究所（平成25年1月16日から環境総合研究所に移転）で、同年6月1日から麻生一般環境大気測定局（麻生区百合丘：地上約3 m）、平成24(2012)年8月1日から中原一般環境大気測定局（中原区小杉町：地上約12 m）で連続測定を行ってきました。また、これら3地点で地表面の放射線量の測定も行ってきました。

河川水、海水、地下水及び土壌の放射性物質については、平成24(2012)年度から、年2回の頻度（夏季及び冬季）で市内の河川水12地点（多摩川2地点含む）、海水3地点、地下水3地点及び土壌3地点の放射性セシウム（セシウム134、セシウム137）濃度を測定していました。

以上の測定のうち、環境大気中の放射線量及び地表面の放射線量については、通常の大気中の放射線量（0.04  $\mu\text{Sv/h}$ ）で推移し、神奈川県が設置するモニタリングポストにおける測定結果と同様であり、急激に増える見込みは極めて少ないと考えられること、河川水、海水及び地下水については、平成24年の測定開始時点から全ての地点において不検出が継続していたことから、平成29(2017)年3月末をもって測定を休止しました。土壌については、季節による大きな差が見られなかったこと、調査地点の1つである麻生区役所では平成25年度の冬の測定から継続的にクリアランスレベル（廃棄物を安全に再利用できる基準（原子炉等規制法））を下回っていることから令和4（2022）年度から年1回（冬季）2地点で測定しています。

### 令和5（2023）年度 土壌の放射性物質の測定結果

単位：ベクレル/kg

測定地点	測定結果
幸スポーツセンター	58
中原区役所中庭	101

（注）測定結果は、セシウム134、セシウム137の合計

(参考)

- 本市の公共施設における放射線量の目安値について  
算定方法については次のとおりです。  
年間 1 ミリシーベルト (=1,000 マイクロシーベルト) ÷ 365 日 ÷ (8 時間 + 0.4 (被曝低減係数) × 16 時間)  
= 0.19 マイクロシーベルト/時間
  - \* 一般公衆の年間線量限度は年間 1 ミリシーベルト (国際放射線防護委員会 2007 年勧告より)
  - \* 測定した場所に 8 時間、その場所の木造家屋内に 16 時間いると仮定
  - \* 屋内における被曝低減係数 0.4 (木造家屋) と仮定
  - \* 自然放射線量 (0.04 マイクロシーベルト/時間) は加算していません
- 自然放射線量について  
文部科学省によると、自然放射線量は 0.03~0.10 マイクロシーベルト/時間です。  
なお、神奈川県が、川崎市内 5 か所で連続測定を行っている放射線量のうち福島第一原子力発電所の事故以前の平成 21 (2009) 年度の年平均値は、0.023~0.042 マイクロシーベルト/時間でした。
- 放射線に関する単位について  
グレイ (Gy) : 放射線が物質にあたったとき、その物質に吸収された放射線量を表す単位  
シーベルト (Sv) : 生物が放射線を受けたとき、その影響を表す単位  
ベクレル (Bq) : 放射性物質が放射線を出す能力を表す単位  
※ 緊急時は 1 グレイ = 1 シーベルトとして換算します。
- 放射線のレベルに関する単位について  
1 マイクロシーベルト (μSv) = 1,000 分の 1 ミリシーベルト (mSv)

## 基本施策Ⅱ-1 環境配慮意識の向上



より良い環境を市民と共に創るとともに実感の向上を図るためには、市民の環境への関心や配慮意識を高め、環境配慮行動を促すことが重要です。そのため、市民が水辺にふれあうきっかけの創出や、大気や水などの環境の大切さを直接伝える取組を推進しています。また、情報発信の手法や内容を世代ごとに分かりやすく整理し、効果的な情報発信や環境教育を推進するなど、情報を適切に伝える取組を進めています。

### ①大気や水辺に親しむ取組の推進

市民が身近に感じられる河川を活用した取組により、水環境への関心を高め、環境配慮意識の向上を図ることを目指して、水辺にふれあうきっかけをつくとともに水環境に係る情報を知ってもらう取組を実施しています。

#### 1 水辺の親しみやすさ調査を活用した環境配慮意識の向上（Ⅱ-1-①-1 関係）

平成29(2017)年度から、市内在住の小学生を対象に、水環境に親しみ、学んでもらうことを目的として「夏休み水環境体験教室」を開催しています。

令和5(2023)年度の取組については、「リーディングプロジェクト1(P.19)」を御覧ください。

#### 2 水環境に係る調査及び普及啓発（河川の生物調査など）（Ⅱ-1-①-3 関係）

生物調査は、合計12地点を1年に4地点の3年周期で実施しており、令和5(2023)年度は、片平川・片平橋下、麻生川・耕地橋、真福寺川・水車橋前、有馬川・住吉橋の4地点について生物の生息状況、底生動物の種類について調査しました。



生物の調査地点図

## ②環境教育・環境学習の推進



市内の小学生を対象に、大気や水環境を守る業務の概要や環境の現状、大気・水環境の大切さ、みんなにできること等について直接伝える環境教育として、出前授業やイベント等を実施しています。

また、市民等に環境配慮の考え方・行動が定着することをめざし、環境学習の教材プログラム、人材育成を充実するとともに、市民や学校等における環境学習を支援しています。

### 1 大気を身近に感じる環境調査等の取組の推進（Ⅱ-1-①-4 関係）

生活に不可欠な要素であるにも関わらず、理解することが難しい大気のきれいさを実感してもらうための市民参加型の調査を実施しています。また、この調査結果を活用して、調査ガイドブックを充実させていくことにより、市民の調査への更なる参加を促しています。

令和5(2023)年度取組については、「リーディングプロジェクト4(P.22)」を御覧ください。

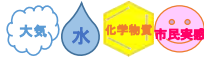
### 2 環境シビックプライドの醸成による環境配慮行動の促進（Ⅱ-1-②-1 関係）

#### (1) 市内の小中学校への出前教室の実施

本市が市民・事業者・行政の連携により環境改善を図ってきた歴史や、現在の本市の環境をとりまく状況への理解を促し、地域への愛着を育てることにより、環境シビックプライド（市民の環境面の誇り）を醸成し、自ら進んで環境配慮行動をおこせる人材を育成することを目指して、大気・水環境分野の出前授業を実施しています。

令和5(2023)年度取組については、「リーディングプロジェクト2(P.20)」を御覧ください。

### ③効果的な情報発信の推進



大気や水などの環境の分野は、一般的になじみのない用語が使われることも少なくないため、分かりやすさを意識するとともに、情報の受け取り手を考慮して、リーフレット、ホームページ、SNS など、様々な媒体を活用した情報発信を行うとともに、身近な地域環境への関心を高めてもらえるよう、地域ごとの取組や環境データの紹介及び公害の歴史や優れた環境の取組などの展示等による情報発信を推進しています。

また、次世代自動車や自転車の活用などを通じた、地球にやさしい交通環境に関する普及啓発など、市民の環境配慮行動の促進につながる情報発信等に係る取組も推進しています。

#### 1 多様な世代に合わせた情報発信（Ⅱ-1-③-1 関係）

環境情報の提供については、環境の状況を的確に把握し、公害防止のために行った必要な監視等について、調査結果等がまとまり次第公表しています。

令和5(2023)年度は、市民、事業者等への情報提供として、次のような取組を実施しています。

##### (1) インターネットホームページ

大気、水質、土壌汚染、騒音・振動、地盤沈下等の分野ごとの各種取組や関連情報について、ホームページに掲載し必要に応じて随時更新しています。

ア 川崎市：地域環境対策

<主なコンテンツ>

コンテンツ名	主な掲載内容
「川崎市の大気」	窒素酸化物等の大気汚染状況や工場等からの排出状況、アスベストや酸性雨等の調査結果他
「水環境情報」	河川・海域の水質調査結果、水のごとの基礎知識、川の生きもの他
「騒音・振動」	騒音・振動の対策、音環境の調査結果、関連条例他
「化学物質関連情報」	PRTR 関連情報、環境・リスクコミュニケーション等の化学物質対策他
「地盤情報」	市の地盤沈下、市内の標高、地下水の揚水に関する規制他
「川崎市の土壌汚染対策」	土壌汚染対策法・土壌汚染対策に係る市の条例、土壌汚染の調査・対策に関する手続、土壌汚染対策処理業他
「交通環境対策関連情報」	エコ運搬制度、次世代自動車の普及、エコドライブの普及、交通需要マネジメント、局地汚染対策、交通騒音振動対策、ディーゼル車規制他
「アスベスト」	本市の取組、大気環境濃度の測定結果、アスベスト相談窓口一覧他
「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例及び施行規則、指針等一覧、届出様式他

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎 環境対策



イ 川崎市：環境総合研究所

<主なコンテンツ>

コンテンツ名	主な掲載内容
「環境総合研究所の概要」	環境総合研究所の概要、組織
「調査・研究」	大気環境調査・研究、水環境調査・研究、化学物質調査・研究、放射線調査・研究、都市環境調査・研究
「大気の常時監視」	大気常時監視システム、大気環境測定データ
「環境総合研究所 アーカイブスペース」	環境総合研究所アーカイブスペースの所在地、開設日時、展示内容
「環境学習・イベント ・セミナー」	環境総合研究所主催のイベント・セミナー、 研究所内の見学受付、環境学習用教材の貸出し
「資料」	環境総合研究所（旧公害研究所）年報、川崎市の大気環境、 環境放射能調査報告書、その他パンフレット等

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-10-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎 環境総合研究所 

ウ 川崎市：環境技術情報ポータルサイト

<主なコンテンツ>

「川崎市の環境技術」、「国際貢献・連携」、「産学公民共同研究」、「刊行物・資料」、「フォーラム・セミナー」

<https://eri-kawasaki.jp/>

川崎市 環境技術情報 

エ 川崎環境ポータルサイト

<主なコンテンツ>

「イベント・お知らせ」、「施設情報」、「資料室」、「環境動画アーカイブ」、「関連リンク紹介」、「月刊 環境情報」

<https://www.portal-env.city.kawasaki.jp/>

川崎環境ポータルサイト 

(2) SNS

本市の環境関連のイベント情報や取組を随時発信しています。

川崎市環境総合研究所 公式 X (旧 Twitter) @kawasaki\_keril

(3) 公害の歴史の学習施設やコンテンツ

本市が公害の克服に向けて進めてきた取組の歴史や現在の取組について、次の施設やホームページで公開しています。

ア 川崎市環境総合研究所 アーカイブスペース

「川崎市環境総合研究所アーカイブスペース～川崎から世界へ～未来へはばたく環境技術」では、本市が公害の克服に向けて進めてきた取組の歴史のほか、優れた環境技術や取組などを映像や展示物により紹介しています。

【場所】川崎市川崎区殿町3丁目25番13号 川崎生命科学・環境研究センター (LiSE) 1階

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-10-9-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市 環境 アーカイブ



イ 川崎市 かわさきエコ暮らし未来館

「かわさきエコ暮らし未来館」は、地球温暖化、再生可能エネルギー、資源循環の3つのテーマを中心に、環境を守るためにはどうしたらよいかを具体的に体験しながら楽しく学んでいただける施設です。2階展示スペースにある「川崎の暮らし環境100年のアルバム」では、本市の100年の環境の歴史と川崎の環境について紹介しています。

【場所】川崎市川崎区浮島町509番-1 浮島処理センター内

<https://eco-miraikan.jp/index.html>

川崎市 エコ暮らし未来館



ウ 川崎市：川崎市の公害の歴史を学ぶ

公害に関する情報収集と整理を行い、公害の歴史を伝えるとともに、環境の大切さについても広く情報発信することを目的として公開しているインターネットホームページです。

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000101969.html>

川崎市 公害の歴史



エ 川崎市の公害の現状や対策に関する主な刊行物

「川崎市の大気・水環境」

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000164589.html>

「川崎市の大気」

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-4-0-0-0-0-0-0-0.html>

「大気環境情報」

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-9-5-3-0-0-0-0-0-0.html>

「水環境データ集」

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-5-13-0-0-0-0-0-0.html>

「川崎市環境総合研究所年報」

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-10-11-9-0-0-0-0-0-0.html>

「川崎市環境基本計画」

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/54-5-6-1-0-0-0-0-0-0.html>

## 2 情報発信等による次世代自動車の普及促進（Ⅱ-1-③-3 関係）

### (1) 自動車の保有台数

#### ア 市内自動車保有台数

令和5(2023)年度末における市内の自動車保有台数は47.1万台で、車種構成は、乗用車が29.1万台で全体の約62%を占め、次いで軽四輪自動車が8.5万台(約18%)でした。

市内保有台数の合計について、10年前の平成25(2013)年度末と比較すると、増加傾向でした。車種別で見ると、乗用車は0.91万台(約3.0%)減少し、貨物車、軽四輪自動車は、それぞれ0.19万台(5.1%)、1.31万台(18.3%)増加しました。

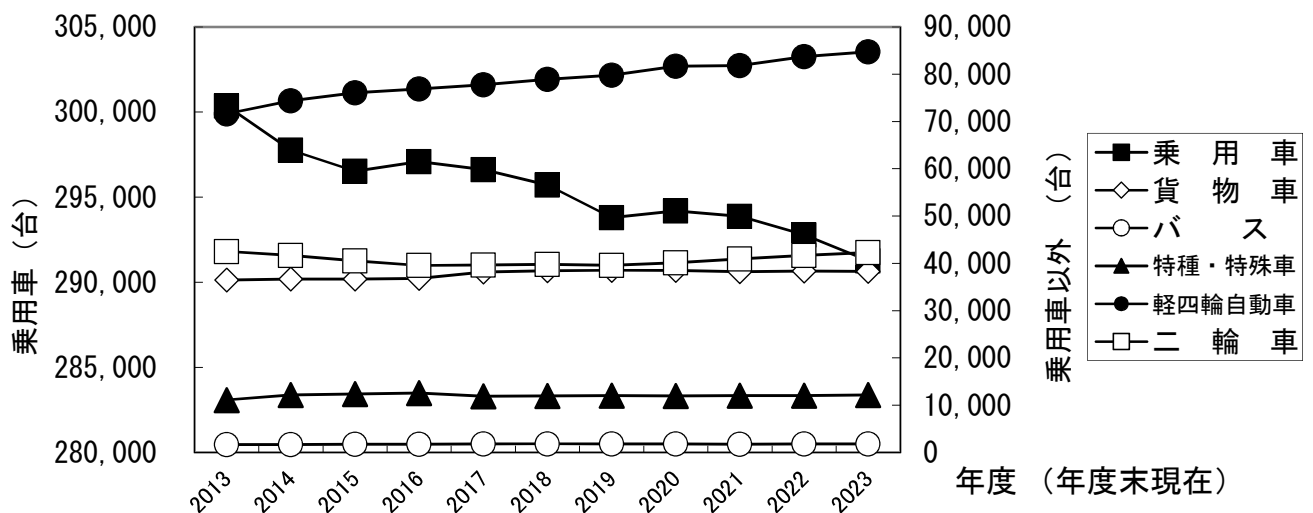
市内の車種別保有台数の推移について、貨物車及び軽四輪自動車では、平成25(2013)年度からは増加傾向にあります。一方、乗用車については、平成25(2013)年度以降、減少傾向にあります。

市内における車種別自動車保有台数

(単位：台)

年度	乗用車	貨物車	バス	特種・特殊車	軽四輪自動車	二輪車	合計
2013	300,355	36,461	1,661	11,105	71,625	42,506	463,713
2023	291,266	38,323	1,783	12,187	84,732	42,322	470,613

(国土交通省：自動車保有車両数から川崎市集計)



(国土交通省：自動車保有車両数から川崎市集計)

市内車種別自動車保有台数経年推移

イ 市内におけるディーゼル車保有台数

市内におけるディーゼル車保有台数（ディーゼル車運行規制対象外の乗用車を除く。）は、令和5（2023）年度末は、令和4（2022）年度末と比較して約0.6%増加しています。また、平成30（2018）年度末と比較して、貨物車、特種・特殊車で保有台数は増加しています。

**市内におけるディーゼル車保有台数（乗用車を除く。）**

（単位：台）

年度	貨物車	バス	特種・特殊車	合計	前年度比較
2018	20,170	1,594	8,348	30,112	1.6%
2019	20,396	1,594	8,399	30,389	0.9%
2020	20,417	1,538	8,320	30,275	-0.4%
2021	20,263	1,486	8,353	30,102	-0.6%
2022	20,394	1,558	8,311	30,263	0.5%
2023	20,535	1,502	8,397	30,434	0.6%
2018・2023年度比較	1.8%	-5.8%	0.6%	1.1%	

（国土交通省：自動車保有車両数から川崎市集計）

ウ 市内の低公害車普及台数

九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会（以下「九都県市大気保全専門部会」といいます。）では、低公害車の普及拡大を図るために「九都県市低公害車指定指針（平成8（1996）年3月制定）」に基づき指定を行っています。九都県市指定低公害車は、燃料電池自動車、電気自動車、CNG車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車や低公害・低燃費なガソリン車、ディーゼル車を指定しています。

**市内における九都県市指定低公害車保有状況（二輪車を除く。）**

（単位：台）

年度	自動車保有台数に占める 九都県市指定低公害車の割合	市内における 九都県市指定低公害車台数	市内における 自動車保有台数
2018	68.8%	290,567	422,245
2019	70.5%	296,918	421,346
2020	70.1%	297,009	423,405
2021	68.1%	288,597	423,890
2022	65.7%	278,588	423,959

（九都県市大気保全専門部会調べ）

エ 低公害車の普及

地域の環境改善のためには、窒素酸化物や粒子状物質の排出量の多い車両を、排出量より少ない低公害な車両へ転換させることが有効です。本市はこれまで公用車に燃料電池自動車や電気自動車など、低公害車の率先導入を図るとともに、民間事業者への低公害車の導入促進に努めています。

(ア) 公用車の低公害車調達

公用車の調達に当たっては、平成14(2002)年度以降「川崎市グリーン購入推進方針」に車両導入の基準を定め、次世代自動車や九都県市指定低公害車を優先して導入しています。令和6(2024)年3月末現在、総台数1,605台のうち1,385台が九都県市指定低公害車です。

**川崎市公用車の使用台数と九都県市指定低公害車台数経年推移**

(単位：台)

	2020年度末		2021年度末		2022年度末		2023年度末	
	総台数	低公害車	総台数	低公害車	総台数	低公害車	総台数	低公害車
燃料電池	3	3	3	3	3	3	3	3
電気	10	10	10	10	14	14	18	18
プラグインハイブリッド*	4	4	4	4	4	4	4	4
ハイブリッド	254	248	268	267	279	279	323	280
CNG	2	2	0	0	0	0	0	0
ガソリン・軽油	1,389	1,223	1,320	1,155	1,299	1,146	1,257	1,080
計	1,662	1,490	1,605	1,439	1,599	1,446	1,605	1,385

(イ) 低公害車導入助成制度

市内事業者へ低公害車を普及させるため、平成15(2003)年度に助成制度を創設しました。本制度を活用して令和5(2023)年度に導入された低公害車は、24台でした。この助成制度の概要は次のとおりです。

**低公害車導入助成制度概要**

交付対象者	・ 川崎市内の事業者 ・ 川崎市内の事業者に自動車を貸与する自動車リース事業者
助成対象車両	① 天然ガス自動車 ② ハイブリッド自動車（車両総重量3.5トン超） ③ 使用過程のディーゼル車を天然ガス車へ改造した自動車
交付上限額	①、② 最大積載量4トン未満：20万円 ①、② 最大積載量4トン以上：40万円 ③ 30万円

(ウ) イベント等の普及啓発

令和5(2023)年度は、市内で実施したイベント等において燃料電池自動車の展示を5回実施しました。

## 基本施策Ⅱ-2 多様な主体との協働・連携



市民が大気や水などの環境について関心を持てるよう、市民や市民団体と協働・連携する取組を推進しています。また、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）等の大気汚染や海域の水質等の広域的な課題を解決するため、周辺自治体との広域連携や、事業者・学術機関との連携し取り組んでいます。

### ①市民協働・連携の取組



大気や水などの環境に対する関心を高めるための取組を、市民等と共に実施し、市民参加を促進します。また、市民を対象としたイベントで大気を身近に感じる視程調査といった市民参加型・体験型の環境調査を行うとともに、市民活動団体やコミュニティと連携した取組を行うなど、協働・連携の取組を進めています。

#### 1 市民創発型の地域環境改善に向けた「自分ごと化」の推進（Ⅱ-2-①-1 関係）

令和4（2022）年3月に策定した「川崎市大気・水環境計画」では、市民の環境配慮意識の向上を図り、環境配慮行動の促進により更なる環境負荷の低減を目指しています。また、効果的な情報発信や環境教育を推進するなど、情報を適切に伝えることで、大気や水などの環境への関心を高め、市民実感の向上を図る取組を推進しています。

令和5（2023）年度の取組については、「リーディングプロジェクト2（P.20）」を御覧ください。



環境啓発絵本

## ②広域連携等の推進

周辺自治体等と連携して、大気や水などの環境に係る広域的な課題解決に向けた取組や普及啓発等を推進します。また、国や周辺自治体と連携し、流域の住民の環境への関心を高める取組を実施するなど、協働・連携による取組を進めます。

### 1 他自治体連携による取組

#### (1) VOC 対策（Ⅱ-2-②-1 関係）

光化学オキシダントや微小粒子状物質等の原因物質の一つとされている揮発性有機化合物（VOC）のさらなる削減に向けて、九都県市大気保全専門部会や、神奈川県、横浜市及び本市で構成する神奈川県公害防止推進協議会において、近隣自治体と連携して、揮発性有機化合物の排出抑制に関する取組を実施しています。

令和5（2023）年度は、揮発性有機化合物について、近隣自治体と連携及び市独自で光化学オキシダント高濃度時に実態調査を行いました。また、揮発性有機化合物の排出削減の周知のため、九都県市で連携し、市民等に自主的な排出抑制を促す動画を作成するとともに、燃料蒸発ガス（ガソリンベーパー）回収機能を有する計量機の導入を促すための啓発活動を実施しました。また、神奈川県公害防止推進協議会において、事業者向けVOC排出抑制対策講演会を開催するなど、自主的な排出削減に向けた支援を行いました。

#### (2) 自動車対策（Ⅱ-2-②-1 関係）

本市の地理的な条件から、自動車環境対策の推進に当たっては、周辺自治体との連携と協調が極めて重要です。このような観点から、九都県市大気保全専門部会、神奈川県公害防止推進協議会・自動車交通公害対策検討部会並びに東京都、横浜市、名古屋市、大阪市、神戸市及び本市にて構成する六大都市自動車技術評価委員会において、自動車環境対策について広域的に連携した取組を行っています。また、事業者、市民、関係団体及び関係行政機関で構成するかわさき自動車環境対策推進協議会では、産業道路クリーンライン化事業を始めとした各種取組を実施しています。

#### ア 九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会での取組

大気中の窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の削減に係る自動車排出ガス規制及び自動車交通量対策等について、広域的に連携した取組を行っています。

令和5（2023）年度の主な取組は、次のとおりです。

#### (7) 九都県市低公害車指定制度

九都県市では、自動車から排出される窒素酸化物等を削減するため、窒素酸化物等の排出量が少なく、燃費性能に優れた自動車を九都県市指定低公害車として指定し、その普及促進を図っています。令和6（2024）年3月末現在、2,818型式（選考審査分）を指定低公害車として指定しています。

(イ) 九都県市粒子状物質減少装置指定制度

九都県市では、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県の記事に定める排出ガス基準に適合させるために必要なPM減少装置を共同して指定しています。

指定装置には、ディーゼルエンジンの排出ガス中に含まれるPMを、フィルターにより捕集し燃焼等により除去する「DPF」と白金等の触媒酸化作用で除去する「酸化触媒」があります。

平成14(2002)年6月からこの指定制度の運用を開始、これまでに学識経験者らによる粒子状物質減少装置指定審査会を開催し、令和6(2024)年3月末現在、DPFについては19社42型式、酸化触媒については13社38型式を指定しています。

(ウ) ディーゼル車対策事業

九都県市では、10月をディーゼル車対策の強化月間と位置付け、条例に基づく車両検査を連携して実施するとともに、サービスエリアでディーゼル車運行規制の周知活動を行いました。また、リーフレット、ポスター、デジタルサイネージ等による啓発・広報等を実施しました。

イ 神奈川県公害防止推進協議会・自動車交通公害対策検討部会での取組

神奈川県公害防止推進協議会において、自動車環境対策の推進に係る定期的な協議、情報交換を行い、緊密な連携を図っています。令和5(2023)年度は、民間自動車メーカーの工場において、EVの開発技術、カーボンニュートラルに関する取組等に関する研修を受講したほか、路線バスへのエコドライブに関する啓発物の掲示等による普及啓発を実施しました。

ウ 六大都市自動車技術評価委員会での取組

大都市における自動車に起因する排出ガス、騒音・振動等に対して、六都市が協力して自動車環境に係る対策事業や自動車環境低減技術、低公害車の開発等に係る調査・研究及び情報交換を行うため、技術評価委員会を令和6(2024)年2月に開催しました。

エ かわさき自動車環境対策推進協議会での取組

産業道路沿道の大気環境改善を目的として、市及び民間バス事業者が連携し、産業道路及びその周辺において、低公害バス及び低公害小型ごみ収集車を優先使用する「産業道路クリーンライン化事業」を平成26(2014)年度から実施しています。また、特に大気汚染物質の濃度が高くなる冬季(11月から翌年2月の間)には、市内事業者等と連携して低公害車の優先配車やエコドライブの推進、公共交通機関の積極的利用等に取り組む「産業道路クリーンライン化キャンペーン」を実施しています。

オ その他の取組

(ア) 環境レーンの導入

国土交通省関東地方整備局、神奈川県警察及び首都高速道路株式会社と協力し、川崎市南部地域の大気環境改善に向けて、川崎市域の産業道路において、歩道寄りの車線を沿道環境に配慮する車線とする「環境レーン」を平成26(2014)年3月から導入し、大型車は中央寄りの車線を通行するように呼びかけています。



【関連する取組】

交通の事業者等連携：自動車対策 (Ⅱ-2-②-7 関係)

### ③優れた環境技術の活用による国際貢献に向けた連携の推進



国際的な環境保全活動への支援・連携を実施し、優れた環境技術を活用した国際貢献を推進します。また、国際・研究機関と連携して海外からの視察・研修を受け入れるとともに、市内企業の新たな環境関連ビジネスの創出などを推進します。

#### 1 国際的な環境保全活動への支援・連携（Ⅱ-2-③-1 関係）

##### (1) インドネシア共和国バンドン市をはじめとする、環境課題を有する海外都市との都市間連携

平成30（2018）年8月の日本国環境省とインドネシア共和国環境林業省によるチタルム川の水質に関する協力等についての共同声明に基づく環境省の「インドネシアにおける河川水質改善のための都市間連携事業」に、本市とバンドン市で締結した覚書の協力範囲である水環境管理についての協力を推進するため、令和元（2019）年度から参加しています。これまで、水環境保全や河川管理についての川崎市の知見を提供しながら、バンドン市の河川水質改善のためのマスタープランの作成支援及び同マスタープランへのレビュー等を実施してきました。令和5（2023）年度は現地職員の能力向上を目的に、バンドン市の排水管理に係る講義・ワークショップをオンラインで実施しました。

上記取組を含む令和5（2023）年度の海外自治体とのプロジェクト数は計5件です。

##### (2) 国連環境計画（UNEP）等との連携事業

本市では、産業と環境が調和した持続可能な都市モデル形成を目指して、国連環境計画（UNEP）との連携により、市内企業の優れた環境技術や本市の環境保全の経験を活かし、工業化の著しい都市の環境対策や環境配慮への国際貢献を推進しています。令和5（2023）年度は、先進的な環境技術・戦略の情報交換を行う場として、11月に「第20回川崎国際エコビジネスフォーラム」を「第16回川崎国際環境技術展」と一体的に開催しました。

◆日程：令和5（2023）年11月15日

◆開催方法：会場での有観客開催及びオンライン配信（日英同時配信）

◆主催：川崎市

◆共催：国連環境計画（UNEP）

◆視聴者数（令和6（2024）年3月19日時点）：実会場 54名、YouTube 視聴回数（日本語 372回、英語 84回）計 456回

◆内容

テーマ：川崎で始まった脱炭素経営への転換

～企業と金融機関が取り組む課題と戦略～

プログラム

- ① 開会挨拶 川崎市長 福田 紀彦
- ② 共催挨拶 国連環境計画産業経済局次長 スティーブン ストーン
- ③ パネルディスカッション

コーディネーター：東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授 藤田 壮

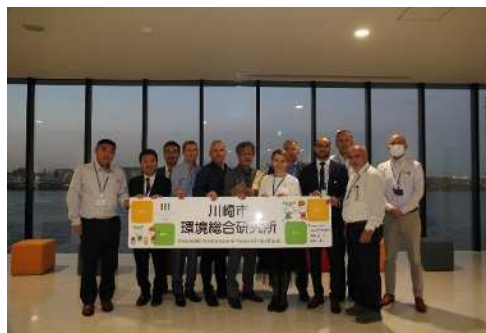
川崎で始まった脱炭素経営への転換をテーマに、味の素株式会社、日崎工業株式会社、川崎信用金庫、株式会社横浜銀行、環境局脱炭素戦略推進室から発表が行われ、議論を行いました。



「第 20 回川崎国際エコビジネスフォーラム」の様子

## 2 海外視察等の受入（Ⅱ-2-③-3 関係）

令和5（2023）年度の視察・研修の受入については、ベトナム、インドネシア、フィリピン、南スーダン、コソボ、中国、バングラディシュ、ベリーズ、カメルーン、コスタリカ、コンゴ、ジャマイカ、マラウイ、タジキスタン、アルジェリア、ボスニアヘルツェゴビナ、メキシコ、タイから、10件（98名）の受入れを実施しました。



視察・研修の様子

2023年度（令和5年度） 海外視察・研修対応一覧

日程	行事名	国名	人数	講義内容/主な視察先	来訪者
2023.9.4	JICA 廃棄物研修・視察	ベトナム	8	川崎市民せつけんプラント/エコタウン会館	ダナン市職員
2023.9.12	ベトナム環境資源省訪日視察	ベトナム	10	資源化処理施設/浮島処理センター/エコ暮らし未来館/エコタウン企業（コアレックス三栄）	ベトナム環境資源省職員、在日ベトナム大使館職員
2023.9.21	JICA 廃棄物管理能力強化研修	南スーダン	8	講義：市の循環型社会への取組/収集車両について 視察：ごみ収集現場/エコ暮らし未来館/資源化処理施設/浮島処理センター	南スーダン環境・林業省職員、中央エクアトリア州職員、ジュバ郡職員、ジュバ市職員
2023.11.8	JICA 大気汚染対策能力向上研修	コソボ	7	市の環境行政のあゆみ-大気環境行政について- /市の自動車環境対策	コソボの行政職員
2023.11.13	中国深圳市商務局キングスカイフロント視察	中国	9	環境総合研究所研究所の取組	深圳市商務局職員
2023.12.21	JICA 気候資金アクセス研修	バングラディシュ、ベリーズ、カメルーン、コスタリカ、コンゴ、ジャマイカ、マラウイ、タジキスタン	10	川崎市気候変動情報センターの取組	バングラディシュ、ベリーズ、カメルーン、コスタリカ、コンゴ、ジャマイカ、マラウイ、タジキスタン各国の行政職員
2024.1.29	中国生態環境保全・低炭素発展業務青年代表団研修	中国	30	市における公害克服の歴史と取組	日中友好環境保全センター職員、中国生態環境部職員

○基本施策Ⅱ-2-③ 優れた環境技術の活用による国際貢献に向けた連携の推進○

2024. 2. 1	JICA・大気環境管理に向けたキャパシティビルディング研修	アルジェリア、バングラディシュ、ボスニアヘルツェゴビナ、メキシコ、タイ	7	自治体の大気モニタリング体制、環境総合研究所の見学、大気常時監視測定局の見学	アルジェリア、バングラディシュ、ボスニアヘルツェゴビナ、メキシコ、タイの行政職員
2024. 2. 27	JCM 都市間連携事業でのインドネシア・バンドン市職員の視察受入	インドネシア	1	川崎駅前における交通分野の環境技術に関する視察	インドネシア・バンドン市職員
2024. 3. 7	環境省循環産業事業化促進のための訪日研修	インドネシア、フィリピン	8	川崎市の循環型社会への取組について、廃棄物管理能力向上のためのインドネシア共和国バンドン市と川崎市の都市間連携活動について	インドネシア、フィリピンの行政職員
合計			98		

## 基本施策Ⅱ-3 事業者の自主的な取組の促進



環境負荷の更なる低減を図るため、事業者の自主的な取組を促進しています。また、率先して環境配慮に取り組む事業者を支援しています。

### ①交通環境配慮行動の促進

自動車排出ガス中の大気汚染物質や二酸化炭素の排出を低減するため、事業者による次世代自動車の導入やエコ運搬制度の運用などの交通環境配慮行動を促す取組を推進しています。

#### 1 エコ運搬制度の運用 (Ⅱ-3-①-4 関係)

##### (1) エコ運搬制度

###### ア 制度の概要

エコ運搬制度とは、市内の荷主又は荷受人が主体となって、製品や貨物の出荷、原材料の購入及び廃棄物の運搬等の際、運送事業者や取引先事業者に対し、エコ運搬の実施を書面等で要請する制度であり、平成 21(2009)年 12 月に市条例の一部改正により創設し、平成 22(2010)年 4 月に施行しました。

###### イ 取組状況

貨物等の運搬に伴う環境負荷が特に大きいと考えられる「指定荷主」又は「指定荷受人」に該当する事業所は、エコ運搬の実施に関する要請、要請書面の保存及び要請実施状況の報告の 3 点が義務付けられています。令和 5(2023)年度の実績報告については、指定荷主・指定荷受人に該当する 111 事業所において、16,131 件の要請が実施されました。

###### ウ 市役所の取組

市の事業に係る自動車からの窒素酸化物及び二酸化炭素排出量の削減並びに事業者のエコ運搬制度への取組を牽引できるよう、川崎市庁内エコ運搬制度実施方針を定め、平成 23(2011)年 4 月に施行し、庁内においてもエコ運搬を推進しています。

#### 2 エコドライブの普及促進 (Ⅱ-3-①-5 関係)

##### (1) エコドライブの推進

エコドライブとは、穏やかにアクセルを踏んで発進するなどにより、自動車から排出される大気汚染物質や二酸化炭素の排出の削減を目的とした環境配慮型運転のことであり、本市では講習会の開催など、エコドライブの普及啓発に取り組んでいます。

###### ア エコドライブ講習会

事業者、市民、関係団体、関係行政機関が連携して、総合的に自動車環境対策を推進する「かわさき自動車環境対策推進協議会」の協働事業として、各々の事業所内でエコドライブ推進役となり得る環境部門、車両運行管理部門等に携わる方を対象に、トラック向け

エコドライブ講習会を実施しています。

イ かわさきエコドライブ宣言登録制度

平成19(2007)年3月に「かわさきエコドライブ宣言登録制度」を設け、事業者等の自主的なエコドライブの取組を推進しています。令和6(2024)年3月末時点において、事業者等が2,726件、個人が8,539名登録しています。

**3 交通量・交通流対策の推進（Ⅱ-3-①-6 関係）**

(1) 事業者への行動変更に向けた普及啓発

迂回経路への誘導（環境ロードプライシング）や、沿道環境に配慮した環境レーンの周知・広報を行いました。

環境レーンについては、P.128（基本施策Ⅱ-2-②1(2)オ その他の取組）参照

## ②事業者の自主的な取組の支援



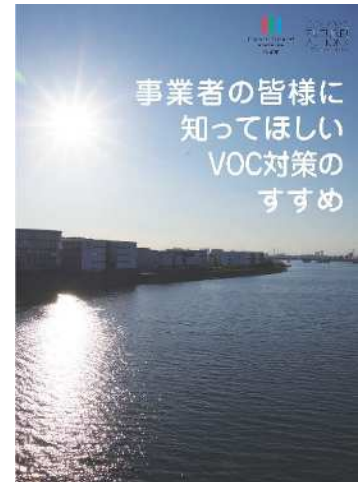
環境負荷の更なる低減に向けて、事業者の自主的な取組が促進されるよう、行政が事業者を支援する取組を推進しています。

### 1 揮発性有機化合物（VOC）等排出削減に向けた取組の推進（事業者等の排出状況の把握及び自主的削減取組の支援）（Ⅱ-3-②-2 関係）

光化学オキシダントや微小粒子状物質等の原因物質の一つとされている揮発性有機化合物の自主的な排出抑制の取組を推進するため、具体的な削減対策等を掲載したリーフレットや冊子、ホームページ等による情報発信により、事業者及び市民への普及啓発を行っています。

また、中小企業に専門のアドバイザー派遣を実施し、簡易測定の実施、使用実態に応じた削減対策の助言などを行っています。

さらに、有害大気汚染物質の排出事業者に対しては、大気環境濃度の状況について情報を提供するとともに、事業者における管理及び排出状況について確認し、必要に応じて排出抑制に向けた助言・指導を行っています。



### ③事業者との情報共有の促進



事業者の環境対策を円滑化するため、事業者との協議や調整の場を設けるとともに、事業者間の情報共有や事業者と行政との情報共有など、ネットワーク機能強化に向けた取組を推進しています。

#### 1 事業者等のネットワークの機能強化に向けた取組の実施（Ⅱ-3-③-1 関係）

優れた環境技術に関する知見を事業者間で共有するとともに、市が市内事業者の優れた取組を市内外へ情報発信することで、事業所の環境対策がより一層推進され、「環境、経済、社会の統合的な向上」にも寄与することを期待し、平成30（2018）年度から事業者連絡会として活動を開始しています。令和3（2021）年4月に要綱を制定し、「川崎市事業者・行政環境研究会」として正式設置しました。

令和5（2023）年度は、若手社員を中心とした情報発信事業に関するワークショップを開催し、情報発信方法や自主的取組について検討を行いました。

また、事業者・行政環境研究会の全体会議においてワークショップの結果報告等を行いました。

#### 2 事業者等のネットワークの機能強化に向けた取組の実施（Ⅱ-3-③-2 関係）

##### (1) キングスカイフロント内の近隣企業等との連携推進

小学生が科学に触れる機会の創出等のため、キングスカイフロント内近隣企業等が実施する「夏の科学イベント」に参加し、熱中症予防対策に関する展示を行いました。

また、同じく近隣企業等が実施するキングスカイフロント施設見学会（市制100周年プレ事業）に参加し、市内の中学生を対象とした施設紹介や環境教育を実施しました。

##### (2) 産学公民連携共同研究事業に関する情報発信（セミナー開催等）

セミナー開催や川崎国際環境技術展等への出展を行い、産学公民連携共同研究事業全体や個別の共同研究事例について情報発信を行いました。

#### 3 事業者向け環境関連相談窓口の充実（Ⅱ-3-③-3 関係）

カーボンニュートラル等に向けた環境課題のワンストップ窓口の運用を通じて、企業等からの相談内容に応じ、課題整理や提案等を行うことにより、事業者支援を行いました。

**基本施策Ⅱ-4 環境影響の未然防止**



人の健康や環境への悪影響を未然に防ぐことをめざすため、環境影響を低減する取組を推進します。また、市民や事業者がお互い環境に対する正しい認識を持てるよう情報共有を図ります。

**①化学物質の適正管理と理解の促進**



化学物質による環境影響の未然防止・環境リスクの低減に向け、環境リスク評価を活用し、事業者による自主的な適正管理を促すとともに、化学物質対策に関する普及啓発を進め、さらに、PRTR 制度を運用することで、化学物質の適正管理を促進します。

**1 環境リスク評価を活用した化学物質管理の促進（Ⅱ-4-①-1 関係）**

本市では、人の健康や生態系への影響が懸念される未規制の化学物質について有害性やPRTR データ等を考慮して物質を選定し、市内の大気、公共用水域（水質、底質）を対象に環境調査を実施するとともに、市内の大気については調査結果を基に環境リスク評価を実施しています。

令和4（2022）年度からは、「川崎市環境リスク評価ガイドライン」に従って環境リスク評価を行い、環境リスクが高い化学物質については「川崎市自主管理優先物質の選定等に関する要綱」に基づき自主管理優先物質とし、優先度の高い順に排出抑制物質、排出管理物質に選定しています。

(1) 化学物質の環境実態調査

令和5（2023）年度は次のとおり調査を実施しました。

**調査物質**

物質名	調査媒体				主な用途等
	大気	公共用水域			
		河川水質	海域水質	海域底質	
エチレンオキシド	○	—	—	—	合成原料（エチレングリコール等）、滅菌剤
1,2-エポキシプロパン	○	—	—	—	合成樹脂原料（ポリウレタン樹脂等）等
ナフタレン	○	—	—	—	合成原料、防虫剤等
o-アミノフェノール	—	○	○	—	染料中間体（アゾ系媒染染料）、写真等
N-[3-(ジメチルアミノ)プロピル]ステアラルアミド	—	○	○	—	医薬部外品添加物（薬用石けん、化粧品等）

(注) —：調査を実施していない項目



令和5(2023)年度水質調査地点図

ア 大気

大気について、これまでの環境リスク評価で相対的にリスクが高いと考えられた地域において調査を実施しました。

大気調査結果

物質名	調査地域	濃度 (μg/m <sup>3</sup> )
エチレンオキシド	南部 (臨海部)	0.097~0.30
1,2-エポキシプロパン	南部 (臨海部)	0.079~0.41
ナフタレン	南部 (臨海部)	0.25~0.56

イ 河川

河川の水質について調査を実施し、両物質とも検出されました。

河川水質調査結果

(単位: μg/L)

物質名	三沢川 一の橋	ニヶ領本川 堰前橋	ニヶ領用水 今井仲橋	平瀬川 平瀬橋	麻生川 耕地橋	真福寺川 水車橋前	矢上川 日吉橋
o-アミノフェ ノール	0.028	0.016	0.027	0.018	0.081	0.012	0.028
N-[3-(ジメチ ルアミノ)プロ ピル]ステアル アミド	0.015	0.037	0.032	0.019	0.0094	0.0040	0.029

(注) o-アミノフェノールは年1回、N-[3-(ジメチルアミノ)プロピル]ステアルアミドは年4回調査を実施しました。

調査結果は、N-[3-(ジメチルアミノ)プロピル]ステアルアミドについては年平均値を記載しました。

検出下限値未満の数値があるときは、検出下限値の1/2として年平均値を算出しました。

ウ 海域

海域の水質について調査を実施し、両物質とも検出されました。

**海域水質調査結果**

(単位 : µg/L)

物質名	京浜運河扇町	扇島沖	京浜運河千鳥町
o-アミノフェノール	0.040	0.018	0.033
N-[3-(ジメチルアミノ)プロピル]ステアルアミド	0.0028	0.0032	0.0025

(注) o-アミノフェノールは年1回、N-[3-(ジメチルアミノ)プロピル]ステアルアミドは年4回調査を実施しました。

調査結果は、N-[3-(ジメチルアミノ)プロピル]ステアルアミドについては年平均値を記載しました。検出下限値未満の数値があるときは、検出下限値の1/2として年平均値を算出しました。

(2) 環境リスク評価の実施、結果の公表

大気における化学物質の環境実態調査の結果、PRTR 排出量を用いた環境濃度予測及び有害性情報により環境リスク評価を行い、令和5(2023)年度までに49物質について実施し、その結果を公表しています (<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000013863.html>)。

また、令和5(2023)年度では、令和4(2022)年度に環境実態調査を実施した自主管理優先物質3物質及びヘキサンについて環境リスク評価を実施しました。

**環境リスク評価結果**

物質名	評価結果	濃度 (µg/m <sup>3</sup> ) (令和4(2022)年度)	主な用途	自主管理優先物質
アクリル酸	レベル2	0.073~0.088	合成原料(吸水性ポリマー、複写機のトナーインキ等)	○
三価クロム化合物	レベル1	0.0098~0.056	メッキ、顔料等	○
四塩化炭素	レベル2	0.53~0.62	合成原料(農薬、フッ素系ガス)等	○
ヘキサン	レベル2	1.3~12	溶剤、ガソリン成分等	

**表 評価結果の判定**

レベル1	詳細な評価を行う候補と考えられる。
レベル2	情報収集に努める必要があると考えられる。
レベル3	現時点では作業は必要ないと考えられる。

- (3) 環境リスク評価結果を活用した事業者による自主的な化学物質の適正管理の促進  
 自主管理優先物質については、下表のとおり排出抑制物質はなし、排出管理物質は6物質を選定しています。また、事業者によるリスク評価の推進を支援するため、令和3(2021)年度に実施した環境リスク評価講習会の動画を配信しています  
 (<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000138680.html>)。

**自主管理優先物質**

排出抑制物質	排出管理物質
・なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アクリル酸及びその水溶性塩</li> <li>・ エチレンオキシド</li> <li>・ 1, 2-エポキシプロパン</li> <li>・ クロム及び三価クロム化合物</li> <li>・ 四塩化炭素</li> <li>・ ナフタレン</li> </ul>

## 2 環境・リスクコミュニケーションの促進 (Ⅱ-4-①-2 関係)

化学物質による環境影響を未然に防止し、より良い環境にしていくためには、一人一人が化学物質についての理解を深め、自らのライフスタイルの見直しや、市民、事業者、行政等のステークホルダー間でコミュニケーションを行い、社会全体で化学物質を管理し、環境リスクの低減に努めていくことが大切です。このことから、本市では、化学物質等の地域の環境に関する情報を、市民・事業者・行政が共有し、お互いに理解していく「環境・リスクコミュニケーション」を推進しています。

平成26(2014)年度からは、横浜市との連携し、多くの方々に化学物質についての理解を深めてもらうため、化学物質に関するセミナー等を共同で開催しています。令和5(2023)年度は市民向け化学物質セミナー、事業者向け化学物質対策セミナーをそれぞれ1回ずつ開催しました。

### 3 PRTR 制度等による適正管理の促進（Ⅱ-4-①-3 関係）

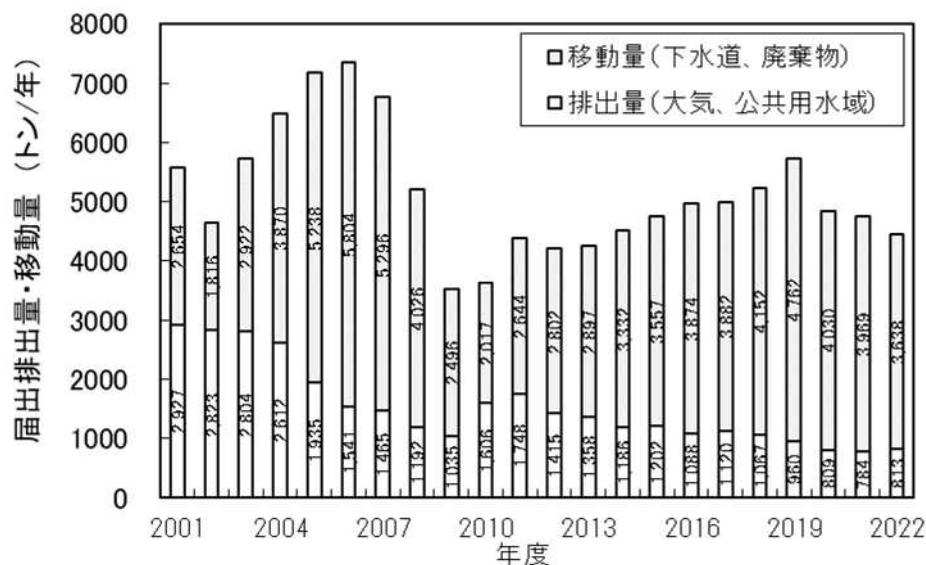
平成11(1999)年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、PRTR 制度の届出の対象事業者は、自ら把握した前年度分の排出量・移動量について本市を経由して国に届出を行うこととなっており、平成14(2002)年度から届出が提出されています。本市では事業者に対する支援として、必要に応じて随時、届出関連の情報の提供を行うとともに、届出に関する指導・助言などを行っているほか、対象化学物質の排出量・移動量の届出に基づく川崎市分の集計結果を毎年公表しています。

なお、国においては毎年、全国及び都道府県別の集計結果を公表しています。

#### (1) 届出排出量・移動量の経年推移

届出排出量・移動量の経年推移は下図のとおりで、令和4(2022)年度実績の届出排出量・移動量の合計は4,452トンでした。令和4(2022)年度実績の届出件数は176であり、対象物質として規定されている462物質（第一種指定化学物質）のうち、届出された物質数は158でした。

なお、平成15(2003)年度実績の届出分からは届出事業所となる要件に関して対象物質の年間取扱量が5トンから1トンに引き下げられました。また、平成22(2010)年度実績の届出分からは対象物質が354物質から462物質に見直され、対象業種が1業種追加され24業種となっています。

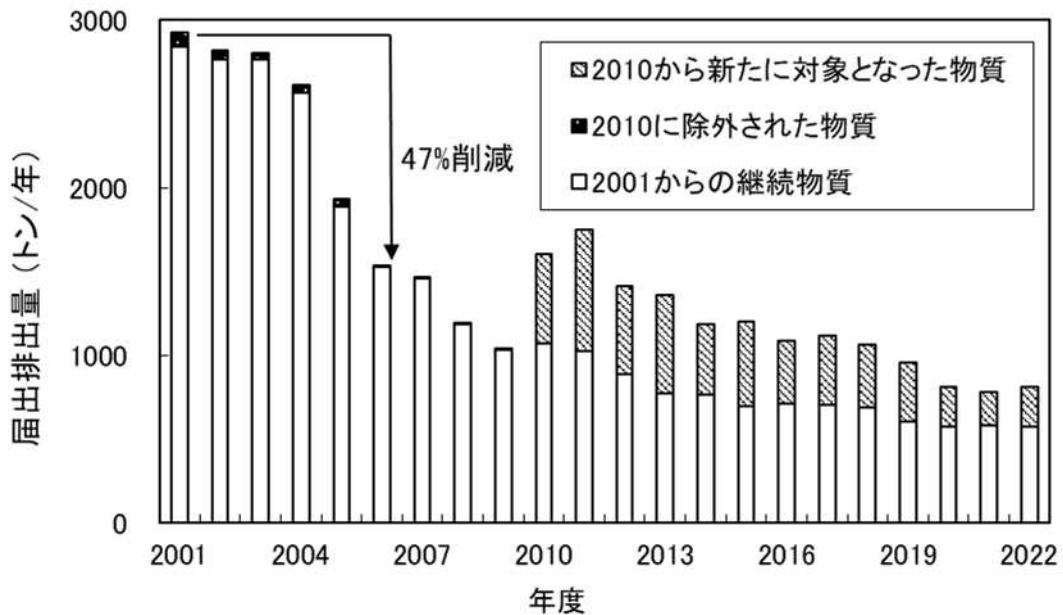


届出排出量・移動量の経年推移

(2) 届出排出量の経年推移

届出排出量の経年推移は下図のとおりで、令和4(2022)年度実績の届出排出量は813トンでした。

川崎市環境基本計画における平成14(2002)年度に定めた重点目標について、基準年度である平成13(2001)年度から目標達成年度である平成18(2006)年度までに、総排出量は47%削減され、目標の30%削減を達成しています。また、平成13(2001)年度から継続して対象物質として指定されている物質について、令和4(2022)年度実績の届出排出量は576トンであり、平成13(2001)年度実績の届出排出量の2,840トンと比較して、80%削減されています。

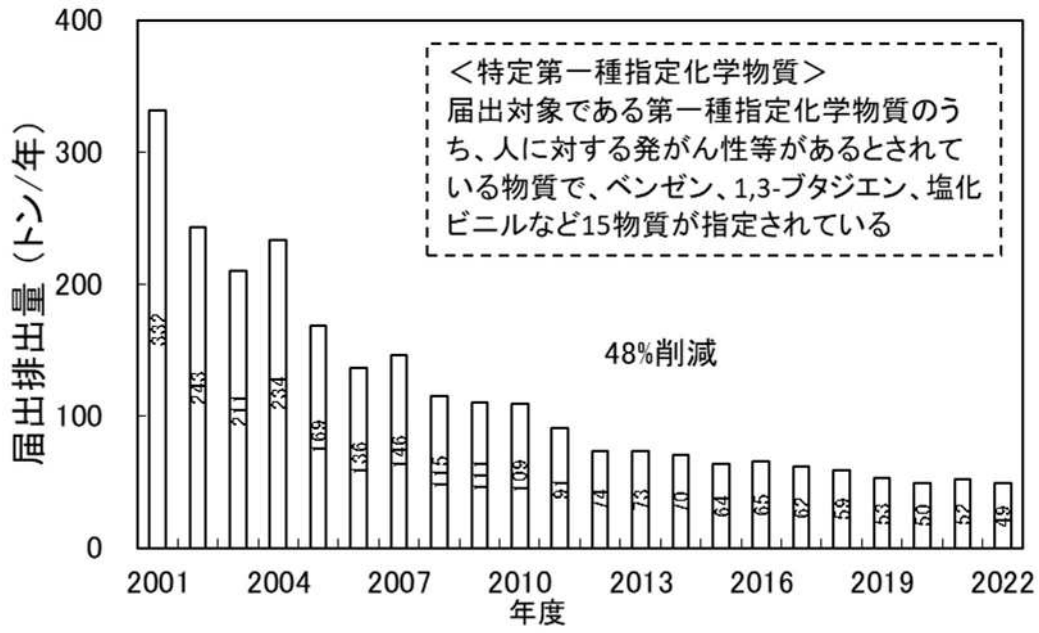


届出排出量の経年推移

対象物質のうち、人に対する発がん性等があるとされている特定第一種指定化学物質の届出排出量の経年推移は下図のとおり、令和4(2022)年度実績の届出排出量は49トン(49,437 kg)でした。

川崎市環境基本計画における平成23(2011)年に定めた重点目標について、平成30(2018)年度実績の届出排出量は、基準年度である平成20(2008)年度実績の届出排出量の115トン(114,812 kg)と比較して、48%削減され、目標の30%削減を達成しました。

また、令和4(2022)年度実績の届出排出量は、平成13(2001)年度実績の届出排出量の332トン(332,084 kg)と比較して、85%削減されています。

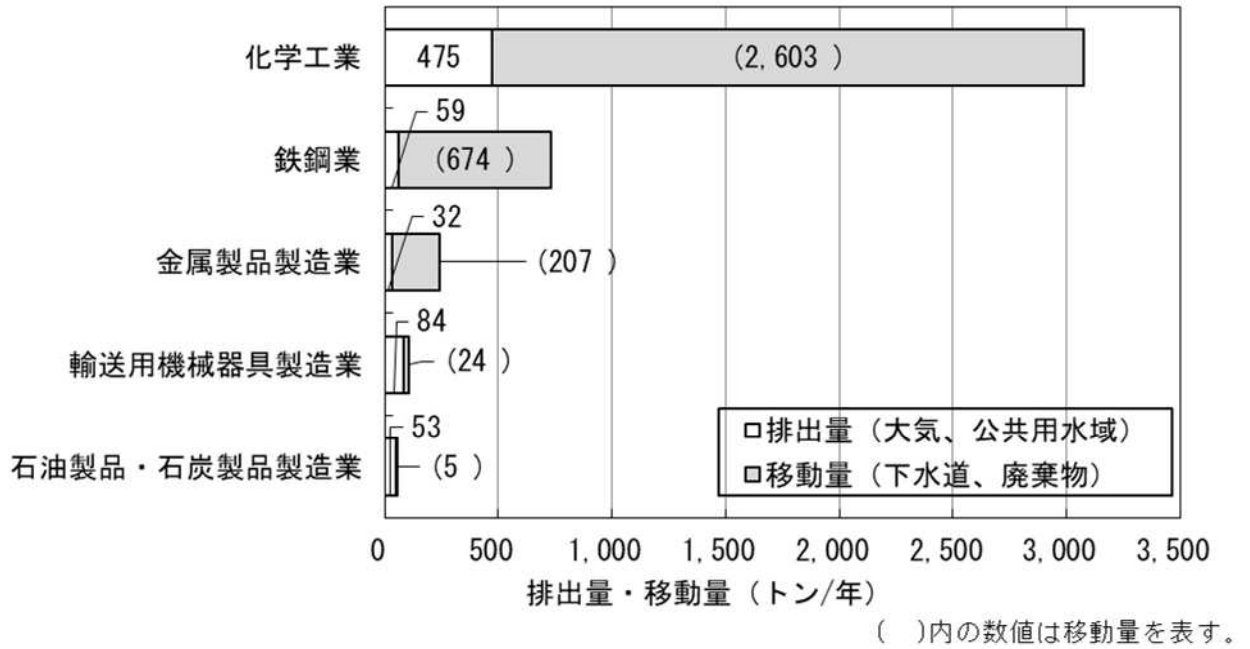


**特定第一種指定化学物質の届出排出量の経年推移**

※ 特定第一種指定化学物質は平成21(2009)年度の政令改正により指定された15物質について平成13(2001)年度から集計しています

(3) 業種別の届出排出量・移動量

届出排出量・移動量の上位5業種は下図のとおりであり、5業種の合計は4,214トンで、届出排出量・移動量の合計である4,452トンの95%を占めています。また、届出排出量・移動量が最も多い化学工業が全体の69%を占めています。



排出量・移動量上位5業種（令和4(2022)年度実績）

(4) 物質別の届出排出量

届出排出量の上位10物質は、下表のとおりであり、10物質の合計は660トンで、届出排出量の合計である813トンの81%を占めています。

市内事業所からの環境（大気、公共用水域等）への届出排出量上位10物質  
（令和4（2022）年度実績）

順位	物質名	排出量 (トン/ 年)	主な 排出先	上位業種	割合	主な用途
1	ノルマルーヘキサン	207	大気	化学工業	83%	溶剤、ガソリン成分等
				石油製品・石炭製品製造業	12%	
				燃料小売業	4%	
2	塩化メチル	123	大気	化学工業	100%	合成原料、溶剤等
3	トルエン	83	大気	衣服・その他の繊維製品製造業	27%	接着剤溶剤、合成原料、ガソリン成分等
				化学工業	20%	
				石油製品・石炭製品製造業	15%	
				輸送用機械器具製造業	9%	
4	キシレン	66	大気	鉄鋼業	8%	塗料溶剤、合成原料、ガソリン成分等
				輸送用機械器具製造業	60%	
				化学工業	13%	
				金属製品製造業	8%	
5	ふっ化水素及びその水溶性塩	50	公共用水域	鉄鋼業	64%	金属等の表面処理剤、代替フロン等
				下水道業	34%	
				化学工業	1%	
6	エチルベンゼン	44	大気	輸送用機械器具製造業	77%	合成原料、塗料溶剤、ガソリン成分等
				金属製品製造業	7%	
				鉄鋼業	5%	
				電気機械器具製造業	5%	
7	ほう素化合物	39	公共用水域	化学工業	73%	工業用触媒、ガラス繊維原料等
				下水道業	21%	
				鉄鋼業	6%	
8	ベンゼン	22	大気	石油製品・石炭製品製造業	38%	合成原料、ガソリン成分等
				化学工業	32%	
				鉄鋼業	26%	
				燃料小売業	3%	
9	バナジウム化合物	13	公共用水域	石油卸売業	1%	触媒、特殊鋼等
				化学工業	100%	
10	1, 3-ブタジエン	13	大気	化学工業	91%	合成樹脂原料（合成ゴム等）等
				石油製品・石炭製品製造業	9%	

また、対象物質のうち、特定第一種指定化学物質について、届出排出量が多い物質は、ベンゼン（22トン）、1,3-ブタジエン（13トン）、エチレンオキシド（7トン）、塩化ビニル（6トン）でした。

## ②環境影響の低減に向けた取組



工場・事業場が環境影響の低減に向けた取組を積極的に実施するよう、事業者に対する普及啓発等の推進を図っています。また、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発行為等の事業の事前段階において環境影響評価を実施するほか、大気や水などの環境への悪影響を未然に防ぐための取組を行っています。

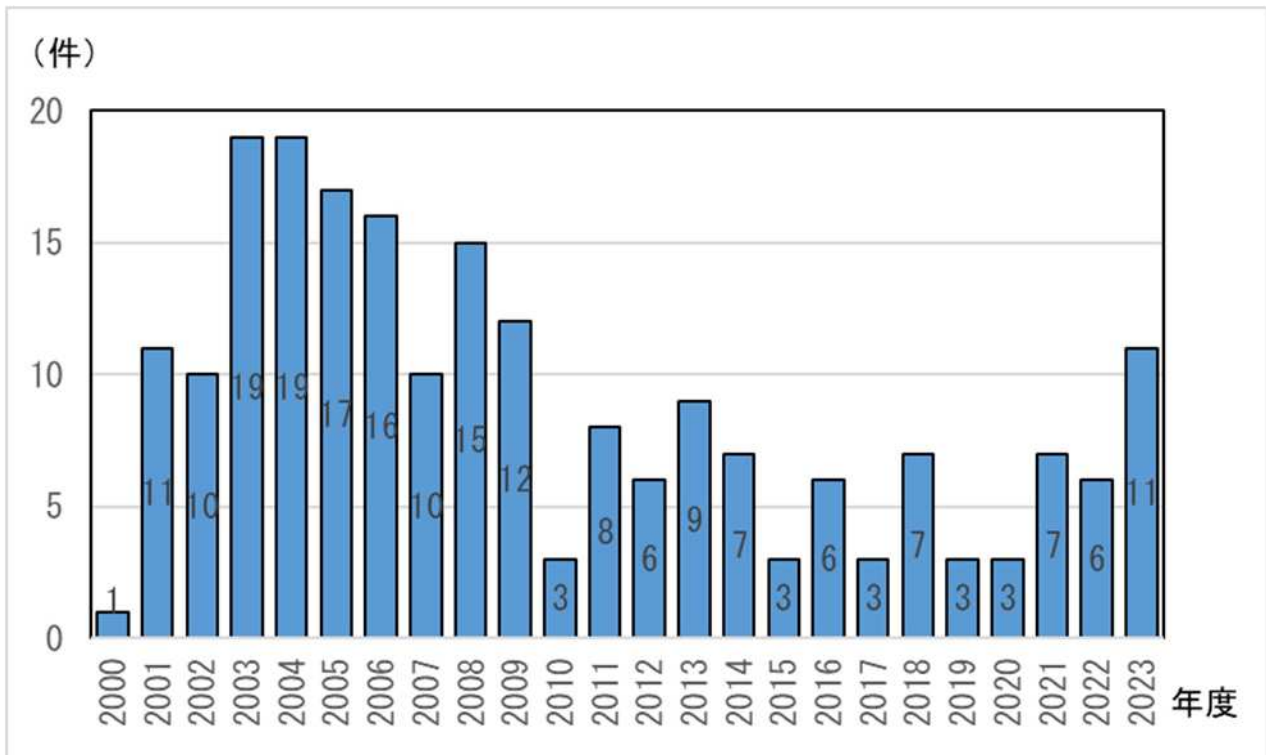
### 1 環境影響評価の推進（Ⅱ-4-②-2 関係）

環境影響評価制度とは、土地の形状の変更や工作物の新設等の開発事業を行う事業者が、その事業の実施が大気、水、土、生物等の環境に及ぼす影響について事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公開し、地域住民等から意見を求め、それらの意見を踏まえつつ環境配慮を行う制度です。この制度は、開発事業による環境影響を未然に防止・低減するため広く市民等の意見を聞くものであり、良好な環境を保全する上で有効な手段です。

#### (1) 環境影響評価手続の実施状況

##### ア 指定開発行為等の届出件数（令和6（2024）年3月31日現在）

これまでに事業者から届出のあった指定開発行為等は、川崎市環境影響評価に関する条例（昭和51年条例第41号。以下「旧アセス条例」といいます。）では132件、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年条例第48号。以下「アセス条例」といいます。）では212件です。



アセス条例における指定開発行為実施届等の届出件数の推移

(注) 平成12（2000）年度については、旧アセス条例時において指定開発行為等の届出が6件ありました。

令和5（2023）年度に届出された指定開発行為等

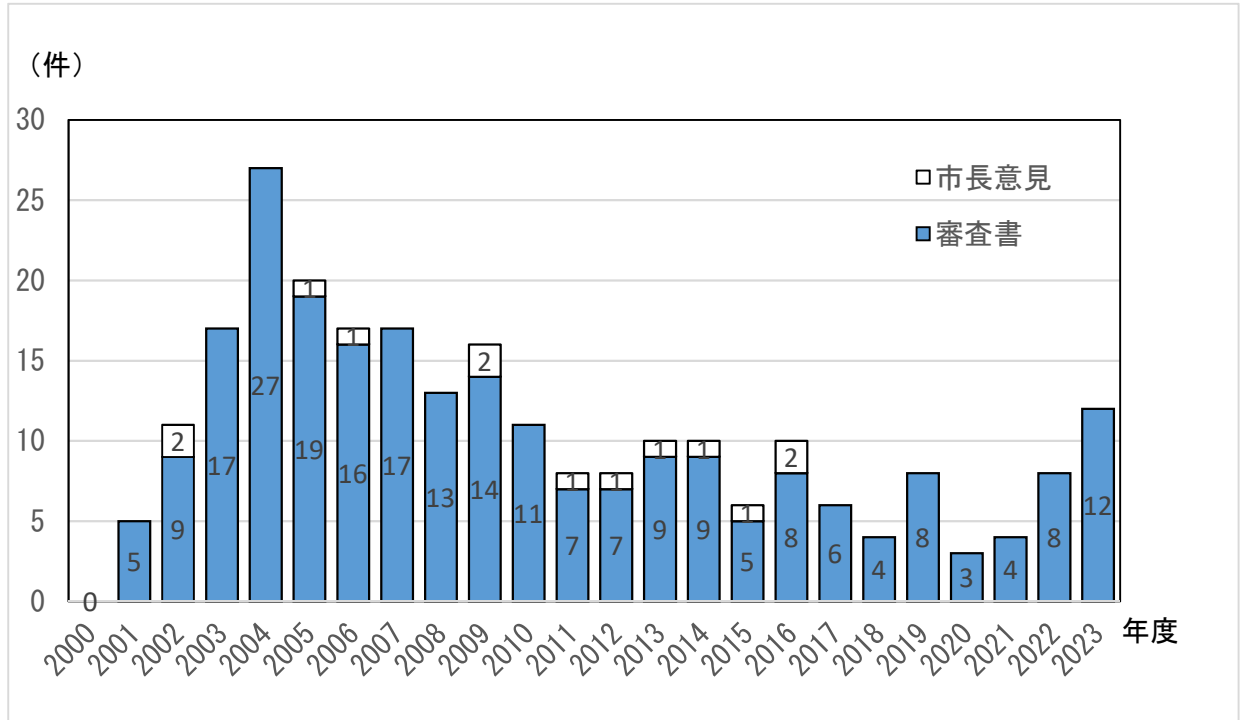
No	指定開発行為等の名称	事業の種類等
1	（仮称）川崎市高津区下作延計画	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 住宅団地の新設
2	（仮称）小杉町一丁目計画	高層建築物の新設、住宅団地の新設 大規模建築物の新設
3	等々力緑地再編整備・運営等事業	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 大規模建築物の新設、商業施設の新設
4	（仮称）川崎製造所千鳥工場増設計画	工場又は事業所の新設
5	（仮称）高津物流施設計画	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 大規模建築物の新設、工場又は事業所の新設
6	GLP川崎Ⅱプロジェクト	大規模建築物の新設
7	清水台住宅建設計画	住宅団地の新設
8	（仮称）ニトリ川崎DC新築工事	大規模建築物の新設
9	（仮称）南生田戸建計画	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 住宅団地の新設
10	川崎新！アリーナシティ・プロジェクト	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 高層建築物の新設、大規模建築物の新設 商業施設の新設
11	（仮称）東扇島物流施設建設計画	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 大規模建築物の新設

イ 審査書及び市長意見の公表件数

これまでに公表した審査書<sup>※1</sup>及び市長意見<sup>※2</sup>は、旧アセス条例で132件、アセス条例で251件でした。

※1 審査書とはアセス条例対象事業又は環境影響評価法（以下「アセス法」という。）対象事業の条例横出項目（アセス法評価項目対象外）に対するもの。

※2 市長意見とはアセス法対象事業（アセス法評価項目対象）に対するもの。



アセス条例における審査書及び市長意見の公表数の推移

(注) 平成12(2000)年度については、旧アセス条例時において届出された指定開発行為等に対し審査書を6件公表しています。

令和5(2023)年度に公表した審査書

No	審査書の名称	事業の種類等
1	(仮称)西加瀬プロジェクトに係る条例環境影響評価審査書	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 商業施設の新設、大規模建築物の新設
2	(仮称)京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発事業に係る条例環境影響評価審査書	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 高層建築物の新設、大規模建築物の新設
3	(仮称)鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業に係る条例環境影響評価審査書	高層建築物の新設、住宅団地の新設 商業施設の新設、大規模建築物の新設
4	等々力緑地再編整備・運営等事業に係る環境配慮計画審査書	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
5	JR東日本南武線連続立体交差事業(矢向駅～武蔵小杉駅間)に伴う関連道路整備事業に係る自主的環境影響評価審査書	川崎市環境影響評価に関する条例第74条に基づく自主的環境影響評価
6	(仮称)登戸駅前地区市街地再開発事業に係る条例環境影響評価審査書	高層建築物の新設、住宅団地の新設 大規模建築物の新設

7	(仮称)川崎市高津区下作延計画に係る条例環境影響評価審査書	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 住宅団地の新設
8	JR 東日本南武線連続立体交差事業(矢向駅~武蔵小杉駅間)に係る条例環境影響評価審査書	鉄道若しくは軌道の新設又は線路の改良
9	(仮称)小杉町一丁目計画に係る条例方法審査書	高層建築物の新設、住宅団地の新設 大規模建築物の新設
10	等々力緑地再編整備・運営等事業に係る条例方法審査書	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 商業施設の新設、大規模建築物の新設
11	(仮称)高津物流施設計画に係る条例方法審査書	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 工場又は事業所の新設 大規模建築物の新設
12	(仮称)川崎製造所千鳥工場増設計画に係る条例環境影響評価審査書	工場又は事業所の新設

(2) 環境調査制度の的確な実施

環境調査制度は、環境に係る市の主要な施策又は方針の立案に際し、環境に係る配慮が十分になされているか、環境面から望ましい選択であるか等について調査を行う制度です。令和5(2023)年度に調査及び報告が行われた案件は次のとおりです。

**令和5(2023)年度 環境調査制度に基づき環境配慮の内容が報告された案件**

No	案件の名称	環境配慮の内容
1	生田浄水場用地の有効利用に関する基本計画	事業の実施にあたり、当該地区の立地特性や事業特性から求められる環境配慮が着実に順守されたことのほか、駐車場の利用について、利用者へのアイドリングストップの周知や近隣騒音の防止対策に積極的に取り組んでいくこと等が報告されました。

**令和5(2023)年度 環境調査制度の対象事業のうち  
環境影響評価に関する条例に基づく手続を実施した事業**

No	事業の名称	環境影響評価に関する条例に基づき実施された手続
1	JR 東日本南武線連続立体交差事業(矢向駅~武蔵小杉駅間)	環境影響評価に関する条例第27条に基づく環境影響評価書の公告
2	等々力緑地再編整備・運営等事業	環境影響評価に関する条例第8条の7に基づく環境配慮計画審査書の公告

## 2 環境に配慮した建築物の普及促進（Ⅱ-4-②-6 関係）

### (1) 川崎市建築物環境配慮制度（CASBEE 川崎）

#### ア 川崎市建築物環境配慮制度の目的

建築物環境配慮制度は、川崎市の基本構想に掲げる「環境に配慮し循環型のしくみをつくる」という政策の基本方向に沿って、サステナブル（持続可能な）建築を普及促進するため、建築物の建築に際し、建築主に対して環境への配慮に関する自主的な取組を促し、地球温暖化その他環境への負荷の低減を図ることを目的としています。

届出義務の対象は、床面積（増築・改築の場合は、当該増築・改築部分の床面積）の合計が2,000 m<sup>2</sup>以上の建築物（一戸建ての住宅・長屋を除く。）としています。また、床面積の合計が2,000 m<sup>2</sup>未満であっても、自主的に届出を提出することができます。

#### イ 環境配慮の取組の評価基準 CASBEE 川崎

建築物の環境配慮では、多岐にわたる項目について総合的に評価する必要があること、また、市民にわかりやすく環境配慮の取組に関する情報を提供する必要があることから、「建築環境総合性能評価システム（CASBEE：Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）」を評価手法に採用します。建築環境総合性能評価システム（CASBEE）にはいくつかの種類がありますが、このうち、「CASBEE-建築（新築）」を基本として、川崎市の地域特性や関連する諸制度における取組を踏まえて一部編集し直したシステムが「CASBEE 川崎」です。

### (2) 戸建住宅を対象とした環境配慮制度

#### ア 戸建住宅を対象とした環境配慮制度の目的

戸建住宅を対象とした環境配慮制度は、前述の川崎市建築物環境配慮制度と同様、川崎市の基本構想に掲げる「環境に配慮し循環型のしくみをつくる」という政策に沿って、サステナブル（持続可能な）建築を普及促進するため、戸建住宅の建築に際し、建築主に対して環境への配慮に関する自主的な取組を促し、地球温暖化その他環境への負荷の低減を図ることを目的としています。戸建住宅を届出対象とし、戸建住宅環境計画書により、環境配慮の取組を自主的に提出することができます。

#### イ 環境配慮の取組の評価基準 CASBEE 戸建

戸建住宅の環境配慮についての評価手法は、前述の川崎市建築物環境配慮制度と同様、「建築環境総合性能評価システム（CASBEE）」を採用します。

前述の「CASBEE 川崎」は「CASBEE-建築（新築）」を基本として、川崎市の地域特性や関連する諸制度における取組を踏まえて一部編集し直したシステムであるが、本制度では戸建住宅版の「CASBEE-戸建（新築）」をそのまま利用するものです。

### (3) 届出実績（令和6（2024）年3月31日現在）

直近10年の届出件数を以下の表に示します。

**直近10年の届出件数**

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
届出件数(CASBEE 川崎)	96	70	74	62	65	63	55	54	65	57
届出件数(CASBEE 戸建)	—	1	0	1	0	0	0	1	0	0

建築物環境計画書等の概要は、川崎市のホームページで公表しています。

### ③環境影響の低減に向けた調査研究



更なる環境影響の低減につなげるため、生成過程が未解明な光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）等に係る調査研究、海域のCOD等に係る調査研究、未規制化学物質や環境リスク評価に関する調査研究などの、新たな環境課題に関する大気環境や水環境に係る調査研究等を推進し、それらの結果を活用することで、今後の条例や本計画における各種施策の方向性を検討しています。

## 1 大気環境に係る調査研究（光化学オキシダントやPM2.5等に係る調査研究など）

### （Ⅱ-4-③-1 関係）

#### (1) 大気環境研究業務

##### ア 光化学オキシダントに関する調査研究

光化学オキシダント高濃度時等にVOC調査を市内1～4地点で20回実施し、光化学オキシダント高濃度現象を解析しました。

##### イ PM2.5の成分分析に関する調査研究

微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析を一般環境2地点、道路沿道1地点で4季節ごとに実施し、発生源寄与率を推定しました。

##### ウ 有害大気汚染物質等に関する調査研究

揮発性有機化合物等のモニタリング調査を5～7地点で年12回実施しました。

##### エ アスベストに関する環境調査

アスベストの一般環境調査を7地点で年1回実施しました。また、建屋解体に伴うアスベスト調査を1回、廃棄物処理施設周辺等のアスベスト調査を1回実施しました。

##### オ 酸性雨に関する調査

酸性雨に関する成分分析を1地点で年24回実施しました。

#### (2) 他機関との共同調査・研究

ア 関東地方大気環境対策推進連絡会 微小粒子状物質・オキシダント調査会議  
関東地域における微小粒子状物質、光化学オキシダントの実態把握

イ 神奈川県公害防止推進協議会 PM2.5等対策検討部会  
県内における微小粒子状物質、光化学オキシダントの実態把握

## 2 水環境に係る調査研究（公共用水域における水質改善に係る調査研究など）

### （Ⅱ-4-③-2 関係）

#### (1) 水質汚濁防止対策業務

##### ア 工場・事業所排出水の水質調査

工場・事業場の排出水に含まれる規制項目（VOCを除く。）について、のべ116工場・事業場161検体の水質検査を実施しました。

##### イ 汚染井戸継続調査

汚染井戸に関する水質（VOCを除く。）の継続調査（特定有害物質等製造等事業所の地下水質調査、汚染井戸継続調査）を1事業所4地点で実施しました。

##### ウ 公共用水域水質測定等業務委託（測定計画等水質測定）

令和5（2023）年3月から令和6（2024）年3月に市内河川及び海域で毎月1回程度採水し、河川25地点、海域12地点で測定を実施しました。

##### エ 川崎市地下水質調査業務委託

令和5（2023）年10月から11月に市内井戸41箇所環境基準項目等の測定を実施しました。また、令和6（2024）年1月に環境基準値等を超過した市内井戸8箇所環境基準項目等の測定を実施。

#### (2) 生物学的調査研究業務

##### ア 水質汚濁及び生物多様性に関する調査研究

###### (ア) 公共用水域における水質及び水生生物生息状況調査

###### a 川崎市親水施設水環境調査

令和5（2023）年4月から6月に、市内河川9地点で水質調査、うち3地点で生物調査を実施しました。

###### b 公共用水域水質測定等業務委託（河川生物調査）

令和5（2023）年7月に、市内河川4地点で、魚類、底生生物等調査を実施しました。

###### c 公共用水域水質測定等業務委託（海域の底質調査）

令和5（2023）年9月及び令和6（2024）年2月に、川崎港2地点で、水質、底質、底生生物等調査を実施しました。

###### d 川崎市海域生物調査業務委託

令和5（2023）年10月に川崎港2地点で、魚介類、稚仔魚及びプランクトン等の生息状況調査を実施しました。

###### (イ) 多摩川河口干潟における生物及び底質調査

令和6（2024）年2月に3地点で実施しました。

(ウ) 環境教育

a 夏休み水環境教室

令和5（2023）年8月10日に地域環境共創課主催の夏休み水環境教室にて展示用生物の採捕及び参加者の採捕補助を実施しました。

b 多摩川教室

令和5（2023）年7月27日～28日に開催された夏休み多摩川教室にて生物の採捕及び生物採捕補助、生物の解説を実施しました。

c 出前授業

令和5（2023）年9月14日に東住吉小学校にて出前授業を行い、生物の採捕、生物と水環境の講義を実施しました。

d 川崎みなと祭り

令和5（2023）年10月7日～8日に開催された第50回川崎みなと祭りにて生物の採捕及び講義を実施しました。

(3) 他機関との共同調査・研究

ア 国立研究開発法人国立環境研究所と地方研究所等の共同研究（Ⅱ型）

「里海里湖流域圏が形成する生態系機能・生態系サービスとその環境価値に関する研究」

イ 国立研究開発法人国立環境研究所と地方研究所等の共同研究（Ⅱ型）

「複数プライマーを用いた環境DNA底生動物調査手法の開発」

ウ 国立研究開発法人国立環境研究所と地方研究所等の共同研究（Ⅱ型）

「海域における気候変動と貧酸素水塊（DO）/有機物（COD）/栄養塩に係る物質循環との関係に関する研究」

### 3 化学物質に係る調査研究（環境リスク評価など）（Ⅱ-4-③-3 関係）

#### (1) 環境中の化学物質に関する調査研究

##### ア 環境中の化学物質に関する調査研究

###### (ア) 化学物質環境実態調査（研究所独自調査等）

大気3物質、水質2物質について、物質により大気8地点、河川7地点、海域3地点で実施

###### (イ) 市内化学物質環境実態調査に向けた分析法検討

##### イ 化学物質による健康影響に係る環境リスク評価に関する調査研究

###### (ア) 川崎市化学物質環境実態調査（リスク評価対象物質）

大気3物質を、それぞれの環境リスク評価対象地域において実施

###### (イ) 大気拡散モデル等を用いたリスク評価

追加リスク評価4物質について実施

##### ウ 水質汚濁に関する調査（地域環境・公害監視担当との共同調査）

###### (ア) 工場・事業場排出水中のVOC調査

のべ31工場・事業場56検体の水質検査を実施

###### (イ) 汚染井戸継続調査及び土壌汚染地域周辺の地下水質調査（VOC）

1事業所4地点で実施

#### (2) 他機関との共同調査・研究

##### ア 国立研究開発法人国立環境研究所と地方研究所等の共同研究（Ⅱ型）

「公共用水域における有機-無機化学物質まで拡張した生態リスク評価に向けた研究」

##### イ 環境省受託化学物質環境実態調査（分析法開発及び環境調査）

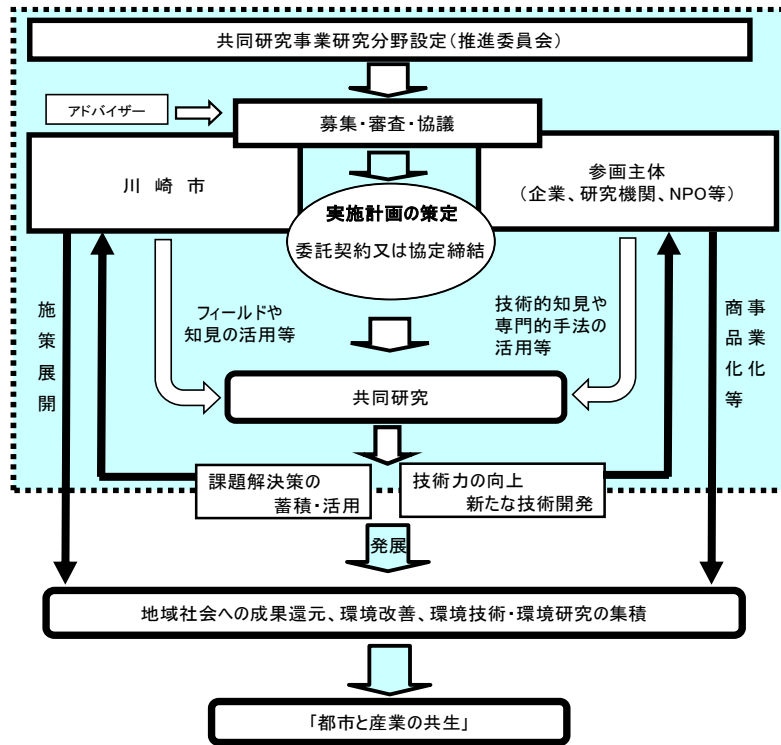
初期及び詳細環境調査、並びにモニタリング調査の試料採取と分析（1物質）、分析法開発（1物質）

#### 4 脱炭素等新たな課題に関する調査研究（Ⅱ-4-③-4 関係）

##### (1) 産学公民連携業務

##### ア 環境技術産学公民連携共同研究事業

令和5（2023）年度の共同研究事業は、7件（公募型共同研究事業5件、連携型共同研究事業2件）を実施しました。



環境技術産学公民連携共同研究事業の流れ

(ア) 公募型共同研究事業

公募を行い、選定した研究テーマについて、委託事業として実施する共同研究事業です。

- a 暑熱環境下の現場労働作業員の生体反応の解明とウェアラブルエアコンの暑さ対策と省エネ効果の検証  
共同研究者：株式会社富士通ゼネラル  
研究期間：令和4（2022）年度～
  
- b 再エネ×IoTを利用したクリーンモビリティによるCO<sub>2</sub>削減に関する研究  
共同研究者：株式会社サンオータス  
研究期間：令和4（2022）年度～
  
- c 廃棄植物由来バイオプラスチックに関する技術実証  
共同研究者：株式会社ヘミセルローズ  
研究期間：令和5（2023）年度～
  
- d 分光凍結技術を駆使した川崎発の脱炭素藻類株の単離  
共同研究者：株式会社シアノロジー  
研究期間：令和5（2023）年度～
  
- e 社会調査と環境実測による熱中症発生要因の特定とエアコンを含む実効的な対策の設計  
共同研究者：国立大学法人東京大学  
研究期間：令和5（2023）年度～

(イ) 連携型共同研究事業

多様な連携のスタイルに対応するため、平成26（2014）年度に「環境技術産学公民連携共同研究事業に係る申請及び実施に関する要領」を改正し、新たに位置づけたフィールド提供を中心とした共同研究事業です。

- a 皮膚ガスを指標とする「みどり」のストレス軽減効果に関する調査研究  
共同研究者：学校法人東海大学  
研究期間：令和5（2023）年4月～令和6（2024）年度
  
- b 東扇島東公園周辺海域における生物相の調査及び海洋プラスチックごみや温暖化などの影響に関する調査  
共同研究者：スナイプバレー合同会社  
研究期間：令和5（2023）年4月～令和7（2025）年度

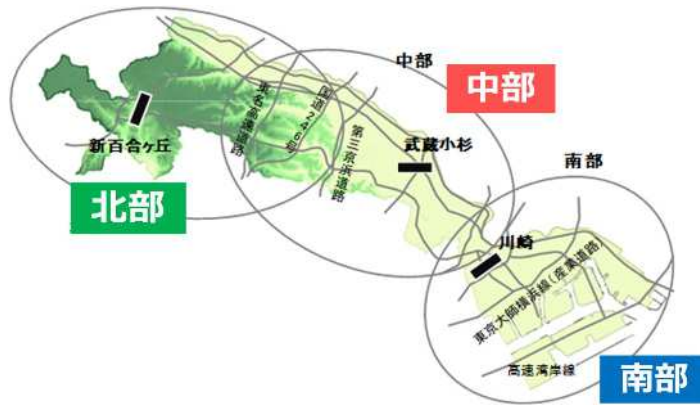
(2) 川崎国際環境技術展への出展

令和5（2023）年11月15日・16日に開催された第16回川崎国際環境技術展へ出展し、産学公民連携事業の概要及び実施中の共同研究事業の取組内容等について情報発信を行いました。

(4) 地域の特性を踏まえた取組

ア 地域の特性について

本市は、政令指定都市の中では面積が一番小さい（一番大きい浜松市の10分の1以下）ですが、土地利用の状況や河川・海域と水生生物の状況等を比較すると、地域ごとに以下のような特性があります。



地域の特性について

(ア) 南部・・・主に川崎区

産業道路以南の工業専用地域は東京湾に面し、石油化学、鉄鋼、発電所等の大規模な工場が集積しており、近年では研究開発機関や物流施設の集積も進んでいます。また、産業道路以北では工場跡地に大規模集合住宅が建設されるなど、工業・商業地域の一部が住宅地となっており、工場・商業施設・住宅が混在しています。

環境面では、大型車交通量の多い幹線道路（産業道路等）が存在し、沿道等で二酸化窒素の濃度が高い場所が見られます。河口干潟には多様な生物が生息しています。下水道は、市街地は合流式区域で、工業専用地域は下水道処理区域外となっています。

(イ) 中部（内陸部）・・・主に幸区、中原区、高津区

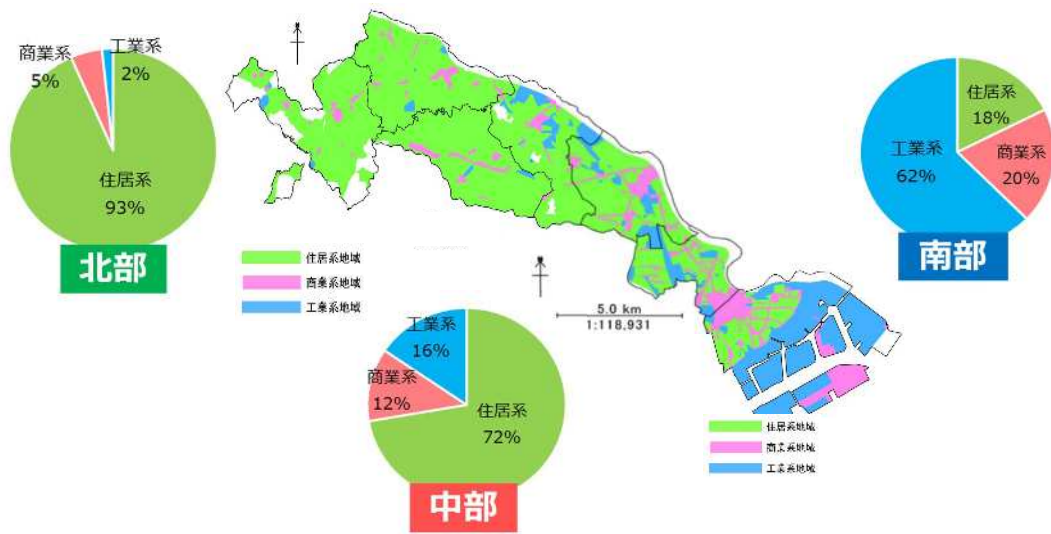
多摩川沿いに広がる比較的平坦な地域です。道路・鉄道網が発達し、交通利便性が高いことから、大規模集合住宅が多く、近年、若年層人口が増加しています。また、住宅地と中小規模の工場、商業地、研究施設等が混在している地域でもあります。

環境面では、河川が市街地近くを流れ、親水護岸整備区間があります。市を横断する幹線道路も居住地近くに存在しています。下水道は合流式区域と分流式区域が混在しています。

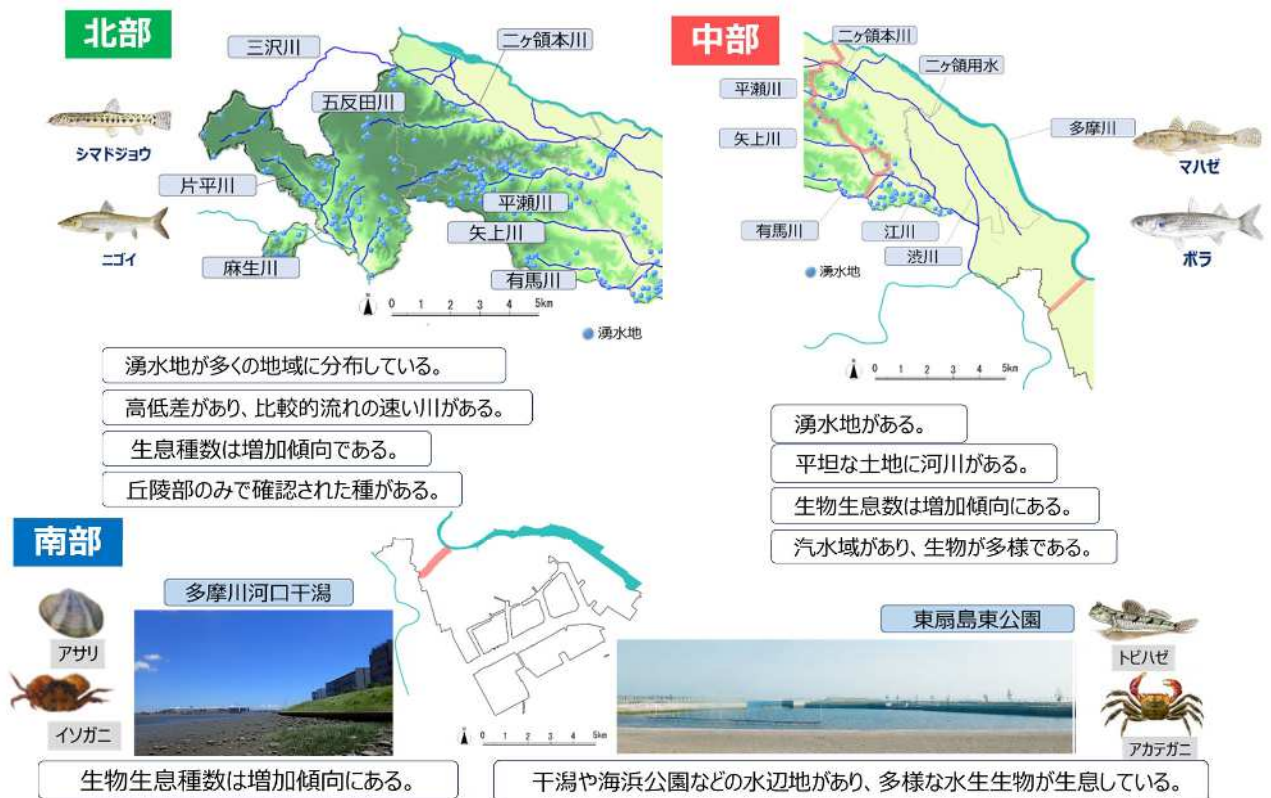
(ウ) 北部（丘陵部）・・・主に宮前区、多摩区、麻生区

生田緑地や多摩丘陵等、豊かな自然が残されています。一方で、定住化する都市型住宅が多くなっています。

環境面では、豊かな緑が多く、湧水も多く存在しています。河川には親水護岸整備区間があります。下水道は分流式区域となっていますが、浄化槽も存在しています。



土地利用の状況



河川・海域と水生生物

イ 地域の特性を踏まえた取組

地域ごとの特性を踏まえて、本市を南部（臨海部）、中部（内陸部）北部（丘陵部）ごとに、それぞれの地域で令和5（2023）年度に実施した取組や環境データを紹介します。

(ア) 令和5（2023）年度に実施した南部の取組

a 産業道路クリーンライン化キャンペーン

令和5（2023）年11月から令和6（2024）年2月にかけて、産業道路を利用する事業者に対し、低公害車優先使用やエコドライブなど環境にやさしい行動に取り組むよう呼び掛ける「産業道路クリーンライン化キャンペーン」を実施しました。



市バス等の車内にキャンペーンのポスターを掲出

(イ) 令和5（2023）年度に実施した中部（内陸部）の取組

a 夏休み多摩川教室

多摩川とさまざまな形で触れ合うことにより、多摩川の水質や自然環境、防災等について興味や関心を深める機会として催される「夏休み多摩川教室」に出展しました。



「夏休み多摩川教室」開催の様子

(ウ) 令和5(2023)年度に実施した北部(丘陵部)の取組

a 夏休み水環境体験教室

川崎北部の自然豊かな湧水地(黒川よこみね緑地)を活用して、水環境について学んだり、水辺の生き物と触れあう夏休み水環境体験教室を実施しました。



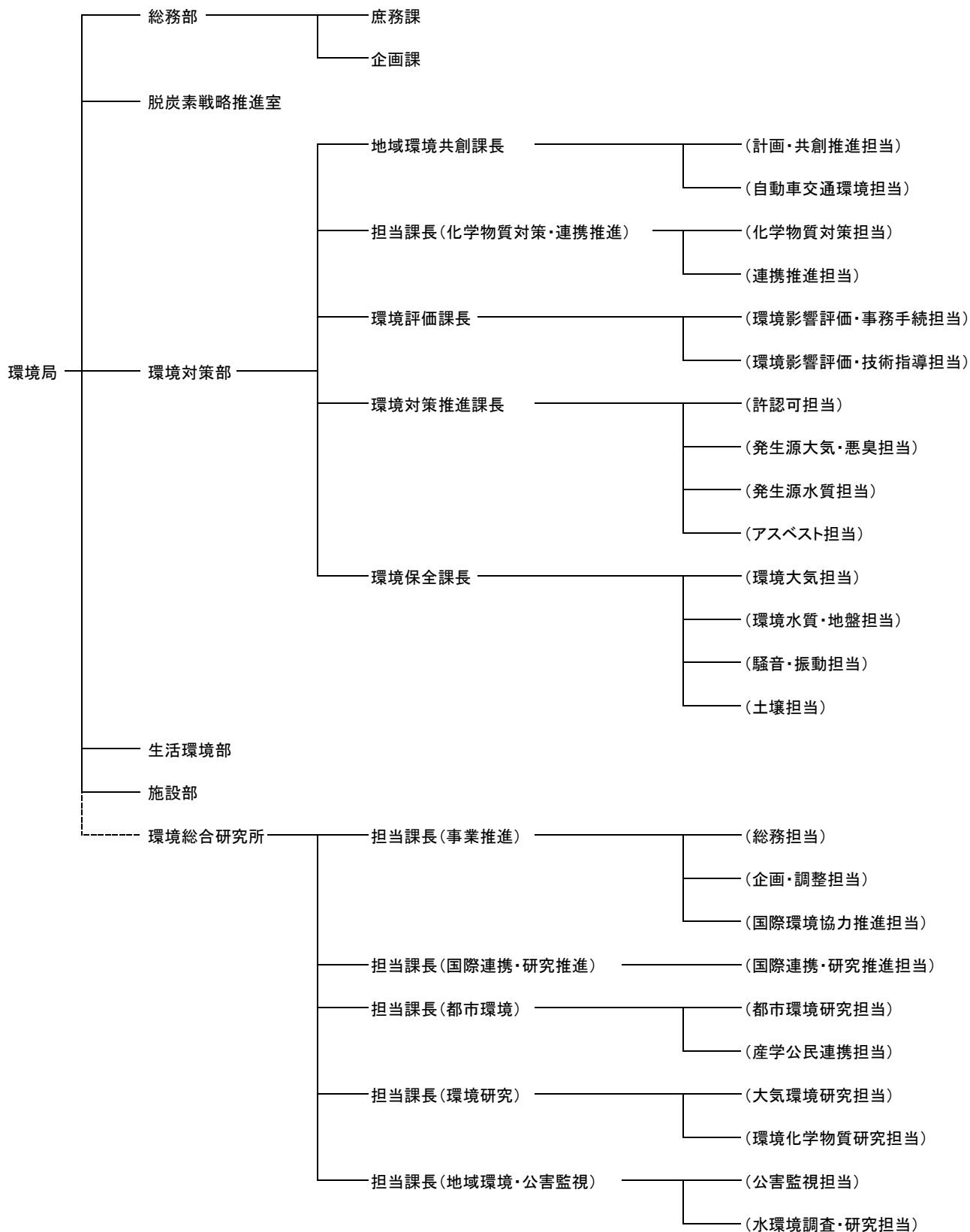
**「夏休み水環境体験教室(黒川よこみね緑地)」開催の様子**

# 參考資料

# I 事業執行關係資料

## 1 川崎市環境局環境対策部關係 所・課

(令和6(2024)年3月31日現在)



## 2 事務分掌

(令和6(2024)年3月31日現在)

(「川崎市事務分掌条例」、「川崎市事務分掌規則」及び「川崎市事業所事務分掌規則」から抜粋)

環境局	(1) 環境の保全 (2) 公害対策 (3) 廃棄物の処理、再利用及び再生利用
総務部	
庶務課	略
企画課	(1) 環境基本計画 (2) 環境に係る施策の総合企画及び調整 (3) 環境教育等の推進 (4) 生物多様性の保全等に関する計画及び総合調整 (5) 環境行政・温暖化対策推進総合調整会議 (6) 環境審議会 (7) 環境行政に係る情報収集及び事業の広報
脱炭素戦略推進室	(1) 脱炭素化の推進その他地球温暖化対策(他の所管に属するものを除く。) (2) 再生可能エネルギーの普及促進及び省エネルギーの取組の推進に係る施策の企画、調整及び推進
環境対策部	
地域環境共創課	(1) 大気・水等の環境に係る施策の企画及び調整 (2) 自動車に係る排出ガス抑制、道路沿道環境改善対策及び地球温暖化対策(他の所管に属するものを除く。) (3) 化学物質対策に係る企画、調査及び調整(他の所管に属するものを除く。) (4) 環境中の放射線の監視及び放射線対策に係る調整 (5) 大気・水等の環境に係る協働及び連携(他の所管に属するものを除く。)
環境評価課	(1) 環境影響評価 (2) 環境調査 (3) 環境影響評価審議会
環境対策推進課	(1) 公害関連法令等に基づく許可及び指導(環境保全課の所管に属するものを除く。) (2) 大気汚染、水質汚濁及び悪臭に係る防止対策 (3) 主管に属する発生源の監視及び指導 (4) 大気汚染及び水質汚濁に係る事故時及び緊急時の措置(環境保全課の所管に属するものを除く。)
環境保全課	(1) 公害関連法令等に基づく許可及び指導(環境対策推進課の所管に属するものを除く。) (2) 大気及び公共用水域の水質に係る環境改善施策 (3) 土壌汚染、騒音、振動及び地盤沈下に係る防止対策 (4) 大気汚染及び水質汚濁に係る事故時及び緊急時の措置(環境対策推進課の所管に属するものを除く。)
生活環境部	略
施設部	略
環境総合研究所	(1) 所の維持管理 (2) 環境に係る研究企画及び事業調整 (3) 環境研究に係る広報等 (4) 環境技術情報の収集及び発信 (5) 国際環境協力の実施 (6) 環境に係る国際的な連携及び研究の推進 (7) 都市環境に係る調査研究等 (8) 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析、提供及び助言 (9) 環境技術に係る産学公民連携の推進 (10) 大気環境に係る測定、調査研究等 (11) 水環境に係る測定、調査研究等 (12) 化学物質に係る測定、調査研究等 (13) 大気汚染状況の常時監視及び測定局の維持管理 (14) 環境中の放射線の測定

## Ⅱ 統計資料等

### 1 大気汚染関係資料

(1) 大気汚染防止法に基づく施設の届出状況

#### ばい煙発生施設届出工場又は事業場の数

令和6(2024)年3月31日現在

地区	合計	川崎区			幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
		大師	田島	川崎						
工場又は事業場	417	186			52	67	38	23	19	32
		98	35	53						

#### ばい煙発生施設届出数

令和6(2024)年3月31日現在

施設/地区		合計	川崎区			幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
施行令別表1	合計		大師	田島	川崎						
	合計	1472	885			166	178	77	66	40	60
1	ボイラー	508	507	218	160	69	85	31	16	21	19
2	ガス発生炉・ガス加熱炉	5	0	3	0	0	0	1	0	1	0
3	焙焼炉・焼結炉・煨焼炉	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
4	溶鉱炉・転炉・平炉	6	1	5	0	0	0	0	0	0	0
5	金属溶解炉	7	2	5	0	0	0	0	0	0	0
6	金属鍛造・圧延加熱・熱処理炉	78	22	52	0	0	4	0	0	0	0
7	石油加熱炉	106	98	8	0	0	0	0	0	0	0
8	触媒再生塔	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
8の2	燃焼炉	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0
9	窯業焼成炉・溶融炉	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0
10	反応炉・直火炉	4	3	1	0	0	0	0	0	0	0
11	乾燥炉	28	15	12	0	0	1	0	0	0	0
12	電気炉	9	5	4	0	0	0	0	0	0	0
13	廃棄物焼却炉	34	22	5	0	0	0	3	0	1	3
14	銅・鉛・亜鉛の精錬用焙焼炉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	乾燥施設(カドミウム系顔料等製造用)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	塩素急速冷却施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	溶解槽(塩化第二鉄製造用)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	活性炭製造用反応炉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	塩素・塩化水素反応施設等	17	9	8	0	0	0	0	0	0	0
20	電解炉(アルミ精錬用)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	燐酸質肥料等製造施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	弗酸製造用施設	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0
23	トリポリ燐酸ナトリウム製造用施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	溶解炉(鉛の二次精錬用)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	溶解炉(鉛蓄電池製造用)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	鉛系顔料製造用溶解炉等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	硝酸製造用施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	コークス炉	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0
29	ガスタービン	145	33	8	21	20	15	17	20	8	3
30	ディーゼル機関	455	120	52	56	73	71	21	26	7	29
31	ガス機関	54	14	1	17	4	2	4	4	2	6
32	ガソリン機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## 粉じん発生施設届出工場又は事業場の数

令和6(2024)年3月31日現在

地区	合計	川崎区			幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
		大師	田島	川崎						
工場又は事業場	42	30			1	1	4	3	0	3
		18	11	1						

## 粉じん発生施設設置届出数

令和6(2024)年3月31日現在

施設/地区		合計	川崎区			幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
施行令別表2	合計		大師	田島	川崎						
	合計	818	807			1	3	29	15	0	9
1	コークス炉	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0
2	堆積場	65	24	33	0	1	3	0	2	0	2
3	ベルトコンベア・バケットコンベア	617	77	488	5	0	0	27	13	0	7
4	破砕機・摩砕機	38	11	25	0	0	0	2	0	0	0
5	ふるい	95	13	82	0	0	0	0	0	0	0

## 揮発性有機化合物発生施設届出工場又は事業場の数

令和6(2024)年3月31日現在

地区	合計	川崎区			幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
		大師	田島	川崎						
工場又は事業場	14	11			0	1	1	0	1	0
		10	1	0						

## 揮発性有機化合物発生施設設置届出数

令和6(2024)年3月31日現在

施設/地区		合計	川崎区			幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
施行令別表1の	合計		大師	田島	川崎						
	合計	46	35			0	3	3	0	5	0
1	化学製品製造の乾燥施設	11	8	3	0	0	0	0	0	0	0
2	塗装施設	4	1	0	0	0	3	0	0	0	0
3	塗装の乾燥施設	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0
4	接着の乾燥施設	8	0	0	0	0	0	3	0	5	0
5	前項以外の接着の乾燥施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	オフセット輪転印刷の乾燥施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	グラビア印刷の乾燥施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	貯蔵タンク	21	21	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) ばい煙発生施設の処理施設の導入状況

ア 集じん装置

集じん装置導入台数

令和6(2024)年 3月31日現在

集じん装置の種類	導入台数	割合(%)
重力集じん	2	2.0
慣性力集じん	3	3.1
遠心力集じん	17	17.3
洗浄集じん	18	18.4
ろ過集じん	38	38.8
電気集じん(乾式)	7	7.1
電気集じん(湿式)	6	6.1
その他	7	7.1
合計	98	100

処理対策施設数

令和6(2024)年 3月31日現在

処理対策施設	導入台数
ボイラー	12
金属溶解炉	2
乾燥炉	14
電気炉	10
廃棄物焼却炉	43
その他	17
合計	98

(注) 施設に集塵機が複数導入されている場合も含む。

イ 排煙脱硫装置

令和6(2024)年 3月31日現在

工場・事業場名	接続施設種類	処理能力 ( $m^3_N/h$ )	運転開始 年・月	脱硫装置 設置数	接続 施設数
ENEOS(株) 川崎製油所浮島北地区	ボイラー	409,280	1998. 6	1	2
	ボイラー・燃 焼炉・反応炉	1,825,000	1985. 8	2	6
東亜石油(株)京浜製油所	触媒再生塔	113,750	1995. 10	1	1
	ボイラー	770,000	2000. 10	1	1
入江崎水処理センター	廃棄物焼却炉	19,161	1992. 4	2	2
		11,795	2003. 4	1	1
		13,460	2013. 3	1	1
		13,491	2023. 2	1	1
旭化成(株)製造統括本部 川崎製造所	廃棄物焼却炉	83,739	2008. 9	1	1
浮島処理センター	廃棄物焼却炉	108,700	1993. 9	3	3
(株)クレハ環境 ウェステック事業部	廃棄物焼却炉	34,000	2001. 5	6	3
(株)レゾナック基礎化学品事 業部 川崎事業所	廃棄物焼却炉	4,286	1976. 4	1	1
	ボイラー	325,900	1995. 12	2	2
(株)中商扇町CRセンター	廃棄物焼却炉	21,451	1995. 2	1	1
J&T環境(株) 川崎エコクリーン	廃棄物焼却炉	58,500	2004. 11	2	1
川崎バイオマス発電所	ボイラー	165,000	2012. 2	1	1
(株)京浜バイオマスパワー 京浜バイオマス発電所	ボイラー	211,500	2015. 11	1	1

## ウ 脱硝技術

## (ア) 触媒を使用した脱硝技術

令和6(2024)年3月31日現在

工場・事業場名	接続施設種類	処理能力 ( $m^3_N/h$ )	運転開始 年・月	脱硝装置 設置数	接 続 施設数
日本ブチル(株)	ボイラー	55,000	1991. 5	2	2
	ガスタービン	55,000	1991. 5	2	2
ENEOS(株) 川崎製油所浮島南地区	ボイラー	156,620	1976. 12	1	1
		195,000	2008. 3	1	1
花王(株)川崎工場	ガスタービン	70,700	2004. 2	1	1
		63,000	1999. 3	1	1
ENEOS(株) 川崎製油所浮島北地区	石油加熱炉	237,300	1984. 9	2	4
		133,000	1999. 1	1	1
	ガスタービン	380,000	1999. 1	1	1
	ガスタービン ボイラー	455,210	1988. 3	1	2
(株)JERA川崎火力発電所	ガスタービン	2,200,000	2004. 7	1	1
		2,200,000	2005. 1	1	1
		2,200,000	2009. 1	1	1
		2,270,000	2013. 2	1	1
		2,820,000	2015. 8	1	1
		2,820,000	2016. 1	1	1
(株)日本触媒 川崎製造所千鳥工場	ガスタービン	78,585	2004. 10	1	1
川崎クリーンパワー発電所	ガス機関	30,600	2002. 10	2	2
		42,300	2007. 6	2	2
東亜石油(株)京浜製油所	触媒再生塔	113,750	1987. 2	1	1
	ボイラー	641,000	2000. 10	1	1
	石油加熱炉	127,644	2003. 1	1	2
	ガスタービン	654,860	2019. 9	1	1
日本ゼオン(株)川崎工場	ガス機関	14,550	2005. 6	2	2
	ガス機関	29,200	2014. 1	2	2
	ガス機関	19,300	2025. 1 (予定)	1	1
旭化成(株)製造統括本部 川崎製造所	焼却炉	75,395	2008. 9	1	1
ENEOS(株) 川崎製油所川崎地区	ガスタービン ボイラー	502,360	1993. 6	1	2
(株)JERA 東扇島火力発電所	ボイラー	2,939,000	1987. 9	2	2
(株)クレハ環境 ウェステック事業部	廃棄物焼却炉	34,000	2001. 6	3	3

## ○参考資料○

コアレックス三栄（株） 東京工場	廃棄物焼却炉	52,540	2002. 4	1	1
王禅寺処理センター	廃棄物焼却炉	35,000	2011. 11	3	3
川崎バイオマス発電所	ボイラー	165,000	2012. 2	1	1
（株）レゾナック 基礎化学品 事業部 川崎事業所	ボイラー	285,000	1997. 4	2	2
東日本旅客鉄道(株)エネルギー 企画部川崎発電所	ガスタービン	1,232,620	1993. 7	1	1
		1,311,100	1999. 3	1	1
		1,432,000	2014. 1	1	1
		1,432,000	2017. 11	1	1
J F Eスチール（株） 東日本製鉄所（京浜地区）	金属加熱炉	27,910	2000. 11	1	1
	焼鈍炉	6,030	2005. 5	1	1
	ガスタービン	1,291,000	2017. 3	1	1
川崎天然ガス発電所	ガスタービン	2,060,000	2008. 10	2	2
川崎市立川崎病院	ガス機関	1,752	1998. 10	3	3
	ガス機関	3,677	2023. 5	2	2
味の素（株）川崎事業所	ガス機関	35,300	2006. 1	6	6
パレール	ガス機関	1,735	2008. 1	2	2
（株）NTTドコモ ドコモ川崎ビル	ガス機関	2,880	2001. 12	3	3
ラゾーナ川崎プラザ	ガス機関	5,908	2006. 5	2	2
三菱ふそうトラック・バス（株）	ガスタービン	57,789	2000. 7	1	1
国家公務員共済組合連合会 虎の門病院分院	ガス機関	619	2001. 6	2	2
学校法人聖マリアンナ医科大学	ガス機関	11,237	2007. 7	2	2
イオンリテール（株） イオン新百合ヶ丘店	ガス機関	2,870	1997. 9	4	4
三愛オブリ株式会社 天然ガス・産業エネルギー部 川崎エネルギーセンター	ガス機関	3,140	2011. 4	2	2
（公益財団法人） 実験動物中央研究所	ガス機関	673	2011. 6	1	1
（株）デイ・シイ川崎工場	ガス機関	39,900	2015. 1	1	1
川崎市立多摩病院	ガス機関	1,333	2006. 4	2	2
J & T環境（株） 川崎エコクリーン	廃棄物焼却炉	58,500	2006. 1	1	1
（株）京浜バイオマスパワー 京浜バイオマス発電所	ボイラー	211,500	2015. 11	1	1
独立行政法人労働者健康安全 機構関東労災病院	ガス機関	2,792	1999. 1	1	1
帝京大学医学部附属溝口病院	ガス機関	1,890	2016. 9	2	2

KAWASAKI DELTA	ガス機関	3,677	2021.5	1	2
橋処理センター	廃棄物焼却炉	38,050	2024.4	3	3

## (イ) 触媒を使用しない脱硝技術

令和6(2024)年3月31日現在

工場・事業場名	接続施設種類	処理能力 ( $m^3_N/h$ )	運転開始 年・月	脱硝装置 設置数	接続 施設数
ENEOS(株) 川崎製油所浮島北地区	ボイラー	205,000	1975.3	1	1
		428,506	1977.7	2	2
		323,000	1993.11	1	1
	石油加熱炉	75,697	1978.2	1	1
		71,308	1995.6	1	1
		60,000	1996.5	1	1
		33,750	1997.3	1	1
東亜石油(株)京浜製油所	ボイラー	124,016	1996.12	1	1
浮島処理センター	廃棄物焼却炉	108,700	1995.10	3	3
(株)レゾナック 基礎化学品事業部 川崎事業所	ボイラー	285,000	2013.9	1	1
		285,000	2014.5	1	1
(株)デイ・シイ川崎工場	焼成炉	60,000	1981.1	2	2
		53,000	1981.1	1	1
J&T環境(株) 川崎エコクリーン	廃棄物焼却炉	58,500	2006.1	1	1
(株)クレハ環境 ウェステック事業部	廃棄物焼却炉	34,000	2001.6	3	3
川崎バイオマス発電所	ボイラー	165,000	2012.2	1	1
川崎市本庁舎	ガス機関	1,983	2023.2	2	2

## 2 水質汚濁関係資料

(1) 水質汚濁防止法に基づく届出状況

### 業種別工場又は事業場の数（水質汚濁防止法）

令和6（2024）年3月31日現在

業種	地区								
	合計	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	
合 計	606	196	19	37	126	78	79	71	
食料品製造業	40	13	0	1	12	5	8	1	
紙加工品製造業	1	1	0	0	0	0	0	0	
化学工業	39	35	0	0	3	0	0	1	
石油製品製造業	4	4	0	0	0	0	0	0	
鉄鋼業	3	3	0	0	0	0	0	0	
金属製品製造業	47	26	0	6	11	0	2	2	
電気機械器具製造業	11	4	2	1	2	0	0	2	
輸送用機械器具製造業	2	0	0	1	0	1	0	0	
窯業・土石製品製造業	16	4	0	2	8	0	0	2	
その他の製造業	21	4	2	1	7	3	1	3	
学術・開発研究機関	64	34	5	1	17	1	2	4	
洗濯業	92	2	0	4	24	14	29	19	
その他	266	66	10	20	42	54	37	37	

### 排水量規模特定事業場数

令和6（2024）年3月31日現在

排水規模		地区								
		合計	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	
内 訳	50m <sup>3</sup> /日未満	547 (206)	144 (93)	17 (16)	36 (20)	125 (39)	76 (8)	79 (18)	69 (12)	
	50～400m <sup>3</sup> /日未満	17 (5)	14 (4)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	
	400m <sup>3</sup> /日以上	42 (27)	38 (26)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	
合 計		606 (238)	196 (123)	19 (16)	37 (20)	126 (40)	78 (9)	79 (18)	71 (12)	
有害物質貯蔵指定施設 のみを設置する事業場		8	7	1	0	0	0	0	0	

(注)：( ) 内は、「有害物質使用特定施設」設置事業場数

## 特定施設別特定事業場数

令和6(2024)年3月31日現在

	代表特定施設又は 代表特定施設に係る業種	特定事業場数					
		50 m <sup>3</sup> 以上		50 m <sup>3</sup> 未満		合計	
			有害物質		有害物質		有害物質
1	鉱業・水洗炭業						
1の2	畜産農業			4	1	4	1
2	畜産食料品製造業			4		4	
3	水産食料品製造業	1				1	
4	保存食料品製造業						
5	みそ・しょうゆ・食用アミノ酸・グルタミン酸ソーダ・ソース・食酢製造業	1	1	2		3	1
6	小麦粉製造業						
7	砂糖製造業						
8	パン・菓子製造業・製あん業						
9	米菓製造業・こうじ製造業			1		1	
10	飲料製造業			2		2	
11	動物系飼料・有機肥料製造業						
12	動植物油脂製造業						
13	イースト製造業						
14	でん粉・化工でん粉製造業						
15	ぶどう糖・水あめ製造業						
16	麺類製造業			1		1	
17	豆腐・煮豆製造業			20		20	
18	インスタントコーヒー製造業						
18の2	冷凍調理食品製造業			1		1	
18の3	たばこ製造業						
19	紡績業、繊維製品の製造・加工業			3		3	
20	洗毛業						
21	化学繊維製造業						
21の2	一般製材業・木材チップ製造業						
21の3	合板製造業						
21の4	パーティクルボード製造業						
22	木材薬品処理業						
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	1				1	
23の2	新聞業・出版業・印刷業・製版業			3	1	3	1
24	化学肥料製造業						
25	削除（か性ソーダ・か性カリ製造業）						
26	無機顔料製造業						
27	その他の無機化学工業製品製造業	1		1	1	2	1
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業						
29	コールタール製品製造業						
30	発酵工業						
31	メタン誘導品製造業	1	1			1	1
32	有機顔料・合成染料製造業						
33	合成樹脂製造業	8	3	2	1	10	4
34	合成ゴム製造業	2	2			2	2
35	有機ゴム薬品製造業						
36	合成洗剤製造業	1	1			1	1
37	その他の石油化学工業	8	8	1		9	8
38	石けん製造業						
38の2	界面活性剤製造業						
39	硬化油製造業						
40	脂肪酸製造業						
41	香料製造業						
42	ゼラチン・にかわ製造業						

## ○参考資料○

43	写真感光材料製造業						
44	天然樹脂製品製造業						
45	木材化学工業						
46	その他の有機化学工業製品製造業	4	3	1		5	3
47	医薬品製造業			1		1	
48	火薬製造業						
49	農薬製造業						
50	試薬製造業						
51	石油精製業	2	2			2	2
51の2	自動車タイヤ・チューブ・ゴムホース、工業用ゴム、更生タイヤゴム板製造業						
51の3	医薬用・衛生用ゴム製品、ゴム手袋、糸ゴム、ゴムバンド製造業						
52	皮革製造業						
53	ガラス・ガラス製品製造業	1	1	2	1	3	2
54	セメント製品製造業						
55	生コンクリート製造業			14		14	
56	有機質砂かべ材製造業						
57	人造黒鉛電極製造業						
58	窯業原料精製業			3		3	
59	砕石業						
60	砂利採取業						
61	鉄鋼業	3	2			3	2
62	非鉄金属製造業						
63	金属製品製造業・機械器具製造業	1	1	8	2	9	3
63の2	空きびん卸売業						
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設						
64	ガス供給業・コークス製造業						
64の2	水道施設・工業用水道施設・自家用工業用水道			4		4	
65	酸・アルカリによる表面処理施設	4	4	20	13	24	17
66	電気めっき施設	1	1	12	12	13	13
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキソンの混合施設						
66の3	旅館業			11		11	
66の4	共同調理場			1		1	
66の5	弁当仕出屋・弁当製造業	1		5		6	
66の6	飲食店			4		4	
66の7	そば店・うどん店・すし店・喫茶店						
66の8	料亭・バー・キャバレー・ナイトクラブ						
67	洗たく業			89	17	89	17
68	写真現像業			11	5	11	5
68の2	病院			9	5	9	5
69	と畜業・死亡獣畜取扱業						
69の2	卸売市場	1				1	
70	廃油処理施設						
70の2	自動車特定整備事業			1		1	
71	自動式車両洗浄施設			105		105	
71の2	研究・試験・検査・専門教育機関			46	31	46	31
71の3	一般廃棄物処理施設			3	3	3	3
71の4	産業廃棄物処理施設	2	1	5	1	7	2
71の5	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設			2	2	2	2
71の6	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる蒸留施設						
72	し尿処理施設	1		5		6	
73	下水道終末処理施設	4				4	
74	共同処理施設	4		4	3	8	3
	指定地域特定施設	4		27		31	
	有害物質使用特定事業場（第5条第3項）			103	103	103	103
	合計	57	31	438	99	495	130
	有害物質貯蔵指定施設のみを設置する事業場			8	8	8	8

(2) 河川・海域環境調査地点及び測定項目

河川・海域環境調査地点及び測定項目

調査項目	測定地点	生活環境項目														健康項目																								
		水素イオン濃度	溶存酸素量	化学的酸素要求量	浮遊物質	大腸菌数	n-ヘキササン抽出物質	全窒素	全リン	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	四塩化炭素	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン				
河川	* 三沢川 ・ 一の橋	24	24	24	24	24	12	2	24	24	12	6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	* 二ヶ領本川 ・ 堰前橋	24	24	24	24	24	12	2	24	24	12	6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	* 平瀬川 ・ 平瀬橋 (人道橋)	24	24	24	24	24	12	2	24	24	12	6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	* 麻生川 ・ 耕地橋	24	24	24	24	24	12	2	24	24	12	6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	* 真福寺川 ・ 水車橋前	24	24	24	24	24	12	2	24	24	12	6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	二ヶ領用水 門崎分水下流 ・ 今井仲橋	12	12	12	12	12			6	6				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	二ヶ領用水 宿河原線 ・ 出会い橋	12	12	12	12	12			6	6				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	五反田川 ・ 追分橋	12	12	12	12	12			6	6				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	片平川 ・ 片平橋下	12	12	12	12	12			6	6																														
	有馬川 ・ 五月橋	12	12	12	12	12			6	6																														
	渋川 ・ 渋川橋	12	12	12	12	12			6	6																														
	登戸雨水幹線	4	4	4	4	4			4	4																														
	六ヶ村堀雨水幹線	4	4	4	4	4			4	4				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	宮内雨水幹線	4	4	4	4	4			4	4																														
	矢上川 ・ 大目橋	4	4	4	4	4			4	4																														
	矢上川 ・ 日吉橋	4	4	4	4	4			4	4																														
	三沢川 ・ 下村橋下	4	4	4	4	4			4	4																														
	二ヶ領本川 ・ 親水公園内	4	4	4	4	4			4	4																														
	山下川 ・ 合流前	4	4	4	4	4			4	4																														
	二ヶ領本川 ・ 南橋	4	4	4	4	4			4	4																														
	二ヶ領用水 門崎分水下流 ・ 鹿島田橋	4	4	4	4	4			4	4																														
	平瀬川 ・ 支川合流後	4	4	4	4	4			4	4																														
	平瀬川 ・ 中之橋	4	4	4	4	4			4	4																														
	麻生川 ・ 山口橋	4	4	4	4	4			4	4																														
	* 矢上川 ・ 矢上川橋													2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
海域	* 浮島沖	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	* 東扇島沖	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	* 京浜運河千鳥町	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	* 東扇島防波堤西	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	* 京浜運河扇町	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	* 扇島沖	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	末広運河先	4	4	4	4	4	4	4	4	4																														
	大師運河先	4	4	4	4	4	4	4	4	4																														
	夜光運河先	4	4	4	4	4	4	4	4	4																														
	桜塚運河先	4	4	4	4	4	4	4	4	4				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	池上運河先	4	4	4	4	4	4	4	4	4				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	南渡田運河先	4	4	4	4	4	4	4	4	4				1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

注) 表の数字は本市の実施した年間の測定回数を示す。  
 \*は測定計画地点 (なお、矢上川・矢上川橋については国土交通省が生活環境項目、その他の項目の一部及び硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について測定を実施している。)  
 ■は2層 (上層、下層) について測定を実施した。  
 ※は、水生生物の保全に係る要監視項目  
 ※※は、人の健康の保護及び水生生物の保全に係る要監視項目



### 3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出状況

#### (1) 特定工場数

(令和6(2024)年3月31日現在)

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
大気関係	18	0	0	1	0	1	1	21
水質関係	14	1	0	1	0	0	2	18

#### (2) 特定施設数

##### ア 大気関係

(令和6(2024)年3月31日現在)

別表番号	特定施設の種類の種類	施設数	
1	焼結鉱の製造用焼結炉	1	
2	製鋼用電気炉	5	
3	亜鉛の回収用焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	0	
4	アルミニウム合金の製造用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	0	
5	廃棄物焼却炉 (火床面積が0.5 m <sup>2</sup> 以上又は 焼却能力合計が <sup>※</sup> 50 kg/h以上)	4 t/h以上	16
		2 t/h～4 t/h未満	6
		2 t/h未満	15
合計		43	

##### イ 水質関係 (別表番号1～19のうち、本市に届出されている施設のみを掲載)

(令和6(2024)年3月31日現在)

別表番号	特定施設の種類の種類	施設数
15	廃棄物焼却炉に係る灰の貯留施設	4
15イ	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設	22
15ロ	廃棄物焼却炉に係る湿式集じん施設	12
18	第1号から前号まで及び次号に掲げる施設の下水道終末処理施設	5
19	水質基準対象施設を設置する工場等から排出される水の処理施設	1
合計		44

#### 4 騒音規制法関係資料

(1) 騒音規制法に基づく特定工場等の数

##### 地区別特定工場等数

令和6(2024)年3月31日現在

全地区 合計	川崎区			幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
	大師	田島	川崎						
1,222	381			145	252	228	89	66	61
	179	53	149						

(2) 騒音規制法に基づく特定施設の数

##### 特定施設設置届出数

令和6(2024)年3月31日現在

名 称	地区 合計	川崎区			幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
		大師	田島	川崎						
全施設	9,082	2,755			1,828	2,071	1,168	541	305	414
		1,084	193	1,478						
金属加工機械	1,066	180	45	83	103	354	195	37	20	49
空気圧縮機及び送風機	7,185	822	124	1,347	1,621	1,439	776	470	254	332
土石用破砕機等	35	11	5	0	0	6	7	0	2	4
建設用資材製造機械	19	4	0	1	0	2	11	0	1	0
木材加工機械	81	21	3	12	9	14	8	4	2	8
印刷機械	200	21	4	17	37	73	33	7	8	0
合成樹脂用射出成形機	496	25	12	18	58	183	138	23	18	21

(3) 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況

##### 特定建設作業届出件数（騒音規制法）

令和5(2023)年度

作 業	地区 合計	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
全作業合計	802	187	87	181	84	85	103	75
くい打機等を使用する作業	25	9	7	8	1	0	0	0
びょう打機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
さく岩機を使用する作業	728	161	75	156	78	81	103	74
空気圧縮機を使用する作業	23	10	1	8	1	2	0	1
コンクリートプラントを設けて行う作業	0	0	0	0	0	0	0	0
バックホウを使用する作業	24	7	3	9	3	2	0	0
トラクターショベルを使用する作業	1	0	1	0	0	0	0	0
ブルドーザーを使用する作業	1	0	0	0	1	0	0	0

## 5 振動規制法関係資料

(1) 振動規制法に基づく特定工場等の数

### 地区別特定工場等数

令和6(2024)年3月31日現在

全地区 合計	川崎区			幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
	大師	田島	川崎						
619	185			69	145	144	25	29	22
	118	31	36						

(2) 振動規制法に基づく特定施設の数

### 特定施設設置届出数（振動規制法）

令和6(2024)年3月31日現在

名 称	地 区 全地区 合計	川崎区			幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
		大師	田島	川崎						
全施設	2,700	687			336	763	628	88	104	94
		414	96	177						
金属加工機械	1,504	211	58	66	191	495	348	44	58	33
圧縮機	734	169	15	99	100	123	128	30	34	36
土石用破碎機等	24	8	5	0	0	1	6	0	0	4
木材加工機械	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0
印刷機械	97	12	6	3	9	39	22	5	1	0
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
合成樹脂用射出成形機	338	14	12	9	36	104	123	9	10	21

(3) 振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況

### 特定建設作業届出件数（振動規制法）

令和5(2023)年度

作 業	地 区 全地区 合計	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
くい打機等を使用する作業	25	8	7	8	1	0	1	0
鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
舗装版破碎機を使用する作業	7	4	3	0	0	0	0	0
ブレーカーを使用する作業	479	112	53	98	43	43	68	62

## 6 騒音振動関係環境基準等

### (1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の 類型	該 当 地 域	基準値（等価騒音レベル $L_{Aeq}$ ）	
		昼 間 （午前6時から 午後10時まで）	夜 間 （午後10時から 翌日午前6時まで）
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域	55デシベル以下	45デシベル以下
B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域	55デシベル以下	45デシベル以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60デシベル以下	50デシベル以下

### (2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地 域 の 区 分	基準値（等価騒音レベル $L_{Aeq}$ ）	
	昼 間 （午前6時から 午後10時まで）	夜 間 （午後10時から 翌日午前6時まで）
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考・車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

・地域の類型は、騒音に係る環境基準（一般地域）によるものとする。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値（等価騒音レベル $L_{Aeq}$ ）	
昼間（午前6時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日午前6時まで）
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

備考1「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- (1) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）
- (2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道にあって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。

2「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

## (3) 自動車騒音に係る要請限度

(等価騒音レベル  $L_{Aeq}$ )

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前6時から 午後10時まで)	夜間 (午後10時から 翌日午前6時まで)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

(注) a区域：第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域  
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域  
田園住居地域

b区域：第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域

c区域：近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15 m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20 mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、特例として次のとおりとする。

(等価騒音レベル  $L_{Aeq}$ )

昼間	夜間
75デシベル	70デシベル

## (4) 道路交通振動に係る要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分	該当地域	時間の区分	
		昼間 (午前8時から 午後7時まで)	夜間 (午後7時から 翌日午前8時まで)
区第一種	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域 第一種住居地域、第二種住居地域 準住居地域、無指定	65	60
区第二種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70	65

## (5) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(単位：デシベル)

類型	基準値	地域
I	70以下	下記に掲げる地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種住居低層専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに未指定地域
II	75以下	下記に掲げる地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(注) 類型の当てはめをする地域

新幹線鉄道の本線の線路の中心線から両側それぞれ400 m以内の地域（多摩川橋りょうの周辺地域については、橋りょうの県寄りの先端の線路の中心から半径600 mの円内の地域）。ただし、工業専用地域並びに河川法に定める河川区域を除く。

## (6) 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）

公布日：昭和51年3月12日 環大特32号 環境庁長官から運輸大臣あて

新幹線鉄道の列車の走行に伴い発生する振動は著しく、沿線の一部の地域においては、看過しがたい被害を生じている。このような現状に対処するため、新幹線鉄道振動対策に係る下記の当面の指針等を達成する必要があるので、所要の措置を講ずるよう勧告する。

## 指針

新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70デシベルを超える地域について緊急に振動源及び振動防止対策を講ずること。

(ここでいう補正加速度レベルは、振動レベルと同一のものである。)

## (7) 航空機騒音に係る環境基準

(単位：デシベル)

類型	基準値	地域
I	57以下	下記に掲げる地域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに同号に規定する用途地域の定めのない地域
II	62以下	下記に掲げる地域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(注) 類型の当てはめをする地域

川崎市川崎区のうち県道東京大師横浜と多摩川の右岸との交点を起点とし、同所から同川右岸に沿って東に進み多摩運河の西側の水際線との交点に至り、同所から同線に沿って南西に進み大師運河の北側の水際線との交点に至り、同所から同線を西に進み末広運河の東側の水際線との交点に至り、同所から同運河の水際線に沿って進み大師運河の西側の水際線との交点に至り、同所から同線に沿って南に進み千鳥運河の北側の水際線との交点に至り、同所から同線に沿って南西に進み国道132号との交点に至り、同所から同国道に沿って西に進み県道東京大師横浜との交点に至り、同所から起点に至る線により囲まれた地域（当該地域に接する河川法（昭和39年法律第167号）第6条第2項に規定する高規格堤防特別区域を含み、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域を除く。）

## 7 土壌汚染関係資料

(1) 土壌汚染対策法に基づく届出及び指定・解除状況

### 土壌汚染対策法に基づく報告件数（平成31年度～令和5年度）

(単位:件)

種 類	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
土壌汚染状況調査結果	16	5	18	21	16	76
指定の申請	6	3	3	6	1	19
一定規模以上の形質の変更	32	43	52	47	43	217
第3条第1項ただし書	21	15	22	22	21	101
汚染除去等計画書	0	0	1	0	0	1
工事完了報告	0	2	2	0	0	4
実施措置完了報告	0	0	2	1	0	3
形質変更届出	27	16	12	24	25	104
形質変更完了	28	22	18	20	16	104
区域外搬出届出	20	8	13	18	16	75
区域外搬出変更届出	8	0	0	1	4	13
土地利用方法変更届出	3	1	1	0	1	6
承継届出	1	1	1	1	1	5
合計	162	116	145	161	144	728

### 土壌汚染対策法に基づく調査での汚染判明件数（平成31年度～令和5年度）

(単位:件)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
川崎区	5	4	5	11	7	32
幸区	0	1	1	4	1	7
中原区	3	0	1	1	2	7
高津区	1	0	2	2	0	5
宮前区	0	0	0	1	0	1
多摩区	0	0	0	2	0	2
麻生区	0	0	0	0	0	0
合計	9	5	9	21	10	54

土壌汚染対策法に基づく調査での汚染判明物質（平成31年度～令和5年度）

(単位:件)

		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計	
(第1種特定有害物質)	揮発性有機化合物	クロロエチレン	1	0	1	2	2	6
		四塩化炭素	0	0	1	1	0	2
		1,2-ジクロロエタン	0	0	1	0	0	1
		1,1-ジクロロエチレン	0	0	0	0	0	0
		1,2-ジクロロエチレン※	0	0	0	0	2	2
		1,3-ジクロロプロペン	0	0	0	1	0	1
		ジクロロメタン	0	0	0	0	0	0
		テトラクロロエチレン	0	0	1	0	0	1
		1,1,1-トリクロロエタン	0	0	0	1	0	1
		1,1,2-トリクロロエタン	0	0	0	0	0	0
		トリクロロエチレン	0	1	1	0	2	4
		ベンゼン	1	1	0	1	0	3
(第2種特定有害物質)	重金属等	カドミウム及びその化合物	0	1	0	1	2	4
		六価クロム化合物	2	1	1	3	3	10
		シアン化合物	0	1	1	0	1	3
		水銀及びその化合物	2	2	2	1	3	10
		セレン及びその化合物	3	1	0	3	0	7
		鉛及びその化合物	7	3	7	15	6	38
		砒素及びその化合物	3	4	1	6	6	20
		ふっ素及びその化合物	3	5	5	10	7	30
		ほう素及びその化合物	0	2	1	2	2	7
(第3種特定有害物質)	農薬等	シマジン	0	0	0	0	0	0
		チウラム	0	0	0	0	0	0
		チオベンカルブ	0	0	0	0	0	0
		PCB	0	1	0	0	1	2
		有機りん化合物	0	0	0	0	0	0
合計		22	23	23	47	37	152	

※平成31年4月1日より、トランス-1,2-ジクロロエチレンが追加され、シス-1,2-ジクロロエチレンとあわせた1,2-ジクロロエチレンとして指定された。

要措置区域の指定・解除状況

令和6(2024)年3月31日現在

No.	整理番号	区	所在地(地番表示)	指定日	一部解除日	全部解除日	要措置区域に指定する際、基準を超過した特定有害物質	備考
指-81	30-2	幸	塚越4丁目298番1、301番の一部	平成30年10月18日	平成31年3月5日 令和2年10月22日 令和3年9月2日 令和4年2月21日	令和5年3月7日	cis-1,2-DCE、PCE、TCE、Pb、F、Cr6+	法14条に基づく申請による指定
指-106	R03-3	高津	下作延五丁目1604番1の一部	令和3年6月11日	-	令和4年3月11日	CCl4、Pb	法3条に基づく申請による指定

CE:クロロエチレン、CCl4:四塩化炭素、1,2-DCA:1,2-ジクロロエタン、1,1-DCE:1,1-ジクロロエチレン、cis-1,2-DCE:シス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-DCA:1,2-ジクロロエチレン、1,3-DCP:1,3-ジクロロプロペン、DCM:ジクロロメタン、PCE:テトラクロロエチレン、1,1,1-TCE:1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-TCE:1,1,2-トリクロロエタン、TCE:トリクロロエチレン、Bz:ベンゼン、Cd:カドミウム、Cr<sup>6+</sup>:六価クロム、CN:シアン、Hg:水銀、Se:セレン、Pb:鉛、As:砒素、F:ふっ素、B:ほう素、PCB:ホリ塩化ビフェニル

形質変更時要届出区域の指定・解除状況

令和6(2024)年3月31日現在

No.	整理番号	区	所在地(地番表示)	指定日	一部解除日	全部解除日	形質変更時要届出区域に指定する際、基準を超過した特定有害物質	備考
指-1	16-1	宮前	宮崎4丁目1番の1の一部	平成16年7月9日	-	平成16年12月2日	F	法3条調査の結果に基づく指定
指-2	16-2	幸	柳町70番1の一部	平成16年9月28日	-	平成17年9月21日	B	法3条調査の結果に基づく指定
指-3	17-1	幸	柳町70番1の一部	平成17年9月16日	-	平成18年8月11日	B	法3条調査の結果に基づく指定
指-4	18-1	川崎	日ノ出二丁目14-3の一部	平成18年11月15日	-	平成19年2月15日	Pb	法3条調査の結果に基づく指定
指-5	18-2	中原	上丸子古川通1194番5の一部	平成19年2月19日	-	平成19年7月17日	Pb、F	法3条調査の結果に基づく指定
指-6	20-1	川崎	港町1番の一部	平成20年8月14日	-	平成21年7月21日	B	法3条調査の結果に基づく指定
指-7	20-2	高津	久地3丁目788番1の一部	平成20年8月14日	平成20年12月22日 (トリクロロエチレンの基準不適合区画)	平成21年6月9日	Cr6+、Hg、Pb、F、TCE	法3条調査の結果に基づく指定
指-8	21-1	川崎	殿町3丁目27番1、2、3、4の一部	平成21年12月21日	-	平成22年5月26日	F	法3条調査の結果に基づく指定
指-9	21-2	中原	市ノ坪386-5の一部	平成22年2月19日	-	平成23年11月28日	F	法3条調査の結果に基づく指定
指-10	21-3	多摩	登戸字突耕地3816番13、3820番8の一部/和泉字西南河原3657番23の一部/登戸字突耕地3816番39の一部	平成22年3月31日	-	平成22年11月1日	Pb、F、B	法3条調査の結果に基づく指定
指-11	22-1	中原	中丸子1270-1の一部	平成22年6月1日	平成23年5月25日	平成26年10月10日	PCE、cis-1,2-DCE、TCE	法3条調査の結果に基づく指定
指-12	22-2	中原	新丸子東三丁目473-7,473-16,473-17,479-1,944-19,944-20,945-1,945-3,940-5,944-13,944-15の一部	平成22年9月30日	-	平成23年10月21日	F	法14条に基づく申請による指定
指-13	22-3	川崎	扇町3-1の一部	平成22年12月24日	平成23年2月16日(鉛の基準不適合区画)	平成23年2月25日	Pb、F	法14条に基づく申請による指定
指-14	22-4	幸	堀川町72番34/幸区中幸町3丁目27番5、27番6の一部	平成23年1月26日	-	平成23年5月25日	Pb、F、B	法14条に基づく申請による指定
指-15	22-5	幸	南幸町3丁目149-2、149-3、149-4の一部	平成23年2月16日	平成23年11月18日 平成23年11月30日	平成26年2月6日	Pb、F、As	法14条に基づく申請による指定
指-16	23-1	幸	小倉1645番1、1646番、1647番1、1647番2、1647番3の一部	平成23年4月14日	-	-	F、As	法14条に基づく申請による指定
指-17	23-2	幸	河原町1番36、37、48、49、60の一部	平成23年5月16日	平成24年6月5日 平成24年6月20日	-	Pb	法14条に基づく申請による指定
指-18	23-3	川崎	塩浜2丁目22番1、12、13、14の一部	平成23年5月25日	-	-	Pb、F、B	法3条調査の結果に基づく指定
指-19	23-4	川崎	小田栄2丁目1番1の一部	平成23年5月31日	平成25年7月1日 平成25年12月17日 平成25年12月25日 平成26年2月6日 平成26年3月27日	平成28年4月19日	Pb、F、B、As、TCE	法14条に基づく申請による指定
指-20	23-5	川崎	殿町3丁目25番1、70の一部	平成23年6月10日	平成27年10月14日 平成28年1月7日	-	F、As	法14条に基づく申請による指定
指-21	23-6	川崎	水江町1番43の一部	平成23年7月6日	-	-	F	法14条に基づく申請による指定
指-22	23-7	川崎	渡田新町2丁目63-4の一部	平成23年9月6日	-	平成23年12月28日	PCE	法3条調査の結果に基づく指定
指-23	23-8	川崎	大川町4番1、5番1、5番2の一部	平成23年10月12日	-	-	PCE、Pb、F、Cr6+、As、Hg	法14条に基づく申請による指定
指-24	23-9	川崎	千鳥町5-43の一部	平成24年3月8日	-	-	F	法14条に基づく申請による指定
指-25	23-10	川崎	水江町1番37の一部	平成24年4月3日	平成24年11月19日	平成26年11月7日	Bz、As、Pb、F	法14条に基づく申請による指定
指-26	24-1	川崎	水江町1番3及び1番32の一部	平成24年4月23日	-	-	F	法14条に基づく申請による指定
指-27	24-2	高津	二子1丁目42番1、49番1、同番3、1054番2及び1059番6並びに溝口5丁目1054番7及び1057番12の一部	平成24年6月21日	平成25年3月5日 平成25年4月30日	平成25年5月14日	Bz、Cr6+、Cd、CN、Hg、Se、Pb、As、F、B	法14条に基づく申請による指定
指-28	24-3	中原	市ノ坪字外屋敷449番3、中丸子字新宿耕地2番1の一部	平成24年8月8日	平成24年11月19日	平成25年1月22日	Pb	法14条に基づく申請による指定
指-29	24-4	川崎	殿町3丁目25番1、70の一部	平成24年8月8日	-	-	F	法14条に基づく申請による指定
指-30	24-5	川崎	扇町39番6、40番1、41番3、46番1、46番4、46番15、47番3、47番8、60番1の一部	平成24年9月5日 平成24年11月21日 平成24年12月6日 平成24年12月25日 平成24年12月27日 平成25年1月8日 平成25年2月8日 平成25年4月22日 平成26年8月12日	平成25年4月22日 平成26年3月4日 平成26年4月3日	-	PCE、Pb、Bz	法3条調査の結果に基づく指定 法14条に基づく申請による指定

No.	整理番号	区	所在地(地番表示)	指定日	一部解除日	全部解除日	形質変更時要届出区域に指定する際、基準を超過した特定有害物質	備考
指-31	24-6	中原	小杉町3丁目446番2、中原区新丸子東3丁目447番1,447番15,447番16,447番18,1112番2,1112番5,1114番1,1114番4,1135番1,1135番3の一部	平成24年11月19日	平成25年3月5日 平成25年3月13日	平成25年7月24日	PCE、Pb、B、PCB	法14条に基づく申請による指定
指-32	24-7	麻生	王禅寺字源左衛門谷1254番48、1262番、1264番3、1268番、1269番、1270番、1271番2、1271番3、1285番1、1285番10、1286番、1286番2、1287番3、1297番、1299番、1299番2、1301番、1304番2、1306番、1310番、1310番2、1321番の一部	平成24年12月12日	平成24年12月25日 平成26年2月21日 平成26年3月4日 平成26年4月3日	平成27年8月6日	Cd、Cr6+、CN、Hg、Se、Pb、As、F、B	法14条に基づく申請による指定
指-33	24-8	川崎	白石町3番46、52、101の一部	平成24年12月6日	平成27年6月5日	-	cis-1,2-DCE、TCE、As、F	処理業省令に基づく指定
指-34	24-9	宮前	宮崎149番1、149番3、150番1、155番1、156番1の一部	平成24年12月25日	-	平成26年8月12日	CN、Pb、Se、As、F、B	法14条に基づく申請による指定
指-35	24-10	高津	坂戸1丁目165番、178番1、178番2、190番、191番、191番2、192番、193番、194番、195番1、201番、201番2の一部	平成25年4月22日	平成25年6月20日 平成25年11月6日 平成25年11月28日 平成26年4月18日 平成27年2月12日 平成27年4月15日 平成28年3月25日	-	CCl4、1,1-DCE、cis-1,2-DCE、DCM、PCE、1,1,1-TCA、TCE、Bz、Cr6+、CN、Pb、F、B、PCB	法14条に基づく申請による指定
指-36	25-1	宮前	野川1428番1、1429番、1430番2、1430番3、1432番1、1497番7、1497番11の一部	平成25年5月8日	平成25年7月1日	平成25年7月22日	Cr6+、Pb、F	法3条調査の結果に基づく指定
指-37	25-2	中原	新丸子町764番5の一部	平成25年6月20日	-	-	cis-1,2-DCE、PCE	法3条調査の結果に基づく指定
指-38	25-3	中原	上小田中4丁目1015番1、1344番8の各一部	平成25年8月12日 平成29年1月4日 平成29年3月1日 平成30年9月12日 令和5年9月15日 令和6年1月5日	平成27年8月25日 平成28年9月6日 令和2年12月21日 令和3年6月22日	-	CE、1,1-DCE、cis-1,2-DCE、1,2-DCE、PCE、TCE、Bz、Cd、Cr6+、CN、Hg、Se、Pb、As、F、B	法14条に基づく申請による指定 法3条8項調査の結果に基づく指定
指-39	25-4	幸	下平間234番3、238番、241番2、241番3の一部	平成25年8月29日	-	平成26年2月6日	F	法14条に基づく申請による指定
指-40	25-5	川崎	浮島町360番6、同番7	平成25年9月30日	-	-	Pb、CN、As、F	法14条に基づく申請による指定
指-41	25-6	川崎	桜本1丁目43番86、87の一部	平成25年11月6日	-	-	Pb、CN、As、F	法14条に基づく申請による指定
指-42	25-7	川崎	田島町20番10の一部	平成26年1月16日	平成27年4月15日	平成31年4月16日	Hg、Pb、CN、F	法3条調査の結果に基づく指定
指-43	25-8	川崎	夜光三丁目2番3、4、5、11、14、15の一部	平成26年01月22日	平成26年5月9日 平成28年1月7日	-	Pb、PCE、TCE、Bz、Cr6+、Se、As、F	法3条調査の結果に基づく指定
指-44	26-1	中原	木月大町107番1の一部	平成26年6月2日	平成26年9月29日	平成26年12月5日	F、Hg	法14条に基づく申請による指定
指-45	26-2	川崎	大島5丁目13番5の一部	平成26年6月13日	-	-	F	法3条調査の結果に基づく指定
指-46	26-3	幸	戸手4丁目53番1、同番12の一部	平成26年7月7日	-	平成27年1月16日	Pb	法14条に基づく申請による指定
指-47	26-4	高津	二子5丁目642番3、642番7の一部	平成26年7月15日	-	平成27年12月8日	Cr6+、As、F	法3条に基づく申請による指定
指-48	26-5	川崎	浮島町210番1の一部	平成26年10月10日	-	-	Pb、Bz、F	法14条に基づく申請による指定
指-49	26-6	川崎	塩浜二丁目11番9の一部	平成26年1月22日	-	-	Cr6+、CN、TCE	法3条に基づく申請による指定
指-50	26-7	川崎	殿町3丁目25番15の一部	平成26年12月25日	-	-	F	法14条に基づく申請による指定
指-51	26-8	中原	下新城一丁目671番1、672番1、672番3の一部	平成27年2月12日	-	平成27年4月21日	Cr6+	法3条調査の結果に基づく指定
指-52	26-9	中原	市ノ坪字田向399番1の一部	平成27年3月17日	-	平成27年9月11日	Pb、Se、As、F	法14条に基づく申請による指定
指-53	26-10	川崎	浮島町100番、210番1の一部	平成27年3月31日	-	-	Pb、F	法14条に基づく申請による指定
指-54	27-1	幸	小向西町2丁目3番の一部	平成27年7月9日	-	平成27年9月16日	Pb	法14条に基づく申請による指定
指-55	27-2	中原	井田3丁目1614番の一部	平成27年8月24日	-	平成27年11月18日	Pb	法3条調査の結果に基づく指定
指-56	27-3	中原	上平間1073番1、1140番の一部	平成28年3月15日	平成29年7月19日 令和2年3月19日 令和3年12月1日	令和5年3月29日	Pb、F	法14条に基づく申請による指定
指-57	28-1	川崎	鈴木町2964番1の一部	平成28年5月17日	-	-	CN、Hg、Pb、As、F、B	法14条に基づく申請による指定
指-58	28-2	川崎	扇町3番1の一部	平成28年6月13日	平成29年11月1日 平成30年1月24日	-	TCE、cis-1,2-DCE、Pb、F	法14条に基づく申請による指定
指-59	28-3	高津	新作1丁目1787番3の一部	平成28年6月22日 平成30年6月12日	令和2年11月20日	令和4年7月20日	Cd、Cr6+、Se、Pb、As、F、B	法14条に基づく申請による指定
指-60	28-4	宮前	有馬7丁目14番3、14番4の一部	平成28年9月8日	-	-	Hg、Se、Pb	法14条に基づく申請による指定
指-61	28-5	川崎	富士見1丁目6番4の一部	平成28年10月19日	-	平成30年7月20日	Pb	法3条調査の結果に基づく指定
指-62	28-6	宮前	有馬7丁目15番31、32、33、34、47の一部	平成28年10月28日	令和2年8月26日	-	Hg、Pb	法14条に基づく申請による指定
指-63	28-7	川崎	田辺新田8番1の一部	平成28年11月8日	平成29年5月26日 平成30年2月23日	-	Hg、Pb、As、F	法14条に基づく申請による指定

No.	整理番号	区	所在地(地番表示)	指定日	一部解除日	全部解除日	形質変更時要届出区域に指定する際、基準を超過した特定有害物質	備考
指-64	28-8	川崎	日進町5番1、2、3の一部	平成28年11月21日	平成29年12月22日 平成30年5月31日 平成30年11月5日 令和2年3月19日	-	Pb、As、F	法14条に基づく申請による指定
指-65	28-9	川崎	扇町16番1、16番2、23番2、23番3、23番4、30番3、30番4、30番5、30番6、30番7、31番1、31番2、31番3、31番4、32番1、32番2、32番3、37番2、38番2、38番3、39番4、39番7の一部	平成29年1月16日	平成29年7月27日	-	Bz、CN、F、B、Pb、As	法3条調査の結果に基づく指定
指-66	28-10	高津	二子6丁目696番3の一部	平成29年3月3日	-	平成30年1月10日	Pb	法14条に基づく申請による指定
指-67	28-11	幸	小向東芝町4番の一部、5番の一部	平成29年3月28日	-	平成29年8月9日	F	法3条調査の結果に基づく指定
指-68	28-12	川崎	扇町16番1の一部	平成29年4月28日	-	-	Bz、Pb、As	法14条に基づく申請による指定
指-69	28-13	幸	戸手本町1丁目114番17	平成29年4月28日	-	平成29年8月9日	Pb	法3条調査の結果に基づく指定
指-70	29-1	中原	等々力764番、765番、773番、774番、775番、975番3、3148番、3166番2、3202番、3226番、3230番、3226番地先(無地番地)の一部	平成29年8月29日	令和元年11月18日	-	Cr6+、Se、Pb、As、F、B	法14条に基づく申請による指定
指-71	29-2	川崎	塩浜4丁目4番4、4番5、4番13の一部	平成29年8月31日	-	-	CN	法3条調査の結果に基づく指定
指-72	29-3	中原	木月1丁目423番1の一部	平成29年10月11日	-	-	PCE	法3条調査の結果に基づく指定
指-73	29-4	川崎	塩浜三丁目21番4、35番1の各一部	平成29年10月26日 令和5年3月24日	令和5年3月24日	-	Cr6+、Se、Pb、As、F、B	法14条に基づく申請による指定
指-74	29-5	高津	下野毛3丁目860番1、860番2の一部	平成29年11月8日	平成30年2月16日	令和元年5月30日	F	法3条調査の結果に基づく指定
指-75	29-6	川崎	塩浜4丁目5番1、5番2、5番3、5番4、5番5、5番6、5番7、5番14、5番15、5番16、5番19の一部	平成29年11月22日	-	-	Cr6+、Pb	法3条調査の結果に基づく指定
指-76	29-7	高津	末長3丁目1116番3の一部	平成29年11月22日	令和2年1月29日	-	cis-1,2-DCE、TCE、CE、Cr6+、CN、Pb、As、F	法14条に基づく申請による指定
指-77	29-8	宮前	南平台645番2の一部	平成30年1月10日	-	-	Pb	法14条に基づく申請による指定
指-78	29-9	川崎	塩浜4丁目1番10の一部	平成30年2月23日	-	-	Pb、As、F	法14条に基づく申請による指定
指-79	29-10	川崎	千鳥町9番11	平成30年3月8日	-	-	As、F	法14条に基づく申請による指定
指-80	30-1	中原	上小田中4丁目1015番1の一部	平成30年9月12日 令和5年9月15日	-	-	CE、1,1-DCE、cis-1,2-DCE、1,2-DCE、PCE、TCE、Bz、Cr6+、CN、Hg、Se、Pb、As、F、B	法3条調査の結果に基づく指定 法14条に基づく申請による指定 法3条8項調査の結果に基づく指定 <b>※令和6年1月5日付で指-38に統合</b>
指-82	30-3	幸	塚越4丁目301番の一部	平成30年10月18日	令和2年10月22日	-	Pb	法14条に基づく申請による指定
指-83	30-4	川崎	鈴木町2964番1の一部	平成30年9月28日	令和2年1月29日	-	Pb、As、F	法14条に基づく申請による指定
指-84	30-5	川崎	千鳥町12番地の一部	平成30年10月16日 令和元年6月17日 令和2年2月12日	令和3年3月26日	-	F	法14条に基づく申請による指定
指-85	30-6	川崎	浮島町400番5の一部	平成31年1月4日	-	-	TCE、Bz、Pb、As、F、B	法14条に基づく申請による指定
指-86	30-7	川崎	夜光2丁目4番2の一部	平成30年12月27日	令和3年12月22日 令和5年6月15日	-	Cr6+、F	法3条調査の結果に基づく指定
指-87	30-8	川崎	夜光3丁目2番2の一部	平成31年1月22日	-	-	Pb、As、F	法14条に基づく申請による指定
指-88	30-9	川崎	鈴木町2964番1の一部	平成31年1月31日 令和元年10月16日 令和元年10月31日 令和元年11月13日	-	-	Cr6+、Pb、As、F	法14条に基づく申請による指定
指-89	30-10	川崎	鈴木町2964番1の一部	令和元年5月7日	令和2年6月24日	-	Pb	法14条に基づく申請による指定
指-90	30-11	高津	東野川2丁目4006番4、4006番5の一部	平成31年4月19日	-	-	CE、cis-1,2-DCE、PCE、TCE	法3条調査の結果に基づく指定
指-91	31-1	川崎	浮島町210番1の一部	令和元年6月25日	-	-	Pb	法4条2項調査の結果に基づく指定
指-92	31-2	中原	大倉町10番1の一部	令和元年8月19日	-	令和2年4月17日	Pb	法3条調査の結果に基づく指定
指-93	31-1	中原	上丸子古川通1194番7の一部	令和元年8月9日	-	令和4年4月15日	Se	法3条調査の結果に基づく指定
指-94	31-4	川崎	小島町4番35、4番36の一部	令和元年10月24日 令和2年3月4日	-	-	Pb、Cr6+、Se、As、F	法3条調査の結果に基づく指定 法14条に基づく申請による指定
指-95	31-5	川崎	中瀬1丁目6103番1の一部	令和2年2月5日	令和2年12月10日	-	Pb、Se、As、F	法3条調査の結果に基づく指定
指-96	31-6	中原	小杉町一丁目390番1、395番1、393番、394番1、396番、397番1、397番2、397番3、397番4、398番1、398番2、398番5の各一部	令和2年3月2日 令和2年5月22日 令和4年2月8日	令和2年8月13日 令和4年11月2日 令和5年1月12日	令和5年1月31日	CE、Cr6+、CN、Hg、Se、Pb、As、F	法3条調査の結果に基づく指定 法14条に基づく申請による指定
指-97	31-7	川崎	扇町5番1、9番12の一部	令和2年3月16日	-	-	Pb、Bz	法14条に基づく申請による指定
指-98	31-8	川崎	新川通12番の一部	令和2年4月28日	令和3年7月26日 令和4年4月15日	-	Cr6+、Hg、Pb、As	法4条2項調査の結果に基づく指定

No.	整理番号	区	所在地(地番表示)	指定日	一部解除日	全部解除日	形質変更時要届出区域に指定する際、基準を超過した特定有害物質	備考
指-99	R02-1	川崎	浮島町400番16	令和2年7月27日	-	-	Bz、Cd、Cr6+、CN、Hg、Se、Pb、As、F、B、PCB	法14条に基づく申請による指定
指-100	R02-2	川崎	鈴木町2964番1の一部	令和2年8月19日	-	-	As、F	法3条8項調査の結果に基づく指定
指-101	R02-3	川崎	塩浜四丁目11-1、11-6及び14-35並びに12-13及び16-8	令和2年8月19日	-	-	Pb、As、F	法14条に基づく申請による指定
指-102	R02-4	幸	小向東芝町1番1、3番、4番1の一部	令和2年8月31日 令和4年2月2日 令和5年3月29日	-	-	TCE、Cr6+、Hg、Pb、As、F	法3条8項調査の結果に基づく指定
指-103	R02-5	川崎	中瀬1丁目6103番1の一部	令和2年11月10日	-	-	Pb、Hg、As、F、B	法3条8項調査の結果に基づく指定
指-104	R03-1	中原	下沼部字玉川向1753番1の一部	令和3年5月17日 令和3年9月9日	令和4年3月29日	-	TCE、Hg、Pb、Cd、F	法4条2項調査の結果に基づく指定
指-105	R03-2	幸	古市場二丁目90番18	令和3年5月28日	-	令和3年8月3日	PCE	法3条調査の結果に基づく指定
指-107	R03-4	高津	下作延5丁目1604番1の一部、1604番18の一部、1669番1の一部、1679番1の一部、1679番2の一部、1679番3の一部、1681番2の一部	令和3年6月11日	-	令和4年3月11日	Pb、Hg、As、F	法3条調査の結果に基づく指定
指-108	R03-5	川崎	大川町3番1号	令和3年10月8日	-	令和4年12月20日	Pb	法4条2項調査の結果に基づく指定
指-109	R03-6	川崎	京町三丁目89番3の一部	令和3年10月27日	-	-	Pb、B、F、Cr6+	法3条8項調査の結果に基づく指定
指-110	R03-7	川崎	小島町4番36、39の各一部	令和3年11月18日	-	-	F	法14条調査の結果に基づく指定
指-111	R03-8	川崎	浮島町260-1の一部、260-2の一部	令和4年3月8日	-	-	Pb、F	法3条8項調査の結果に基づく指定
指-112	R03-9	川崎	夜光1丁目3番1号の一部	令和4年3月22日	-	-	CN、Pb	法3条8項調査の結果に基づく指定
指-113	R04-1	高津	下野毛二丁目920番3、920番7、976番1、976番2、976番3、976番6、976番7、987番3、988番3の各一部	令和4年6月16日	-	-	Pb、As、F、B	法14条に基づく申請による指定
指-114	R04-2	多摩	登戸字突耕地3816番3の一部	令和4年6月27日	-	令和5年7月26日	F	法3条調査の結果に基づく指定
指-115	R04-3	高津	坂戸一丁目232番2	令和4年7月20日	-	令和4年12月1日	Pb	法4条2項調査の結果に基づく指定
指-116	R04-4	川崎	塩浜三丁目24番1の一部、24番66、24番69、29番50	令和4年7月26日	-	-	F	法14条に基づく申請による指定
指-117	R04-5	川崎	鈴木町2964番1の一部	令和4年8月1日	-	-	As	法3条8項調査の結果に基づく指定
指-118	R04-6	川崎	鈴木町2964番1の一部	令和4年8月9日	令和6年1月19日	-	Hg、Pb、As、F	法3条8項調査の結果に基づく指定
指-119	R04-7	川崎	大川町13番4、13番6、13番16、13番18の各一部、13番5、13番17	令和4年8月9日	-	-	Se、Pb、As、F	法3条8項調査の結果に基づく指定 法14条に基づく申請による指定
指-120	R04-8	幸	北加瀬二丁目585番1	令和4年9月1日	-	令和5年1月19日	Cr6+、F	法4条2項調査の結果に基づく指定
指-121	R04-9	川崎	小田栄二丁目3番52の一部	令和4年9月1日 令和4年12月12日	令和5年1月5日 令和6年3月28日	-	Pb	法4条2項調査の結果に基づく指定
指-122	R04-10	川崎	大川町2番32	令和4年9月21日	-	-	Bz、Cd、Cr6+、Se、Pb、As、F、B	法3条調査の結果に基づく指定
指-123	R04-11	川崎	小島町4番39、40の各一部	令和4年10月12日 令和4年12月16日	-	-	Pb、F	法3条8項調査の結果に基づく指定 法14条に基づく申請による指定
指-124	R04-12	川崎	夜光一丁目3番1の一部	令和4年10月4日 令和5年6月15日	-	-	Hg、Pb、As、F	法3条8項調査の結果に基づく指定 法14条に基づく申請による指定
指-125	R04-13	川崎	浮島町260番1、260番2の各一部	令和5年2月1日	-	-	Pb、F	法3条8項調査の結果に基づく指定
指-126	R04-14	中原	西加瀬5番1、12番3、21番2、47番1、47番2、47番3、47番4、48番1、48番3、50番1、50番2、50番3、50番4、50番5、50番6、50番7、58番3、59番1、88番1、88番2、103番1、103番3、103番4、103番5、116番1、116番6、116番7、122番1、125番3、295番7、295番9、314番1、314番2、323番、324番1、324番3、324番4、324番5、329番2、329番3、330番1、330番2、330番3、330番4、333番1、333番2、334番、334番2、336番2、337番4、337番5、341番1、347番2、347番3、348番6、348番7、390番1、390番8、390番9、390番10、396番3、401番、402番及び403番の各一部	令和5年3月7日	-	-	CE、1,2-DCE、PCE、TCE、Bz、Cr6+、Se、Pb、As、F、B	法4条2項調査の結果に基づく指定
指-127	R04-15	川崎	殿町三丁目25番1	令和5年3月29日	-	-	F	法14条に基づく申請による指定
指-128	R05-1	川崎	塩浜3丁目24番55	令和5年7月6日	-	-	F	法3条調査の結果に基づく指定
指-129	R05-2	川崎	鈴木町2964番1の一部	令和5年7月26日	-	-	Cr6+、Pb、As	法3条8項調査の結果に基づく指定
指-130	R05-3	川崎	塩浜一丁目16番11	令和5年9月28日	-	-	Cd、Pb、As、F	法4条2項調査の結果に基づく指定

○参考資料○

No.	整理番号	区	所在地(地番表示)	指定日	一部解除日	全部解除日	形質変更時要届出区域に指定する際、基準を超過した特定有害物質	備考
指-131	R05-4	川崎	扇町57番1、57番3、57番4の各一部	令和5年12月19日	-	-	Cd、Pb、As、F	法4条2項調査の結果に基づく指定
指-132	R05-5	川崎	夜光一丁目2番2の一部	令和6年2月21日	-	-	F	法3条8項調査の結果に基づく指定
指-133	R05-6	川崎	千鳥町6番1の一部	令和6年3月25日	-	-	PCB	法14条に基づく申請による指定

CE:クロロエチレン、CCl4:四塩化炭素、1,2-DCA:1,2-ジクロロエタン、1,1-DCE:1,1-ジクロロエチレン、cis-1,2-DCE:シス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-DCE:1,2-ジクロロエチレン、1,3-DCP:1,3-ジクロロプロペン、DCM:ジクロロメタン、PCE:テトラクロロエチレン、1,1,1-TCE:1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-TCE:1,1,2-トリクロロエタン、TCE:トリクロロエチレン、Bz:ベンゼン、Cd:カドミウム、Cr6+:六価クロム、CN:シアン、Hg:水銀、Se:セレン、Pb:鉛、As:砒素、F:フッ素、B:ほう素、PCB:ポリ塩化ビフェニル

## (2) 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく届出及び指定・解除状況

## 市条例に基づく報告件数（平成31年度～令和5年度）

(単位:件)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
資料等調査	46	46	31	45	40	208
詳細調査	13	13	5	11	7	49
搬出土壤調査	35	39	37	57	34	202
合計	94	98	73	113	81	459
実施計画書	23	30	16	28	13	110
実施報告書	25	22	12	52	22	133
管理計画書	28	36	18	29	30	141
合計	76	88	46	109	65	384
総計	170	186	119	222	146	843

## 市条例に基づく土壤調査での汚染判明物質（平成31年度～令和5年度）

(単位:件)

		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計	
(第1種特定有害物質)	揮発性有機化合物	クロロエチレン	0	1	0	0	0	1
		四塩化炭素	0	0	0	0	1	1
		1,2-ジクロロエタン	0	0	0	0	0	0
		1,1-ジクロロエチレン	0	0	0	0	0	0
		1,2-ジクロロエチレン※	0	0	0	0	0	0
		1,3-ジクロロプロペン	0	0	0	0	0	0
		ジクロロメタン	0	0	0	0	0	0
		テトラクロロエチレン	0	0	1	1	2	4
		1,1,1-トリクロロエタン	0	0	0	0	0	0
		1,1,2-トリクロロエタン	0	0	0	0	0	0
		トリクロロエチレン	0	1	0	1	1	3
		ベンゼン	1	0	0	0	1	2
(第2種特定有害物質)	重金属等	カドミウム及びその化合物	0	0	0	0	0	0
		六価クロム化合物	2	1	1	0	0	4
		シアン化合物	3	1	0	0	0	4
		水銀及びその化合物	3	3	2	2	2	12
		セレン及びその化合物	5	1	1	2	2	11
		鉛及びその化合物	11	10	7	19	7	54
		砒素及びその化合物	5	7	8	9	4	33
		ふっ素及びその化合物	9	14	8	11	5	47
ほう素及びその化合物	0	0	0	1	1	2		
(第3種特定有害物質)	農薬等	シマジン	0	0	0	0	0	0
		チウラム	0	0	0	0	0	0
		チオベンカルブ	0	0	0	0	0	0
		PCB	0	0	0	0	0	0
		有機りん化合物	0	0	0	0	0	0
その他	ダイオキシン類	1	0	0	1	0	2	
合計		39	39	28	46	26	178	

※平成31年4月1日より、トランス-1,2-ジクロロエチレンが追加され、シス-1,2-ジクロロエチレンとあわせて1,2-ジクロロエチレンとして指定された。

## 市条例に基づく土壌調査等の結果の公表状況

令和6(2024)年3月31日現在

整理番号	区	所在地	汚染判明日	台帳削除日	基準を超過した 特定有害物質等	※詳細 ・搬出	備考
16-1	麻生	上麻生1-11-1,2	平成16年10月28日	平成17年5月11日	Hg、Pb、As	詳細	
16-2	幸	塚越4-345-1	平成16年11月17日	平成17年3月25日	F	詳細	
16-3	中原	今井西町147	平成16年12月16日	平成17年4月19日	Cr6+、As	搬出	
16-4	川崎	下並木14	平成16年12月3日	平成17年12月5日	Hg	詳細	
16-5	幸	塚越3-474-2	平成17年3月7日	平成17年7月15日	Pb、As	搬出	
16-6	川崎	鈴木町1-1	平成17年3月14日	平成17年10月26日	Pb	搬出	
16-7	中原	上丸子山王町2-1202,1202-5	平成17年3月3日	応急対策済	Cr6+	詳細	
17-1	川崎	水江町4-1	平成17年4月1日	応急対策済	TCE、Pb、Hg、Cr6+、F	詳細	
17-2	幸	中幸町3-27-2	平成17年2月28日	平成17年12月9日	Pb	詳細	
17-3	川崎	港町12-1	平成17年5月27日	平成17年12月13日	Pb	詳細	
17-4	川崎	水江町4-2	平成17年5月27日	平成17年8月9日	F	詳細	
17-5	麻生	片平666-1	平成17年3月31日	平成18年2月28日	cis-1,2-DCE、PCE	詳細	
17-6	川崎	鈴木町1-2	平成17年6月17日	平成17年12月2日	CCl4、PCE、Hg、Pb、As、F、B	搬出	
17-7	麻生	下麻生字亀井93-1,95-1,96-1	平成17年6月20日	平成17年11月28日	Hg、Pb、As、F	詳細	
17-8	中原	今井上町56番地	平成17年4月22日	平成17年12月9日	CCl4、Pb、As、F	詳細	
17-9	幸	堀川町72番地	平成17年2月7日	平成17年12月26日	Pb、As、F	搬出	
17-10	高津	末長24番10他	平成17年8月5日	平成17年12月6日	Pb	詳細	
17-11	幸	柳町70番地	平成17年9月2日	平成19年1月12日	cis-1,2-DCE、PCE、TCE、Cr6+、Hg、Se、Pb、As、F、CN、1,1-DCE、Cd	詳細	
17-12	高津	末長1414	平成17年10月7日	平成18年2月10日	Pb、As	搬出	
17-13	川崎	扇町6-8	平成17年10月25日	応急対策済	Pb、As、F	詳細	
17-14	川崎	富士見2-5-12	平成17年11月9日	自社保管	PCB	詳細	
17-15	川崎	扇町5-1	平成17年11月9日	平成19年5月2日	Se、Pb、As	搬出	
17-16	幸	堀川町72	平成17年2月24日	平成20年8月26日	Hg、Pb、As、F	搬出	
17-17	川崎	四谷下町19-12,19-13,19-41,19-42	平成17年6月21日	平成17年10月26日	PCE	詳細	
17-18	幸	戸手町1-4-15	平成17年8月24日	平成17年10月21日	Bz	詳細	
17-19	川崎	渡田新町3-6-15	平成17年12月20日	平成18年8月24日	cis-1,2-DCE、PCE	詳細	
17-20	川崎	追分町2-2	平成17年12月21日	平成18年3月3日	Cr6+、Pb	詳細	
17-21	中原	下沼部1810	平成18年2月6日	平成18年6月1日	Se、F	詳細	
17-22	多摩	登戸3816番地	平成18年2月22日	平成22年11月1日	Pb、F、B	詳細	
17-23	高津	末長1116	平成18年3月10日	平成18年11月20日	cis-1,2-DCE、CN、Pb、As、F	詳細	
17-24	幸	大宮町28番7,28番17,28番18	平成18年3月9日	平成18年6月28日	Pb	詳細	
18-1	麻生	片平667	平成18年4月3日	平成18年4月19日	cis-1,2-DCE、PCE、TCE	詳細	
18-2	中原	中丸子155-1	平成18年4月18日	平成21年2月24日	Hg	詳細	
18-3	幸	鹿島田字向島760番2他	平成18年4月17日	平成18年9月8日	Pb、F	詳細	
18-4	中原	小杉町3丁目435番地	平成18年4月25日	平成18年9月25日	Hg、Pb、As、F	詳細	
18-5	高津	千年新町26-10	平成18年4月27日	平成18年7月10日	cis-1,2-DCE、PCE、TCE	詳細	
18-6	宮前	東有馬2-1-22	平成18年5月22日	平成18年11月7日	PCE	詳細	
18-7	川崎	鈴木町1-1	平成18年6月12日	平成18年9月29日	As	搬出	
18-8	川崎	鈴木町1-1	平成18年6月12日	平成18年9月29日	As	搬出	
18-9	川崎	千鳥町1-1	平成18年6月15日	平成19年5月7日	1,2-DCE、Bz、Pb、As、F	搬出	

整理番号	区	所在地	汚染判明日	台帳削除日	基準を超過した 特定有害物質等	※詳細 ・搬出	備考
18-10	川崎	田島町23-1	平成18年6月29日	平成19年4月10日	F	搬出	
18-11	川崎	水江町4-1	平成18年7月21日	平成19年5月22日	Cr6+、Hg、Pb、As、F	詳細	
18-12	高津	下野毛3-16-1	平成18年9月1日	平成27年2月27日	PCE、TCE、Pb、cis-1,2-DCE、As	詳細	
18-13	幸	小倉1655	平成18年9月13日	—	cis-1,2-DCE、TCE、CN	詳細	
18-14	川崎	鈴木町1-1	平成18年10月6日	平成19年3月27日	PCE、Hg、Pb、As、F	搬出	
18-15	川崎	鈴木町1-1	平成18年10月6日	平成19年1月9日	As	搬出	
18-16	川崎	鈴木町1-1	平成18年10月6日	平成19年2月22日	As	搬出	
18-17	中原	中丸子新宿耕地13-2他	平成18年10月31日	平成20年7月22日	Cr6+、CN、Se、Pb、As、F、B、PCB	詳細	
18-18	中原	中丸子新宿耕地35-4他	平成18年10月31日	平成20年7月22日	cis-1,2-DCE、TCE、Cr6+、CN、Pb、As、F、B	詳細	
18-19	中原	中丸子新宿耕地73-2他	平成18年10月31日	平成20年2月14日	Hg、Se、Pb、As、F	詳細	
18-20	川崎	元木2-2-22	平成18年11月21日	平成19年5月31日	Pb、F	詳細	
18-21	川崎	水江町4-1	平成18年12月27日	一部対策済	Cr6+、Hg、Pb、F	詳細	
18-22	川崎	扇町5番1号	平成19年1月5日	平成19年5月2日	Se、Pb、As	搬出	
18-23	中原	小杉町3丁目414-4,414-5の一部 他51筆の一部	平成19年1月19日	平成26年4月15日	F、Pb	詳細	
18-24	中原	下沼部1753	平成19年1月25日	平成19年7月3日	Cd、Se	詳細	
18-25	中原	下沼部1753	平成19年2月22日	平成19年7月3日	Se、As、F	搬出	
18-26	川崎	藤崎3-5-1	平成19年2月26日	—	Pb	詳細	
18-27	幸	柳町72-1他	平成19年2月26日	平成19年11月2日	cis-1,2-DCE、Pb、F	詳細	
18-28	川崎	浮島町7-1	平成19年3月2日	管理実施中	PCE、TCE	詳細	
18-29	高津	新作5-548-3	平成19年3月2日	平成19年4月16日	Pb、F	詳細	
18-30	川崎	鈴木町1-1	平成19年3月20日	平成19年8月20日	DXN	搬出	
19-1	川崎	駅前本町11-1	平成19年4月6日	平成19年6月11日	PCE	詳細	
19-2	高津	北見方1丁目22番14号	平成19年4月13日	平成19年7月31日	TCE、Cr6+、Se、As	詳細	
19-3	川崎	小田栄2-3-1	平成19年4月27日	平成23年5月31日	TCE、Pb、As、F、B	詳細	
19-4	多摩	枳形6丁目1番1号	平成19年5月17日	平成20年4月22日	Pb	搬出	
19-5	川崎	鈴木町1番2号	平成19年4月27日	平成20年6月2日	CCl4、TCE、Bz、Pb、B	搬出	
19-6	麻生	王禅寺1285番地ほか	平成19年5月29日	平成20年4月22日	Pb、DXN	詳細	
19-7	川崎	扇町8番3号	平成19年6月1日	平成21年2月19日	Pb、F	詳細	
19-8	中原	市ノ坪284	平成19年6月13日	平成19年8月2日	cis-1,2-DCE、PCE、TCE	詳細	
19-9	川崎	京町3丁目26番地	平成19年6月22日	平成20年2月27日	Cr6+、Pb、F	詳細	
19-10	宮前	犬蔵3-8	平成19年7月3日	平成21年4月30日	Pb、As、F	詳・搬	
19-11	幸	堀川町72	平成19年8月8日	平成19年11月20日	Pb、F	搬出	
19-12	川崎	田町3-10-1	平成19年8月22日	平成19年10月24日	Pb、As、F	詳細	
19-13	川崎	扇町5番1号	平成19年8月29日	平成20年2月27日	Pb	搬出	
19-14	中原	新丸子東3丁目928-1,929-1,930	平成19年9月11日	平成20年2月27日	Pb	詳細	
19-15	川崎	鈴木町1番1号	平成19年9月21日	平成20年1月10日	Cr6+	搬出	
19-16	川崎	鈴木町1番1号	平成19年9月21日	平成20年2月27日	As	搬出	
19-17	川崎	鈴木町1番1号	平成19年9月21日	平成20年2月27日	As	搬出	
19-18	多摩	登戸3819番地	平成19年10月18日	平成19年12月17日	Pb、DXN	搬出	
19-19	幸	塚越3丁目484番地	平成19年11月27日	平成20年5月15日	Pb	詳細	
19-20	中原	中丸子1225番地	平成19年12月4日	平成20年10月23日	cis-1,2-DCE	詳細	
19-21	川崎	水江町1番43、45他	平成20年1月30日	平成20年12月26日 平成21年2月6日	Hg、Pb、F	詳細	
19-22	川崎	扇町8番3号	平成20年1月31日	平成21年11月17日	Pb、F	詳細	

整理番号	区	所在地	汚染判明日	台帳削除日	基準を超過した特定有害物質等	※詳細・搬出	備考
19-23	川崎	鈴木町1番1号	平成20年2月7日	平成20年7月2日	Pb、As	搬出	
19-24	幸	鹿島田字田尻1082-1	平成20年2月8日	平成21年4月23日	Cr6+、Pb、DXN	詳細	
19-25	宮前	東有馬2-39	平成20年2月19日	平成23年5月30日	cis-1,2-DCE、PCE、TCE、Bz、F	詳・搬	
19-26	中原	上小田中4-1-1	平成20年3月6日	平成20年6月13日	cis-1,2-DCE、Pb、As、F	搬出	
19-27	高津	溝口5丁目13-18	平成20年3月12日	平成20年7月3日	F	搬出	
19-28	中原	下沼部1753	平成20年3月21日	平成22年12月15日	cis-1,2-DCE、TCE、Hg、Pb	搬出	
20-1	川崎	桜本1丁目2-20	平成20年3月17日	平成20年11月28日	Pb、As、F	詳細	
20-2	幸	小倉1658番	平成20年3月25日	平成20年10月20日	Cr6+、Pb、As、F	詳細	
20-3	宮前	有馬1丁目22-18	平成20年5月7日	平成24年9月21日	cis-1,2-DCE、TCE、Pb	詳細	
20-4	中原	苅宿335	平成20年7月17日	平成20年11月7日	Cr6+、F	搬出	
20-5	幸	南幸町3-20	平成20年8月11日	平成20年10月15日	F	詳細	
20-6	幸	大宮町31番1、31番27	平成20年8月25日	平成20年10月20日	Pb	詳細	
20-7	川崎	鈴木町1番2号	平成20年9月11日	平成21年2月19日	TCE、Pb、As、F	搬出	
20-8	多摩	枅形6丁目1番1号	平成20年9月10日	平成22年3月26日	Hg、Pb	詳細	
20-9	中原	宮内1-19	平成20年10月1日	応急対策済	F	詳細	
20-10	幸	戸手3-2-13	平成20年10月10日	平成21年1月5日	As、F	詳細	
20-11	川崎	港町1	平成20年9月12日	平成22年2月17日	TCE、Cr6+、CN、Hg、Pb、As、F	詳細	
20-12	川崎	白石町3-1	平成20年11月12日	平成21年3月30日	F	搬出	
20-13	川崎	浮島町10番8号	平成20年11月20日	平成21年3月10日	As、F	搬出	
20-14	川崎	鈴木町1番2号	平成20年12月4日	平成21年9月1日	CCI4、1,2-DCE、DCM、PCE、1,1,2-TCE、TCE、Bz、Pb、As、F	搬出	
20-15	川崎	扇町5-1	平成21年1月9日	平成21年4月23日	Se、Pb、As、F	搬出	
20-16	川崎	扇町5-1	平成21年1月16日	平成22年4月15日	As	搬出	
20-17	川崎	扇町5-1	平成21年2月16日	平成21年4月23日	Pb、As	搬出	
20-18	川崎	扇町5-1	平成21年2月26日	平成22年4月13日	Se、Pb、As、F	搬出	
20-19	川崎	鈴木町1番1号	平成21年3月4日	平成21年4月23日	Hg	搬出	
21-1	中原	新丸子東3丁目1135番地	平成21年4月14日	平成22年6月16日	PCE、Pb	詳細	
21-2	中原	今井上町55番1	平成21年6月11日	平成21年8月27日	Pb	詳細	
21-3	高津	久地3丁目13-1	平成21年6月29日	平成21年8月18日	Cd、F	詳細	
21-4	川崎	大師本町8丁目5	平成21年7月9日	平成22年1月29日	F	詳細	
21-5	川崎	浮島町10番3号	平成21年8月7日	平成22年1月29日	As、F	搬出	
21-6	川崎	扇町12番1号	平成21年10月22日	応急対策済	Bz、Pb、As	詳細	
21-7	川崎	浮島町10番3号	平成22年3月12日	平成22年11月1日	F	搬出	
21-8	中原	井田2丁目27番1号	平成22年2月24日	平成22年6月7日	Pb	詳細	
21-9	川崎	塩浜3丁目10番1号	平成22年3月15日	対策実施済	Bz、CN、Pb、As、F、PCB	詳細	自然由来のみ掲載
21-10	中原	新丸子東3丁目473他、小杉町3丁目472他	平成22年3月26日	平成23年10月28日	F	詳細	
22-1	高津	久地853番地1	平成22年4月5日	平成22年12月17日	Cr6+、F	詳細	
22-2	多摩	登戸字突耕地3816番13他、和泉字西南河原3657番23の一部	平成22年4月15日	平成22年11月1日	Hg、Pb、F、B	詳細	
22-3	川崎	浮島町10番3号	平成22年5月13日	平成22年11月1日	F	搬出	
22-4	中原	市ノ坪386-2,3,4,5、中丸子249-2,247-1,251-1	平成22年5月27日	平成24年1月5日	Cd、Pb、As、F、PCB	詳細	
22-5	川崎	浮島町2番1号	平成22年6月8日	平成22年8月17日	F	搬出	
22-6	川崎	水江町4番1号	平成22年4月21日	平成24年4月4日	Bz、Pb、As、F、	詳細	

整理番号	区	所在地	汚染判明日	台帳削除日	基準を超過した特定有害物質等	※詳細・搬出	備考
22-7	川崎	浮島町10番3号	平成22年6月10日	平成22年11月1日	As、F、	搬出	
22-8	中原	下沼部1927-15,17,20,33	平成22年7月7日	平成22年9月9日	PCE、	詳細	
22-9	川崎	扇町8番3号	平成22年7月20日	平成22年10月19日	Pb、F	搬出	
22-10	中原	市ノ坪160	平成22年7月9日	平成22年12月16日	cis-1,2-DCE、TCE	搬出	
22-11	川崎	浮島町10番3号	平成22年7月28日	平成22年11月1日	As、F	搬出	
22-12	川崎	浮島町10番3号	平成22年7月28日	平成22年11月1日	F	搬出	
22-13	川崎	浮島町2番1号	平成22年7月26日	平成23年3月29日	PCE、F、As	搬出	
22-14	川崎	浮島町2番1号	平成22年8月30日	平成22年12月9日	F	搬出	
22-15	川崎	扇町5番1号	平成22年9月1日	平成25年11月6日	Pb、As	搬出	
22-16	川崎	扇町5番1号	平成22年9月1日	平成25年11月13日	As	搬出	
22-17	川崎	鈴木町1番2号	平成22年9月24日	平成22年12月27日	F	搬出	
22-18	川崎	扇町5番1号	平成22年9月27日	平成26年7月31日	Se、Pb	搬出	
22-19	川崎	扇町8番3号	平成22年9月30日	平成23年3月8日	Pb、F	詳細	
22-20	川崎	浮島町2番1号	平成22年10月6日	平成23年1月5日	F	搬出	
22-21	川崎	浮島町2番1号	平成22年10月6日	平成22年12月27日	F	搬出	
22-22	川崎	千島町1番1号	平成22年10月19日	平成23年1月28日	Pb	搬出	
22-23	川崎	扇町5番1号	平成22年10月22日	平成23年3月29日	Pb、As	搬出	
22-24	川崎	扇町5番1号	平成22年10月22日	平成26年7月31日	Se、Pb	搬出	
22-25	川崎	千島町1番1号	平成22年11月5日	平成24年7月3日	Bz、As	搬出	
22-26	川崎	扇町5番1号	平成22年11月8日	平成26年7月31日	Se、Pb、As	搬出	
22-27	川崎	扇町5番1号	平成22年11月8日	平成23年3月29日	Se、Pb、As	搬出	
22-28	川崎	千島町1番1号	平成23年2月9日	平成23年11月4日	Pb	搬出	
22-29	川崎	扇町5番1号(土壌発生場所) 大川町5番1号(土壌保管場所)	平成23年2月10日	平成23年9月15日	CN、Hg、Se、Pb、As、F	搬出	
22-30	川崎	鈴木町1番1号	平成23年2月18日	平成23年8月1日	Pb	搬出	
22-31	川崎	境町10番5号	平成23年3月24日	平成23年4月26日	Pb	詳細	
23-1	川崎	浮島町2番1号	平成23年6月28日	平成24年1月13日	F	搬出	
23-2	川崎	大川町5番1号	平成23年8月11日	平成24年1月26日	Se、Pb、As	搬出	
23-3	川崎	夜光1丁目3番1号	平成23年8月11日	平成24年2月9日	Pb	搬出	
23-4	川崎	浮島町2番1号	平成23年8月29日	平成23年11月14日	F	搬出	
23-5	中原	中丸子1283番地	平成23年9月9日	平成24年8月1日	F	詳細	
23-6	川崎	扇町8番3号	平成23年10月27日	平成26年6月11日	Pb、F、As	搬出	
23-7	川崎	浮島町10番3号	平成23年11月28日	平成24年1月18日	F	搬出	
23-8	川崎	小田4丁目138番2	平成23年1月16日	管理実施中	Cr6+、Pb、F、cis-1,2-DCE、TCE	詳細	
23-9	川崎	鈴木町1番1号	平成23年1月17日	平成24年6月8日	Pb	搬出	
23-10	川崎	大川町5番1号	平成23年1月18日	平成25年11月13日	Pb	搬出	
23-11	幸	戸手3丁目1番4号	平成24年2月21日	平成24年10月18日	cis-1,2-DCE、TCE、CN	詳細	
23-12	川崎	鈴木町1番1号	平成24年2月27日	平成24年6月8日	F	搬出	
23-13	川崎	扇町5番1号	平成24年3月29日	平成24年12月5日	Se、Pb、As	搬出	
23-14	川崎	桜本1丁目14番8号	平成24年3月21日	平成25年11月5日	CN、Pb、F、As	詳細	
24-1	川崎	伊勢町13番15号	平成24年4月10日	平成25年2月19日	Cr6+、F	詳細	
24-2	中原	新丸子東3丁目1135番地	平成24年5月15日	平成24年12月5日	PCE、Pb、B	詳細	
24-3	高津	久本3丁目12-29	平成24年5月30日	平成24年11月13日	Pb	詳細	
24-4	川崎	扇町8番3号	平成24年7月12日	平成26年4月1日	Cr6+、As、Pb、F	搬出	
24-5	川崎	鈴木町1番2号	平成24年7月27日	平成24年12月21日	CCl4、Pb	搬出	
24-6	中原	井田2丁目27番1号	平成24年7月24日	平成25年12月5日	F、Pb	詳細	
24-7	川崎	扇町8番3号	平成24年9月26日	平成26年12月18日	F	搬出	

整理番号	区	所在地	汚染判明日	台帳削除日	基準を超過した 特定有害物質等	※詳細 ・搬出	備考
24-8	川崎	池上新町3丁目1番3号	平成24年10月9日	平成24年11月21日	Pb	詳細	
24-9	川崎	塩浜3丁目24番11号	平成24年10月4日	管理実施中	F	詳細	
24-10	高津	二子3丁目12番	平成24年11月6日	平成25年9月4日	Pb、As	詳細	
24-11	川崎	扇町5番1号	平成24年11月21日	令和4年10月11日	Pb	搬出	
24-12	中原	宮内1丁目6番32号	平成24年12月26日	平成30年11月16日	PCE、TCE、cis-1,2- DCE、1,1-DCE	詳細	
24-13	川崎	扇町5番1号	平成24年12月27日	平成25年6月27日	Pb、F	搬出	
24-14	川崎	扇町5番1号、9番12	平成25年1月21日	—	Bz、Pb	詳細	
24-15	多摩	三田1丁目1番1号	平成25年1月17日	平成25年3月25日	As	詳細	
24-16	川崎	鈴木町1番1号	平成25年1月31日	平成25年6月13日	Cr6+	搬出	
24-17	中原	市ノ坪字外屋敷449番26、27	平成25年3月13日	平成26年1月7日	Pb	詳細	
24-18	川崎	鈴木町1番1号	平成25年3月22日	平成25年6月13日	As	搬出	
25-1	川崎	富士見1丁目5番1号	平成25年4月12日	平成25年9月9日	Pb、F	詳細	
25-2	川崎	千鳥町1番1号	平成25年4月16日	平成25年9月4日	F	搬出	
25-3	多摩	登戸1864番地1	平成25年4月15日	平成26年7月2日	PCE	詳細	
25-4	中原	田尻町27番、28番2	平成25年5月24日	平成25年11月26日	CN	詳細	
25-5	幸	戸手4丁目1番18号	平成25年6月7日	対策実施済	1,1-DCE、cis-1,2- DCE、PCE、TCE、Bz、 CN、F	詳細	自然由来 のみ掲載
25-6	川崎	田町2丁目4番2号	平成25年6月11日	平成26年2月14日	CN、Pb、As、F、B	搬出	
25-7	中原	宮内2丁目1番1号	平成25年6月28日	平成25年9月13日	DXN	詳細	
25-8	高津	下野毛3丁目16番1号	平成25年5月29日	平成27年2月27日	F	詳細	
25-9	川崎	扇町8-3	平成25年8月1日	平成26年6月11日	F	搬出	
25-10	川崎	千鳥町2番3号	平成25年8月26日	平成28年1月4日	CN、Pb	搬出	
25-11	川崎	扇町5番1号	平成25年8月26日	令和4年10月11日	Pb、Se、As	搬出	
25-12	川崎	扇町5番1号	平成25年8月26日	令和4年10月11日	As	搬出	
25-13	川崎	塩浜3丁目17番1号	平成25年8月29日	平成26年8月29日	Pb、As	搬出	
25-14	高津	宇奈根710番5、7	平成25年9月4日	平成25年12月19日	PCE	詳細	
25-15	川崎	大師駅前2丁目3番	平成25年10月17日	管理実施中	Pb、F	詳細	
25-16	川崎	港町10番30号	平成25年10月17日	平成26年5月7日	Pb、F	詳細	
25-17	幸	小倉5丁目1714番地1	平成25年11月7日	平成26年2月20日	Pb、F	詳細	
25-18	中原	市ノ坪132番地	平成25年12月26日	対策実施中	F	詳細	
25-19	川崎	大川町5番1号	平成26年1月14日	平成26年7月31日	Hg、Se、Pb、As	搬出	
25-20	川崎	鈴木町1番1号	平成26年2月7日	平成26年7月14日	Pb、Hg	搬出	
25-21	川崎	鈴木町1番1号	平成26年2月7日	平成26年7月14日	Hg	搬出	
25-22	川崎	塩浜3丁目17番1号	平成26年3月20日	対策実施中	As、F	搬出	
26-1	川崎	四谷下町3番13号	平成26年4月7日	管理実施中	Bz、Pb	詳細	
26-2	高津	久地3丁目4番35号	平成26年4月11日	平成26年7月30日	F	搬出	
26-3	川崎	扇町5番1号	平成26年4月24日	令和5年1月11日	Pb	搬出	
26-4	川崎	千鳥町2番3号	平成26年5月2日	平成28年1月4日	CN	搬出	
26-5	川崎	夜光2丁目3番1号	平成26年5月23日	平成26年8月25日	F	搬出	
26-6	高津	二子5丁目662番	平成26年6月3日	平成28年3月1日	Pb	詳細	
26-7	川崎	鈴木町3番1号	平成26年5月29日	平成26年9月24日	Pb、F	詳細	
26-8	川崎	扇町5番1号	平成26年7月16日	令和4年10月11日	Se、Pb、As	搬出	
26-9	中原	市ノ坪415番1	平成26年7月15日	平成26年12月5日	Se	詳細	
26-10	川崎	大川町5番1号	平成26年8月1日	令和4年12月5日	Se、Pb	搬出	
26-11	川崎	鈴木町1番1号	平成26年8月5日	平成26年11月26日	Hg、F	搬出	
26-12	多摩	登戸3819番1	平成26年8月26日	平成26年11月14日	DXN	詳細	

整理番号	区	所在地	汚染判明日	台帳削除日	基準を超過した 特定有害物質等	※詳細 ・搬出	備考
26-13	川崎	扇町5番1号	平成26年9月2日	令和4年12月5日	Se、Pb、As	搬出	
26-14	多摩	宿原5丁目14番1号	平成26年9月26日	平成27年6月26日	Hg、Pb	詳細	
26-15	幸	遠藤町55番地	平成26年11月19日	平成27年1月27日	Pb、B	詳細	
26-16	川崎	扇町5番1号	平成26年11月27日	令和4年12月5日	Se、Pb、As	搬出	
26-17	川崎	千鳥町3-1	平成26年11月26日	管理実施中	Cr6+、F、B、Pb	詳細	
26-18	幸	都町65番1、65番2、69番、69番2、69番3、70番	平成26年11月27日	平成27年4月1日	Cr6+	詳細	
26-19	中原	市ノ坪400	平成26年12月11日	平成27年3月19日	Se、Pb、As、F	詳細	
26-20	川崎	扇町5番1号	平成27年1月20日	令和4年11月15日	Se、Pb、As	搬出	
26-21	川崎	鈴木町1番2号	平成27年2月5日	平成27年10月14日	CCl4、Cr6+、Pb、Hg、As、F	搬出	
26-22	川崎	扇町8番3号	平成27年2月9日	平成27年10月27日	F	搬出	
26-23	川崎	夜光1丁目3番1号	平成27年2月20日	平成27年4月13日	Pb	搬出	
26-24	川崎	塩浜3丁目17番1号	平成27年3月4日	平成27年6月2日	F	搬出	
26-25	川崎	鈴木町1番1号	平成27年3月9日	平成27年10月22日	Hg、F	搬出	
26-26	川崎	浮島町2番1号	平成27年3月9日	平成27年11月11日	F	搬出	
26-27	川崎	浮島町7番1号	平成27年3月16日	平成27年10月14日	Pb	搬出	
26-28	川崎	鈴木町1番1号	平成27年3月13日	平成27年10月22日	Hg、Pb、As、F	搬出	
26-29	川崎	鈴木町1番1号	平成27年3月19日	平成27年10月22日	Hg	搬出	
26-30	多摩	生田2丁目9番2号	平成27年3月12日	平成28年2月1日	F	詳細	
27-1	川崎	昭と2丁目5-6	平成27年5月21日	管理実施中	F	詳細	
27-2	川崎	鈴木町1番1号	平成27年6月1日	平成29年9月6日	Se、Pb、As	搬出	
27-3	川崎	鋼管通4丁目17-1	平成27年6月24日	平成29年11月6日	As、F	搬出	
27-4	川崎	浮島町7-1	平成27年7月22日	令和5年5月8日	Pb	搬出	
27-5	川崎	扇町5番1号	平成27年8月3日	令和4年11月15日	Pb、As	搬出	
27-6	川崎	扇町8番3号	平成27年8月26日	平成27年11月9日	Pb	搬出	
27-7	中原	木月住吉町22-1	平成27年9月18日	平成28年1月4日	F、Cr6+	詳細	
27-8	川崎	藤崎3丁目9番11号	平成27年10月14日	対策実施済	Pb	詳細	
27-9	川崎	千鳥町1番1号	平成27年11月5日	令和5年3月13日	Pb	搬出	
27-10	川崎	千鳥町2番3号	平成27年12月10日	令和4年12月20日	CN	搬出	
27-11	川崎	浮島町7-1	平成27年12月22日	令和5年3月28日	Pb	搬出	
27-12	中原	井田2-27-1	平成28年1月13日	平成28年4月27日	Pb	詳細	
27-13	川崎	下並木17番2、18番15	平成28年2月29日	平成28年4月22日	Pb	詳細	
27-14	高津	下作延6丁目18番1号	平成28年3月18日	-	As	詳細	自然由来
27-15	中原	宮内4丁目21番20号	平成28年3月31日	平成29年5月10日	F	詳細	
28-1	川崎	鈴木町1番1号	平成28年8月29日	平成29年3月28日	Pb	搬出	
28-2	幸	戸手4丁目4番2号	平成28年8月26日	平成31年4月8日	F	搬出	
28-3	中原	上小田中7丁目13番24	平成28年9月28日	平成29年4月11日	B	詳細	
28-4	幸	塚越3丁目142	平成28年9月28日	対策実施中 管理実施中	CN、Cr6+、F	詳細	
28-5	川崎	鈴木町1番2号	平成28年9月28日	平成29年1月12日	CCl4、Bz、Pb	搬出	
28-6	川崎	鈴木町1番2号	平成28年9月28日	平成29年1月12日	F	搬出	
28-7	幸	戸手4丁目1-15	平成28年10月20日	管理実施中	Bz、Cr6+、As	詳細	
28-8	川崎	四谷上町28-10	平成28年11月16日	平成29年3月28日	Bz	詳細	
28-9	川崎	鈴木町1番1号	平成28年11月14日	平成29年6月12日	Hg、Pb、As	搬出	
28-10	川崎	鈴木町1番1号	平成28年11月14日	平成29年6月12日	Hg	搬出	
28-11	川崎	鈴木町1番1号	平成28年11月14日	平成29年6月12日	Hg、F	搬出	
28-12	高津	二子6丁目13-10	平成28年12月5日	平成29年3月9日	Pb	詳細	

整理番号	区	所在地	汚染判明日	台帳削除日	基準を超過した特定有害物質等	※詳細・搬出	備考
28-13	川崎	扇町5番1号	平成28年12月9日	令和4年12月5日	As、Pb	搬出	
28-14	川崎	扇町5番1号	平成28年12月9日	令和5年1月11日	Se、Pb、As、F	搬出	
28-15	川崎	堀之内町13番7	平成28年12月13日	平成30年4月25日	Pb	詳細	
28-16	川崎	桜本2丁目31番16号	平成28年12月13日	平成29年3月6日	As	詳細	
28-17	川崎	扇町5番1号	平成28年12月20日	令和5年1月11日	Se、Pb、As、F	搬出	
28-18	川崎	扇町8番3号	平成28年12月22日	平成30年7月2日	As、F	搬出	
28-19	川崎	浮島町1番2号	平成29年1月10日	平成29年7月18日	Pb	搬出	
28-20	川崎	浮島町7番1号	平成29年2月16日	令和5年5月8日	Bz	搬出	
28-21	川崎	鈴木町1番1号	平成29年2月24日	平成30年2月27日	Hg、Se、Pb、As、F	搬出	
28-22	川崎	鈴木町1番1号	平成29年2月24日	平成29年6月12日	Pb	搬出	
28-23	川崎	大師駅前1丁目13丁目6	平成29年3月6日	平成29年6月30日	F	詳細	
28-24	川崎	浮島町10番10号	平成29年3月29日	平成30年7月5日	Bz	搬出	
28-25	川崎	鈴木町1番2号	平成29年3月31日	平成29年8月3日	CCl4、Pb、F	搬出	
28-26	川崎	千鳥町1番1号	平成28年9月20日	平成29年5月19日	1,2-DCE、Bz、Pb	搬出	
29-1	川崎	鈴木町1番2号	平成29年5月24日	平成29年10月17日	CCl4	搬出	
29-2	川崎	扇町5番1号	平成29年4月17日	令和5年1月11日	Se、Pb、As	搬出	
29-3	川崎	扇町5番1号	平成29年7月7日	対策実施中	Se、Pb、As	搬出	
29-4	川崎	塩浜3丁目17番1号	平成29年7月19日	令和2年5月27日	As、F	搬出	
29-5	川崎	千鳥町1番1号	平成29年7月24日	令和5年3月1日	Pb	搬出	
29-6	高津	下作延5丁目19番1	平成29年8月18日	平成30年4月13日	Pb	搬出	
29-7	川崎	扇町8番3号	平成29年9月1日	平成30年6月11日	Pb、F	搬出	
29-8	川崎	水江町3番3	平成29年9月25日	令和4年10月26日	As	搬出	
29-9	川崎	白石町4番3号	平成29年10月4日	平成30年3月6日	As	搬出	
29-10	川崎	藤崎4丁目8番16号	平成29年10月20日	-	cis-1,2-DCE、PCE、TCE	詳細	
29-11	中原	大倉町10番地	平成29年10月27日	令和元年6月7日	As、F	搬出	
29-12	川崎	夜光2丁目3番1号	平成29年12月26日	平成30年4月6日	F	搬出	
29-13	中原	大倉町10番地	平成30年1月15日	平成30年5月15日	As、F	搬出	
29-14	川崎	大川町5番1号	平成29年12月11日	平成30年9月19日	As	搬出	
29-15	川崎	浮島町10番10号	平成30年2月8日	平成30年7月5日	Bz	搬出	
29-16	川崎	水江町3番3	平成30年1月29日	平成31年3月27日	As、F	搬出	
29-17	川崎	扇町5番1号	平成30年2月1日	令和5年1月12日	Pb、As	搬出	
29-18	川崎	大師河原1丁目4番5号	平成30年2月22日	令和元年9月24日	Cr6+、F	搬出	
29-19	川崎	浮島町7番1号	平成29年2月26日	令和5年2月15日	Pb	搬出	
29-20	川崎	扇島5番1号	平成30年3月27日	平成30年9月19日	Se、Pb、As	搬出	
30-1	川崎	鈴木町1番1号	平成30年4月20日	平成30年10月22日	As	搬出	
30-2	中原	大倉町10番	平成30年4月20日	平成30年11月26日	Pb、F	搬出	
30-3	幸	矢上15番2、15番3	平成30年5月8日	令和元年8月2日	Pb、F	詳細	
30-4	麻生	片平2丁目23番1号	平成30年5月24日	平成31年4月8日	Pb	詳細	
30-5	川崎	水江町3番3号	平成30年6月5日	令和4年12月6日	As、F	搬出	
30-6	幸	古川町179番1、179番16	平成30年6月18日	令和5年1月31日	CE、TCE、F	搬出	
30-7	川崎	扇町5番1号	平成30年7月9日	令和元年10月4日	Pb、As	搬出	
30-8	川崎	千鳥町2番3号	平成30年7月9日	令和元年10月4日	CN	搬出	
30-9	高津	子母口323	平成30年9月4日	管理実施中	Bz	詳細	
30-10	川崎	鋼管通4丁目17番1号	平成30年8月24日	令和3年6月25日	F	搬出	
30-11	川崎	水江町3番1号	平成30年9月19日	令和2年7月8日	Pb、F	搬出	
30-12	川崎	浮島町7番1号	平成30年11月16日	令和5年2月15日	Pb、F	搬出	

整理番号	区	所在地	汚染判明日	台帳削除日	基準を超過した特定有害物質等	※詳細・搬出	備考
30-13	川崎	浮島町7番1号	平成30年11月16日	令和5年2月15日	Pb	搬出	
30-14	川崎	扇町5番1号	平成30年11月30日	令和元年5月9日	Cr6+、Pb、As、F	搬出	
30-15	川崎	扇町8番3号	平成30年12月5日	令和元年6月18日	F	搬出	
30-16	高津	下作延3丁目6番6号	平成31年1月8日	-	Pb	詳細	
30-17	川崎	扇島1番3号	平成30年12月27日	平成31年3月18日	Pb	搬出	
30-18	川崎	浮島町7番1号	平成31年1月25日	令和5年2月15日	Pb	搬出	
30-19	川崎	田町3丁目7番13号	平成31年2月4日	令和元年5月23日	F	詳細	
30-20	麻生	黒川609番4	平成31年2月15日	平成31年4月12日	Pb	搬出	
30-21	川崎	千鳥町2番3号	平成31年1月30日	令和5年2月14日	CN、As	搬出	
30-22	川崎	塩浜3丁目24番12号	平成31年2月22日	令和元年5月15日	As、F	搬出	
30-23	川崎	塩浜1丁目7番1号	平成31年3月8日	令和2年2月20日	Pb、As	詳細	
30-24	川崎	夜光1丁目3番1号	平成31年3月20日	令和元年9月17日	CN	搬出	
31-1	中原	大倉町10番地	平成31年4月4日	令和元年9月19日	F	搬出	
31-2	川崎	扇町5番1号	平成31年4月23日	令和元年9月9日	Se、Pb、As	搬出	
31-3	川崎	桜本1丁目14番8号	令和元年5月16日	令和元年8月20日	F	搬出	
31-4	川崎	鈴木町1丁目1番	平成31年4月19日	令和元年11月13日	Ag、Pb	搬出	
31-5	宮前	菅生2丁目8番14号	令和元年5月9日	令和元年9月11日	DXN	詳細	
31-6	川崎	扇町5番1号	令和元年5月29日	令和2年1月7日	SE、Pb、As	搬出	
31-7	宮前	菅生2丁目16番1号	令和元年7月19日	令和2年1月7日	F	搬出	
31-8	川崎	鈴木町1丁目1番	令和元年7月24日	令和元年11月13日	F	搬出	
31-9	川崎	扇町5番1号	令和元年8月6日	令和2年1月7日	Se、Pb、As	搬出	
31-10	川崎	扇町5番1号	令和元年9月3日	令和元年11月27日	Se、F、As、Pb	搬出	
31-11	川崎	堤根34	令和元年9月6日	令和2年1月17日	CN、Pb、F	詳細	
31-12	川崎	扇町5番1号	令和元年11月1日	令和2年2月20日	Pb、F	搬出	
31-13	中原	下沼部1753番地	令和元年11月15日	令和3年2月12日	Se	搬出	
31-14	川崎	夜光1丁目3番1号	令和元年12月4日	令和2年4月14日	CN、Pb	搬出	
31-15	川崎	鈴木町1番1号	令和元年12月25日	令和2年6月19日	Cr6+、F	搬出	
31-16	川崎	扇町8番3号	令和2年1月10日	令和3年6月7日	Cr6+、Pb、F	搬出	
31-17	川崎	夜光1丁目3番1号	令和2年1月10日	令和2年8月28日	CN、Pb	搬出	
31-18	川崎	鈴木町1番1号	令和2年3月4日	令和2年6月12日	Ag、Pb、As	搬出	
31-19	川崎	鈴木町1番1号	令和2年3月18日	令和2年6月19日	Ag	搬出	
31-20	宮前	馬絹4丁目8番44号	令和2年3月23日	令和3年5月28日	Bz	詳細	
R02-1	高津	下野毛3丁目11番5	令和2年4月9日	令和4年7月1日	TCE	詳細	
R02-2	川崎	扇町5番1号	令和2年4月9日	令和2年7月15日	Pb、As	搬出	
R02-3	川崎	千鳥町2番3号	令和2年4月9日	令和2年10月8日	Pb	搬出	
R02-4	中原	大倉町10番地	令和2年4月13日	令和2年7月31日	Pb	搬出	
R02-5	川崎	浮島町7番1号	令和2年4月10日	令和5年3月28日	F	搬出	
R02-6	高津	北見方1丁目23番	令和2年5月25日	管理実施中	Pb	詳細	
R02-7	川崎	夜光1丁目3番1号	令和2年6月1日	令和2年11月10日	CN	搬出	
R02-8	川崎	鈴木町1丁目1番	令和2年6月2日	令和4年1月4日	Hg、As、Pb	搬出	
R02-9	川崎	浮島町7番1号	令和2年6月8日	令和5年3月28日	Pb、F	搬出	
R02-10	川崎	塩浜3丁目24番12号	令和2年6月15日	令和3年1月13日	F	搬出	
R02-11	川崎	鈴木町1番1号	令和2年7月7日	令和2年10月23日	Hg、F	搬出	
R02-12	川崎	日進町3番7号	令和2年7月10日	令和2年11月10日	Pb	詳細	
R02-13	川崎	小島町4番2号	令和2年7月28日	令和2年10月16日	F	搬出	
R02-14	川崎	水江町3番3号	令和2年8月7日	令和3年4月26日	F、As	搬出	
R02-15	川崎	千鳥町1番2号	令和2年8月11日	令和4年7月15日	F	搬出	

整理番号	区	所在地	汚染判明日	台帳削除日	基準を超過した 特定有害物質等	※詳細 ・搬出	備考
R02-16	中原	大倉町10番1号	令和2年8月18日	令和2年12月7日	F	搬出	
R02-17	川崎	鈴木町1番1号	令和2年9月3日	令和3年5月28日	Hg、Pb	搬出	
R02-18	中原	大倉町10番1号	令和2年8月18日	令和2年11月10日	F	搬出	
R02-19	高津	久地2丁目6番14号	令和2年9月7日	管理実施中	Pb	詳細	
R02-20	川崎	扇町5番1号	令和2年11月5日	令和3年3月1日	Pb、As	搬出	
R02-21	川崎	千鳥町2番3号	令和2年12月9日	令和4年11月24日	As	搬出	
R02-22	川崎	千鳥町9番2号	令和3年1月13日	令和4年8月16日	F	搬出	
R02-23	川崎	浮島町10番3号	令和3年1月18日	令和3年3月29日	F	搬出	
R02-24	川崎	大川町5番1号	令和3年2月8日	令和3年8月12日	F	搬出	
R02-25	中原	下沼部1812-10	令和3年2月4日	対策実施中	CE、Cr6+、Se、F、As	詳細	
R02-26	川崎	千鳥町1番2号	令和3年2月26日	令和3年9月21日	As	搬出	
R02-27	川崎	千鳥町2番3号	令和3年3月5日	令和4年11月15日	F	搬出	
R03-1	川崎	鈴木町1番2号	令和3年3月10日	令和4年10月11日	F、Cr6+	搬出	
R03-2	川崎	鈴木町1番1号	令和3年3月23日	令和4年7月6日	As	搬出	
R03-3	川崎	千鳥町10番2号	令和3年4月22日	令和5年2月20日	F	搬出	
R03-4	川崎	扇町5番1号	令和3年6月11日	令和5年9月29日	Se、Pb、As	搬出	
R03-5	川崎	白石町5番地	令和3年6月28日	対策実施中	F	搬出	
R03-6	川崎	鈴木町1番1号	令和3年6月25日	令和4年7月12日	Hg、Pb、As、F	搬出	
R03-7	川崎	浅野町3番8号	令和3年6月10日	対策実施中	F	搬出	
R03-8	幸	小向東芝町1番地	令和3年6月14日	令和3年12月8日	Pb、As	搬出	
R03-9	中原	大倉町10番1の一部	令和3年8月6日	令和3年10月20日	Pb、As	搬出	
R03-10	多摩	登戸2165番地	令和3年10月4日	令和4年2月21日	PCE	詳細	
R03-11	川崎	鈴木町1番1号	令和3年10月15日	令和4年3月22日	Pb	搬出	
R03-12	川崎	扇町5番1号	令和3年3月17日	令和4年8月17日	F	搬出	
R03-13	川崎	浮島町7番1号	令和3年12月9日	令和4年7月4日	Pb	搬出	
R03-14	川崎	水江町3番3号	令和4年3月7日	令和4年7月20日	Hg、Pb、As、F	搬出	
R03-15	川崎	鈴木町1番1号	令和4年3月4日	令和4年7月29日	F、As	搬出	
R03-16	川崎	小島町4番2号	令和4年3月14日	令和4年12月6日	F	搬出	
R04-1	川崎	扇町5-1	令和4年4月25日	令和4年7月12日	Se、Pb、As	搬出	
R04-2	中原	宮内1-23-7	令和4年6月3日	対策実施中	TCE	詳細	
R04-3	川崎	鈴木町1-2	令和4年6月23日	令和4年10月11日	Pb	搬出	
R04-4	川崎	池田1-7-1	令和5年7月1日	対策実施中	PCE	詳細	
R04-5	川崎	浮島町7-1	令和4年8月4日	令和4年11月22日	Pb	搬出	
R04-6	川崎	千鳥町10-1	令和4年8月23日	令和5年2月20日	F	搬出	
R04-7	川崎	小島町4-2	令和4年9月5日	令和4年11月7日	F	搬出	
R04-8	川崎	千鳥町2-3	令和4年7月11日	対策実施中	Pb	搬出	
R04-9	川崎	大川町5-1	令和4年10月17日	対策実施中	Pb	搬出	
R04-10	川崎	大川町5-1	令和4年10月17日	対策実施中	Pb、As、F	搬出	
R04-11	川崎	大川町5-1	令和4年10月17日	対策実施中	Pb、As、F	搬出	
R04-12	川崎	大川町5-1	令和4年10月17日	令和5年10月19日	F	搬出	
R04-13	川崎	浮島町7-1	令和4年11月9日	令和5年2月9日	Pb	搬出	
R04-14	川崎	千鳥町1-2	令和4年11月11日	令和5年6月14日	F	搬出	
R04-15	川崎	扇町5-1	令和4年11月21日	令和5年2月15日	Pb、As	搬出	
R04-16	川崎	扇町5-1	令和4年11月25日	対策実施中	Hg、Se、Pb、As	搬出	
R04-17	川崎	大川町5-1	令和5年1月6日 令和5年3月1日	令和5年8月1日	Pb、As	搬出	
R04-18	川崎	千鳥町1-1	令和5年1月17日	令和5年6月14日	Pb	搬出	

整理番号	区	所在地	汚染判明日	台帳削除日	基準を超過した 特定有害物質等	※詳細 ・搬出	備考
R04-19	川崎	塩浜1-1-1	令和5年1月26日	令和5年4月18日	Pb、As	搬出	
R04-20	川崎	千鳥町1-1	令和5年1月31日	令和5年6月14日	Pb	搬出	
R04-21	川崎	浮島町7-1	令和5年1月19日	令和5年6月14日	Pb	搬出	
R04-22	中原	西加瀬20-1	令和5年2月24日	対策実施中	DXN	詳細	
R04-23	川崎	鈴木町1-1	令和5年3月1日	令和6年2月21日	Hg、Pb	搬出	
R04-24	川崎	鈴木町1-1	令和5年3月1日	令和6年2月21日	F	搬出	
R04-25	幸	小向東芝町1	令和5年3月3日	令和5年5月8日	Pb、As、F	搬出	
R04-26	川崎	浮島町7-1	令和5年3月16日	令和5年6月14日	F	搬出	
R05-1	中原	大倉町10	令和5年3月31日	令和5年10月31日	F	搬出	
R05-2	宮前	菅生2-16-1	令和5年3月24日	令和5年6月14日	F	搬出	
R05-3	川崎	水江町6-2	令和5年3月29日	対策実施中	Pb、B	搬出	
R05-4	幸	小向東芝町1	令和5年6月22日	令和5年11月30日	TCE、Pb	搬出	
R05-5	川崎	鈴木町1-1	令和5年8月10日	令和5年11月2日	Pb、As	搬出	
R05-6	麻生	下麻生3-34	令和5年8月23日	管理実施中	Pb	詳細	
R05-7	川崎	鈴木町1-2	令和5年9月28日	令和6年3月22日	CCl4	搬出	
R05-8	川崎	扇町5-1	令和5年12月11日	令和6年3月5日	Hg、Se、Pb、As	搬出	
R05-9	川崎	扇町5-1	令和5年12月11日	令和6年3月5日	Pb、As	搬出	
R05-10	中原	大倉町10	令和5年11月29日	対策実施中	F	搬出	
R05-11	川崎	千鳥町1-2	令和5年12月19日	対策実施中	F	搬出	
R05-12	川崎	田辺新田1-1、白石町6-1	令和5年12月27日	対策実施中	PCE	搬出	
R05-13	川崎	扇町19-1	令和6年1月16日	対策実施中	Bz	詳細	
R05-14	川崎	扇町5-1	令和6年2月26日	対策実施中	Se、Pb、As	搬出	
R05-15	川崎	鈴木町1-1	令和6年3月14日	対策実施中	Hg	搬出	
R05-16	幸	小向東芝町1	令和6年3月15日	対策実施中	PCE、F	搬出	

(注) 条例で汚染状況の公表の規定が施行された、平成16年10月1日以降の件数を掲載。

※土壌調査等(詳細調査)結果報告書を提出の場合には「詳細」、土壌調査等(搬出土壌調査)結果報告書を提出の場合には「搬出」

CE : クロロエチレン、CCl4 : 四塩化炭素、1,2-DCA : 1,2-ジクロロエタン、1,1-DCE : 1,1-ジクロロエチレン、cis-1,2-DCE : シス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-DCE : 1,2-ジクロロエチレン、1,3-DCP : 1,3-ジクロロプロペン、DCM : ジクロロメタン、PCE : テトラクロロエチレン、1,1,1-TCE : 1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-TCE : 1,1,2-トリクロロエタン、TCE : トリクロロエチレン、Bz : ベンゼン、Cd : カドミウム、Cr6+ : 六価クロム、CN : シアン、Hg : 水銀、Se : セレン、Pb : 鉛、As : 砒素、F : ふっ素、B : ほう素、PCB : ポリ塩化ビフェニル、DXN : ダイオキシン類

8 公害防止管理者等選任届出状況（I-1-①-13 関係）

令和6（2024）年3月31日現在

区分  業種	工場  数	公害防止 統括者	公害防止主任 管理者	公害防止管理者													
				合計	大気関係				水質関係				粉じん 関係	騒音 関係	振動 関係	ダイオキシン 関係	
					第1種	第2種	第3種	第4種	第1種	第2種	第3種	第4種					
食料品製造業	1	1		1				1									
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	1		1							1						
印刷・同関連業	2	2		2				1		1							
化学工業	24	23	6	68	4	1	10	9	9	7	19	9					
石油製品・石炭製品製造業	7	6	3	12			6	1	1		3		1				
プラスチック製品製造業（別掲）	1	1		1				1									
窯業・土石製品製造業	7	3		8			1					1	6				
鉄鋼業	3	3	2	13			5		3		3						2
金属製品製造業	16	9		19				2		11				2		4	
はん用機械器具製造業	3	3		6				1		2		1		1	1		
生産用機械器具製造業	1	1		1						1							
業務用機械器具製造業	2	1		2						2							
電子部品・デバイス・電子回路	1	1		1			1										
電気機械器具製造業	11	9		0			1	4		1		1		4		4	
輸送用機械器具製造業	3	3		7			1							3		3	
その他の製造業	1	1		1			1										
電気業	7	6		7			7										
熱供給業	1			1				1									
合計	92	74	11	151	4	1	33	21	13	25	26	12	7	10	12	2	
					59				76								

## 9 環境行動事業所一覧

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第32条に基づき環境行動事業所として認定した指定事業所

令和6(2024)年3月31日現在(初回認定順)

	認定事業所名	所在地	初回認定日
1	東芝エネルギーシステムズ(株)浜川崎工場	川崎区浮島町2番1号	H13.1.19
2	東芝エネルギーシステムズ(株)浜川崎工場 浮島分工場	川崎区浮島町4番1号	H13.1.19
3	(株)東芝研究開発センター	幸区小向東芝町1番地	H13.1.22
4	日本電気(株)玉川事業場	中原区下沼部1753番地	H13.2.26
5	東亜石油(株)京浜製油所	川崎区水江町3番1号	H13.6.1
6	東芝デバイス&ストレージ(株)小向地区	幸区小向東芝町1番地	H13.6.12
7	東日本旅客鉄道(株)エネルギー企画部 川崎発電所	川崎区扇町8番3号	H13.7.10
8	(株)デイ・シイ川崎工場	川崎区浅野町1番1号	H13.7.13
9	富士通(株)川崎工場	中原区上小田中4丁目1番1号	H13.7.25
10	旭化成(株)製造統括本部川崎製造所	川崎区夜光1丁目3番1号	H13.8.30
11	ENEOS(株)川崎製油所 浮島南地区	川崎区浮島町10番10号	H13.9.4
12	ENEOS(株)川崎製油所 川崎地区	川崎区夜光2丁目3番1号	H13.9.4
13	ENEOS(株)川崎製油所 浮島北地区	川崎区浮島町7番1号	H13.10.19
14	富士電機(株)川崎工場	川崎区田辺新田1番1号	H13.11.16
15	旭化成(株)製造統括本部川崎製造所 アクリル樹脂製造部	川崎区浮島町10番9号	H14.1.7
16	東芝インフラシステムズ(株)小向事業所	幸区小向東芝町1番地	H14.1.18
17	キヤノン(株)矢向事業所	幸区塚越3丁目451番	H18.2.9
18	(株)日本触媒川崎製造所浮島工場	川崎区浮島町10番12号	H18.2.16
19	三光ライト工業(株)本社工場	中原区宮内2丁目29番1号	H18.2.27
20	(株)日本触媒川崎製造所千鳥工場	川崎区千鳥町14番1号	H18.2.28
21	三光ライト工業(株)中原工場	中原区上小田中6-22-10	H20.6.3
22	キヤノン(株)川崎事業所	幸区柳町70-1	H22.11.15
23	日本ポリエチレン(株)川崎工場(南地区)	川崎区千鳥町10-1	H25.7.22
24	日本ポリエチレン(株)川崎工場(浮島地区)	川崎区浮島町10-10	H25.7.24
25	(株)レゾナック 基礎化学品事業部 川崎事業所	川崎区扇町5-1	H26.8.21
26	セントラル硝子(株)川崎工場	川崎区浮島町10-2	H27.10.14
27	(株)レゾナック 基礎化学品事業部 川崎事業所(千鳥)	川崎区千鳥町2-3	H30.7.17
28	京セラ(株)川崎工場	川崎区千鳥町9-2	H30.7.17
29	花王(株)川崎工場	川崎区浮島町1番2号	H30.10.5
30	(株)JCU 総合研究所	麻生区栗木2-4-3	H31.1.8
31	日本冶金工業(株)川崎製造所	川崎区小島町4番2号	R1.8.21
32	長谷川香料(株)総合研究所	中原区苅宿29-7	R4.12.12

## 10 公害苦情関係資料 (I-1-⑤-1、I-1-⑤-2関係)

### (1) 公害苦情の発生状況詳細

#### ア 種類別の苦情件数

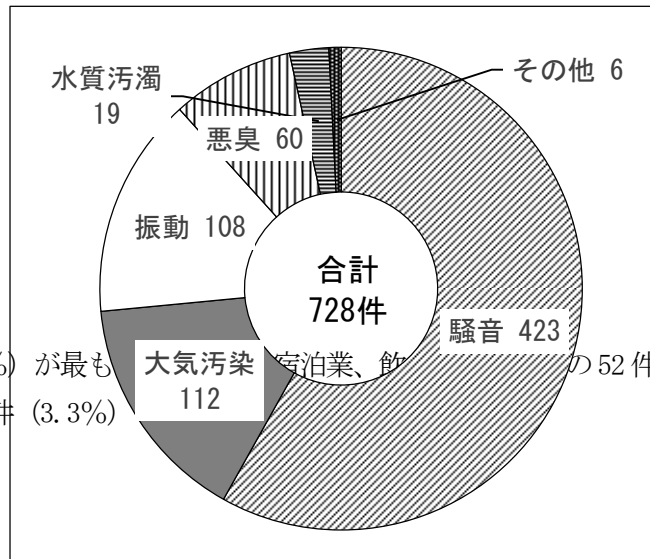
苦情件数を種類別に見ると、騒音が423件 (58.1%) と最も多く、次いで大気汚染の112件 (15.4%)、振動の108件 (14.8%)、悪臭の60件 (8.2%) の順でした。

#### イ 区別の苦情件数

苦情件数を区別に見ると、中原区の145件 (19.9%) が最も多く、次いで川崎区の134件 (18.4%)、高津区の119件 (16.3%) の順でした。

#### ウ 発生源別の苦情件数

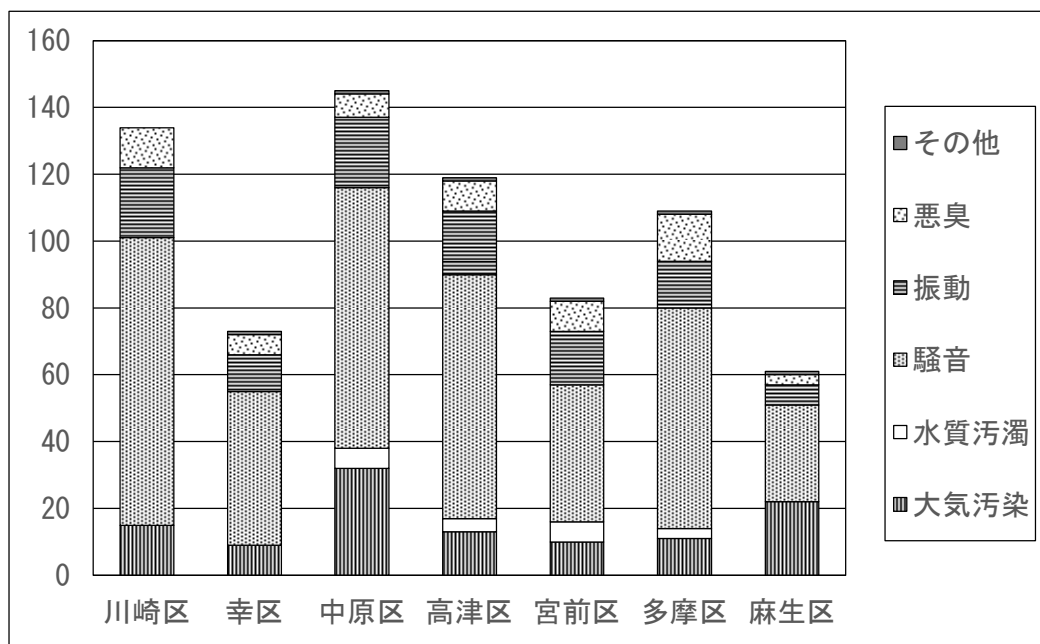
苦情件数を発生源別に見ると、建設業の318件 (43.7%) が最も多く、宿泊業、飲食業の52件 (7.1%)、製造業が24件 (3.3%)



令和5 (2023) 年度種類別公害苦情件数

令和5(2023)年度地区別苦情発生件数

地区	種類	大気汚染				水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
		ばい煙	粉じん	ガス	その他								
川崎区	大師	2	5	0	0	0	0	16	5	0	5	0	33
	田島	1	2	0	0	0	0	21	4	0	6	0	34
	川崎	0	5	0	0	0	0	49	12	0	1	0	67
	小計	3	12	0	0	0	0	86	21	0	12	0	134
幸区		0	8	1	0	0	0	46	11	0	6	1	73
中原区		2	30	0	0	6	0	78	21	0	7	1	145
高津区		2	11	0	0	4	0	73	19	0	9	1	119
宮前区		4	6	0	0	6	0	41	16	0	9	1	83
多摩区		5	6	0	0	3	0	66	14	0	14	1	109
麻生区		12	10	0	0	0	0	29	6	0	3	1	61
区不明		0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4
合計		28	83	1	0	19	0	423	108	0	60	6	728



令和5(2023)年度地区別苦情発生件数

## 令和5(2023)年度発生源別苦情発生件数

業種	種類	大気汚染				水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
		ばい煙	粉じん	ガス	その他								
農業、林業		3	0	0	0	0	1	0	0	3	0	7	
漁業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
鉱業、採石業、砂利採取業		1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3	
建設業		0	71	0	0	3	158	80	0	3	3	318	
製造業		1	3	1	0	1	8	0	0	10	0	24	
電気・ガス・熱供給・水道業		0	2	0	0	0	4	2	0	0	0	8	
情報通信業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
運輸業、郵便業		1	0	0	0	1	12	2	0	0	0	16	
卸売業、小売業		0	1	0	0	0	7	1	0	0	0	9	
金融業、保険業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
不動産業、物品賃貸業		0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	8	
学術研究、専門・技術サービス業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
宿泊業、飲食サービス業		1	0	0	0	1	40	0	0	10	0	52	
生活関連サービス業、娯楽業		0	1	0	0	1	9	0	0	0	1	12	
教育、学習支援業		0	0	0	0	0	10	0	0	0	1	11	
医療、福祉		0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	7	
複合サービス業		0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4	
サービス業（他に分類されないもの）		1	1	0	0	1	9	2	0	3	0	17	
公務（他に分類されるものを除く）		0	0	0	0	1	8	1	0	0	1	11	
分類不能の産業		20	3	0	0	10	138	20	0	30	0	221	
合計		28	83	1	0	19	423	108	0	60	6	728	

## エ 用途地域及び月別苦情件数

用途地域別に見た苦情件数は、住居系地域が465件（58.0%）と最も多く、次いで商業地域の149件（18.6%）でした。

月別苦情件数では、最も多かったのは4月の81件（10.1%）で、最も少なかったのは、8月の48件（6.0%）でした。

## 令和5（2023）年度用途地域別苦情発生件数

地域	種類	大気汚染				水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
		ばい煙	粉じん	ガス	その他								
市街化区域	住居系地域	20	60	1	0	16	0	228	72	0	42	4	443
	近隣商業地域	1	9	0	0	1	0	50	9	0	6	1	77
	商業地域	0	7	0	0	1	0	91	16	0	4	1	120
	準工業地域	1	2	0	0	1	0	25	8	0	3	0	40
	工業地域	1	5	0	0	0	0	6	1	0	1	0	14
	工業専用地域	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	5
市街化調整区域		4	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	9
不明		0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	20
合計		28	83	1	0	19	0	423	108	0	60	6	728

## 令和5（2023）年度月別苦情発生件数

月	種類	大気汚染				水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
		ばい煙	粉じん	ガス	その他								
4月		2	6	0	0	2	0	53	8	0	4	0	75
5月		1	11	0	0	7	0	48	7	0	3	0	77
6月		1	8	0	0	1	0	54	8	0	11	0	83
7月		1	6	0	0	1	0	23	8	0	4	1	44
8月		0	5	0	0	1	0	19	9	0	6	0	40
9月		1	7	0	0	0	0	34	8	0	4	1	55
10月		1	10	0	0	1	0	35	9	0	3	1	60
11月		0	4	0	0	1	0	42	13	0	3	0	63
12月		6	1	0	0	2	0	27	6	0	9	0	51
1月		8	5	0	0	1	0	18	9	0	4	0	45
2月		2	8	1	0	1	0	41	12	0	5	2	72
3月		5	12	0	0	1	0	29	11	0	4	1	63
合計		28	83	1	0	19	0	423	108	0	60	6	728

(2) 公害苦情処理の状況

令和5(2023)年度内に解決した苦情は、前年度までの未解決分を含めて764件あり、種類別に見ると、騒音が479件(62.7%)、次いで振動が127件(16.6%)でした。

区別では宮前区が136件(17.8%)で最も多く、次いで麻生区が130件(17.0%)でした。また、解決方法別において発生源側が講じた防止対策として、操業・行為の終了が254件(33.2%)で最も多く、次いで作業方法・使用方法の改善が51件(6.7%)でした。

月別で最も多かったのは、3月の167件(21.9%)でした。

令和5(2023)年度地区別苦情処理件数

地区	種類	大気汚染				水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
		ばい煙	粉じん	ガス	その他								
川崎区	大師	0	0	0	0	1	0	25	1	0	1	2	30
	田島	1	6	0	0	0	0	14	4	0	2	0	27
	川崎	0	0	0	0	0	0	41	9	0	0	3	53
	小計	1	6	0	0	1	0	80	14	0	3	5	110
幸区		2	0	0	0	0	0	43	9	0	0	1	55
中原区		0	4	0	1	0	0	78	24	0	0	2	109
高津区		0	3	0	0	3	0	95	22	0	0	2	125
宮前区		17	11	0	0	0	0	58	29	0	18	3	136
多摩区		0	2	0	0	0	0	75	16	0	0	0	93
麻生区		35	8	0	0	1	0	45	12	0	29	0	130
区不明		0	0	0	0	0	0	5	1	0	0	0	6
合計		55	34	0	1	5	0	479	127	0	50	13	764

令和5(2023)年度解決方法別苦情処理件数

解決方法	種類	大気汚染				水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
		ばい煙	粉じん	ガス	その他								
事業所の移転		0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
機械・施設の改善		0	0	0	0	0	0	9	1	0	0	0	10
故障の修理・復旧		0	0	0	0	2	0	10	0	0	0	0	12
作業方法・使用方法の改善		12	4	0	0	3	0	21	1	0	9	1	51
営業・作業時間の改善		0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	3
操業・行為の中止		13	3	0	0	0	0	2	1	0	4	0	23
当事者間の話し合い		0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2
申立人説得		1	4	0	0	0	0	2	0	0	1	1	9
原因物質の撤去・回収		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
発生源不明(一過性現象)		11	1	0	0	0	0	6	2	0	17	1	38
操業・行為の終了		2	18	0	1	0	0	150	75	0	4	4	254
その他		16	4	0	0	0	0	274	46	0	14	6	360
合計		55	34	0	1	5	0	479	127	0	50	13	764

## 令和5(2023)年度月別苦情処理件数

種類 月	大気汚染				水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	その他	合計
	ばい煙	粉じん	ガス	その他								
4月	0	2	0	0	4	0	46	3	0	0	1	56
5月	0	3	0	0	0	0	58	19	0	0	4	84
6月	0	0	0	0	1	0	87	27	0	0	0	115
7月	16	2	0	0	0	0	9	2	0	13	0	42
8月	12	9	0	0	0	0	31	9	0	10	0	71
9月	0	7	0	0	0	0	5	1	0	3	1	17
10月	2	0	0	0	0	0	38	2	0	0	0	42
11月	0	0	0	0	0	0	20	9	0	0	0	29
12月	0	0	0	0	0	0	26	4	0	0	0	30
1月	0	0	0	0	0	0	61	12	0	0	1	74
2月	2	4	0	0	0	0	20	7	0	4	0	37
3月	23	7	0	1	0	0	78	32	0	20	6	167
合計	55	34	0	1	5	0	479	127	0	50	13	764

## 11 法令等に基づく改善指導の状況

## (1) 文書又は口頭による改善指導

令和5(2023)年度は、文書又は口頭による改善指導については872件でした。これを現象別に見ると、大気汚染の466件、水質汚濁の10件、騒音振動の367件、悪臭の29件でした。

## 文書または口頭による改善指導件数

項目 地区	川崎区			幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
	大師	田島	川崎							
大気汚染	31	32	46	44	118	53	53	55	46	466
水質汚濁	9	1	0	0	0	0	0	0	0	10
騒音振動	16	19	40	41	69	61	43	56	22	367
悪臭	3	6	1	5	8	4	0	0	2	29
合計	59	58	87	90	195	118	96	111	70	872

## 12 法令等に基づく改善命令、停止命令等

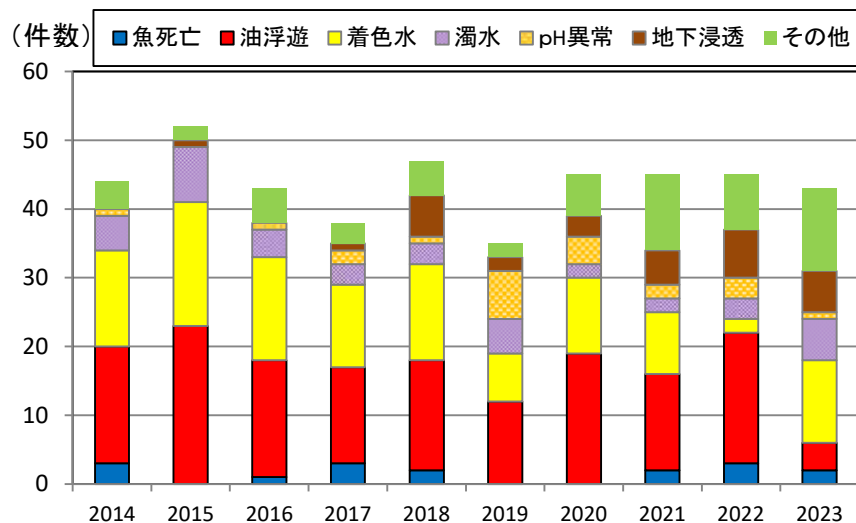
令和5(2023)年度は、法令等に基づく改善命令、停止命令等の発令は0件でした。

### 13 水質事故関係資料（I-1-⑤-3 関係）

令和5（2023）年度に発生した水系別異常水質事故発生件数と、種類別異常水質事故発生件数経年推移は以下のとおりである。

水系別異常水質事故発生件数

水系		種類	魚死亡	油浮遊	着色水	濁水	pH異常	地下浸透	その他の水質異常	合計
東京湾	川崎港運河内			1	1	2	1	2	7	14
	川崎港運河外								1	1
	小計			1	1	2	1	2	8	15
多摩川	多摩川本川		1					3		4
	三沢川									0
	旧三沢川									0
	平瀬川				2				1	3
	二ヶ領本川・用水			1	2	1				4
	五反田川				3	1				4
	登戸雨水幹線									0
	山下川									0
	六ヶ村堀雨水幹線									0
	宮内雨水幹線									0
	その他								1	1
	小計		1	1	7	2	0	3	2	16
鶴見川	鶴見川本川			1						1
	矢上川		1	1	3	1		1	2	9
	有馬川									0
	渋川									0
	麻生川									0
	早野川									0
	真福寺川									0
	片平川				1	1				2
	江川									0
	その他									0
小計		1	2	4	2	0	1	2	12	
合計		2	4	12	6	1	6	12	43	



種類別異常水質事故発生件数経年推移

## 14 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の運用実績

(I-1-①-1、I-1-①-2、I-1-①-3、I-1-①-8、I-1-①-11、I-1-①-12、I-1-②-1、I-1-②-2、I-1-②-3、I-1-②-8、I-1-②-12、II-3-②-1、II-3-②-5、II-4-②-6関係)

市条例は、川崎市環境基本条例第2条に定める「市民が安全で健康かつ快適な環境を享受する権利の実現を図るとともに、良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的として展開するものとする。」という環境政策の理念に基づいて、市民の健康を保護し、安全な生活環境を確保する分野を担うための施策実施条例であり、地域の環境管理に一義的に責任を持つものとし、平成12(2000)年12月20日から施行しています。令和5(2023)年度の市条例の運用実績は以下のとおりです。

### (1) 許可状況等

#### ア 指定事業所数、設置許可数等

指定事業所とは、大気汚染物質、粉じん、悪臭、排水、騒音又は振動を発生させることにより、公害を生じさせるおそれのある事業所のことをいいます。

#### 指定事業所数、設置許可数等【令和5(2023)年度】

年度始 指定事業所 (第17条等関連) (A)	年度の増減数					年度末 指定事業所 (A) + (B) + (C) + (D) - (E) - (F)
	現況 届出 (第29条) (B)	既設 届出 (附則第6項) (C)	設置 許可 (第17条) (D)	許可失 効・取消 (第27、28条) (E)	廃止 届出 (第26条) (F)	
2,804	0	0	17	0	21	2,800

#### イ 事業開始

指定事業所の許可を受けた者が事業を開始するときは、届け出ることが規定されています。

令和5(2023)年度の事業開始届出(第21条)数は16件でした。

#### ウ 変更許可数等

指定事業所が指定作業の追加等の変更を行う場合、公害の防止上重要な変更をするときはあらかじめ許可を受けなければなりません。公害の防止上比較的重要なものは変更事前届出、軽易なものについては事後届出が規定されています。

#### 変更許可数等【令和5(2023)年度】

変更 許可 (第22条第1項)	変更許可 中止届出 (第22条第3項)	変更 事前届出 (第23条)	計画変更 等命令 (第23条)	変更 事後届出 (第24条)	承継 (第25条)
53	0	11	0	143	10

## エ 環境配慮書関係

一定数以上の従業員数や一定規模以上の建物の床面積・焼却能力の指定施設を有し、環境への配慮が必要と認められる指定事業所は、具体的な配慮事項を掲げ、それに対応して環境負荷を低減するための環境配慮書を作成しなければなりません。

## 環境配慮書関係（第30条関係）【令和5（2023）年度】

環境配慮書	配慮項目別の内訳					
	環境 負荷低減	化学物質	自動車 排出ガス	温暖化 物質	廃棄物	組織 体制
40	38	38	3	12	38	38

## オ 環境行動事業所関係

国際環境規格ISO14001の認定取得等により事業所の環境管理・監査の体制を確立し、それを実施し、かつ、その取組を自ら公表している事業所を、条例では申請に基づき環境行動事業所として認定し、指定事業所の手続を一部免除しています。

## 環境行動事業所関係【令和5（2023）年度】

年度始 環境行動 事業所 (第32条等関連) (A)	年度の増減数					年度末 環境行動事業所 (第32条等関連) (A) + (B) - (C) - (D)
	認定数 (新規) (B)	認定数 (継続)	変更 届出	認定の 失効 (C)	認定の 取消 (D)	
32	0	11	31	0	0	32

## カ 事故時応急措置等完了報告書数

市長は、大気汚染、悪臭又は水質汚濁により公害が生じ、又はそのおそれが生じたときに、事業者が応急の措置を講じていない、又は同様の事態を再発させるおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、応急の措置その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。当該命令を受けた事業者は、命令による措置をとった後に、速やかにその旨を市長に報告することが規定されています。

令和5（2023）年度の事故時応急措置等完了報告（第51条関係）数は0件でした。

## キ 不飽和ポリエステル樹脂塗布作業数

不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業を伴うガラス繊維強化プラスチック製品の製造の作業を、指定外事業所において、反復し、又は継続して行おうとする事業者は届出の義務が規定されている。

令和5（2023）年度の不飽和ポリエステル樹脂塗布作業（第58条関係）数は0件でした。

ク 大型小売店における夜間小売業届出数

法律で規定している大規模小売店舗（1,000 m<sup>2</sup>を超える）に該当していない一つの建物内において、条例では、店舗面積が500 m<sup>2</sup>を超える店舗（大型小売店）を届出対象としている。夜間小売業を営もうとする大型小売店は届出の義務が規定されています。

令和5（2023）年度の大型小売店における夜間小売業届出（第64条の2関係）数は5件でした。

ケ 開発行為等に関する工事調書

一定要件の開発行為等の工事を行う事業者に対して、遵守すべき事項を定めるとともに、工事公害の防止に関する書面の作成、提出を規定しています。

**開発行為等に関する工事調書（第66条関係）【令和5（2023）年度】**

工事調書	(1) 騒音及び振動の防止	(2) 粉じんの発生の防止	(3) 汚水の流出の防止
60	60	60	60

コ 建築物等解体等作業に係る石綿の飛散防止関係

建築物等の解体等作業におけるアスベスト飛散防止対策として、石綿含有建築材料の事前調査結果、石綿排出等作業に係る実施届出、石綿濃度の測定計画及び測定結果並びに作業完了報告を規定しています。

**建築物等解体等作業に係る石綿の飛散防止関係【令和5（2023）年度】**

石綿排出等作業実施届出書（第67条の5）	石綿濃度測定計画届出書（第67条の6）	石綿濃度測定結果報告書（第67条の6）	作業完了報告書（第67条の7）
52	49	51	429

サ 環境負荷低減行動計画書関係

一定規模以上の指定事業所については、事業者がその事業内容や事業所の形態等に応じて、環境負荷の低減に努めるとともに、組織体制の整備を定めた環境負荷低減行動計画書を自ら作成することとしています。

**環境負荷低減行動計画書関係（第73条関係）【令和5（2023）年度】**

環境負荷低減行動計画書届出	行 動 別 取 組			
	事業活動概要	取組状況	行動目標	取組結果報告
60	30	30	30	30

## シ 土壌関係

土壌及び地下水汚染の防止として、市は、地下水の汚染を認めた場合に必要限度において、その原因調査を行うことについて、関係者に対し協力を求めることができるとしているとともに、特定有害物質等を製造等していた事業者自らが敷地内の地下水の汚染の状況を把握するように求めています。また、土壌汚染のおそれのある土地について、土地改変等の機会に合わせて、事業者又は土地所有者に対し資料等調査及び土壌調査等の実施、汚染土壌等の処理対策等の実施等に係る義務を課しています。

## 土壌関係（第81条他関係）【令和5（2023）年度】

資料等調査 結果報告書 (第81条第1項)	土壌調査等 (詳細調査) 結果報告書 (第81条第2項)	土壌調査等 (搬出土壌調査) 結果報告書 (第81条第2項)	汚染土壌等 処理対策 実施計画書 (第82条第2項)	汚染土壌等 管理 実施計画書 (第82条第3項)	汚染土壌等 処理対策 実施報告書 (第82条第4項)
40	7	34	13	30	22

## ス 地下水関係

地下水を揚水する者全般に対し、地下水の揚水による地下水及び地盤環境への影響を防止するため、適正な揚水に努めることについて、努力義務を課している。また、動力を用いて地下水を揚水しようとする事業者について一定規模以上の揚水施設、又は一定以上の地下水の量を揚水しようとする場合あらかじめ許可を受けなければならないことを規定しています。

## 地下水関係（第88条他関係）【令和5（2023）年度】

揚水許可 (附則第3 項の許可含む)	揚水届出 (附則第7 項の届出含む)	揚水変更 許可	許可揚水者 変更届出	届出揚水者 変更届出	揚水承継	揚水 取りやめ
0	0	0	7	9	0	3

## セ 貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請関係

自動車による公害の防止及び環境への負荷の低減を図るため、指定荷主及び指定荷受人に対して、環境配慮行動要請票を提供し、環境配慮行動項目の実施を要請する義務を課しており、この実施状況を報告することを規定しています。

令和5（2023）年度の貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告書（第99条の2関係）数は111件でした。

ソ 建築物に係る環境への負荷の低減関係

サステナブル（持続可能な）建築物を普及促進するため、建築物の建築に際し、建築主に対して環境配慮の取組内容の届出を行うことを規定しています。

**特定建築物環境計画書関係（第127条の4関係）【令和5（2023）年度】**

特定建築物 環境計画書 届出 (第127条の4)	特定外建築物 環境計画書 届出 (第127条の8)	特定・特定 外建築物 環境計画書 届出 (第127条の4、8)	特定・特定 外建築物 環境計画書 変更届出 (第127条の5、8)	新築等の 取り止め 届出 (第127条の6、8)	工事完了 届出等 (第127条の7、8)	分譲共同住宅 環境性能表示 届出 (第127条の11、14)
57	0	57	43	0	24	13

(2) 改善指示、立入検査等

令和5（2023）年度の改善指示、立入検査等の実績は次のとおりです。

ア 改善等指示

令和5（2023）年度の改善等指示の総数は315件でした。件数の内訳は、騒音・振動関係（第49条他）が85件、飲食店営業騒音関係（第62条他）が39件等でした。

イ 勧告・措置命令

令和5（2023）年度の勧告、措置命令は0件でした。

ウ 報告徴収

令和5（2023）年度の報告徴収の総数は653件でした。件数の内訳は、大気汚染物質規制関係（第40条他）が287件、地盤沈下関係（第88条他）が233件等でした。

エ 立入検査

令和5（2023）年度の立入検査の総数は1270件でした。件数の内訳は、石綿飛散防止関係（第67条の2他）が911件、水質関係（第45条他）が147件、悪臭関係（第43条他）が49件、屋外燃焼関係（第56条他）が29件、大気汚染物質規制関係（第40条他）が43件等でした。

## 指示、勧告、措置命令等の統括表【令和5(2023)年度】

	改善等指示	勧告	公表	措置命令						許可取消	報告徴収	立入検査等
				改善命令	除去命令	撤去命令	停止命令	その他の措置命令	計			
許可関係 (条例第17条他)	0	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0
環境配慮書関係 (条例第30条他)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0
大気汚染物質規制関係 (条例第40条他)	8	—	—	0	0	0	0	0	0	0	283	45
粉じん規制関係 (条例第41条他)	32	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	50
悪臭関係 (条例第43条他)	29	—	—	0	0	0	0	0	0	0	1	64
水質関係 (条例第45条他)	10	—	—	0	0	0	0	0	0	0	95	147
騒音・振動関係 (条例第49条他)	85	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	28
事故時関係 (条例第51条他)	0	—	—	—	—	—	—	0	0	0	6	5
緊急事態関係 (条例第52条他)	0	—	—	—	—	—	—	0	0	—	0	0
屋外燃焼関係 (条例第56条他)	14	—	—	—	—	—	—	0	0	—	0	29
炭化水素系物質施設関係 (条例第57条他)	0	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0
樹脂塗布作業関係 (条例第58条他)	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0
飲食店営業騒音関係 (条例第62条他)	39	0	—	0	—	—	0	0	0	0	0	3
石綿飛散防止関係 (条例第67条の2他)	115	0	0	—	—	—	—	—	—	—	0	911
環境負荷低減行動計画関係 (条例第73条他)	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	0	0
土壌・地下水関係 (条例第78条他)	0	0	0	—	—	—	—	0	0	0	31	12
地盤沈下関係 (条例第88条他)	0	0	—	—	—	—	—	0	0	0	233	2
化学物質関係 (条例第95条他)	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	0	0
自動車関係 (条例第104条他)	8	0	0	—	—	—	—	—	—	0	0	8
建築物に係る環境への負荷の低減関係 (条例第127条の4他)	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	649	1,304

(3) 市条例及び同施行規則の改正状況（令和5（2023）年度実績）

ア 施行規則の一部を改正する規則（令和6年3月29日川崎市規則第20号）

(ア) 改正の主な内容

- a 六価クロム化合物の排水基準及び地下水の浄化基準を改めました。（別表第11、別表第16）
- b 六価クロム化合物の測定方法を改めました。（別表第11、別表第16）
- c 日本標準産業分類の改正に伴う改正を行いました。（規則第9条、規則第14条第1項、規則第47条第1項）

(イ) 改正理由

- a 水質汚濁防止法施行規則等の一部が改正されたことに伴い、当該規定との整合を図るために改正を行いました。
- b 排水基準及び地下水の浄化基準における物質の測定方法を定める告示の一部が改正されたことに伴い、当該規定との整合を図るために改正を行いました。
- c 日本標準産業分類が改正されたことに伴い、当該規定との整合を図るために改正を行いました。

(ウ) 施行期日

令和6（2024）年4月1日

### Ⅲ 環境用語解説 (50音順)

#### 【あ行】

##### 赤潮

プランクトンの異常繁殖により海水、湖沼、池が着色する現象。有害プランクトンや酸素消費量が増大することによる酸素欠乏のため、魚介類が死ぬことがある。

##### 悪臭

悪臭防止法では、アンモニア、硫化水素等 22 物質を特定悪臭物質と定め、規制している。また、条例でも悪臭防止の指導を行っており、多種の臭いによる複合臭に対応するため、人の嗅覚を用いた嗅覚測定法（官能試験）による許容限度値を定め、事業者に対し、規則基準を遵守するよう依頼している。

（条例関連：第 4 章第 2 節 悪臭の防止）

##### 石綿（アスベスト）

石綿は、分解・変質しにくいことから、環境への蓄積性が高い。また、その繊維は極めて細く、吸引して肺の奥深くまで入ると体外に排出されず、肺がんや中皮腫などの疾病を引き起こすことが懸念される。石綿の多くは建築材料に使われていたため、「大気汚染防止法」において特定建築材料に規定されており、解体等工事における飛散防止に関する取組が行われている。さらに本市では、法条例に基づく届出審査や立入検査といった飛散防止に関する取組の他、事業者向けの普及啓発や、市内大気中の石綿の濃度測定等を行っている。

（条例関連：第 6 章第 8 節 建築物等の解体等工事に係る石綿の飛散の防止）

##### エコ運搬制度

市内の荷主や荷受人が主体となって、製品や貨物の出荷、原材料の購入、廃棄物の運搬などの際、運送事業者や取引先事業者に対して、環境に配慮した運搬（エコ運搬）の実施を書面等

で要請する制度をいう。

（条例関連：第 10 章第 1 節 自動車による公害の防止及び環境への負荷の低減に係る使用者等の責務）

##### 汚濁負荷量

汚濁物質（化学的酸素要求量（COD）、窒素、リン）が水環境に排出される量のことをいい、汚濁物質の濃度とこれを含む排水量の積で表される。

（条例関連：環境負荷低減行動計画に関する指針）

##### 温暖化物質（温室効果ガス）

大気中で赤外線を吸収する性質を有し、「温室効果」をもたらすガスをいう。地表面からの熱を一旦吸収し、日射と吸収された熱の一部が下向きに放射され、地表面はより高い温度となる。この効果を「温室効果」という。温室効果による気温上昇は、海面の上昇などを招くおそれがある。京都議定書では、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、パーフルオロカーボン（PFC）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）の 6 物質、平成 25(2013)年からの第 2 約束期間では三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）を加えた 7 物質が温室効果ガスとして削減対象とされている。

（条例関連：第 12 章第 1 節 温暖化物質の抑制に関する指針）

#### 【か行】

##### 化学的酸素要求量

（COD：Chemical Oxygen Demand）

水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量。湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標で、COD の値が大きいかほど水中に有機物等が多く、汚濁していることを示している。

（条例関連：条例施行規則別表第 12）

## 環境影響評価（環境アセスメント）

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たりあらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づきその事業について適正な環境配慮を行うこと。川崎市では、全国に先駆けて環境影響評価に関する条例を制定している。

## 環境管理システム

事業者等が環境に関する方針を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制、手続であり、国際標準化機構（ISO）が発行した ISO14001 に基づくものや EU の EMS（Eco-management and Auditing Scheme）に基づくものが代表的な事例である。ISO14001 に基づく環境管理システムは、PDCA サイクル（Plan→Do→Check→Act）を繰り返すことにより、環境の継続的な改善を図っていくものであり、ISO規格を尊重していることについて、外部機関による第三者認証、自己宣言等を行うことができる。

（条例関連：環境負荷低減行動計画に関する指針）

## 環境基準

「環境基本法」に定められている環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度ではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするものである。したがって、事業活動等を直接規制するための排出基準とは異なるが、各種の規制措置や設備等の施策を講じる際の根拠となる。

典型七公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）のうち、振動、地盤沈下及び悪臭については、現在の科学的・技術的水準では定量的な測定方法がなく、人の健康や生活環境に与える影響が定量的に把握できないなどの理由で、環境基準が定められていない。

なお、ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」の規定に基づき、大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）

及び土壌の汚染に係る条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として定められている。

## 環境行動事業所制度

環境行動事業所は、環境に配慮した事業活動として「環境管理・監査の体制の整備」、「持続可能な社会を構築するための商品・サービスや環境関連の社会貢献活動等の情報提供」などについて環境報告書等により一般公表し、地域住民との環境・リスクコミュニケーションに取り組んでいる事業所である。市は、条例第32条で環境の保全に係る自主管理に関する取組を評価し、「環境行動事業所」として認定し、本条例による手続の一部を免除する制度を導入している。

（条例関連：第3章第3節 環境行動事業所）

## 環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。

（条例関連：第7章第1節 環境への負荷の低減）

## 環境目標値

「川崎市環境基本条例」の規定に基づき、市民の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい水準として定められた目標値。大気汚染に係る目標値が定められている。

（川崎市環境基本条例 第3条の2）

## 環境リスク

化学物質が環境を経由して人の健康や動植物の生育又は生育に悪い影響を及ぼすおそれのある可能性をいう。その大きさは、化学物質の有害性の程度と、呼吸、飲食、皮膚接触などの経路でどれだけ化学物質に接したか（曝露量）で決まり、概念的に式で表すと次のとおり。

化学物質の環境リスク＝有害性×曝露量

## 環境・リスクコミュニケーション

川崎市において、化学物質等の地域の環境に関する情報を、市民・事業者・行政が共有し、お互いに理解していくことを「環境・リスクコミュニケーション」としている。

川崎市では、環境・リスクコミュニケーションの取組として、化学物質対策に関するセミナーを開催するなどしている。

## 規制基準

法律又は条例に基づいて定められた公害の原因となる行為を規制するための基準であり、工場等はこの基準を守る義務が課せられている。

「大気汚染防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」では「排出基準」、「水質汚濁防止法」では「排水基準」、「騒音規制法」、「振動規制法」及び「悪臭防止法」では「規制基準」という用語が使われている。

## 嗅覚測定法（官能試験法）

人の嗅覚を用いて悪臭を測定する方法の総称である。臭気濃度、臭気指数を求める測定方法であり、国が定める方法は、三点比較式臭袋法、三点比較式フラスコ法である。3個の臭い袋（フラスコ）を用意して、このうち2個には無臭空気（水）を、残りの1個は採取試料を所定の倍数で希釈し、判定試験に適した嗅覚を有すると認められた判定員（6名以上）一人一人に、臭いのする袋（フラスコ）を選別させて、臭いを感じできなくなった希釈倍数を測定する方法をいう。（条例関連：第4章第2節 悪臭の防止）

## 九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市で構成され、大気中の窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の削減に係る自動車排出ガス規制及び自動車交通量対策等の調査・検討、大気中の光化学オキシダント及び微小粒子状物質の削減対策などの調査・検討を広域自治体で連携して行っている。

## CFC（クロロフルオロカーボン）

フロンガス的一种。昭和3(1928)年に開発され、冷蔵庫やカーエアコンの冷媒（冷却剤）、スプレアの噴射剤など様々な分野で使用されてきたが、オゾン層を破壊するため現在は生産が全廃されている。

## 公害

「環境基本法」では、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

## 公害防止等生活環境の保全に関する条例

平成11(1999)年に「川崎市公害防止条例」に代えて制定した条例。市民の健康を保護し、安全な生活環境の確保を目的に、事業活動等による公害の防止及び環境への負荷の低減を図る。工場・事業場が遵守すべき基準、事業活動及び日常生活における環境保全のための措置その他環境の保全上の支障を防止するために必要な事項を定めている。平成12(2000)年に施行した。

## 光化学オキシダント（光化学スモッグ）

光化学オキシダントは、自動車や工場から排出される窒素酸化物、揮発性有機化合物を主体とする原因物質が太陽光線に含まれる紫外線の照射を受けて化学反応を起こすことにより発生する。

光化学オキシダントの濃度が高くなると白いモヤがかかったようになることから、この現象を光化学スモッグと言う。光化学スモッグは気温、風速、日射量などの気象条件の影響を大きく受け、日差しが強く、気温が高く、風の弱い日の日中に発生しやすい。

## 光化学オキシダント環境改善評価指標値

光化学オキシダント(Ox)対策効果を評価す

るために市独自で設定した日中のOx生成量を把握するための指標。Oxは工場・事業場、自動車などから発生する窒素酸化物や揮発性有機化合物(VOC)などが原因物質となり、これらが太陽の紫外線と反応(光化学反応)することで生成される。このため、光化学反応が起こる日中のOx生成量を把握することで、原因物質削減によるOx低減の効果を把握することができる。

### 公共用水域

河川、港湾、沿岸海域、これらに接続する水路などの水域のことで、公共下水道等の終末処理場に接続している下水道管などを除いたものをいう。

### 交通需要管理(交通需要マネジメント)

(TDM: Transportation Demand Management)

自動車交通の時間、経路、手段の変更、自動車の効率的な使用による平準化、分散化、軽減化を図ることで交通渋滞の緩和を目的としている。交通渋滞の緩和は、間接的に自動車公害を防止することから、重要な自動車対策として位置づけられている。

(条例関連: 第10章第4節 交通需要管理区域の指定等)

### 国際環境規格(ISO14000シリーズ)

国際標準化機構(International Organization for Standardization)が制定した体系的な環境管理に関する国際規格である。企業活動、製品及びサービスの環境への負荷の低減が継続的に実施する仕組みを構築するための要求事項が規定されている。

(条例関連: 第3章第3節 環境行動事業所)

## 【さ行】

### 酸化触媒

酸化反応を促進する触媒。本文中では、ディーゼルエンジンの排出ガス中に含まれる粒子状物質を白金等の触媒酸化作用で除去する装置の

ことをいう。

### 自主管理優先物質

有害性の程度や市内の大気環境の状況等を鑑み、事業者による自主的な管理の優先度が高い物質であり、優先度が高い順に、排出抑制物質、排出管理物質に分類している。排出抑制物質は、事業者による自主的な管理の優先度が特に高く、大気への排出の抑制が望ましい化学物質。排出管理物質は事業者による自主的な管理の優先度が高く、大気への排出が増加しないことが望ましい化学物質。

### 質量の単位

kg(キログラム)	: 10 <sup>3</sup> g
mg(ミリグラム)	: 10 <sup>-3</sup> g (1千分の1 g)
μg(マイクログラム)	: 10 <sup>-6</sup> g (100万分の1 g)
ng(ナノグラム)	: 10 <sup>-9</sup> g (10億分の1 g)
pg(ピコグラム)	: 10 <sup>-12</sup> g (1兆分の1 g)

### 自動車排出ガス測定局

「大気汚染防止法」に基づき、都道府県知事は、大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。このため設置される測定局のうち、道路周辺に配置されたものを自動車排出ガス測定局という。

### 臭気指数

臭いの付いた空気や水を、臭いが感じられなくなるまで無臭空気(水)で薄めたときの希釈倍数を求め、その常用対数値に10を乗じた数値。

臭気指数 = 10Log(希釈倍数) 有効数字2桁

### 臭気濃度

次の計算式で計算された値である。

臭気濃度 = 10<sup>(臭気指数/10)</sup> 有効数字2桁

おおむね希釈倍数と同じ値になる。

(条例関連: 条例施行規則別表第10)

### 振動レベル(Lv)

振動加速度レベルに振動感覚の周波数特性に基づく補正を加えて、振動の大きさを表すもの

で、単位はデシベル（dB）で表す。

### 水準点

土地の標高を表す標石で地盤変動状況等を調べるための基準として用いられる。全国の国道や主要な道路沿いに2 kmごとに設置されている。

### 生活騒音

生活騒音とは、家庭のピアノ、クーラーの室外機や共同住宅の上下階の音などの日常生活に起因して発生する音のことをいう。騒音の大きさとしては概して小さく、限られた近隣の生活者にだけ影響を生ずる場合が多いこと、被害感が近隣との付き合いの程度にも左右されるとともに、被害者も場合によっては加害者になり得るといった特徴を持っている。

（条例関連：第11章第1節 生活騒音の防止）

### 生物化学的酸素要求量

（BOD：Biochemical Oxygen Demand）

水中の有機物が微生物によって酸化分解される際に消費される酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標で、この値が大きいくほど水中に有機物等が多く、汚濁負荷（汚濁の度合い）が大きいことを示している。

（条例関連：条例施行規則別表第12）

### 精密水準測量

地盤沈下や地殻変動等の調査では、水準点を基準点として用いている。地盤変動を0.1 mmの単位で求める精度の高い測量方法。

### 全窒素（T-N）

窒素化合物全体のことで、無機態窒素と有機態窒素に分けられる。さらに無機態窒素はアンモニウム態窒素（NH<sub>4</sub>-N）、亜硝酸態窒素（NO<sub>2</sub>-N）、硝酸態窒素（NO<sub>3</sub>-N）に分けられる。有機態窒素はタンパク質に起因するものと、非タンパク性のものとに分けられる。窒素は、富栄養化の要因になるもの。

### 全磷（T-P）

磷化合物全体のことで、無機態磷と有機態磷に分けられる。磷は、富栄養化の要因になるもの。

### 騒音レベル（L<sub>A</sub>）

音圧レベルに音圧感覚の周波数特性に基づく補正を加えて、騒音の大きさを表すもので、単位は、デシベル（dB）で表す。

### 【た行】

### 対策目標値

「川崎市環境基本条例」に定める環境目標値の達成に向けて、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」において講ずべき対策上の目標値をいう。

（条例関連：第2章第1節 対策目標値及び対策目標量）

### 対策目標量

対策目標値を達成するための市内の許容排出総量を設定するものであり、施行規則で広域汚染物質として、硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）、窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）、及び粒子状物質（PM）を規定している。

（条例関連：第2章第1節 対策目標値及び対策目標量）

### 代替フロン

オゾン層破壊への影響が大きいとして、モントリオール議定書により生産が全廃された特定フロン類の代替品として開発されたフロン類似品のことで、フロンと同等の性質を持ち、かつ、オゾン層の破壊能が低い又は全くないものである。代表的な代替フロンとしては、ハイドロフルオロカーボン（HFC）などがあるが、地球温暖化の原因物質であることから、排出抑制が求められている。

### 地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化防止京都会議において採択された

「京都議定書」を踏まえ、地球温暖化防止に向け、国や地方公共団体、事業者、国民それぞれの責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出抑制等のための計画の策定やその実施状況の公表等各主体の取組を促進する枠組みを整備することを目的に平成 11(1999)年 4 月に施行された。平成 14(2002)年 5 月には、同法律は改正され、京都議定書の目標実現のための施策が強化された。平成 17(2005)年 2 月の京都議定書発効を受け、全面施行された。

### 低公害車

電気自動車などその運行に伴って排出ガスを排出しない自動車又は排出ガスの排出量が相当程度少ないと認められる自動車、その他の環境への負荷の少ない自動車をいう。

(条例関連：第 10 章第 1 節 自動車による公害の防止及び環境への負荷の低減に係る使用者等の責務)

### 底質

湖沼や海域、河川などで水域の底にたまった表層土などの堆積物のこと。

### デシベル (dB)

2つの量  $I_0$  と  $I$  の比の常用対数の 10 倍で定義される単位。対数を用いるほうが騒音・振動などの大きさと人間の感覚とがよく一致するとされていることから、騒音・振動などの大きさは一般的に、基準となる物理量 ( $I_0$ ) を定めたデシベル (dB) が単位として用いられている。

$$L=10\log I/I_0 \text{ (デシベル)}$$

### テレメータ・システム

環境等の常時監視を行うため、各測定局の測定データをリアルタイムで収集・蓄積するシステムで、測定機、子局、通信回線、親局及びコンピュータ等で構成されている。

(条例関連：第 12 条 監視、調査等)

### DPF (Diesel Particulate Filter : ディーゼル微粒子捕集フィルター)

ディーゼルエンジンの排出ガス中に含まれる粒子状物質をフィルターにより捕集し除去する装置。

### 等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ )

一定時間に発生した騒音レベルを騒音のエネルギー値に換算して、時間平均したもの。国際的にも騒音の評価値として広く使われ、騒音の発生頻度や継続時間を含めた評価が可能であり、平成 11(1999)年 4 月施行の騒音に係る環境基準に採用されている。

### 毒性等量 (TEQ)

ダイオキシン類は、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD) 75 種類、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 135 種類及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) 十数種類の有機塩素化合物の総称である。そのうち、毒性のあるものは 29 種類であり、その毒性の強さは種類により異なる。TEQ とは、これらのうち、最も毒性が強い 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算して表示する単位のことである。

### 特定施設

大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害を防止するために各種の規制法は、「特定施設」を定義している。「大気汚染防止法」では、「特定物質を発生する」施設、「水質汚濁防止法」では、「有害物質又は生活環境項目として規定されている項目を含む汚水又は廃液を排出する」施設、「騒音規制法」では、「著しい騒音を発生する」施設をいう。政令でその規模、容量等の範囲が定められている。

### 特定フロン

オゾン層を破壊する物質のうち、CFC (クロロフルオロカーボン)、HCFC (ハイドロクロロフルオロカーボン) を指す。国際的な取組としてモントリオール議定書により生産量・消費量の段

階的な規制が行われており、日本では「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」により CFC は平成 8(1996)年 1 月、HCFC は令和 2(2020)年 1 月に生産が全廃されている。

### 土壌を用いた大気浄化施設

植物は光合成のガス交換を行う際、二酸化炭素ばかりでなく大気中の汚染物質も取り込む大気浄化能力を有するが、微生物を多く含む土壌も同様な能力を持つ。この土壌が有する吸着機能や土壌微生物による物質代謝機能（硝化・脱窒作用等）を利用して大気汚染物質を浄化する施設。産業道路の池上新田公園付近に高密度の植栽と土壌を用いた大気浄化施設を設けている。

---

## 【な行】

### 75%水質値

水質環境基準の生活環境項目である BOD、COD の適合状況を判断する場合、低いほうから 75% の位置にある水質値。

### 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

石油などの燃料に含まれている硫黄分が燃焼することにより発生する。自然由来の発生源として火山の噴煙等がある。酸性雨、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質を生成する原因物質でもある。

### 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

燃焼過程で発生し、工場や自動車等の排出ガス中に含まれる。排出ガス中には一酸化窒素 (NO) のほうが含まれる割合が大きいが、排出された一酸化窒素は大気中で酸化されて二酸化窒素となる。一酸化窒素と二酸化窒素を始めとした窒素の酸化物を総称して窒素酸化物といい、光化学オキシダントや酸性雨、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質を生成する原因物質の一つである。

### 年間 98% 値、年間 98 パーセントイル値

1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低い方から数えて 98% 目に当たる値。例えば有効測定日数が 365 日であった場合、低い方から数えて 358 番目の値。

### 年間 2% 除外値

1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高いほうから数えて 2% の範囲にある測定値を除外した後の最高値。例えば、有効測定日数が 365 日であった場合、高い方から数えて 8 番目の値。

### 燃料電池車

水の電気分解と逆の工程で、水素と酸素を化学的に反応させて発電し、動力源とする自動車。

### 濃度（体積分率）の単位

ppm : 100 万 (10<sup>6</sup>) 分の 1 をいう。

ppb : 10 億 (10<sup>9</sup>) 分の 1 をいう。

ppt : 1 兆 (10<sup>12</sup>) 分の 1 をいう。

### m<sup>3</sup>N (ノルマル立方メートル)

気体は、温度、気圧により体積が変化する。温度が 0 °C、圧力が 1 気圧の状態に換算したときの気体の体積を表す単位。

---

## 【は行】

### HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)

フロンガス的一种。CFC の代替物として開発され、ルームエアコンや業務用冷凍空調機器などに使用されてきた。しかし、CFC ほどではないもののオゾン層を破壊してしまうため国際的に規制の対象となっており、段階的に廃止することが決まっている。

### HFC (ハイドロフルオロカーボン)

フロンガス的一种。オゾン層を破壊しないため、代替フロンとして冷媒や発泡剤に使用されているが、強力な温室効果ガスであることから

地球温暖化の観点から問題となっている。気候変動枠組条約に基づく京都議定書において排出削減の対象とされている。

### ハイブリッド自動車

複数の動力源あるいはエネルギー源を組み合わせ、それぞれの動力の長所を利用した自動車をいう。通常時はエンジンで走行し、減速、停車時の余剰エネルギーを発進時、加速時の補助動力源とするパラレル方式のほか、エンジンの出力を利用して発電機で発電し、モーターを回転させて走行するシリーズ方式、エンジンによる出力を車軸への直接出力と発電機及びモーターを通した間接出力とに分離し、両者を最適な比率に組み合わせる方式がある。

### PRTR 制度

Pollutant Release and Transfer Register（環境汚染物質排出移動量登録）の略称。

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度。

このような制度は、アメリカ、カナダ、オランダ、イギリスなどの諸外国でも導入されており、我が国では、平成 11(1999)年 7 月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」により制度化された。

### PFAS

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称。PFAS の中には、撥水・撥油性、熱・化学的安定性等の物性を示すものがあり、撥水・撥油剤、界面活性剤、半導体用反射防止剤等の幅広い用途で使用されている。PFAS の中でも、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）は半導体用反射防止剤・レジスト、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤などに、PFOA（ペルフルオロオクタ

ン酸）はフッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤などに使われてきたが、難分解性、高蓄積性、長距離移動性があり、人への健康被害も懸念されることから、近年、国際的に製造等が禁止された。国では、公共用水域や地下水における暫定目標値として PFOS と PFOA の合算値で 50 ng/L と定めている。

### 光触媒

太陽光等の紫外線によって活性化され、それ自身は反応せずに他の化学反応を促進させる性質（触媒作用）を持つ物質のことをいう。二酸化チタンはその一つで、光触媒の作用により大気汚染物質の窒素酸化物等を分解する性質がある。産業道路沿道の歩道の一角に光触媒ブロックを敷設している。

### 微小粒子状物質

#### (PM2.5 : Particulate Matter 2.5)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 2.5  $\mu\text{m}$  以下のもの。一般に浮遊粒子状物質 (SPM) よりも人為起源粒子の割合が多く、主な構成成分は、ディーゼル自動車等から排出される元素状炭素や、硫黄酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化合物等のガス状物質が大気中で光化学反応等により粒子化する二次生成粒子（硫酸塩、硝酸塩、有機炭素等）などである。浮遊粒子状物質よりも粒径が小さく肺の奥まで入り込むため、呼吸器疾患を起こす確率が高いといわれている。

### 非メタン炭化水素

光化学反応性の乏しいメタンを除いたものを行い、光化学反応により光化学スモッグを引き起こす原因物質。非メタン炭化水素の発生源は、自動車排出ガス、石油タンク、ガソリンスタンド、塗装・洗浄工場等である。

### 貧酸素水塊

水に溶けている酸素の量が極めて少ない水塊のこと。東京湾のような閉鎖性水域で富栄養化によりしばしば底層に貧酸素水塊が形成され、水・底質環境の悪化を招き、魚介類の生息に影

響を及ぼしている。貧酸素水塊が形成される理由として、海水の交換がされにくい条件下（上下層の水温差による層の形成など）で底層の酸素が有機物の分解のために消費されることがあげられる。

### VOC（揮発性有機化合物）

Volatile Organic Compounds（揮発性有機化合物）の略称で、揮発性を有し、大気中で気体となる有機化合物の総称で、塗料、接着剤、溶剤、インク、ガソリン等に含まれている。代表的な物質としてはトルエン、キシレン、酢酸エチルなどであり、主なもので約 200 種類ある。

VOC は、有害性を持つことから健康影響が生ずる可能性があるほか、光化学オキシダントや微小粒子状物質の原因物質でもある。

### 富栄養化

元来は、湖沼が長い年月の間に流域からの栄養塩類の供給を受けて、生物生産の高い富栄養湖に移り変わっていく現象を指す概念であったが、近年の人口・産業の集中、土地利用の変化等に伴い、栄養塩の流入が加速され、人為的な富栄養化が急速に進行していく現象を指す。富栄養化の進行により、植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生する。更に進行すると水中の溶存酸素が減少し、魚介類のへい死や悪臭を引き起こす。海域・湖沼については、窒素・磷に関する環境基準の設定及び排水規制等の対策がとられている。

### 浮遊粒子状物質

(SPM:Suspended Particulate Matter)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 10 μm 以下のもの。発生源は、工場のばい煙、自動車排出ガスなど人の活動に伴うもののほか、自然界（土壌の巻き上げ、海塩粒子、火山灰など）のものがある。また、排出されたとき既に粒子としての性状をもつ「一次粒子」と、硫黄酸化物、窒素酸化物や揮発性有機化合物などのガス状物質が大気中で光化学反応等により粒子

化する「二次生成粒子」に分類される。

### 閉鎖性水域

外部との水の交換や流れが少なく、流入した汚濁物質が、そのまま蓄積するような状況にある内湾、内海、湖沼などの水域をいう。東京湾は周辺からの流入汚濁負荷が大きく富栄養化も進行し、赤潮が発生したりしている。

### 【ま～わ行】

### 有害大気汚染物質

大気中濃度が微量で急性影響は見られていないものの、長期的に暴露されることにより健康影響が懸念される物質群の総称。「大気汚染防止法」では、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの」と定義されている。

### 湧水地

地下水が地表に流れ出たものを湧水という。都市部では舗装や宅地化によって地表面の被覆が進み、雨水の浸透不足で地下水がかん養しにくくなり、湧水が枯渇していく傾向にある。

### 要請限度

自動車騒音及び道路交通振動により、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、道路管理者又は都道府県公安委員会に措置を要請（「騒音規制法」第 17 条、「振動規制法」第 16 条）する限度値をいう。また、「大気汚染防止法」第 21 条第 1 項の規定に基づく自動車排出ガスによる大気の汚染の限度を定める省令がある。

### 溶存酸素量（DO : Dissolved Oxygen）

水に溶け込んでいる酸素の量のこと。水中の有機物は好気性微生物により分解されるが、このときに酸素が消費される。有機物が多くなれば、微生物による酸素消費量が増え、溶存酸素量が減少するため、水質の汚濁指標の一つとし

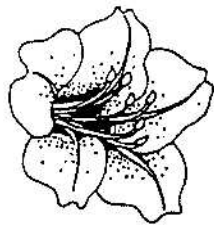
て用いられている。溶存酸素量が少ない状態が続くと、悪臭が発生したり、水生生物に影響を与えたりすることがある。

### **粒子状物質減少装置（PM 減少装置）**

ディーゼルエンジンの排出ガス中に含まれる粒子状物質を、白金等の触媒作用（酸化作用）やフィルターにより捕集し、燃焼等で除去する装置のことである。

### **類型**

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境項目については、水域の利用目的に応じた類型ごとに基準値が定められている。河川は 6 類型、湖沼は 4 類型（全窒素及び全リンについては 5 類型）、海域は 3 類型（全窒素及び全リンについては 4 類型）に区分されている。



市民の花 つっじ



市民の木 つばき

令和6（2024）年度 大気・水環境対策の取組  
（令和5（2023）年度の実績）  
令和7（2025）年3月発行

発行 川崎市

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

編集 環境局環境対策部地域環境共創課

電話 044（200）2398

FAX 044（200）3921

インターネットホームページ（川崎市の大気・水環境）

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000165064.html>